

季刊

社会保障研究



Vol. 27

Winter 1991

No. 3

研究の窓

証券スキャンダルと年金資金運用……………蠟 山 昌 一 224

特集・社会保障の経済分析

自由市場経済と再分配——再分配政策の決定をめぐる——……………岸 本 哲 也 226

国民医療費と医療制度……………錫 田 忠 彦 234

貯蓄率の解明——契約貯蓄か自由貯蓄か，実物資産要因か

金融資産要因か——……………橘 木 俊 詔 245

福祉支出の地域間格差……………齊 藤 慎・中 井 英 雄 265

——市町村歳出決算の老人福祉費を中心として——

個人年金需要の構造分析……………跡 田 直 澄・福 重 元 嗣 274

人口高齢化と公的年金……………岩 本 康 志・加 藤 竜 太・日 高 政 浩 285

論 文

新種保険としての社会保険……………庭 田 範 秋 295

人口の高齢化とドイツの年金保険の改正……………足 立 正 樹 311

動 向

社会保障法判例……………堀 勝 洋 319

——併給調整条項により支給停止された年金の支払いを求
める訴えが原告の死亡によって終了したとされた事例
(本村訴訟第1審及び控訴審判決)——

書 評

金森久雄・伊部英男編『高齢化社会の経済学』

正村公宏著『福祉社会論』……………石 弘 光 327

平成元年度社会保障給付費……………社会保障研究所 330

 社会保障研究所

研究の窓

証券スキャンダルと年金資金運用

証券スキャンダルとも言われた一連の不祥事は、行革審の答申がまとまり、損失補填を禁じる証取法改正が成立し、責任をとって橋本蔵相が辞任し、かなり落ちついてきた。とはいえ、行革審答申に基づく証券・金融検査委員会がどのような活動を行い、それが証券市場にどのような影響を及ぼすか、さらに他の行革審答申の内容が具体的にどのような制度改革として結実するのか、依然として実態は流動的である。そのさなかで、ひとつの基本的な問題を考えてみたい。それは損失補填問題とは何か、ということである。「何をいまさら」という疑問は十分に承知のうえで、あらためてこういう問いを発してみたい。というのは、これは厚生年金などの年金資金の運用のあり方と密接に関連しているからである。

多くの論者は、一部の大口投資家のみが補填を受けただけで、他の多くの投資家は株価暴落で多大な損失を被ったままなのだから、不公平だと問題視する。だが、どういう意味で公平か、不公平か、あいまいである。一般に、ものごとの公平・不公平を判断するとき、2つの意味が区別して使われる。ひとつは機会の均等・不均等という意味であり、もうひとつは所得や富の分配の平等・不平等という意味である。では、損失補填はどちらの意味で不公平とされたのだろうか。

第1に、損失補填が悪いのは、多くの人々が平等と考える所得や富の分配の状態からいじめるしくかけ離れた状態をつくりだしたからである。損失補填は、こういった理由で非難されたのだろうか。もしも、そうであれば、とくに年金福祉事業団のように広く一般の国民が加入し、資金を拠出することで成り立っている機関投資家が補填を受けることはほめられこそすれ、非難される謂れはないはずである。その補填分は広範囲に及ぶ年金加入者に結局は還元され、補填を受けなかった場合にくらべて、所得分配の状態は改善されるのだから。ところが、「年金福祉事業団お前もか」と言わんばかりの論調が実際である。

第2に、社会全体の所得分配という観点以外に、分配面での公平さを判断する基準が考えられないわけではない。証券投資については、投資の収益率が投資家によって大きな格差がないことが望ましい、という基準である。同じ1円でも、大口投資家と小口投資家ではいじめるしく差があるというのでは、資産所得の不平等が加速されるだろう。このような観点では、投資家によって投資収益率がある程度は異なることは許容される。何故なら、賢明な投資に必要な情報その他のコストは不変であるはずだから、大口投資家と小口投資家では、当然1円あたりの純投資収益率（市場収益率マイナス情報・取引費用）が異なってくる。これはひとつの必然である。問題は差があるにしても、その差が許容範囲内であるかどうかである。このような考え方からすると、損失補填を受けた投資家がどれだけの投資収益率を獲得したかが、まず問われなければならない。しかし、一般報道はおろか、国会においてすら、こうしたデータは追求されなかった。

第3に、分配の観点から大口投資家優遇を悪とする判断からは、決して株式を中心とする委託売買手数料の自由化という再発防止策は生まれてこないはずである。なぜなら、いま固定手数料を自由化するとしよう。そうすれば、現行の水準にくらべ、平均的な手数料水準は低くなるだろ

う。また、それだけでなく、小口投資家の手数料も以前にくらべて低下する可能性もなしとしない。しかし、もっとも確かなことは、相対的には大口売買の手数は安く、小口の手数は高くなる。それが競争市場のメカニズムなのであり、つとにニューヨーク、ロンドンで経験済みのことである。すなわち、委託売買手数料の自由化は小口投資家にくらべての大口投資家優遇を制度化することに他ならないのである。ところが、損失補填は不公平だから望ましくないとする多くの論者がこの提案に好意的である。

このように考えてみると、分配の観点から損失補填を悪とする判断の論拠はしっかりしていない、と言わざるを得ない。では、公平・不公平のもうひとつの意味である機会の均等・不均等の観点からはどうなのであろうか。これまでの証券取引法は事後的な損失補填を禁止しなかった。だが、事後的な損失補填と言っても、それが継続的に行われれば、補填を受け続けた投資家は次も補填を受けられると考えるのは当然である。継続的な補填は、法律的な判断はともかくとして、経済的には事実上事前的な損失保証と考えることができる。これは機会の意味で不公平であり、明らかに望ましくない。しかし、こうした判断が現実にも妥当するかどうかは、事後的な損失補填が事実上事前的な保証として働いたことが、立証されたうえで、判断されなければならない。これまでの議論ではこうした詰めはなされていない。たとえば、公表された補填先がどの程度継続的に補填を受けたのかが、少なくとも明らかにされなければならないはずである。しかし、こうしたデータはやはり明らかにされていない。

このように見てくると、損失補填を不公平だとして、「悪い」とする論拠は脆弱と言わざるを得ない。では、損失補填は悪くないのだろうか。そうではない。

私は、証券会社の損失補填の行為は、補填した側も、補填された側も、ともに非難されるべきだ、と判断する。証券市場のあるべき姿から見ると、そうした行為はあってはならないのである。補填のためにとられた手法について考えてみよう。国会における証券局長の答弁などこれまで伝えられたところから推測すると、証券会社はさまざまな手法で損失補填を行った。なかには、金額はわずかであるが、現金を支出するという方法もとられた。しかし、圧倒的に多いのはワラントや債券を利用して、優遇先の顧客に売買益を取得させるというものであった。ワラントや債券を補填先投資家に「安く売り」、しばらくして、「高く買う」といった手法で、損失補填を行ったのである。これは証券市場において証券会社（とくにディーラーとしての証券会社）に期待される機能と正反対の行動である。証券ディーラーは投資家から「安く買って、高く売る」ことに専念するが故に、存在意義がある。そうしてこそ市場の価格は安定化し、円滑な市場機能が実現する。また、市場は発展する。もちろん、結果として安く買う、高く売ることには失敗することはあろう。しかし、そうした意図せざる間違いと意図した補填は区別されなければならないし、区別が可能である。

このように見てみると、いま問われている損失補填行為はどんなに好意的に解釈しても、証券会社のあるべき姿とは逆行している。こうした行為が当たり前となれば、証券市場は死んでしまう。市場とともにあるはずの証券会社は言うまでもなく、大口投資家にとっても、これは自殺行為である。機関投資家はこうした点を今回の一連のスキャンダルから学ばなければならない。

蠟 山 昌 一

(ろうやま・しょういち 大阪大学教授)

自由市場経済と再分配

——再分配政策の決定をめぐる——

岸 本 哲 也

I 序

自由市場経済において決まる所得分配は必ずしも満足すべきものとはみなされず、それを変更するような再分配政策が実施される。それでは、どのような再分配政策が望ましいのだろうか。「必要に応じた」分配、「貢献に応じた」分配、あるいは、社会成員の所得の効用和を最大にするような分配など、古くから取り上げられているア・プリオリな分配基準を実現するような再分配が望ましい、というのもひとつの立場である。しかし、個人の選択を重要な価値とする自由市場経済の理念により良く適合するのは、各人が最良のものとして選ぶ再分配政策に基づいて導き出されたものが「望ましい」とする立場である。このような立場は、期待効用理論に端を発して、Lerner [6], Harsanyi [2] [3], Sen [10] によって具体化された。また、期待効用理論には依拠しないが、Rawls [8] もこの立場に立つ。

ところで、再分配政策は政府の政策として実施される。自由市場経済を軸とする社会において、政府の政策は通常代議制民主主義の形をとる政治過程を通して決定される。上に述べたような「望ましい」再分配政策も政治過程を通過しなければ実現されることはない。

本論文は、まず簡単なモデルを設定したうえで、市場経済で実現する自らの所得が分からないという状況の下で社会成員が最良として選ぶ再分配政策を導き出してその性質を調べる。それは、Lerner [6], Sen [10] が示したような均等分配

をめざす政策であることが判明する。ここで得られた政策に関しては人々の利害は一致し、それが政治過程を通過するにあたって問題はない。他方、人々が自らの所得を知った後に最良と思う政策を選択するのであれば、利害の対立が生じ、政治過程での調整が必要になる。しかし、政治過程にある種の加工を加えるなら、前述の人々が一致して選ぶ政策とほぼ同じものが利害対立のなかから生み出されるのである。論文の残りの部分では、このことが説明される。

II節ではモデルが設定され、III節とIV節では将来に備えての私的対応（保険あるいは貯蓄）が不可能な場合と可能な場合に分けて、所得に関する不確実性の下で人々が最良として選ぶ再分配政策を求める。ここでは利害対立は起こらない。V節では、所得が判明した後に人々が再分配政策を選び、利害対立が生じて政治過程による調整が必要な場合を扱う。最後に、VI節は以上の議論のまとめにあてられる。

II モデル

社会成員はすべて同じ長さの稼得期と引退期の2期間を生きる。したがって、ある時点をとると、稼得世代と引退世代が存在する。人口は n の率で増加している。稼得所得は市場において決まる。具体的には、 $p(0 < p < 1)$ の確率で所得 y が、 $1-p$ の確率で所得 0 が得られる。この確率は客観的に観察され、すべての人が知っているとする。以下では、 y を得た人々を「 y タイプ」、 0 を得た人々を「 0 タイプ」と呼ぶ¹⁾。社会成員の人数

は十分に大きく、実際に稼得所得が判明したときには y タイプの人の割合が p , 0 タイプの人の割合は $1-p$ になっているとする。引退期には稼得所得は確実に 0 になる。人々は 2 期間の消費の組み合わせ (c_1, c_2) に関して危険回避的な選好をもつ。したがって、人々の選好は強い意味での凹関数 $U(c_1, c_2)$ によって表される。 U の性質については、 $U_1, U_2 > 0$, $U_1(0, c_2) = U_2(c_1, 0) = +\infty$, $U_{12} > 0$ と仮定する。なお、 U の下ツキ数字 i は c_i による偏微分を表す ($i=1, 2$)。第 2 の仮定は、いずれの期にも消費が 0 になるような消費の組み合わせは選ばれないことを意味する。第 3 の仮定は、稼得期の生活水準が高いほど引退期の消費への評価が高く、生活水準の慣習化を意味する。なお $y, p, U(\cdot)$ はすべての世代内、世代間を通じて共通であるとする。

III 再分配政策の事前決定 (その 1)

公的再分配政策が稼得期の人々の所得が判明する前に決定されなければならない状況を想定しよう。まず、将来に備えての私的保険や私的貯蓄などの私的対応ができない場合から始める。私的対応が可能な場合は次の IV 節で扱う。

再分配政策は二重の内容をもつ。まず第 1 は稼得世代内での所得移転であり、第 2 は稼得世代から引退世代への所得移転つまり老齢年金である。後者は賦課方式で行われるとする。稼得世代の人々は、現在引退世代にある人々に一定の年金を与えるための拠出をするのと引き換えに、自分が引退期に入って稼得所得がなくなったときには、次世代の人々の拠出によって同額の年金を得る。

以上の制度を定式化しよう。ある時点において稼得期にある世代 (以下では「現世代」と呼ぶ) の人口を 1 とすると、その時点で引退期にある世代 (以下では「前世代」と呼ぶ) の人口は $1/(1+n)$ になる。現世代の y タイプの人は稼得所得 y を得るが、そこから公的再分配政策のための拠出 x を払い、その残りが稼得期の消費になる。この x は、現世代の 0 タイプの人々への移転 v と、前世代の人々への年金の財源として使われる。年

金については、拠出をした人としなかった人の間に差をつける可能性を残すために、前者への年金給付を z^y , 後者へのそれを z^0 とする。現世代の人口を 1 とすると、現世代 y タイプの人口は p , 0 タイプの人口は $1-p$ であるから、政府の再分配政策の収支均等は、

$$px = (1-p)v + \frac{1}{1+n} \{pz^y + (1-p)z^0\} \quad (1)$$

になる²⁾。

現世代の人々が自己の稼得所得が判明する以前に最も望ましいと思える再分配政策を選ばなければならないので、彼らは (1) の制約の下で期待効用最大化、

$$\text{Max}_{x, v, z^y, z^0} \{pU(y-x, z^y) + (1-p)U(v, z^0)\} \quad (2)$$

を達成するような再分配政策 (x, v, z^y, z^0) を最も望ましいものとして選ぶだろう。 U と p がすべての人に共通であることから、各人が最良として選ぶ再分配政策は一致して、政治過程において利害の対立は生じない。

Lerner [6], Harsanyi [3], Sen [10], Rawls [8] が望ましい所得分配を求める際に使った状況設定は、人々が自己のもつ選好 (効用関数) についての不確実性を伴うものであった。自分が誰の選好をもつことになるのか分からず、それが最大化にあたって結果的には他者に配慮することにつながっている。それは「社会契約」を形成する枠組みなのである。しかし、ここでは、社会契約ではなく、もう少し具体的な再分配政策の選択を扱うので、各人は自己の選好をすでに知っていて、所得のみについて不確実であると想定している³⁾。すべての人の選好は同じであると仮定されているので、所得に関する不確実性によって、結果的には他者 (自分と違った所得を得る人) に配慮することにつながるのである。

U に関する仮定により、内点解が保証され、1 階の条件は、

$$U_1^y = U_1^0 \quad (3)$$

$$\frac{U_1^y}{U_2^y} = \frac{U_1^0}{U_2^0} = 1+n \quad (4)$$

である。ただし、 $U_1^y = \partial U(y-x, z^y) / \partial c_1$, $U_2^0 =$

$\partial U(v, z^0)/\partial c_2$, そして U_2^y , U_1^0 についても同様である。(3)(4)より,

$$U_2^y = U_2^0 \quad (5)$$

(3)(5)は、各期の消費の限界効用が、実現した稼得所得のいかんにかかわらず等しくなることを示す。そして、このことは再分配政策がすべての人の生涯消費（したがって再分配後の所得）が同じになるように設計されることを意味する。それは以下のようにして示される。

(3)の解によって与えられる i タイプの個人の各期の消費を (c_1^i, c_2^i) ($i=y, 0$) と表す。 $(c_1^y, c_2^y) \neq (c_1^0, c_2^0)$ であれば、 U が強い意味で凹であることから、

$$U^y + U_1^y(c_1^0 - c_1^y) + U_2^y(c_2^0 - c_2^y) > U^0 \quad (6)$$

$$U^0 + U_1^0(c_1^y - c_1^0) + U_2^0(c_2^y - c_2^0) > U^y \quad (7)$$

ただし、 U^i は $U^i(c_1^i, c_2^i)$ ($i=y, 0$) を表す。(6)(7)の両辺を加えると、

$$(U_1^y - U_1^0)(c_1^0 - c_1^y) + (U_2^y - U_2^0)(c_2^0 - c_2^y) > 0 \quad (8)$$

が得られる。しかし、(3)(5)より(8)の左辺は0になり、矛盾をきたす。したがって、 $(c_1^y, c_2^y) = (c_1^0, c_2^0)$ でなければならない。

この均等分配への志向は p の大きさと独立である。期待効用最大化の目的関数(2)の形から、 p が大きければ一見 y タイプの効用水準を0タイプのそれよりも大きくすることが有利のようにみえるがそうではない。そのときには、0タイプの人への1単位の所得移転のための y タイプ1人あたり負担が小さくなるので、所得移転のコストが下がったとみなすことができ、自己が0タイプに入ってしまったときに備えての所得移転をより大きくする誘因が働く。これら2つの相反する力が相殺し合って、結局均等分配が選ばれるのである。

$y - x = v$, $z^y = z^0 = z$ になるから、(1)より、

$$py = v + \frac{1}{1+n}z \quad (9)$$

(9)(4)から、 (v, z) の選択は(9)の制約の下に $U(v, z)$ を最大化するものとして表すことができる。それは図1に示されている。 $U_{12} > 0$ の仮定

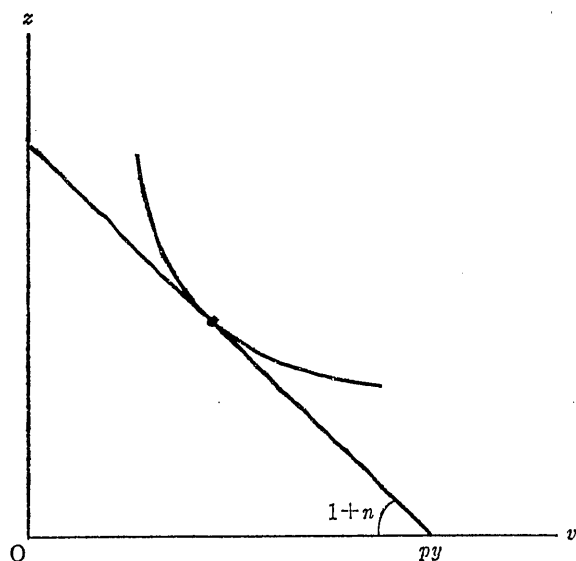


図1 (v, z) の選択

により、 (c_1, c_2) に関する所得効果は正であるから、 p が大きくなれば v, z は大きくなる。 p の増加は y を稼得する人数の増加を意味し、社会全体で分配することのできる総所得が大きくなるのだから、これは当然の結果である。

この均等分配への志向が生じるロジックは Lerner [6], Sen [10] が示したものと全く同じである。人々は自己の稼得所得がどれほどになるかを知る前に再分配政策についての選択を迫られていて、危険回避の態度により、リスクを完全になくした状態を選ぶのである。ただ、ここでは均等分配は二重の意味を与えられている。まず、現在（稼得期）の消費が現世代内で均等になるように再分配が行われる。さらに、引退期の年金についても、稼得期に拠出をしたか否かを問わずに均等になるように設計される。所得比例の年金の考え方はここからは出てこない⁴⁾。

ここで重視されるべきことは、均等分配という結果自体よりも、むしろそれが導き出される過程である。情報の欠如のために、人々は（情報が得られた後の）他者のことをも自分のこととして考慮せざるを得ない状態を選択をして、それがすべての人に共通のものであるところに重要性がある。これが、結果として導き出された再分配政策にある意味での規範性を与えるのである。

IV 再分配政策の事前決定 (その2)

議論を先に進める前に、将来の所得の欠如に備えて私的対応ができる場合をみておこう。

まず、私的保険を取り上げる。それは、稼得所得に関する所得保険である。保険契約の内容は、所得 y が実現すれば保険金は支払われないが、所得 0 が実現すると定められた保険金が支払われるというものである。保険料を t 、保険料差引後の純保険金を a とする。 y タイプと判明した加入者は t を払うのみであり、0 タイプと判明した加入者は a を受け取るということになる⁵⁾。

つぎに、引退期に備えての私的年金に移ろう。稼得期に保険料 u を支払うと、引退期に年金給付 w が受けられる。現世代 0 タイプの人々も移転所得 v から保険料を支払うことができるかもしれないので、潜在的な加入者とされる。もちろん、実際には彼らは加入しないかもしれない。ある時点を取り、その時点で加入した人の数を d とすると、その時点での年金受給者は (人口成長率が n であるから) $d/(1+n)$ である。保険会社の収入は du 、支出は $dw/(1+n)$ であるから、保険会社の利潤は $d\{u-w/(1+n)\}$ である。

保険会社の利潤は競争の結果 0 になるとしよう。もちろん、保険の種類ごとに利潤 0 でなくてはならない。したがって、

$$pt = (1-p)a \quad (10)$$

$$u = \frac{1}{1+n}w \quad (11)$$

公的再分配政策はⅢにおけるものと同じであるから、個人の最大化は (1) の制約の下で、

$$\begin{aligned} \text{Max}_{\substack{x, v, z^y, z^0 \\ a, w}} & \left\{ pU\left(y - x - \frac{1-p}{p}a - \frac{w}{1+n}, z^y + w\right) \right. \\ & \left. + (1-p)U\left(v + a - \frac{w}{1+n}, z^0 + w\right) \right\} \quad (12) \end{aligned}$$

となる。ここで、

$$v' = v + a - \frac{w}{1+n}$$

$$z^i = z^i + w \quad (i=y, 0)$$

$$px' = px + (1-p)v' + \frac{1}{1+n}z^{y'}$$

とおくと、(12)の最大化は、

$$px' = (1-p)v' + \frac{1}{1+n}\{pz^{y'} + (1-p)z^{0'}\} \quad (1')$$

の制約の下で、

$$\text{Max}_{\substack{x', v', z^{y'}, z^{0'}}} \{pU(y-x', z^{y'}) + (1-p)U(v', z^{0'})\} \quad (12')$$

になる。これは、形式的には (1) の下での (2) の最大化と全く同じである。したがって、(12') の解は実質的にはⅢ節で得たものと同じであり、公的再分配の全部あるいは一部が私的保険に置き換えられるだけである。そして最終的な結果もⅢ節と同様の均等分配ということですのですべての人々が一致する。

保険会社の利潤 0 の条件が、公的再分配政策の収支均等と同じ役割を果たし、私的保険と公的再分配政策が、個人からみれば全く同じものになっているのである。

つぎに私的貯蓄を取り上げよう。稼得期に行った貯蓄 s が利率 r の下で引退期には $(1+r)s$ の消費を可能にする。少し奇妙に思えるかもしれないが、0 タイプの人々も移転所得から貯蓄をすることができるので、それぞれのタイプの人々の私的貯蓄を s^y, s^0 として区別しよう。議論の簡単化のために、私的対応はこの貯蓄のみであるとしよう。そして、公的再分配に関する選択はやはり稼得所得が判明する以前に行われるものとする。そうすれば、すべての個人の最大化は、(1) の制約の下で、

$$\begin{aligned} \text{Max}_{\substack{x, v, z^y, z^0 \\ s^y, s^0}} & \{pU(y - s^y - x, (1+r)s^y + z^y) \\ & + (1-p)U(v - s^0, (1+r)s^0 + z^0)\} \quad (13) \end{aligned}$$

となる。いずれの期にも消費が 0 になることは望まれないので、 x と v については内点解が保証される。ラグランジュ乗数を λ とすると、1 階の条件は、

$$U_1^i = \lambda \quad (i=y, 0) \quad (14)$$

$$(1+r)U_2^i \leq U_1^i \quad (\text{不等号なら } s^i=0, i=y, 0) \quad (15)$$

$$(1+n)U_2^i \leq \lambda \quad (\text{不等号なら } z^i=0, i=y, 0) \quad (16)$$

である。

ゼロ消費は望まれないから、 $s^i=0$, $z^i=0$ ($i=y, 0$) が同時に成り立つことはない。もし、 $r < n$ であれば、(16)が等号で成り立ち、(15)は不等号になる。したがって、 $s^i=0$ ($i=y, 0$) となる。私的貯蓄は行われず、Ⅲ節と全く同じ結果が得られる。これは私的貯蓄の利子率が人口増加を通じた公的年金の「生物学的利子率」より低いために、私的貯蓄よりも公的年金に頼るほうが有利になるためである⁶⁾。 $r=n$ であれば、私的貯蓄と公的年金は無差別となり、もし私的貯蓄が行われるなら、それに対応して公的年金が縮小される。この場合もⅢ節の結論は変わらない。 $r > n$ のときには、私的貯蓄が公的年金よりも有利になるので、 $s^i > 0$, $z^i=0$ ($i=y, 0$) が得られる。公的再分配は現世代内でのみ行われ、年金については、 y タイプも 0 タイプもともにその現在所得（移転所得を含む）からの貯蓄によって引退期の消費をまかなう。そして、(15) が等号で成り立つことと (14) から、 $U_1^y=U_1^0$, $U_2^y=U_2^0$ が得られ、やはりどちらのタイプにも均等な消費が与えられるような公的再分配政策が全員一致で選ばれる。

0 タイプの人々が受け取る移転所得から貯蓄が行われることは奇異に感じられるかもしれない。しかし、0 タイプの人の引退期の所得を確保するために、公的年金制度を設計して生物学的利子率 n の収益率を得るよりも、私的貯蓄によって r の収益率を得るほうが有利なのだから、公的年金 z^0 を支払うよりも、貯蓄をする余裕が生じるほどの現在所得の移転をするほうが好まれるのである。

V 再分配政策の事後決定

私的保険や私的貯蓄がⅢ節の結論に実質的な影響を与えないことをみたので、公的再分配政策のみが問題になる場合に戻ろう。ただ、ここではその決定が稼得所得が判明してから行われるものとする。この場合には不確実性がないので、他者の状態に配慮する誘因は働かなくなる。

1つの時点をとると、人々は4つのタイプに分けられる。稼得期にある現世代の y タイプならび

に 0 タイプ、そして引退期にある前世代の y タイプならびに 0 タイプである。現世代の y タイプ、0 タイプのそれぞれの最大化は、(1)の制約の下でそれぞれ別個に、

$$\text{Max}_{x, v, z^y, z^0} U(y-x, z^y) \quad (17)$$

$$\text{Max}_{x, v, z^y, z^0} U(v, z^0) \quad (18)$$

となる。

現世代 y タイプの人々にとって、 $v, z^0 > 0$ とするのは自らの生活水準を下げるのであるから、すべて 0 として、自己の引退後の年金を最大限に確保するために、拠出者のみが年金を与えられるという公的再分配政策が最良であろう。つまり、

$$\text{Max}_{z^y} U\left(y - \frac{1}{1+n} z^y, z^y\right) \quad (17')$$

の解が最も望ましいのである。

他方、現世代 0 タイプの人々は、移転所得をできるだけ大きくすることが有利なのであるから、 y タイプの人々からすべての所得を取り去って移転所得の財源として、年金制度については 0 タイプの人々のみが与えられるという制度を選ぶだろう。したがって、(18)の最大化は、

$$\text{Max}_{z^0} U\left(\frac{p}{1-p} y - \frac{1}{1+n} z^0, z^0\right) \quad (18')$$

に帰する。(17')(18') は、現世代 y タイプの人々の稼得所得をいずれかのタイプの人々がすべて取ってしまうという極端な解を与える。

引退期に入っている前世代の人々の最大化は(1)の制約の下に y タイプは(19)、0 タイプは(20)となる。ただし、 $\bar{x}, \bar{v}$ はすでに過去に確定したもので定数とみなされる。

$$\text{Max}_{x, v, z^y, z^0} U(y-\bar{x}, z^y) \quad (19)$$

$$\text{Max}_{x, v, z^y, z^0} U(\bar{v}, z^0) \quad (20)$$

(19) (20)は結局、それぞれ(1)の制約下で z^y, z^0 を最大にすることに帰する。彼らは現在年金受給者なので、現世代の人々の拠出をできるだけ大きくして、それを自らが年金でもらえるような再分配政策が最も望ましいと考える。

もちろん、(17)~(20)の最大化はあまりに単純化されている。このような極端な利害対立は実際には生じないかもしれない。何らかの倫理観から、

自分がすべてを取り他者には何も残さないという
ような極端な自己中心的選択は自発的に抑制され
るだろう。また、他者を極端な貧困に陥れるなら、
そこに外部効果が働き、かえって自己の効用が低
くなることも考えられる⁷⁾。その結果、(17)～
(20)の極端な解は少し修正されるかもしれないが、
しかし、基本的には鋭い利害対立が含まれること
に変わりはない。

このような利害対立のなかで公的再分配政策を
決めるのであるが、それは何らかの政治過程によ
る。自由市場経済を軸にしている社会では主とし
て代議制民主主義がとられ、社会成員（有権者）
が自己の利益に向けて多かれ少なかれ政治決定に
参加することができる。この過程を大づかみに描
写すれば、各タイプの人々の利益が、それぞれの
政治影響力に応じて実現するということになる。
そして、パレート改善の余地があれば、それはす
べて尽くされるとすれば、このプロセスは、(1)
の制約の下に、各タイプの政治影響力を反映する
ウェイトをつけた効用和を最大化するということ
で近似できる。つまり、(1)の制約の下に、

$$\begin{aligned} \text{Max}_{x, v, z^y, z^0} \{ & q_1 U(y-x, z^y) + q_2 U(v, z^0) \\ & + q_3 U(y-\bar{x}, z^y) + q_4 U(\bar{v}, z^0) \} \end{aligned} \quad (21)$$

と表すことができる。 $q_i > 0$ ($i=1, 2, 3, 4$)はそれ
ぞれ、現世代 y タイプ、現世代 0 タイプ、前世代
 y タイプ、前世代 0 タイプの人々の相対的政治影
響力の指標であり、 $\sum q_i = 1$ である。

(21)の $\{ \}$ 内の最初の2項に注目しよう。そ
れを変形すると

$$(q_1 + q_2) \{ q U(y-x, z^y) + (1-q) U(v, z^0) \} \quad (22)$$

となる。ただし、 $q = q_1 / (q_1 + q_2)$ であり、現世代
のみを取り出したときの y タイプの相対的政治影
響力である。もし $p = q$ であれば、(22)の最大化
は(2)の最大化と同じ結果をもたらす。 $p = q$ は、
現世代の両タイプの政治影響力と人数（票数）が
比例関係にあることを意味する。平均所得を境に
して勤労者世帯を高所得世帯と低所得世帯に2分
すると（これはわれわれのモデルの現世代 y タイ
プと現世代 0 タイプに対応する）、通常の分布で
は低所得世帯のほうが多い⁸⁾。したがって、 $p = q$

が成り立つためには、 0 タイプの政治影響力が y
タイプのそれよりも大きくなければならない。政
治決定がもっぱら票数のみに依存するのであれば、
それは成り立つかもしれない。しかし、実際の政
治過程は、票（人数）以外の要因、例えば政治資
金への拠出など政治活動のために動員できる資源
に大きく依存する。このことから、現実には $q >$
 p となっているものと推測される。

$q > p$ となっている場合には、(22)の最大化の
ための1階の条件は、ラグランジュ乗数を λ とす
ると、

$$U_1^y = \frac{p}{q} \lambda < \frac{1-p}{1-q} \lambda = U_1^0 \quad (23)$$

$$U_2^y = \frac{p}{q(1+n)} \lambda < \frac{1-p}{(1-q)(1+n)} \lambda = U_2^0 \quad (24)$$

である。(8)と(23)(24)より、 $c_1^y > c_1^0$ あるいは
 $c_2^y > c_2^0$ のいずれかは必ず成り立たなければなら
ない。いま、前者が成り立っているとする。そう
すれば、 $U_{12} > 0$ の仮定により、共通の c_2 に対し
て、 $U_2^y(c_1^y, c_2) > U_2^0(c_1^0, c_2)$ である。 $U_{22} < 0$ で
あるから、(24)が成り立つためには $c_2^y > c_2^0$ でな
ければならない。図2がそのことを示している。
同様に、 $c_2^y > c_2^0$ が成り立っているとして、
 $c_1^y > c_1^0$ を導出することができる。再分配政策が
行われた後の現世代 y タイプの現在消費と引退期
消費はともに現世代 0 タイプのそれよりも大きい。
(21)から得られる結果は(2)から得られる結果と
比べて、現世代 y タイプが現世代 0 タイプよりも
有利になっているのである。

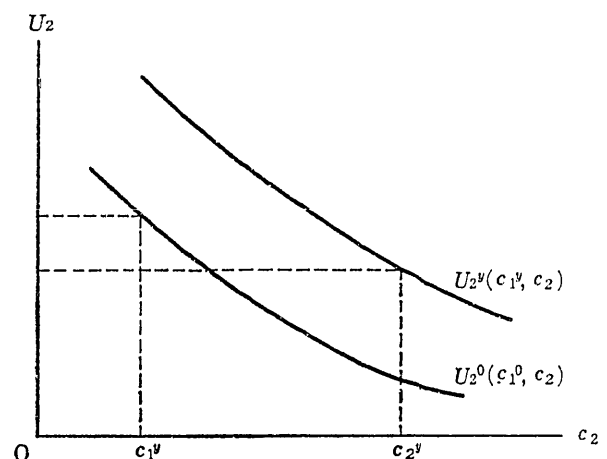


図2 不均等分配

ところで、(21)の最大化には(2)と異なり、{ }内3, 4項が含まれている。これは、(2)の解に比べて、引退期の消費をふやすように働く。前世代の政治影響力はそれほど強くはないかもしれないが、少なくともその数においては稼得世代に対して相対的に大きくなってきているので、これらの追加項による影響は今後大きくなると予想される⁹⁾。

本節の結果を要約しよう。公的再分配政策の事前選択(2)と事後選択(21)の結果の主要な相違点は2つある。まず、現実の政治影響力の分布を考慮すれば、事後選択においては、現世代高所得者(γタイプ)がより有利になっている。つぎに、同一個人の生涯消費の配分をみると、事後選択では引退期消費が事前選択におけるよりも重視されている。

VI 結 語

経済理論においては、不確実性は自由市場経済における資源配分の効率性を損なう重要な要因として、あまり歓迎されない。しかし、所得再分配の決定に関する限りは、自己の稼得所得上の地位が判明する以前に選択を迫られる場合には、結果的に人々に他者の利益をも考慮に入れる誘因を与え、各人がそれぞれ望ましいとするものに一致をみる可能性が開けるのである。不確実性は合意形成の観点からすれば歓迎すべきものである。

人々が稼得所得に関して現実直面する不確実性は、本論文のⅢ節とⅤ節で扱った極端なケースの中間にあるだろう。稼得期は通常約40年にわたる。ちょうどその半分を経過した人を代表的個人とみるなら、その人の過去と現在の稼得所得は確定しているが、将来の20年間については不確実である。現時点での稼得所得が確定しているから、その人は(19)あるいは(20)のような最大化をめざす誘因をもつが、同時に将来20年間の不確実性に面しているので(2)のような最大化をめざす誘因も働いている。その選択は、これらの中間に位置するものとなろう。いずれにしても、そこには多かれ少なかれⅤ節でみたような利害対立が発生し、

政治過程による調整が行われることになる。

政治過程における決定が(21)のような形で行われ、各集団の政治影響力がその集団の人数(票数)に応じて決まっているなら、現世代内での再分配は(2)で選ばれるものに近いものになる。しかし、現実の政治過程においては、票数以外の要因、特に政治資金の果たす役割によって、政治影響力は高所得者により有利に傾く。したがって、現実の政治過程からは、不確実性の下で全員一致をもたらすような決定とは異なるものが実現する。ここで、政治影響力が票数以外の要因によって左右されるのを排除すれば、政治過程から生じる決定を、不確実性の下で全員一致で選ばれるものに近づけることができる。これは、自由市場経済において、すべての経済主体が自らが市場で支払ったり受け取ったりする金額を通してのみ資源配分に影響を与え、それ以外の市場支配力をもっていなければ、効率的な資源配分が達成できるという命題と形式的に似ている。このような意味において、政治過程のなかで票数(人数)に応じた影響力以外の要因を排除することは望ましいと主張することができる。

なお、ここでいう「票数に応じた政治影響力」は直接投票における単純な多数決では実現できないことをつけ加えておこう。その下では、各集団から提起されている案のうち、過半数を得たもの、あるいは最多票を得たものが選ばれるので、その案が代表する集団の利益以外のものはすべて無視されてしまう。「票数に応じた政治影響力」は各集団がそれぞれにとって最も望ましいと考える案を提起したうえで、それらを交渉のなかで調整し、人数に応じた妥協案に到達することによって達成される。

つぎに、(21)の政治過程における決定には前世代の影響力が別個に含まれていることの帰結をみよう。その結果は、Ⅴ節で指摘したように、(2)から得られるものと違ったものになる。しかし、この乖離はあまり重視する必要はない。(2)の最大化はすでに各人の引退期をも含めた将来生活の設計をも含んでいるが、人々がピグーの主張するように¹⁰⁾、将来の生活を現在の生活よりも(その

真の選好に反して) 低く評価してしまう傾向があることを認めるなら, (21)に含まれる前世代による政治影響力は多かれ少なかれそれを是正する役割を果たす。

最後に, 見かけ上の類似にもかかわらず, $q=p$ という条件が満たされたうえで(21)から得られた再分配政策と(2)から得られたそれでは, 人々(特に再分配のために拠出をする人々)のインセンティブに関しては大きな違いがあることを指摘しておこう。(2)から得られた政策はすべての人々が最良として受け入れるものであるのに対して, (21)から得られた政策は利害対立のなかでの妥協の産物であるから, たとえ形式的には同じ政策であっても, 人々がそれを受容する度合いは小さい。そのために, 再分配政策がもたらす労働インセンティブへの悪影響が無視できないものになる可能性がある。

注

- 1) 0タイプの人々の稼得所得は y より小さいどのような水準でもよい。ここでは簡単化のために0としたにすぎない。
- 2) 0タイプの人々が移転所得 v のなかから年金のための拠出をすることが考えられるが, 表記を複雑にするだけなので, v はそのような拠出があるのなら, それを支払った後に残った額とする。
- 3) Buchanan [1]は, このような所得の不確実性の下で, 人々が最も望ましいと考える所得税累進構造を導き出そうと試みた。
- 4) 人々の選好が同じでなくても均等分配という結論は変わらない。(2)の最大化において, U の代わりに各人異なる関数 U^j が用いられるが, U^j の形状に関して U と同じ仮定があたると, すべての j について均等分配という結果が得られる。
- 5) 稼得所得が判明する前に保険契約をするので, 加入者の保険料支払い能力に問題が生じる。これは, 保険料を契約時ではなく, 加入者が稼得所得を得た時点で支払うという後払い制によって回避できる。
- 6) 生物学的利子率については, Samuelson [9]。
- 7) これは Hochman and Rogers [4] による「パ

レート最適再分配」に含まれている視点である。

- 8) 日本では 1989 年度において, 勤労世帯(標準世帯)の平均所得は602万円であり, 600万円以上の所得を得た世帯の割合は 42% である(総務庁統計局[11])。
- 9) 日本において, 生産年齢人口と65歳以上人口の比は1975年に9対1であったものが, 2000年には9対2になると予想されている(厚生省[5])。
- 10) Pigou [7], Part I, Chap. 2.

参考文献

- [1] Buchanan, J. M., *Public Finance in Democratic Process*, North Carolina University Press, 1967 (山之内光躬・日向寺純雄訳『財政理論』, 勁草書房, 1971年)。
- [2] Harsanyi, J. C., "Cardinal Utility in Welfare Economics and in the Theory of Risk Taking," *Journal of Political Economy*, Vol. 61, 1953.
- [3] —, "Cardinal Welfare, Individualistic Ethics, and Interpersonal Comparisons of Utility," *Journal of Political Economy*, Vol. 63, 1955.
- [4] Hochman, H. M., and Rogers, J. D., "Pareto Optimal Redistribution," *American Economic Review*, Vol. 59, 1969.
- [5] 厚生省人口問題研究所編『日本の将来推計人口』昭和61年12月推計。
- [6] Lerner, A., *Economics of Control*, Macmillan, 1944 (桜井一郎訳『統制の経済学』, 文雅堂書房, 1961年)。
- [7] Pigou, A. C., *The Economics of Welfare*, Macmillan, 4th ed. 1932 (気賀健三・千種義人・鈴木諒一・福岡正夫・大熊一郎訳『厚生経済学』, 東洋経済新報社, 1954年)。
- [8] Rawls, J. A., *Theory of Justice*, Harvard University Press, 1971 (矢島鉤次訳『正義論』, 紀伊國屋書店, 1979年)。
- [9] Samuelson, P. A., "An Exact Consumption-Loan Model of Interest with or without the Social Contrivance of Money," *Journal of Political Economy*, Vol. 66, 1958.
- [10] Sen, A. K., "Planners Preferences: Optimality, Distribution and Social Welfare," in Margolis, J. & H. Guitton (eds.), *Public Economics*, Macmillan, 1969.
- [11] 総務庁統計局『家計調査年報』平成2年度版。(きしもと・てつや 神戸大学教授)

国民医療費と医療制度

鍋田 忠彦

I 国民医療費をめぐる問題

医療保険・労災・生活保護の医療扶助、さらに公費負担医療など医療費の合計を示す「国民医療費」は、たぶん日本固有の言葉だろう。英語では health care expenditure で、両者の間に厳密には若干の差異もあるが¹⁾、日本ではこの言葉はすでに十分に市民権を得ている。そこでこの言葉を小論では英語の訳語にあてよう。国の医療に対する支出を示す指標としては、この国民医療費の対 GDP や GNP に占める値が、国際比較をする際に一般に採用される。表 1 は OECD 参加国の対 GDP の比率が、1975年から 87年まで計算されている²⁾。西側の先進各国を網羅した OECD のこの値の平均は、75年 6.5%、80年 7.0%、85年 7.4%、87年は 7.5% に達した³⁾。先進各国で国民医療費が、絶対的にも相対的にも、急激に増大していることが分かる。表 1 はさらに総医療費のうち、公的部門の支出の対 GDP 比率を計算している。75年 5.0%、80年 5.5%、85年 5.7%、87年 5.8% であり、公的部門の支出も総支出と同様な動向を示す。つまりこの表には出ていないが、私的部門も公的部門も、どちらも OECD 加盟国全体で、ほぼ同率で医療費は増大した。

国民医療費のこのような増加傾向は、その原因を後に詳述するが、過去 20 年以上にわたってさまざまな支出項目のなかで、年金にかかわる支出とともに突出し、それ自体重要な問題となった。さらに表 1 の OECD 加盟国の平均で、国民医療費の 8 割以上は公的部門の支出だから、特に第 1 次

石油危機以降の各国共通の財政危機と関連して、深刻な問題になった。このように巨額にのぼる医療支出は適正か、医療サービスへの資源分配は効率的か、いかにして医療の質を低下させずに、費用低減は可能か (cost containment) などが大きな問題となり、現在の health economics の主要な課題である。

ところで表 1 を国別に見ると、国民医療費の対 GDP 比率は、国により大きな差異のあることが知られる。1987年の数字では、合衆国の 11.2%、スウェーデンの 9.0%、フランスおよびカナダの 8.6% が高く、他方ギリシャ 5.3%、スペインおよびデンマークの 6.0%、英国の 6.1% が低い。日本の数値は、75年 5.5%、80年 6.4%、85年 6.6%、87年 6.8% で、OECD 加盟国の平均より低い水準にある。何故このような差異が発生するのかは、興味深いことである。これまで多数の health economist たちが、この問題に挑戦してきた。そこで得られた共通する結論は、国際的な医療費の差異が、主として国際的な所得の差異で説明される、ことである⁴⁾。例えば最も包括的な OECD の調査では、1960年から 82年までの約 4 半世紀の、17カ国の不変価格表示の国民医療費の、対 GDP 弾力性の平均値は 1.6 である。弾力性が 1 を超えることは、医療サービスが必需品という経済学の一般的な常識に反し、むしろ奢侈品であることを物語る。そしてそのことが、所得水準の高い合衆国やスウェーデンで国民医療費の対 GDP 比率が高く、相対的に低いギリシャやスペインで低くなることを、説明する。

同様の研究は、OECD [9]、OECD [10] の特

表1 国民医療費の GDP に対する割合 (OECD 1975~87 年による)

国 名	国民医療費				公的医療費			
	1975	1980	1985	1987	1975	1980	1985	1987
	(%)							
オーストラリア	5.7	6.5	7.0	7.1	3.6	4.0	5.0	5.1
オーストリア	7.3	7.9	8.1	8.4	5.1	5.5	5.4	5.7
ベルギー	5.8	6.6	7.2	7.2	4.6	5.4	5.5	5.5
カナダ	7.3	7.4	8.4	8.6	5.6	5.6	6.4	6.5
デンマーク	6.5	6.8	6.2	6.0	6.0	5.8	5.3	5.2
フィンランド	6.3	6.5	7.2	7.4	5.0	5.1	5.7	5.8
フランス	6.8	7.6	8.6	8.6	5.2	6.2	6.9	6.7
西ドイツ	7.8	7.9	8.2	8.2	6.2	6.2	6.4	6.3
ギリシャ	4.1	4.3	4.9	5.3	2.5	3.5	4.0	4.0
アイスランド	5.9	6.4	7.3	7.8	5.3	5.7	6.4	6.9
アイルランド	7.7	8.5	8.0	7.4	6.4	7.8	7.1	6.4
イタリア	5.8	6.8	6.7	6.9	5.0	5.6	5.4	5.4
日本	5.5	6.4	6.6	6.8	4.0	4.5	4.8	5.0
ルクセンブルク	5.7	6.8	6.7	7.5	5.2	6.3	6.0	6.9
オランダ	7.7	8.2	8.3	8.5	5.9	6.5	6.6	6.6
ニュージーランド	6.4	7.2	6.6	6.9	5.4	6.0	5.6	5.7
ノルウェー	6.7	6.6	6.4	7.5	6.4	6.5	6.1	7.4
ポルトガル	6.4	5.9	7.0	6.4	3.8	4.2	4.0	3.9
スペイン	5.1	5.9	6.0	6.0	3.6	4.4	4.3	4.3
スウェーデン	8.0	9.5	9.4	9.0	7.2	8.7	8.6	8.2
スイス	7.0	7.3	7.7	7.7	4.8	5.0	5.2	5.2
トルコ	—	—	—	3.5	—	—	—	1.4
英国	5.5	5.8	6.0	6.1	5.0	5.2	5.2	5.3
米国	8.4	9.2	10.6	11.2	3.6	3.9	4.5	4.6
平均	6.5	7.0	7.4	7.3*	5.0	5.5	5.7	5.6*

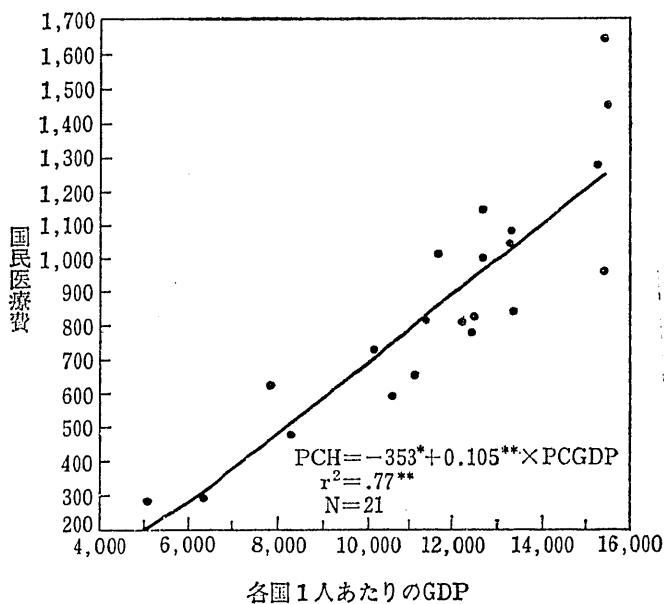
注: * トルコを含む。トルコを除く1987年平均は国民医療費7.5%, 公的医療費5.8%である。

出所: OECD「健康指標データ」1989。

に Schiber J. and J.P. Poullier 論文, さらに Culyer 論文など, 枚挙に暇がない。図1はそのような研究の一端を示す OECD[9] からの引用で, 1984年の加盟21カ国の GDP と国民医療費の関係を示している。横軸は各国の国民1人あたり GDP, 縦軸は同じく国民医療費を示している。明らかに加盟国を示す 21 の点は右上がり, 1人あたり GDP の高い国ほど, 1人あたり医療費も高くなる。単純な回帰分析から, 1人あたり GDP が100ドル上昇すると, 国民医療費は10.5ドル上昇することが分かる。その結果国民医療費の対 GDP 弾力性は, この場合1.4と計算される。OECD[9]の研究は, さらに国民医療費に影響を与える, いくつかの要素を追加して, さまざまな試みを行っている。それぞれの国の人口の年齢構成, 医師や病院の利用可能性, 総医療費に占める公共部門のシ

ェアは, いずれも国民医療費に影響を与えそうである。人口構成の高齢化は, 明らかに国民医療費を高めよう。医師や病院へのアクセスの便宜さは, やはり国民医療費を高めよう。最後に公共部門のシェアの高さは, 一般には政府の医療費抑制政策を可能にし, むしろ国民医療費を低めよう。このような想定の下に, OECD[9]では65歳以上の高齢者の総人口に占めるシェア, 人口あたりの医師や病院のベッドの数, 総医療費に占める公共部門のシェアを, さきほどの回帰分析に追加した。結果は公共部門のシェアの係数だけ, 有意性は低い仮説と適合的であるのに対し, 他はすべて適合的ではない。

上記および類似の分析は, 被説明変数の1人あたり国民医療費を, 1人あたり GDP をはじめ, 関連しそうなさまざまな要素を説明変数とするも



注: PCH = 1人あたり国民医療費
 PCGDP = 1人あたり GDP
 r^2 = 相関係数
 N = 国数
 * = 0.05で有意
 ** = 0.01で有意
 ルクセンブルク, スイス, トルコを除く
 対数による方程式
 $\text{Log (PCH)} = -2.93^{**} + 1.44^{**} \times \text{Log (PCGDP)}$
 $r^2 = .87^{**}$
 N = 21

図1 国民医療費と GDP (1984年)

のである。人口の年齢構成は医療サービスの需要サイドに影響し、医師や病院は供給サイドに影響しよう。そして公共部門のシェアは、社会保険などの広範なカバーを可能にする点で需要サイドに、公的医療機関の建設という点では、需要と供給両サイドに影響する。上記の分析は、これらを一括し、需要サイドと供給サイドを混入させている。そのような意味では、いわば国民医療費関数とでもいうべきものを、推定しているのである。しかし計量経済学的には、医療サービス市場の簡単なモデルを設定して、需要サイドと供給サイドを分離し、さらに内生変数と外生変数を区別して、誘導系を導きそれを推定しなければならない。かくてこれらの研究は、そのような見地からは厳密さを欠くといわざるを得ない。しかしデータの制約や、さまざまな医療制度を計量経済学的に制御するのは困難なため、欠陥のない研究はほとんど試みられていない。

そのような研究は、医療制度を説明変数にするから、制度をいかに計量経済学的に処理するか、課題となる。Culyer and Jönsson [1] の Leu 論文は、上で指摘した誘導系による推定ではないが、医療にかかわる制度的要因をかなり包括的に取り組んだ点で、興味深い。そこではまず総医療費に占める公的負担のシェア、次に医療が公的に供給されるか否かを示す公的医療機関のベッドのシェア、さらに医療が国営化され、国民医療費を政府がほぼ完全にコントロールするか否か、これらを制度的な説明変数として採用する。1974年の OECD 加盟国のクロスセクション分析によって、Leu の得た結論は、公的負担のシェアと、公的機関のベッドのシェアの高いほど、国民医療費は高くなり、また医療の国営化は国民医療費を有意に低下させる。もちろんこの場合にも、1人あたり国民医療費を決定するうえで最大の要素は、1人あたり GDP である。

一連の研究から、1人あたり国民医療費は、1人あたり GDP によって基本的に決定されるが、医療制度もまた無視し得ない影響を与えることが知られる。以下では医療制度が、国民医療費にいかなる影響を与えるか、少し詳細に検討しよう。そこで制度的な考察をするが、その前に医療制度と国民医療費の関係について、やや一般的に、公共選択の視点を明らかにしておこう。例を Leu の制度的諸要因に取ろう。総医療費に占める公的負担のシェアの高いとき、一般に患者の自己負担はそれだけ低く、医療需要は増加する。そのような需要を充足すべき供給は、それに必要な価格を要求するが、公的負担のシェアの高いほど、需要者価格と供給者価格の乖離が大きくても、公的に賄われることになる。そして需要者はより低い自己負担による需要者価格を、供給者はより高い供給者価格を要求し、結果として財政的に公的負担の高いほど、政治的な issue になりやすい。よく観察されるように、供給者の中核の医師が強力な pressure group を形成したり、社会保険制度の場合に、支払い側がそれに対抗し countervailing power 的組織を形成する。かくて公的負担と国民医療費がともに増加する。

医療機関が公的であるほど、一方で property right の理論の説くように、公的機関の X 非効率の発生と病院間の競争の欠如は、費用増加傾向をもたらす。他方で官僚が病院の経営をするとき、官僚の行動を予算最大化とすれば、そのためにも国民医療費は増加しよう。最後に国営保健制度の下では、費用は一般財源から賄われ、他の支出項目と同時に政治的に決定される。このとき公的負担の場合と同様、国民医療費の増加の可能性もあるが、国会で審議される一般歳出の 1 項目だから、他の支出とともに整合的に決定され、医療費だけの突出は通常は抑制されよう。問題は国営化に伴う前述の医療費増加傾向に、このような一般財源決定の過程で、歯止めをかけられるか否かである。さらに医療を国営化すれば、医師は公務員になり pressure group を形成しても、その影響力を減殺させることができる。国営保健制度を採用する国の国民医療費の動向は、これらのさまざまな要素の所産であり、特にこの最後の点は、それらの国の医師の所得水準が、そうでない国に比較してかなり低いことと合わせて、重要でないかと考えられる。

II 各国の医療制度の概要

それぞれの国の医療制度は、その国の歴史や文化の伝統、および経済や政治の状況を反映して、多様に分布している。この分布の多様性は、その変動性ととともに、実に興味深い。これまでの多数の医療制度の研究のなかで、個別ないし特定の制度の研究でなく、全体を包括的に網羅して比較したものは少ない。OECD [9] は簡潔に以下のように要約している。それは各国の医療制度を、おおまかに 3 分類したものである。

A NHS (National Health Service) あるいは Beveridge モデル。包括的なカバレッジと一般的な国税によるファイナンス、および生産要素の国有化と国による直接的規制を特徴とする、英国、イタリア、スペイン、ニュージーランドなどの医療制度である。

B 社会保険制度あるいは Bismarck モデル。

一般に社会保障の枠組みでの強制的かつ包括的なカバレッジ、さらに非営利保険基金による、雇用者と個人負担のファイナンス、および生産要素の公的および私的所有を特徴とする。ドイツ、フランスなどの大陸諸国と、日本などがこの医療制度に属する。

C 私的保険（消費者主権）モデル。個人もしくは企業の負担により、ファイナンスされる私的保険の、企業もしくは個人の購入によるカバレッジと、生産要素の私的所有を特徴とする。合衆国に典型的な医療制度である。

上記の分類はやや大胆で厳密さを欠いている。例えば NHS でも社会保険制度の国でも、その多くは合衆国のような私的保険制度を一部導入している。また逆に合衆国でも、メジケアやメジケイドのような社会保険制度を導入しており、上記の分類はあくまで相違を際立たせるための、類型的なものにすぎない。なお各国の医療制度全般を詳細に説明するのは、小論の目的ではなく、国民医療費との関連に焦点をあてて、論ずるのが目的である。

1. NHS と国民医療費

国営保健制度を採用する国の典型は英国で、以下は英国についての説明である。1948年に Beveridge の提案を受け入れた労働党政権によって、英国では NHS が導入された。その後今日まで福祉国家の基本として定着し、保守党政権の下でも、後に述べるように90年代前後にかなりの改革をみたが、NHS の本質は変更されていない。

英国では3ヵ月以上の外国人居住者を含めて、全国民は居住地域の一般医 (general practitioner) に登録される。医療サービスを享受したい国民に対して一般医は、いわば gate keeper の役割を演じており、救急の場合を除いて患者はまず一般医を訪れ、そこで軽症の場合は診断と治療を受け、重症の場合は地域病院や専門病院へ紹介される。医療にかかわる予算は、一般財源からファイナンスされ、患者は無料で受診できる。このとき患者は価格 0 に対応した医療需要を実現しようとし、すでに Buchanan に NHS の欠陥と批判された

ように、超過需要の発生が必至となる⁵⁾。実際に NHS 最大の問題は、常時70万に達する waiting list の存在である。供給サイドでは NHS の予算の大枠は、国会で決定され、その地域配分は地域保健機構 (District Health Authority) という、委員会のメンバーによって決定される。そこで病院の新設から機器の購入、さらに人員の配置まで、地域医療の懸案を審議する。地域病院は与えられた予算で、住民の医療サービスのすべてを担当する。また一般医の所得は、登録している地域住民の人数に応じて、つまり *capitation* (人頭払い) で決定される。さらに専門医や顧問医から構成される病院の勤務医は、国営病院に勤務する公務員だから、その所得はサラリーである。このとき病院や医師に waiting list を解消しようとする誘因は、存在しない。もし病院や医師に出来高払い (*fee for service*) で、その診療報酬の支払われるシステムが採用されていれば、逆にそのような誘因は存在しよう。

英国の医療制度の欠陥のひとつは、患者に選択の自由の存在しないことだろう。人々は原則的に居住する地域の一般医に登録され、病気になるとまず一般医を訪れ、重症の場合には一般医から地域病院に紹介され、選択の自由はない。ただし引っ越しなどで住居を移転したときなど、もし望めば以前の一般医に登録するのは可能である。さらに現在の英国には、合衆国の私的保険とそれに伴う私的医療機関が、特にロンドンを中心に普及しつつあり、すでにベッド数全体の10%に達している。現在のところ該当者は、英国の一流の民間企業に勤務する者とその家族にほぼ限定され、過去10年間に急速に普及したが、最近はずしも収益は高くなく、やや頭打ちになっている。したがって前述のように、NHS の英国でも医療サービスはすべて国営ではなく、一部は私的に供給されているのである。その限りでは一部の相対的に豊かな国民には、選択の自由は存在する。

国民医療費と医療制度の関連では、OECD 加盟国のなかで英国は、国民医療費の対 GDP 比率は6% 前後で最も低い。他方その国の保健状態を適切に示す、*health indicator* としての乳児死亡率は、

加盟24ヵ国のほぼ中位に位置している。かくて英国の医療制度は、比較的少ない費用で中程度の効果を達成し、効率的と考えられる。しかし国民医療費の対 GDP 比率は、1975年の5.5%から87年の6.1% へ上昇し、英国の財政赤字の大きな原因となり、医療費抑制はこの国でも例外ではない。にもかかわらず、英国で何故医療費が比較的低水準で済むのかは、興味ある。一般財源でファイナンスするため、他の支出項目と整合的に決定され、一方的な上昇に歯止めがかかりやすい。地域保健機構では、中央からの予算をさらに地方の実情に応じて、比較的無駄なく適正に配分している。一般医と地域病院の役割分担が明確で、そうでない日本などと比べて、医療機関の機器への重複投資や、診療や検査の重複も少ない。NHS 傘下の医師は公務員で、合衆国や日本の医師に比較して、強力な圧力団体を形成しにくい。英国医師会は利益団体としてはそれほど機能せず、医師の所得は平均的な勤労者の約2.5倍で、合衆国や日本の約5倍と比較して低い水準にある。この点については、日本の公立病院の公務員である勤務医と、私立の医療機関の医師の所得格差に、類似する。これらが主要な説明だろう。

2. 社会保険制度と国民医療費

いわゆる Bismarck モデルと呼ばれる社会保険制度は、ドイツやフランスなどの大陸諸国と日本にはほぼ共通するが、そのような制度を採用する各国間での差異は大きく、無視できない。以下では日本の制度を前提にして、まずこの制度について説明し、国民医療費との関連で、制度の果たしている役割を考察する⁶⁾。社会保険制度はそれ自体多様だが、企業や個人に対する強制保険、および国の出資による社会保険基金を創設し、患者の医療費をこの基金からファイナンスする点では、共通する。一般に病院は公立と私立の併存で、医師の診療報酬は出来高払い (*fee for service*) である。

1960年代から、日本は遅ればせながら英国を目標に福祉国家を志向し、医療についても国民皆保険を段階的に実施してきた。英国の福祉社会を目標にしながら、結果として大陸型の社会保険制度

を導入したのは、部分的に公務員や大企業などに、社会保険に近い制度がすでに存在していたこと、および医療機関が公立と私立の併存状態であり、医師の強力な利益団体である日本医師会は、かねてから“自由診療制”を掲げ、英国型の国営保健制度の導入などは、政治的には問題にならなかったからである。とまれ日本の医療制度は、自営業者や年金生活者など、既存の公的医療保険でカバーされない階層を対象とした、国民健康保険制度の導入によってほぼ完成した。その結果患者はわずかな自己負担で受診可能となり、英国と同様に超過需要が日常化した。

この超過需要に拍車をかけたのは、医療サービス供給側の対応の遅れだった。“1 県 1 医大”の実現による、医師の養成を政策的に強力に推進し、たしかに大量の医師を供給し、かつ病院もベッド数も増大したが、問題は供給システムの不備にあった。これは他の社会保険を採用する国の例ではなく、特殊日本的な制度上の欠陥で、日本の医療機関には、それぞれの機能に応じた守備範囲は、きわめて不明確である。いわゆるプライマリケアの開業医や診療所と、セカンダリケアの一般病院や専門病院の間の役割分担は、かなり曖昧である。風邪などの軽症な患者が専門病院で受診すること、逆に重症なガン患者が開業医で治療を受けるのも、ともに可能である。患者に選択の自由が極端に許されるが、そのことは必ずしも高い効率性を意味しない。専門病院に軽症の患者が殺到して混雑現象が起こり、本来の機能が果たせなくなったり、患者への重複した検査や、医療機関の間の機器の重複した購入など、無視できない無駄が発生している。

診療報酬が fee for service で支払われ、しかもそれは医療機関の役割分担に誘因を与えるように、工夫されないから、このような事態が発生するのである。開業医を中心に構成される日本医師会は、開業医をプライマリケアに限定して、医療機関の役割を分担するような、開業医の利益をいささかでも損なう政策には、これまで強く反対してきた。政策主体である厚生省も、国民皆保険の定着による急増する医療需要を満たすには、供給側の即時

的な対応の困難さのため、特に病院の少ない地方において、医療機関の役割分担を推進するのは、無理だったというべきだろう。

しかし都市部では、医療機関は大学病院やガンセンターのような専門病院から、個人の開業医や診療所まで、多様に分布している。そこではたとえば極端な超過需要が存在しても、患者の自由な選択は、軽症の場合に個人の開業医を、重症の場合に大学病院や専門病院を、それぞれ訪れることに結果するように思える。医療機関の役割分担が、そのように市場的に解決されないのは、医療サービスの価格規制だけでなく、やはり医療サービスに伴う、本来的な情報の非対称性と不確実性のためでもある。患者は自身の症状がいかなる病気の兆候か知り得ないので、重症であるのに個人の開業医を、逆に軽症であるのに大学病院を訪れるかもしれない。また特定の初期症状が現れたとして、それをもたらす病気は多様で、確率的に分布するだろう。激しいセキをする症状は、単なる風邪のためか肺炎かあるいは肺ガンによるのか、初期にはいずれの可能性もあり得る。したがって結果が肺ガンだったとしても、風邪と思って個人の開業医を訪れるのは、医学的にも無理からぬことだろう。この問題の産業組織論的な側面は、医療機関の機能分化の市場成果を問うことである。中泉[6]はこのような状況の下で、NHS のようにどんな患者も、医療へのアクセスがプライマリケアを経過しなければならないか、あるいは最初からセカンダリケアへアクセスできるかで、市場成果はいかに異なるか、あるいはいかなる条件の下で NHS は正当化されるかを考察している。プライマリケアを経過することにすれば、セカンダリケアの混雑現象を緩和でき、かつ医療費を抑制できよう。しかし半面プライマリケアの診断は劣るから、病気の患者を見逃すこともあり得る。このようなトレードオフの存在をそこでは想定している⁷⁾。

日本の医療サービス市場におけるひとつの問題は、上記のような医療機関の役割分担の欠如と関連した、医療機関の混雑現象である。しばしば“3時間待って3分間の診療”と誇張されるが、

国民皆保険の実現や人口構成の高齢化などによって、急増した医療需要に供給能力が追いつかず、超過需要が発生する。NHSと同様に発生する超過需要は、英国で膨大な waiting list に結果するのに、日本で3分間の診療に結果するのは、興味深い。それはおそらく両国の診療報酬の差異に求められよう。英国のように医師の診療報酬がサラリーなら、waiting list を縮小する incentive は存在しないだろう。日本では fee for service だから、医師や病院は医療サービスを提供するほど所得は増加し、可能な限り多数の患者を診察することになる。公立病院も独立採算制の下で、同様の行動を取らざるを得ない。患者1人あたりの“濃厚な診療”も考えられ、実際そのような事実も指摘されるが、都道府県に設置されているレセプトの審査委員会で、医学的に過剰診療か否か一応チェックされる。したがって相対的に希少な医療資源の医師の投入を少なくして、つまり診察時間を削って“3分間の診察”で済まし、豊富な機器を使用する検査や投薬によって、すなわち“検査漬け”や“過剰投薬”で超過需要に対応する。そのような診療行為に対して、現行の診療報酬点数制度は、高い所得を保証することに留意すべきだろう。実際に医療機関の側では、収益を高めるために、むしろそのような診療行為を選択する。結局日本の診療報酬制度は、誇張すれば“3時間待って3分間濃厚な診療”という形態で、超過需要に対応させている。よくいわれるように、医師の問診により高い点数がつけられれば、医師は多数の患者を診る必要はなく、医療機関での超過需要は、英国のような膨大な waiting list に結果するかもしれない。

日本の医療の評価をする際に見逃せないのは、以上のような問題はあるものの、国民医療費の対GDPの比率は、1975年の5.5%から85年に6.6%に上昇し、87年には6.8%に達したが、依然として先進国では低位にあり、しかも health indicator としての乳児死亡率や、0歳の平均余命などいずれを取っても、ほとんどトップに位置していることだろう。これらの指標のほとんどすべては、1950年には先進国の下位だったことを考慮すれ

ば、戦後日本の医療制度は飛躍的な成果をもたらした、それをかなり効率的に実現させたといえる。OECD [10] の Davis 論文が主張するように、その国の人種的な構成や社会の階層的な構成が、これらの健康指標に強く影響することは無視できない。日本の人種的な単一性や社会階層の平等性を考慮しても、過去40年間の飛躍的な改善は、十分に評価されるべきだろう。国民皆保険をはじめ、医療へのアクセスをすべての国民に保証したことが、このような成果をもたらした、さらに公立私立双方の医療機関の質と量の拡充が、国民に等しく高い医療水準を享受させたことも、無視できない。しかしこれらの結果は、基本的には乳児死亡率の低下に集約され、それは家族計画の普及、産院での出産、および保健婦制度の拡充などに負うところも大きい⁸⁾。

さらに日本の医療費が、これまで他の先進国と比較して低額で済んだのは、高齢化はまだ端緒についたばかりで、それが本格化する今後、飛躍的に上昇すると予想される。OECD [9] の調査では、医療価格が一定に保たれたとしても、人口構成の高齢化だけで、日本の国民医療費の対GDP比率は、2010年までに実に40%上昇するという。65歳以上の医療費はそれ以下の世代の約5倍に達し、現在65歳以上人口は12%を超えた程度だが、2010年には20%をはるかに超えるからである。すでに高齢化社会に到達した先進国と異なり、今後の急速な高齢化社会への移行により、国民医療費の本格的上昇は日本でも必至で、医療費抑制はやはり重要な課題で、上記の諸問題とともに解決を必要としている。

3. 消費者主権モデルと国民医療費

消費者主権モデルに最も近いのは、合衆国の保健制度である。医療サービスの供給を、消費者主権の下で市場的に解決を図るのは、いかにも合衆国の歴史や風土に似合うものである。合衆国では原則的に人々は、私的保険に雇用者や個人の負担で加入し、病気になればこの保険で医療費はカバーされる。病院はいわゆる office based で、開業医は自分の患者を必要に応じて、病院の自分の

office で治療するのが一般的である。このとき治療費は出来高払い (fee for service) で支払われ、患者は病院と医師の双方に別々に支払う。治療費は日本のように点数制で規制されず、地域性や患者の支払い能力に応じて、市場的に決定される。病院の60%以上は私的所有だが、必ずしも営利を目標にするわけでない。株式組織の純然たる営利病院から、宗教団体などの経営する慈善病院まで、多様に分布している。また公立病院として州や地方政府の経営する病院もある。

合衆国のこのような消費者主権モデルのひとつの問題は、相対的に貧しい消費者が無保険の状態を“選択”し、公立病院や慈善病院を除いて、医療サービスへのアクセスを自ら絶つことだろう。そのために連邦および州政府による、公的な社会保険である65歳以上の高齢者のためのメジケアや、貧困者のためのメジケイドが、1965年以降多大の論議の後に創設された。したがって合衆国は、現在では完全な消費者主権の下で、私的保険による保健制度を採用している、というわけではない。そしてこれらの社会保険を維持するための、連邦および州政府の負担はきわめて巨額で、それゆえに後述の、医療費抑制が叫ばれた一因になった。巨額の公的支出を行いながらも、さらに問題なのは、これらの公的保険がカバーしない、多数の貧困な人々の存在である。その数は、合衆国人口の15%、すなわち3,500万人に及ぶといわれる。

他方で合衆国の保健制度のもうひとつの問題は、国民医療費の対 GDP の比率が、最近では実に12%にも及び、OECD 加盟国のなかではもちろん、おそらく世界で一番高い水準に達したことだろう。1975年にこの比率は8.4%だったのに、80年9.2%、85年10.6%と趨勢的に上昇し、止まるところを知らない感がある。何故に国民医療費は増大するのだろうか。Feldstein [3] の説明はこうである。診療報酬は fee for service だから、医師や病院の収入は医療サービスを提供すればするほど高くなる。医療サービスの特徴である、医師は患者の代理人として、医療サービスの需要を代行できるから、過大に需要することすら可能である⁹⁾。私的医療保険は主として企業が購入するので、患者の

自己負担は少なく、医師と患者の間で医療サービスの過大な取引がなされる。企業の雇用者に対する医療保険の購入は、費用として税控除され、企業もまたこのような医療費のインフレーション (hospital inflation) に強く反対しない。私的保険会社は、業績の拡大に拍車をかけるこのような事態を、無論歓迎する。こうしてインフレーションは進行していく。しかしそれはやがて2つの点で深刻な問題をもたらす。第1は企業の費用が増加し、例えば乗用車1台あたり医療保険が600ドルにも達すれば、企業の輸出競争力に影響し、その面から医療費抑制の声が強まる。第2は政府の公的保険であるメジケアやメジケイドの支出も、このような民間部門の医療インフレーションの影響を受けざるを得ず、巨額の財政赤字とも相まって、政府からも医療費抑制の声が強まる。80年代合衆国の医療費抑制の声は、このように官民一体のもので、その結果後述のように多様な医療制度の改革が相次いだ。

すでに10年前 Olson [11] の主張したように、合衆国の医療問題は、“医療支出の高さと受診の不平等性”にある。現在でも Olson の指摘は依然として有効で、上記のように国民医療費の対 GDP 比率は90年には12%に達する一方、国民の15%は無保険の状態を選択し、医療へのアクセスを自ら絶っている。1人あたりの医療費は、世界で一番高く2,000ドルを超えているのに、3,500万人の人々は病気になっても受診できない。きわめて矛盾する事態が、合衆国の過去の現実であり、今日若干の改善は見られたものの、依然として存続している。さらに合衆国の医療サービスの評価をする際、いつも引き合いに出されるのは、このように巨額の国民医療費を使いながら、国際的な合衆国の医療の成果はそれほど良好でないことだろう。前述の乳児死亡率では、OECD 加盟国の下位に位置し、合衆国よりこの数値の高いのはギリシャやポルトガルなどにすぎない。これは合衆国の医療サービスの水準が低いとか、効率性が低いというより、15%に上る多数の国民が医療へのアクセスをもたないためそのような結果になった、というべきだろう。

乳児死亡率のような health indicator はしばしばその国の医療水準を代表するが、合衆国のように国民全体をカバーする NHS、もしくは社会保険制度を採用しない場合、この数値の取り扱いはいはより慎重であるべきだろう。つまり乳児死亡率では、合衆国で生まれる子供の4分の1は未婚の母からで、特に黒人の子供はその2分の1が未婚の母からという。その国の医療制度の費用対効果を考察するときは、このような社会的な背景をも考慮すべきだろう。合衆国の医療問題は Olson の強調するように、やはり高い国民医療費と、医療サービスの恩恵に浴さない多数の国民の存在だろう。そしてそれは結局医療サービスを市場的に供給することの結果といえよう。合衆国の医療制度改革の基本は、後述の Enthoven [2] の提唱する “managed competition” に象徴されるように、競争原理を適切に管理して、その弊害を除去することにある。

III 医療制度改革の現状

現在の先進各国の医療制度を英国と日本および合衆国について、国民医療費との関連から説明してきた。いずれの国もそれぞれ異なった理由で、深刻な問題に直面し、解決を迫られている。本節ではこれらの国の制度改革の実態を簡単に要約しよう。

英国では NHS の根幹は維持しながら、サッチャー政権の後半から主として医療費抑制のために多数の NHS 改革の試みがなされた。その基本的な方向はやはり競争原理の導入で、NHS 傘下の有力な病院を self-governing trust (信託形態の自主経営) に移行させて、互いに競争させたり、地域保健機構 (District Health Authority) 自体に競争誘因をもたせて、より多くの患者を受け入れるよう incentive を与え、将来的には NHS の予算配分を地域の人口に比例配分させ、ロンドン周辺に偏る医療機関相互の競争を促す、などである。これらは従来の国営保健制度にともなう競争の欠如や X 非効率を是正して、“market based NHS” に転換させて医療費抑制を実現し、同時に国民の不

満のひとつである膨大な waitinglist の解消を図るものである。しかしこのような NHS の改革は、それが合理化を目指して人員の削減を目標とするため、医療スタッフや患者から医療の質を低下させると反対され、例えばロンドン近郊の Guy's hospital の人員削減などは社会問題化し、おそらくきたるべき総選挙の重要な issue のひとつになるのは必至で、選挙の結果によっては改革の将来は予断を許さない。

日本の医療費抑制の改革は必ずしも抜本的とはいえ、総花的で対症療法的な感を否めない。代表的な施策として、老人保健法の制定やその改正を指摘できる。これは増大する老人医療費を抑制しようとするもので、自己負担の導入やその増額、および老人病院の指定をその内容としている。初診料や入院費の自己負担の増額はしかしながら一定の効果をもち、国民医療費の最近の抑制傾向におそらく影響している。老人病院の指定は、これまでの医療機関の役割分担を推進する意味では画期的といえよう。ただしその後の推移は、医療法改正によって機能分化を目指す姿勢はうかがわれるが、必ずしもその方向に進展していない。さらに過剰診療を阻止するために、レセプトをチェックして適正な医療であるか検討する審査委員会の強化も、医療費抑制の方向を目指すものだろう。病院のベッド数や医師の数は一般にその数が多くなるほど、国民医療費も増大する傾向にある。これは医療の誘発需要を実証するとされるが、実際にその傾向は顕著である。そこで“病院倒産時代”の到来ということで、厚生省は病院の新設に一定の歯止めをかけたり、医師の過剰を標榜して大学医学部の定員抑制を決定している。これらの施策はその表向きの趣旨はともかく、明らかに医療費抑制政策である。医療費の抑制とは直接関係ないが、各種の社会保険の統合が試みられ、年金生活者や自営業主が加入者の国民健康保険の財政を維持すべく、共済や厚生保険との統合が図られた。

1980年代に医療改革を最も包括的にしかも徹底して行った合衆国では、民間部門と公的部門の双方について多くの試みがなされた。それらは上述の hospital inflation が、合衆国の国民医療費を対

GDP 比率で 12% 近くに上昇させ、企業の私的保険の負担が国際競争力に影響するほどの水準に至ったこと、メジケアやメジケイドなどの社会保険にも医療費の高騰は波及し、恒常的な財政赤字をさらに悪化させたことによる。改革は多方面にわたったが、背後にある基本哲学は Enthoven の“managed competition”だった。前述のように合衆国の hospital inflation は、医療サービスを市場的に供給したとき、医師と患者の情報の非対称性、保険市場にともなうモラル・ハザードなどによって発生した現象である。前者は診療報酬が fee for service のとき、医師は患者の代理人としての立場を利用し、医師誘発需要あるいは供給独占により過剰治療や独占価格を招きがちである。後者は保険加入者が保険に入ったために、安心して不摂生をしても保険者はそれを知る手段をもたず、結果として罹病率を高めてしまう。さらに保険は加入者の医療サービスの実質負担を低め、それだけ需要を増大させる。かくて医療サービスを競争的な市場で、無条件で供給するのは過剰供給や過大な医療費を招く。合衆国の状況はまさしくそのような事態で、市場的な供給の長所である資源の効率的な配分を達成すべく、何らかの規制を必要とする。これが Enthoven の主張である。

最初に説明すべきは DRGs (Diagnostic Related Groups 標準的な疾病症候群) で、これは疾病を疫学的に 467 に分類して、それぞれにどのような医療サービスを標準的に与えるべきか決定するもので、イエール大学における多年の統計的な研究の所産である。それぞれのサービスごとに価格を設定すれば、特定の疾病に標準的な治療をしたときの価格が決められる。これを PPS (Prospective Payment System 入院医療費予見定額方式) と結合させ、診療報酬を従来の fee for service から per case に変更させる。DRGs に基づいた PPS は、まずメジケアに導入されたが、特定の疾病に対してあらかじめ統計学的に決定された per case の費用を下回れば医師や病院の余剰所得となるので、費用を節約する incentive を高める。例えばそれまでメジケア入院患者 1 人あたり費用は 6.8 % で年々上昇したが、83年に導入されるや 2.7%

の上昇に止まった、という研究もある。

さらに合衆国の医療改革の大きな潮流は、HMO (Health Maintenance Organization 健康維持組織) の急速な拡大だろう。HMO は会員制の医療組織で、定額の会費を徴収してプライマリケアを含む、包括的な医療を会員に提供するものである。プライマリケアに重点を置いて会員の罹病率を低下させれば HMO の余剰所得になるから、この組織は医療費抑制につながり、1973年の HMO 法以来、連邦政府の補助を受けることになった。会員 550 万人を擁する最大組織の Kaiser Permanente では、DRGs や医師相互の peer review (同僚監視) 制度を積極的に導入するなど、合衆国医療改革の中核的な存在である。HMO 全体ではすでに総会員数は 3,000 万人を超えている。他方で合衆国医療の伝統的な担い手は、私的保険機関のブルークロスやブルーシールドで、これらの機関も医療改革の影響からか PPO (Preferred Provider Organization 選択的医療提供組織) を登場させた。PPO は保険加入者の従来の受診の自由を制約し、保険会社が契約している病院に一定の範囲内に限定することで病院には安定した需要を保証し、その代わり医療費をディスカウントさせる。これもまた医療費抑制に機能することは明らかである。

このように合衆国の医療改革は、世界で一番高い国民医療費を抑制すべく、実に多様なそして個別の改革が相互に混淆する複雑な展開を見た。しかし改革は個別的には成功しているように見え、そしてそれを統計的に検証する研究も上記のようにあるが、国民医療費の対 GDP 比率は依然として上昇傾向で、90年には12%を超えたと推定される。他方で国民の15%にも達する相対的な貧困層が、無保険の状態を選択して医療へのアクセスを絶っている状態は、ほとんど改善されていない。しばしば民主党の有力議員から、メジケイドをより広範に貧困層をカバーさせる提案がなされるが、連邦政府の巨額の赤字と合衆国に伝統的な選択の自由の風土のためか、今日まで受け入れられていない。かくて80年代の合衆国の医療改革は、十分にその課題を達成したとはいえない¹⁰⁾。

結 語

国民医療費の上昇は、先進各国で深刻な問題になっている。医療の質を低下させないで医療費を抑制するのにどんな手段が有り得るかは、health economics の現在の重要な課題である。小論では国民医療費の現状から出発し、国際的な差異を各国の医療制度と対応させて考察した。代表的な医療制度として、英国型の Beveridge モデル、日本型の Bismarck モデル、および合衆国型の消費者主権モデルを取り上げた。これらのモデルの具体例としての英国、日本および合衆国それぞれの医療制度の下で、いかなる要因が国民医療費を増大させているのかを中心に考察した。またそれぞれの制度の抱える経済的な問題についても、その発生のメカニズムをできるだけ経済学的に説明した。さらに80年代以降の各国の医療改革を、経済学的な視点から展望してきた。合衆国のきわめて大胆な医療改革、英国の market based NHS と呼ばれるかなり抜本的な改革に比較して、日本の場合は改革と呼ぶほどのものでなく、対症療法程度のものである。今後20年間に日本は、先進国に例のない速度で高齢化社会に突入し、国民医療費の対 GDP 比率も急速に増加するのは確実である。医療機関の役割分担をはじめ、医療機関と各種老人施設との機能分担、さらには医療と年金を統合する制度の設計などの抜本的な改革を、やはり市場をベースに緊急に行う必要がある。

注

- 1) 日本の“国民医療費”に正常分娩や室料差額、さらに付添家政婦の費用は含まれず、合衆国の health expenditure には nursing home の費用は含まない、など。
- 2) この表は OECD [9] が共通の基準で作成したもので、日本の場合には“国民医療費”の対 GDP 比率よりも高くなっている。
- 3) 時系列的な統計の連続性を維持するため、80年代に OECD に加盟したトルコを除いた数値である。
- 4) OECD [9], OECD [10] や Culyer and Jönsson [1] などが指摘できる。特に OECD [9] はその組織としての性格から、包括的で視野の広い、優れた制度の比較研究がなされている。

- 5) Buchanan のこのような NHS 批判に対して、Bosanquet など英国の学者は、general practitioner の gate keeper としての役割を無視していると、反論する。
- 6) 社会保険制度の代表として日本を取り上げるのは、この制度が多様化していて必ずしも適切ではない。あえて日本に固執するのは、日本の制度に対する政策的な関心に基づく。
- 7) このときプライマリケアにはセカンダリケアほど、高性能かつ高額な医療機器は設置されず、したがって診断の正確さは当然ながら見劣りすると想定される。
- 8) 数値化された health indicator の飛躍的な改善を、すべて医療サービスに結びつけるのは慎重を要する。本文に記載した要因のほかに、食生活や栄養状態、さらには住生活や上下水道の改善なども考慮すべきだろう。
- 9) 西村[8]およびそこでの引用文献を見よ。
- 10) 80年代の合衆国の医療制度改革の結果を、計量的に分析した研究は、印南の優れた論文[4], [5]および中西等[7]の展望論文に詳しい。

参 考 文 献

- [1] Culyer, A. J. and Jönsson, B. eds., *Public and Private Health Services: Complementarities and Conflicts*, Oxford, Basil Blackwell, 1986.
- [2] Enthoven, A. C., *Theory and Practice of Managed Competition in Health Care Finance*, North Holland, Amsterdam, 1988.
- [3] Feldstein, M., “The Rising Price of Physicians’ Service,” *Review of Economics and Statistics* 52, May 1970, 121-133.
- [4] 印南一路「変貌する米国の医療保障」『社会保障』1986年2月～1986年9月。
- [5] 印南一路「米国の医療マーケットと医療政策」『社会保険旬報』1989年10月～1990年10月。
- [6] 中泉真樹「医療における外部性とプライマリケアの活用」未発表論文。
- [7] 中西, 中泉, 知野, 鍋田「展望 Health Economics の現況」『経済と経済学』1991年2月。
- [8] 西村周三『医療の経済分析』, 東洋経済新報社, 1987年。
- [9] OECD, *Financing and Delivering Health Care—A Comparative Analysis of OECD Countries—*, *OECD Social Policy Studies’ Series*, No. 4, Paris, 1987.
- [10] OECD, *Health Care Systems in Transition—The Search for Efficiency—*, *OECD Social Policy Studies’ Series*, No. 7, Paris, 1990.
- [11] Olson, M. ed., *A New Approach to the Economics of Health Care*, American Enterprise Institute, Washington, 1980.

(ときた・ただひと 東京都立大学教授)

貯蓄率の解明*

——契約貯蓄か自由貯蓄か，実物資産要因か金融資産要因か——

橘 木 俊 詔

I はじめに

日本の高貯蓄を解明することは，日本の経済学者のみならず世界の経済学者にとっても大きな関心事であった。包括的な文献研究サーベイについては Horioka (1990) が有用である。高貯蓄率は高投資・高成長につながる可能性が大きいので，日本の高成長の原因を探究するために，高い貯蓄率をもたらしたものが何であるかを知ろうとすることはいわば当然のことであった。本稿の目的はその高貯蓄をもたらした要因を直接解明することではなく，貯蓄率の動向をもう少し別の視点より観察してみようとするところにある。間接的には高貯蓄の要因を論じているものともいえる。

第1の目的は，日本の貯蓄率の変遷を所得階級別にみるとどのような解釈が下せるかという点を調べる。貯蓄率の問題はマクロ的に分析されるか，それともミクロ（家計ないし個人のレベル）的に分析されるかのどちらかである傾向が強く，家計を所得階級によって区分して調べることはさほどなされていないので，本稿ではそのギャップを埋める目的で所得の階級別動向に注意を払う。同時に年齢別の貯蓄率の違いについても考察する。

第2の目的は，日本の家計における契約的・義務的貯蓄の役割に注目して，自由裁量的貯蓄との対比を明らかにして，その経済的意味を明らかにする。ここで契約的・義務的貯蓄とは，家計が過去に契約した資産購入（例えば住宅・土地と生命保険を中心とした保険等）の代金（あるいは借入金）を現在払い続けることを意味し，一般に契約

を破棄しない限り半強制的に続く貯蓄をさす。代表的な例は，実物資産購入の際に契約した借入金の返済，その他の借入金の返済，生命保険契約に基づく保険料の支払い，等々がそれに該当する。

第3の目的は，第2の目的とやや関連性があるが，貯蓄を実物資産増加のためになされた貯蓄か，金融資産増加を目的とした貯蓄かに分類し，それぞれの比重の動きに注目する。このことによって，日本の資産蓄積過程が実物資産要因で進んでいるのか，それとも金融資産要因で進んでいるかが明らかにされる。以上3つの目的は，日本の貯蓄率の解明に際して，強制か自由か，実物資産か金融資産か，というように，貯蓄の質的な面の考察を加えるという特色をもっているといえよう。いうまでもなく，上の分析を所得階級別と年齢別に行うものである。

II 分析方法

経済学研究の方法にはいろいろある。例えば経済理論モデルを作成するものから，そのモデルに計量経済学の方法を応用して実証を試みるものもある。その他にもいろいろあるが，本稿の方法は公表データを徹底的に活用して，二十数年間にわたりそのデータから得られる事実を詳しく知ることとに努める。しかもそのデータをあらゆる角度から分析することによって，貯蓄の実態がどうなっているかを学びとるという姿勢をとる。使用するデータは総務庁の「家計調査」である。わが国において，「家計調査」以外に長期的な視点に立脚して，貯蓄の動向を分析できるデータは存在しないとい

っても過言ではないからである。「家計調査」にも難点はある。例えば、農家が調査対象から外されているとか、単身者に関する情報が少ない、引退している家計が現役で働いている世代かの区別が判然としない、等々であるが、「家計調査」ほど毎年毎年のデータがコンシステントなデータ収集方法によって作成されたものではなく、最も信頼性が高いことに違いはない。標本としては「勤労者」をとりあげる。この標本が自営業者と比較してデータの信頼性が高いし、ここで私達が必要としているデータを長期にわたって収集可能だからである。

データの教えるところから貯蓄の実態を学びとるという分析方法をとるが、その実態がどういう経済理論によって解釈されるか、ないしどういう社会・経済制度から生み出されたものであるかという点については格別の注意を払うものとする。貯蓄という経済現象は制度と無関係でないということをはっきりとしたい。さらに私達はこの研究によって得られた貯蓄の実態の知識を出発点として、その実態を説明する経済モデルを作成したいという希望があるからである。

最後にデータのコーホートの解釈について一言しておこう。本研究においては、二十数年間にわたって年齢別の貯蓄率の相違についても言及する。5歳きざみの年齢別データであるが、同一コーホートについて時代が進むとともに年齢の進行に応じてその人が該当する年齢のデータを利用すれば、いわゆるコーホート・データの解釈は可能である。Tachibanaki and Shimono (1986)、成田 (1991) はこの考え方に基づいてコーホートによる消費・貯蓄の問題を扱っている。しかし、本研究では所得階級別のデータを用いるので、家計が所得階級間を移動しないという仮定があれば、所得第Ⅰ分位、第Ⅱ分位、……、第Ⅴ分位のそれぞれについてコーホート・データの解釈が可能である。この仮定を用いて Tachibanaki and Shimono (1991) は所得階級別の資産蓄積過程モデルを作成している。この仮定の現実妥当性について多少の疑問が残るが、あながち非現実的ではないことを同論文では論じているので、興味のある方は参照していただきたい。

Ⅲ 所得階級別にみた契約的・義務的貯蓄と自由裁量の貯蓄

Ⅲ-1 両貯蓄の現状について

貯蓄に契約的・義務的貯蓄のあることは既に述べた。契約的・義務的貯蓄の意義については橘木・下野 (1988)、堤 (1989)、Tachibanaki (1991) によって分析されているのでここでは多くを語らない。簡単にいえば、過去に契約したものに從って、支払金額の決まっている貯蓄である。代表的なものとして保険の掛け金と負債の返済がある。強制貯蓄と呼んでもよいであろう。ここでは上にあげた研究でまだ問われていない点について少々問題を整理してみたい。

第1に、契約的・義務的貯蓄とはいえ、本人の意思によっては契約を破棄して、その貯蓄を解消することができる。生命保険を例にとれば、保険契約を破棄すれば保険料の支払いは不必要になり、むしろ解約返戻金が入ることによって満額ではないが、貯蓄の取り崩しという現象も起こる。住宅ローンを例にとれば、長い間払い続けたローンの返済は当然契約的・義務的な強制貯蓄であるが、ある時点で莫大な一時所得（例えば遺産の受け取り）があれば、一挙に住宅ローンを返済して強制貯蓄は解消することもある。これらの例で明らかに、契約的・義務的貯蓄は例えば税や社会保険料のように本人の意思と無関係に強制的に徴収されるものと性格を異にする。ところで、保険の方が土地家屋よりも解約の自由度が高いということも念頭に置いておく必要がある。なお、本稿で保険という言葉の意味するところは、一部損害保険も含まれているが、ほとんどが生命保険を意味するものと考えていただいて結構である。したがって、保険と生命保険という言葉はほぼ同意義を有していると理解していただきたい。

第2に、支払金額の決まっている貯蓄という意味で、恒常的貯蓄と理解してよいだろう。有名な Friedman に始まる恒常所得仮説は、所得を恒常部分と一時部分（変動部分）に、消費を恒常部分と一時部分に分けている。契約的・義務的貯蓄は

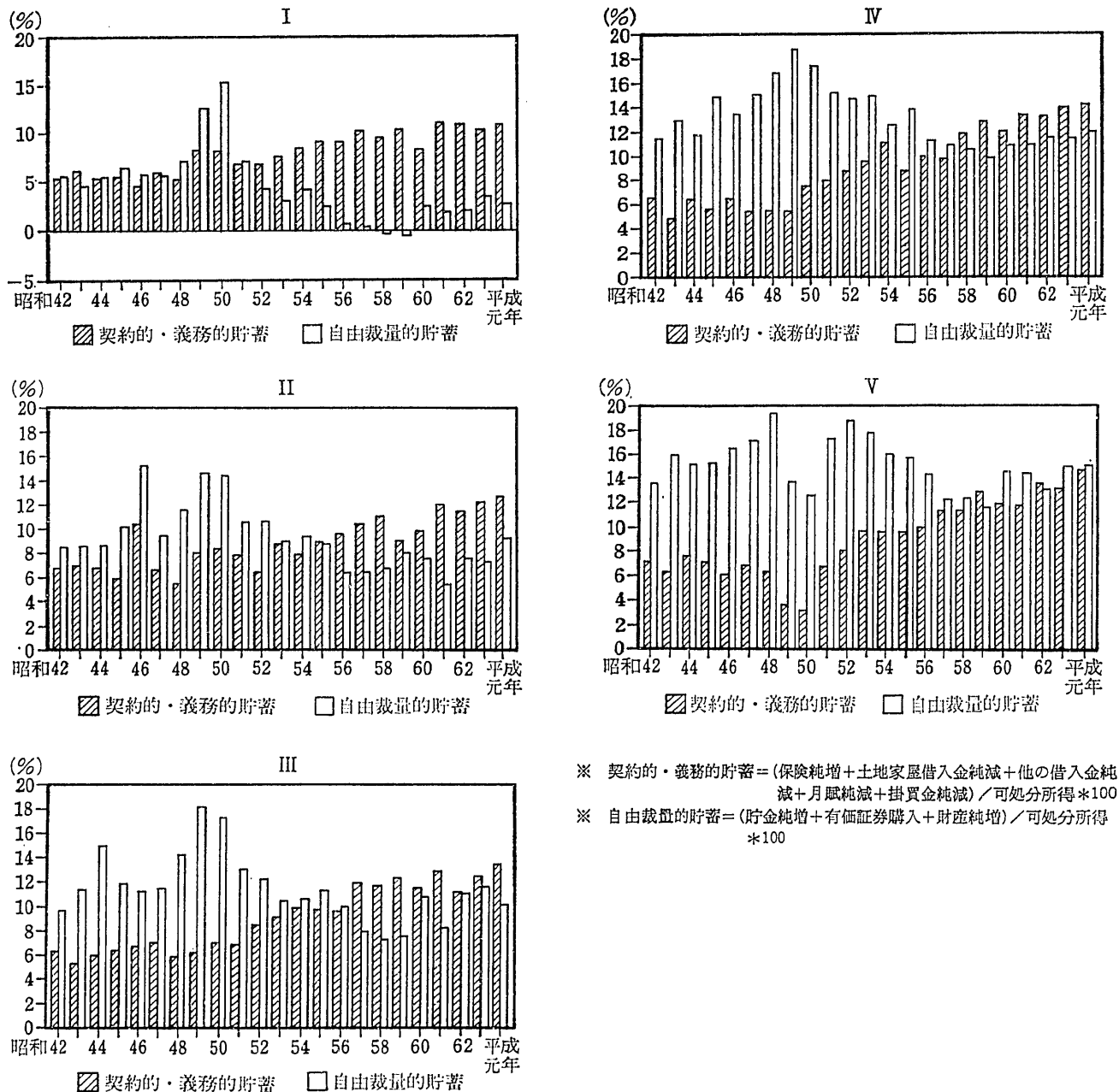


図 1—(1) 所得階級別にみた契約的・義務的貯蓄と自由裁量の貯蓄の割合

貯蓄のうち恒常部分に相当していると理解されうる。しかし既に述べたように、契約の破棄という場合にこの貯蓄は消滅するので、消費の場合における食料品支出で代表される恒常消費のように消滅することがないものと性格を異にしている。しかし所得の場合でも、賃金で代表される恒常所得においても、失業や転職・引退によって恒常所得が大きく変動する場合がある。したがって“恒常的”対“一時的（ないし変動）”という区別も厳密なものではなく、やや曖昧さの残る概念である

ことは避けられない。

第3に、契約的・義務的貯蓄の代表的なもののひとつである保険料は、保険を貯蓄性の強いものと保障性の強いものの2つに区分した場合、どちらの性格がより現実的であるかとみなすことによって解釈が異なってくる。「家計調査」では、保険取り金マイナス保険掛け金を貯蓄純増とみなしているの、保険を保障性の強いものと解釈しているように思われる。しかし現今保険は一時払い養老保険で代表されるように貯蓄性の強い商品も多

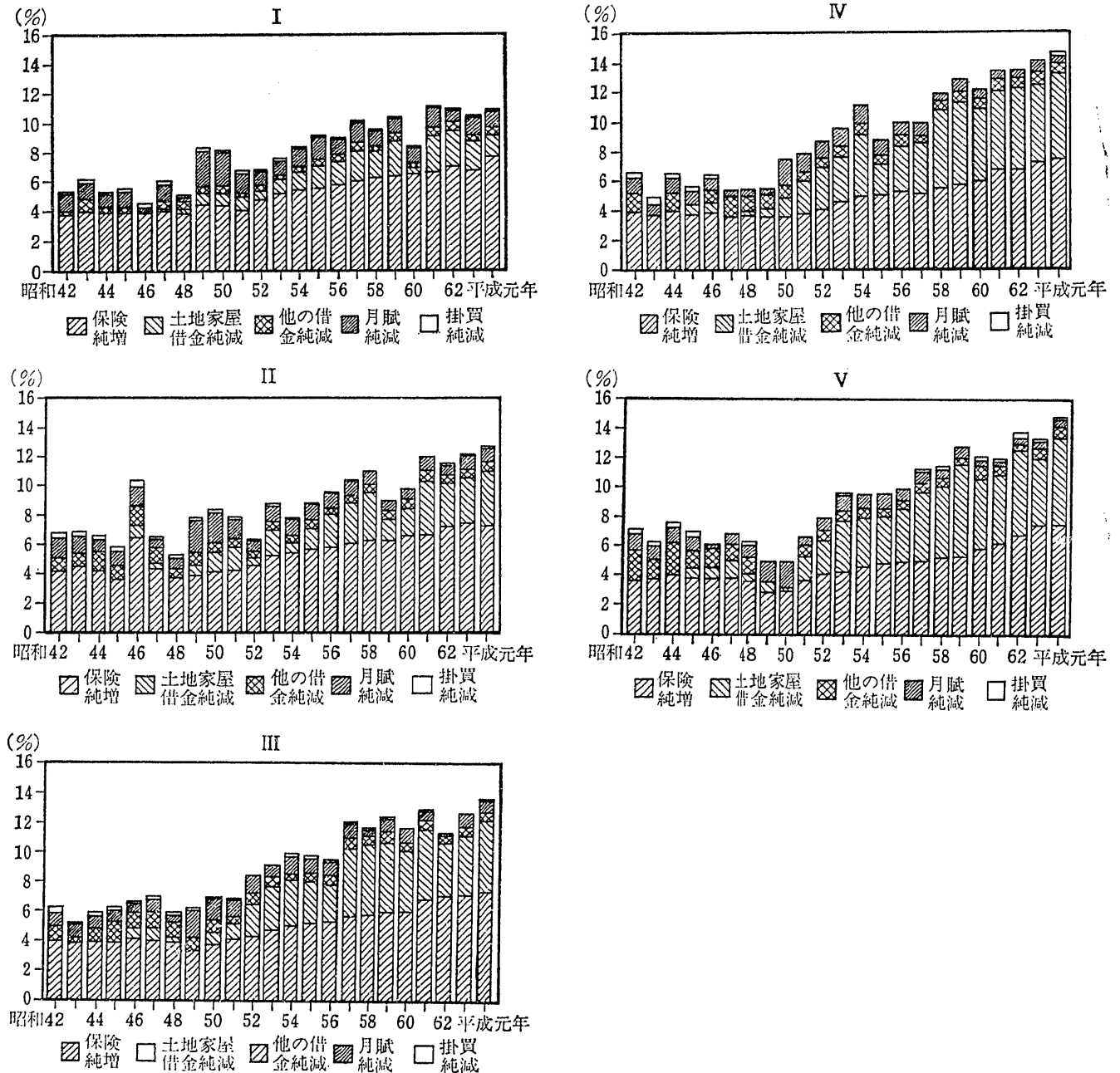


図 1-(2) 所得階級別にみた契約的・義務的貯蓄の内訳

く、一概に保険を保障性の強いものとみなすことは不可能である。したがって本稿で扱う契約的・義務的貯蓄のひとつである保険料も、全額を契約的・義務的貯蓄とみなすことに多少の無理はある。

まず図1によって契約的・義務的貯蓄と自由裁量的貯蓄を所得階級別に比較してみよう。最近時点(1989年)の数字によると、それぞれの所得階級における貯蓄率(契約対自由)は次のようになっている。なお合計とは両貯蓄率の合計を示し、それぞれの所得階級の総貯蓄率に等しい。第I分

位(10.87%対2.62%, 合計13.49%), 第II分位(12.53%対9.05%, 合計21.58%), 第III分位(13.49%対10.17%, 合計23.66%), 第IV分位(14.19%対11.86%, 合計26.05%), 第V分位(14.62%対14.98%, 合計29.60%)となっている。以上の数字のもっている意味を考えてみよう。

まず第1に、所得の高い家計ほど総貯蓄率の高いことが明らかである。この事実はわが国のみならずほとんどの国で確認されている事実でもあるので多くを語る必要はない。消費関数を $C=f(Y)$

(C : 消費, Y : 所得) の関数で定式化した場合, $\partial C/\partial Y$ が正, $\partial^2 C/\partial Y^2$ が負であることを示しているのである。

第2に, 第Ⅰ分位から第Ⅳ分位までの家計では契約的・義務的貯蓄が自由裁量の貯蓄を上まわっている。しかし, 上まわっている程度は家計の所得が高まれば高まるほど減少することが明らかである。例えば, 第Ⅰ分位では契約貯蓄が自由貯蓄の4倍程度であるが, 第Ⅳ分位ではわずかに1.2倍程度である。高所得階級である第Ⅴ分位においては, わずかではあるが自由裁量貯蓄が契約的・義務的貯蓄を上まわっていることも重要な点である。さらに加えると, 契約貯蓄率の大きさは所得階級によってさほどかわらないが, 自由裁量貯蓄率の差は所得階級によって大きく異なっていることがわかる。以上をまとめると, 契約的・義務的貯蓄と自由裁量貯蓄の対比において, 所得階級別の差は決定的に重要である。

第3に, 契約的・義務的貯蓄の中身について検討してみよう。契約貯蓄を構成するものとして, (1)保険純増, (2)土地家屋の借入金純減, (3)他の借入金の純減, (4)月賦純減, (5)掛買金純減の5種類がある。このうち前2者の比重が非常に高く, 例えば第Ⅰ分位で84% (10.87%の契約貯蓄率に対して(1)と(2)の和が9.19%), 第Ⅴ分位で91% (14.62%の契約貯蓄率に対して13.32%), となっている。保険と土地家屋による貢献が8~9割の重要性を占めていることがわかる。契約的・義務的貯蓄の大きさを決めるのは, 保険による要因と土地家屋の借入金返済によって決まるといっても過言ではない。

第4に, 保険純増と土地家屋の借入金純減のうち, どちらの要因がより重要であるかを比較してみると, 所得階級による差が影響をおよぼしている。すなわち, 保険にまつわる契約貯蓄率の大きさは, すべての所得階級において7%台であり, 所得階級によってほとんど差がない。むしろ高所得階級の方が低い貯蓄率を示しており, 生命保険は低所得階層にとってより重要な生活保障の手段となっているといえる。その原因について橘木・下野(1988, 1991)を参照のこと。ただし, 「家

計調査」を用いたここでの結果はそのことはさほど明確ではない。むしろ指摘しておきたいことは, 土地家屋の借入金返済による貯蓄率の差が所得階級に大きく依存する点である。第Ⅰ分位の1.5%に対して第Ⅴ分位では5.85%の高さになっていることからもうかがえるように, 土地家屋の借入金返済による貯蓄率は所得水準の高さによってかなり異なっている。この現象を説明する理由として, 低所得階級は住宅を購入する余裕もなく, したがって住宅ローン返済の必要もないと理解することも可能である。それに加えて, 年齢による差(例えば若年はまだ土地家屋を購入していない)とか地域による土地価格の差の影響力がこれにからんでいるといえる。高所得階級の高い貯蓄率は, 住宅購入率の高さと, 住宅ローンの返済をさほど苦勞なく行える経済状態の良好さを反映したものであると考えられる。

第5に, では土地家屋の借り入れを行っている家計に限定してデータをみるとどのようなことがいえるだろうか。図2がそれを示している。契約的・義務的貯蓄率は20%から24%あたりを示しており, 全世帯では10%から14%の貯蓄率であったのと比較して, 約10%ポイントの契約貯蓄率の増加である。住宅ローン返済を行っている人の高い貯蓄率はいわば当然のことである。住宅ローンの平均借入額が高く, したがって毎年の返済額も高額になっているからである。しかも契約的・義務的貯蓄のうち保険や住宅ローン貯蓄の占める割合は9割を超えている。住宅ローンの返済を行っている家計に関してむしろ興味を引く点は, 所得階級によって自由裁量貯蓄率に大きな差があることである。例えば第Ⅰ分位ではわずか0.02%にすぎないのに対して, 第Ⅴ分位では12.32%の高さを保持できる。全世帯ではそれぞれ2.62%と14.98%であった。住宅ローン返済中の家計のうち, 低所得階級では自由裁量貯蓄をする余裕がほとんどなくなったが, 高所得階級ではまだ相当の余裕があることがわかる。住宅ローンにコミットすることによって, 貯蓄の内容にまで踏み込むと, 所得階級によって自由裁量貯蓄行動に大きな差が生じていることを示しているのである。

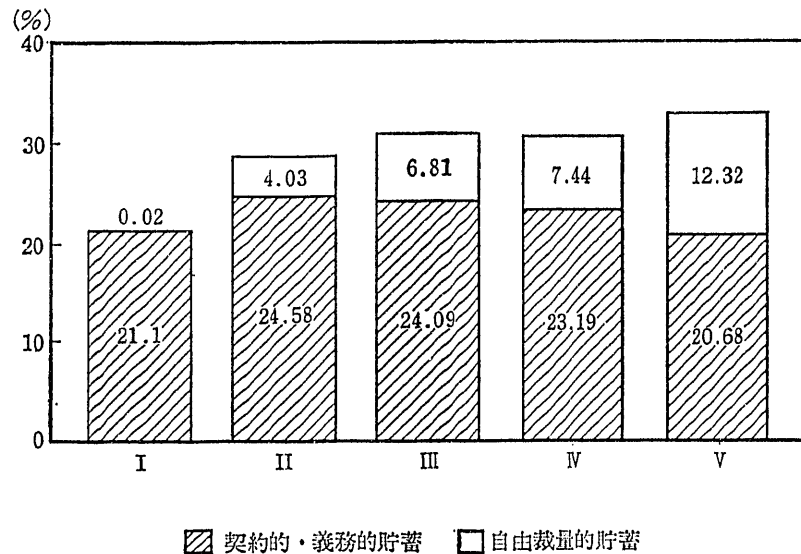


図2 所得階級別にみた契約的・義務的貯蓄と自由裁量の貯蓄
(住宅ローン返済世帯, 勤労者世帯) (平成元年度)

III-2 時系列変化について

この節では契約的・義務的貯蓄と自由裁量貯蓄を所得階級別にみてどのような時系列的変化をしてきたか検討してみる。

第1に, 過去から現在までの時系列変化に注目した場合, 契約的・義務的貯蓄の動きがどうであったかを調べてみよう。この研究における調査のスタートは昭和42年(1967年)である。高度成長時代の終了時期を迎えようとしている時期である。1973年のオイル・ショックによって高度成長期は終了を告げ, 日本経済は安定成長期に入った時代を本稿ではカバーしている。

1967年の契約貯蓄率はすべての所得階級の平均で6%前後である。しかも所得階級によって契約貯蓄率の大きさに差はあまりない。

時系列的な変化はどうであろうか。特筆すべきことは, すべての所得階級において契約的・義務的貯蓄が上昇トレンドにあることである。わずかな変動もみられるが(特に第V分位の1974年と75年), 上昇トレンドにあったことは図1からもうかがえる。特に第IV, 第V所得階級の住宅ローンの返済による貯蓄の上昇率が顕著である。わが国貯蓄率に関して, 所得階級の内容構成にまで検討の幅を拡げてみると, すべての所得階級において契約的・義務的貯蓄の上昇トレンドが確認された

ことは大きな意味がある。すなわち今後の日本経済の貯蓄率は中期的にみて契約貯蓄の上昇が続くであろうから, 貯蓄率はそう急激に低下しないだろうと予想される。

ただし, この予想には2つの留保が必要である。まず, 高齢化の進展の影響を大きく受ければ, 負の貯蓄を行う高齢者の増加は貯蓄率の低下を招く。年齢別の貯蓄率と契約貯蓄の関係については後に検討する。次に, 契約貯蓄の伸びに貢献した住宅ローンの動向であるが, Tachibanaki (1991) によると, 日本の社会は中長期的には遺産の授受による住宅購入が増加して, 住宅ローンにコミットする人の割合が減少し, かつその借入額も減少するのではないかと予想される。もしそれが事実であるとすれば, 契約的・義務的貯蓄の占める比率は減少傾向に転じているかもしれない。

以上のことと関連することであるが, 契約的・義務的貯蓄率と比較して自由裁量貯蓄はかなり大きな変動を示している。特にこの研究で調査した期間のうち, 前半の期間(すなわち1967年から1977年位までの約10年間)において, その変動幅が大きいのが目立つ。自由裁量貯蓄率の変動が大きいことの理由は自明と考えられるので, ここでは多くを語らない。さらに重要なことは, 所得階級別に自由裁量貯蓄の変動をみてみると, 高所得

階級よりも低所得階級に変動幅が大きいことが示されている。この理由を探究することは経済学的にも興味のある点である。一般に高所得階級の所得変動率の方が低所得階級のそれよりも大きいと考えられ、したがって自由裁量貯蓄の変動率も同様のことがいえるものと想像される。しかし、自由裁量貯蓄に関するデータはその逆を示している。何故だろうか。ここで契約的・義務的貯蓄率とのかかわりが意味をもってくる。すなわち、家計は契約貯蓄額は変更不可能なので貯蓄額の決定に際して所与のものとみなす。すなわち、所得の変動があっても契約的・義務的貯蓄は変更できないので、自由裁量貯蓄の変動によって対処しようとする。低所得者にとってはたとえ所得の変動幅は小さくとも、自由裁量貯蓄にまわせる額はそれ以上に変動することとなる。

逆に高所得階級の場合には、自由裁量貯蓄を「貯蓄マイナス契約貯蓄の残余」ととらえる発想はさほどなく、契約貯蓄と無関係に自由貯蓄を決定している可能性もある。以上の解釈はまだ試論の域を超えるものではなく、もっと厳密に経済学的、統計学的に研究を行うべき課題といえる。

次に、1967年時点では自由裁量貯蓄率が契約的貯蓄率を上まわっていたのであるが、現時点では第Ⅰ分位から第Ⅳ分位のすべての階級において逆のことがいえる。いつの時期にその逆転が起ころい、そしてその逆転の理由をさぐってみる必要がある。まず逆転の時期を明らかにしてみよう。

第Ⅰ分位に関しては1976年に契約的・義務的貯蓄が自由裁量的貯蓄を上まわったことをデータは示している。第Ⅱ分位では1980年、第Ⅲ分位では1981年、第Ⅳ分位では逆転が1982年に起きたことがわかる。ついでながら第Ⅴ分位では1984年に逆転があったが、すぐに元に戻り、今でも自由裁量貯蓄が契約貯蓄を上まわっている。ここで明らかなのは所得階級が低くなればなるほど、契約的・義務的貯蓄が自由裁量的貯蓄を上まわる時期が古いのである。言い換えれば逆転の発生する時期が早く到来しているのである。

もう少し契約貯蓄の中身を絞って、保険と土地住宅に関する契約的・義務的貯蓄について調べて

みよう。保険と土地住宅による契約貯蓄が自由裁量貯蓄を上まわる時期は、第Ⅰ分位で1977年、第Ⅱ分位で1981年、第Ⅲ分位で1982年以降であるが、再逆転も何度か起きている。第Ⅳ分位で1983年であるが、当然のことながら第Ⅴ分位では逆転は起きていない。

以上2つの貯蓄率からみて契約的・義務的貯蓄が自由裁量的貯蓄をいつの時期に上まわったか調べたが、それが何故発生したかを簡単に述べてみよう。まず第1に、この時期に相前後して保険と住宅土地に関して次のような変化があったことを知る必要がある。保険に関していえば、1970年代前半において生命保険に新商品の開発と、生保会社の強力な販売促進があったのである。これによって生保需要が高まり、保険純増による契約貯蓄の増加があった可能性がある。同様に1970年代後半に個人年金の登場と保険料支払総額のアップがみられ、この両者が保険純増に貢献した時期もあることを付け加えておこう。しかし、この2つの理由はさほど強力とはいえない。

保険に関して忘れてならないことに、インフレの影響がある。1973年と1974年は第1次オイル・ショックの時期でもある。ついでに言えば、1977年から1978年も第2次オイル・ショックを経験している。この両時期に生保にまつわる貯蓄が増大していることは、偶然であるかもしれないが、インフレ自体が生保需要を増大させているかもしれないことを示唆している。一般に物価上昇と生保需要の関係には次のような2つの現象が予想される。一方は、保険は原則インフレ・ヘッジがされないため、物価上昇によって保険の実質価値は減少し、その減少を嫌って生保に加入することを控えるという考え方である。他方は、インフレによる実質価値の目減りを補償する目的のため、以前にも増して生保に加入するという行動をとる人もいるとする考え方である。

わが国における実証研究、例えば中馬・伊藤(1991)によると、石油ショックの影響は保障性生保の需要を減退させ、貯蓄性生保の需要を増大させていたと結論づけられている。本研究で採用している生命保険の中心は保障性の強いものを念

頭においているので、インフレの効果は保険純増を減少させる方向に働いていたと理解すべきであろう。したがって、2度のオイル・ショック時期の頃に保険にまつわる契約貯蓄が上昇したのは、前2者の考え方のうち後者の考え方を有力とみなす必要性を示す。

次に、土地家屋にまつわる契約的・義務的貯蓄に目を転じてみよう。まず1973年前後は第1回の土地価格上昇時期であり、土地と住宅購入価格が上昇した時期でもある。したがって住宅ローン契約額も高額化し、年間ローン返済額も上昇したと考えられる。このことは土地家屋にまつわる契約貯蓄の額を増加させる方向に働く。もうひとつ住宅ローンの返済額を決定する要因として住宅ローンの金利がある。住宅ローンの金利は長い期間固定化されていたので、金利の要因が住宅ローンの返済額に大きな変動を与えたとは考えにくい。したがって、住宅ローン返済による契約的・義務的貯蓄が増加した重要な原因は、住宅需要の増加と土地価格の上昇にあると考えられる。

土地価格の急騰は数年前にもう一度経験した。特に東京・大阪・名古屋を中心にした大都市圏で発生した。この土地価格の急騰はやや沈静化し、所によってはやや下降気味な面もみられるが、依然として高水準であることに違いはない。土地価格が高くなりすぎて、かなりの日本人が大都市を中心にして住宅保有をあきらめはじめている。こういう人達は住宅購入の頭金準備、あるいは住宅ローンの返済による貯蓄を行わず、住宅にまつわる契約的・義務的貯蓄率が低下の傾向を示す可能性が高い。しかも既に述べたように世代間の資産移転に極めて重要な役割を演じるようになった遺産の存在によって、わが国の土地家屋の購入の多くの部分が遺産を通じて行われており、住宅ローンが住宅購入に果たす役割の減少傾向に拍車をかけているといえる。以上をまとめると、土地価格の下降が発生しない限り、土地家屋にまつわる契約的・義務的貯蓄率は今後低下する可能性が高い。

最後に住宅ローンに関係して「借り入れ制約」が貯蓄に与える効果について一言しておこう。まず日本経済において、借金によって耐久財（土地

住宅を含めて）を購入するという習慣とそれを可能にする借入金の制度は、ここ最近20年から30年にかけてやっと定着してきたものである。それ以前は日本では借り入れ制約が強い国であったといえる。制約があったというよりも借金による耐久財購入が習慣化されていなかったといえる。徐々に借り入れ制約が緩和され、したがって土地家屋にまつわる契約的・義務的貯蓄のウェイトが高まってきたことを強調しておこう。しかし借り入れ制約の強いことは低貯蓄率を意味せず、むしろ高貯蓄のひとつの原因にもなりうるものである。一例をあげれば、住宅ローン制度が借り入れ制約の強いことによってうまく機能していない場合、住宅購入のために高い貯蓄額を準備する必要がある。逆に借り入れ制約のない場合、アメリカでみられたように人々が耐久財や住宅の過剰購入に走ることもあり、一時的にしろ過剰消費、過少貯蓄をもたらす原因にもなるのである。

以上をまとめると、借り入れ制約の強さは、第一義的には貯蓄のうち契約的・義務的貯蓄の占めるウェイトに大きく影響を与えるものであり、副次的には貯蓄率の水準自体にも影響を与えるものである。

時系列変化に関して、どの時期にどの要因（すなわち保険か土地家屋）が契約的・義務的貯蓄として重要であったかをみるために、簡単に貢献度を計算してみた。図3は1970年から1989年まで、5年きざみで所得階級別に契約的・義務的貯蓄の増加分を100として、保険と土地家屋がそれぞれどれだけのシェアを占めているかを示したものである。ただし、5年間のうち増加分の最も高い年と最も低い年の数字を選んだものである。保険と土地家屋以外にも契約貯蓄を構成している項目（例えば月賦純減、等々）があるし、項目によっては負のものもあるので、保険と土地家屋の合計が100を超したり、100に満たない場合があることに留意されたい。

この図から得られることを簡単にまとめると次のようになろう。第1に、契約的・義務的貯蓄を構成している保険と土地家屋のうちのどちらのウェイトがより重要であるかをみた場合、時期によ

図 3—(1) 所得階級別にみた契約的・義務的貯蓄に占める保険と土地家屋の割合 (%)

	1970(昭和45)	1975(昭和50)	1980(昭和55)	1985(昭和60)	1989(平成元)
I 保険／契約貯蓄	70.42	54.31	60.72	78.34	70.7
土地家屋／契約貯蓄	0.78	9.69	15.95	5.09	13.82
II 保険／契約貯蓄	67.84	49.91	64.35	66.7	56.96
土地家屋／契約貯蓄	-5.22	15.05	15.26	18.86	29.79
III 保険／契約貯蓄	62.05	54.19	53.44	51.79	54.58
土地家屋／契約貯蓄	1.71	11.45	28.65	35.31	35.43
IV 保険／契約貯蓄	66.54	47.53	58.05	49.03	51.57
土地家屋／契約貯蓄	12.41	17.59	23.54	40.68	40.6
V 保険／契約貯蓄	55.26	95.55	50.99	49.37	51.08
土地家屋／契約貯蓄	9.5	35.71	33.5	40.15	40.02

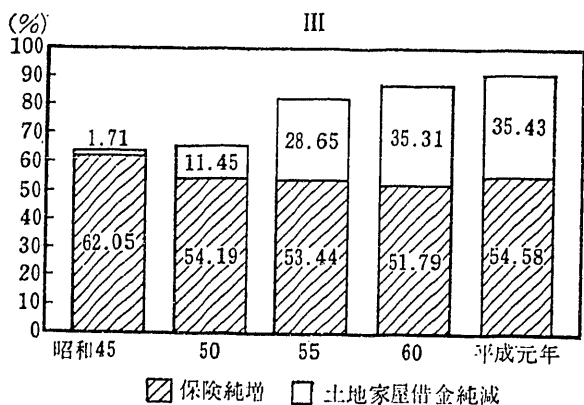
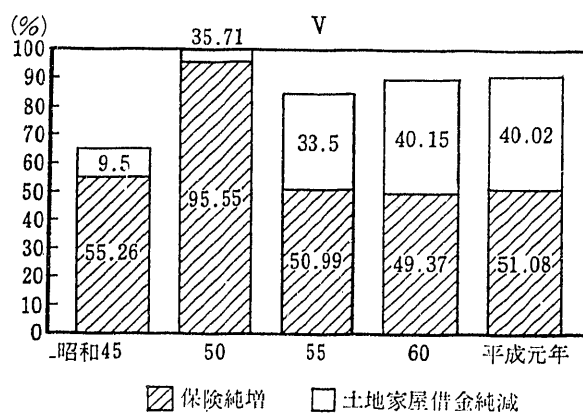
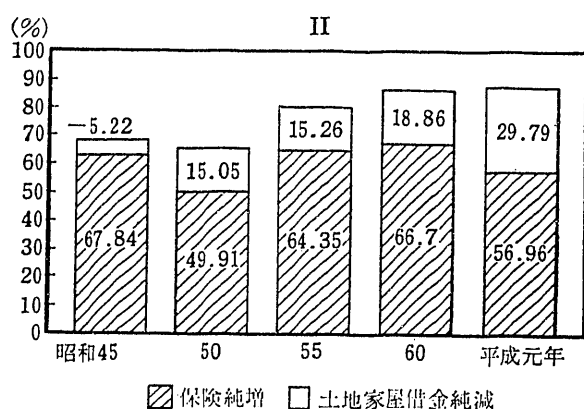
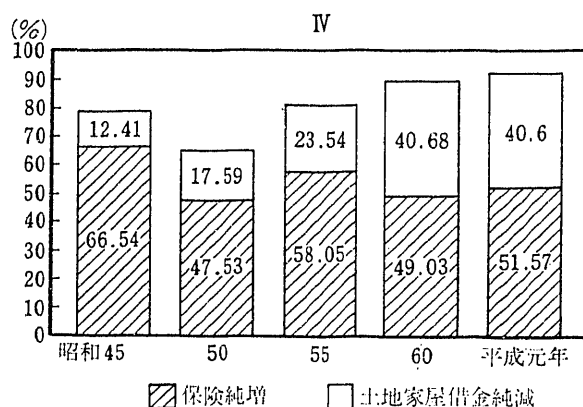
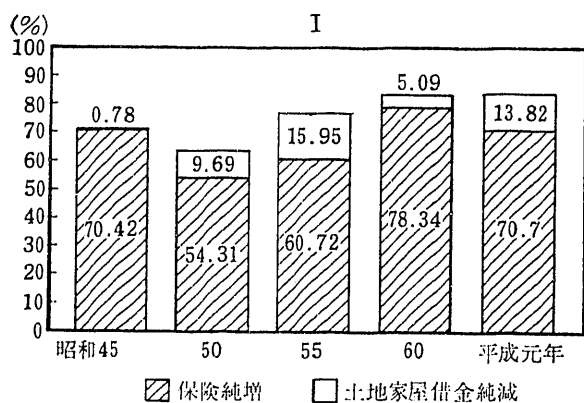


図 3—(2) 所得階級別にみた契約的・義務的貯蓄に占める保険と土地家屋の割合

って、そして所得階級によって非常に差があり、系統的になんらかのパターンがあるということを主張することは困難である。しかし、多少の例外時期を除けば、土地家屋の要因のウェイトの方が、保険のウェイトよりも高いことがわかる。

IV 年齢階級別にみた契約的・義務的貯蓄と自由裁量的貯蓄

IV-1 現 状

年齢別に契約貯蓄と自由貯蓄の相違を調べるとは、マクロの貯蓄率を説明する理論として有力な「ライフサイクル貯蓄仮説」と密接な関係がある。さらにその仮説からの帰結が契約貯蓄と自由貯蓄の両者に対してどのように配分されるかという問題を調べることとなる。「ライフサイクル貯蓄仮説」をここで解説する必要はないが、この仮説は人生の諸現象（例えば、住宅購入、勤労、引退、年金、遺産、その他）を生誕（あるいは若年）から死亡までの人生経路において消費・貯蓄の選択問題としてとりあげるものである。例えば橘木（1989）において、わが国の人々が経験する人生上の諸現象とライフ・サイクル貯蓄仮説の関係が論じられている。

ライフ・サイクル貯蓄仮説のもうひとつの論点は、はたしてこの仮説がわが国の貯蓄の動向を説明するのに適当な理論であるかという点である。多くの経済学者がこの問題に取り組み、例えば Hayashi (1986), Hayashi, Ando and Ferris (1988), Hayashi, Ito and Slemrod (1988), Tachibanaki and Shimono (1986, 1991), 等々がある。

そのコンセンサスとして、単純なライフ・サイクル貯蓄仮説は妥当しないが、遺産動機を含んだライフ・サイクル貯蓄仮説はかなりわが国の貯蓄を説明する理論として有力ではないかという合意がある。したがって、本研究においても大筋において遺産動機を含んだライフ・サイクル貯蓄仮説を念頭において、契約貯蓄と自由貯蓄の解明にあたりたいと思う。

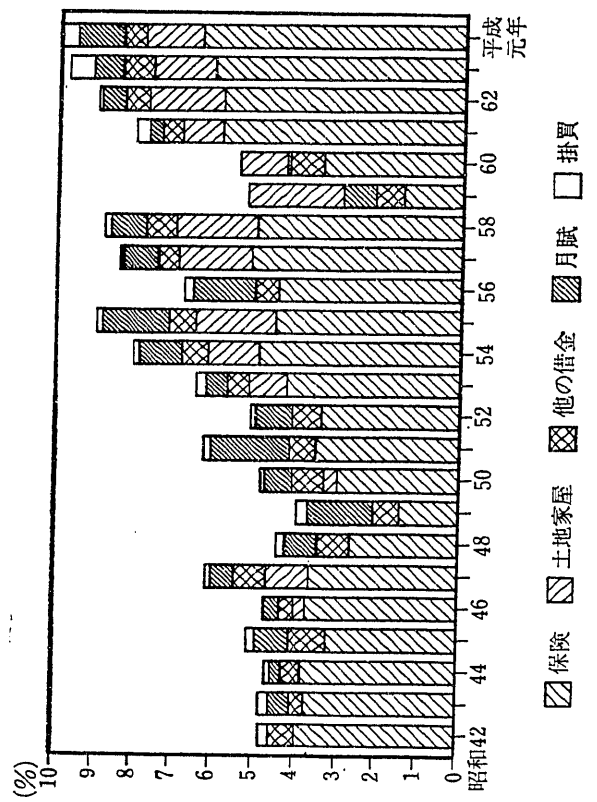
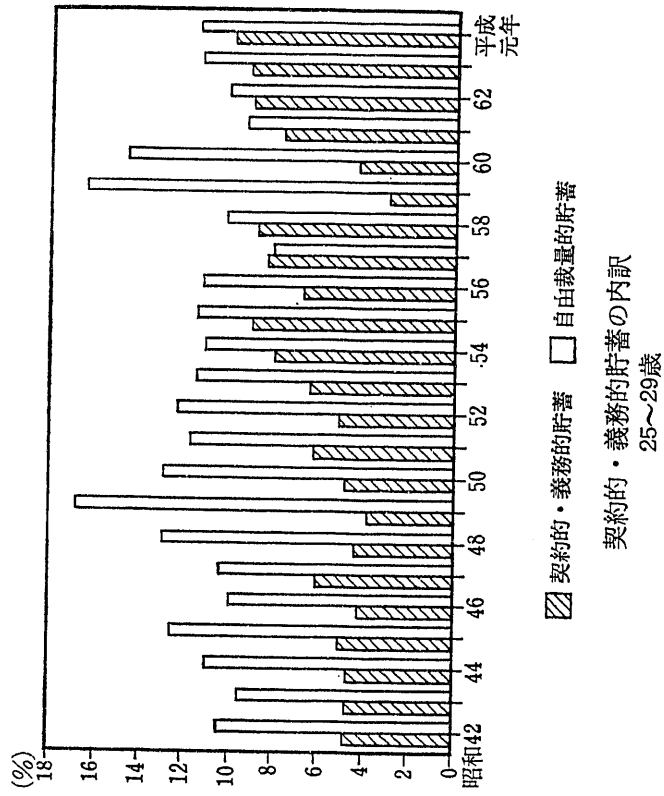
ライフ・サイクル貯蓄仮説は基本的に勤労期の所得の一部を貯蓄し、それを引退期の消費の資金

にあてるという考え方をとる。ところで、本稿では契約的・義務的貯蓄を規定するものとして土地家屋の購入と生命保険の加入、さらに耐久財の購入等を考慮の対象に入れているので、それらの人生上の諸現象が人のライフ・サイクルのどの時点で発生しているかということに格別の注意を払う必要がある。前章で明らかにされたように、契約的・義務的貯蓄のうち最も重要なものは、土地家屋と保険であった。この2者に絞ってライフ・サイクルと貯蓄の関係を明らかにしてみたい。

まず最近時点のデータを基にして、年齢階級別にみて契約的・義務的貯蓄と自由裁量的貯蓄がどういう比率で示されているかをみてみよう。図4は年齢別に貯蓄の変動を示したものである。まず第1に、20代と30代前半の若年層についていえることは、自由裁量貯蓄が契約的・義務的貯蓄を上まわっている点である。1989年の数字でみると、25～29歳において前者が11.41%であるのに対して後者は9.8%，30～34歳においてそれぞれ13.64%，10.95%である。この世代はまだ生命保険の加入に関して、所得が低いことによって生保加入額に制約がかかるかもしれない。さらに土地住宅の購入も一部の人を除いてまだなされていないことが、契約的・義務的貯蓄が少ないことの理由となっている。わが国の家計の住宅購入年齢については橘木（1990）、Tachibanaki and Shimono（1986）参照。特に、土地家屋にまつわる契約的・義務的貯蓄率は25～29歳で1.4%，30～34歳で2.27%というように非常に低い数字であり、土地家屋にまつわる貯蓄の少ないことが、これらの世代の契約貯蓄率の低いことの最大要因である。ちなみに保険純増による貯蓄率は25～29歳で6.33%，30～34歳で7.32%という数字が示されており、他の世代（40代と50代）と比較してほとんど差がなく、保険にまつわる契約的・義務的貯蓄率は年齢別にみてさほど差のないことが特筆されよう。どの年代においても日本人は保険を好んでいるのである。

第2に、30代後半から50代後半までの世代について調べてみよう。これらの世代で特徴的なことは、契約的・義務的貯蓄率が自由裁量的貯蓄率を上まわっていることである。契約貯蓄率の大きさ

世帯主の年齢階級別
25～29歳



世帯主の年齢階級別
～24歳

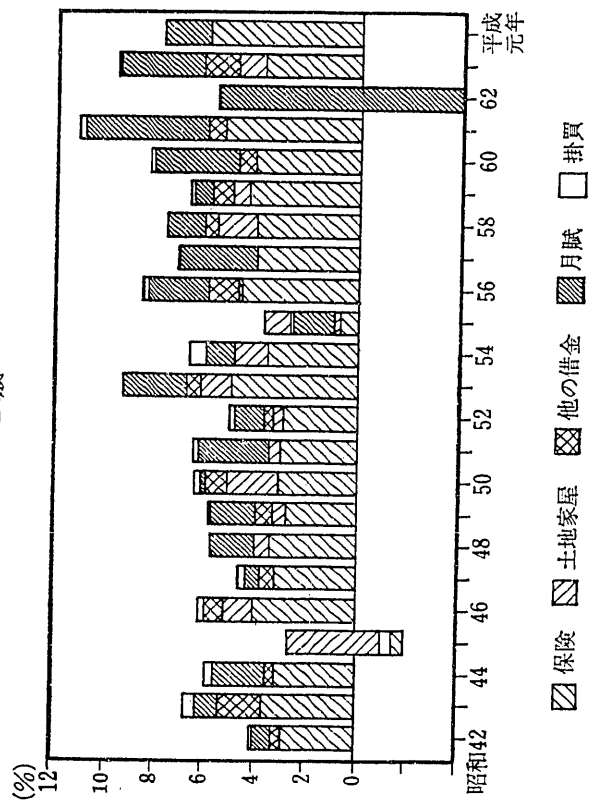
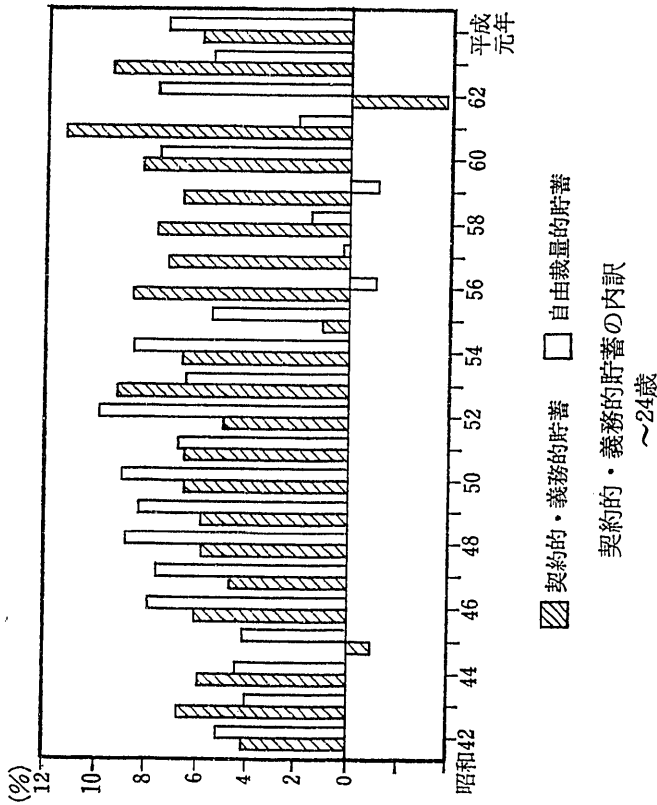


図 4—(1)

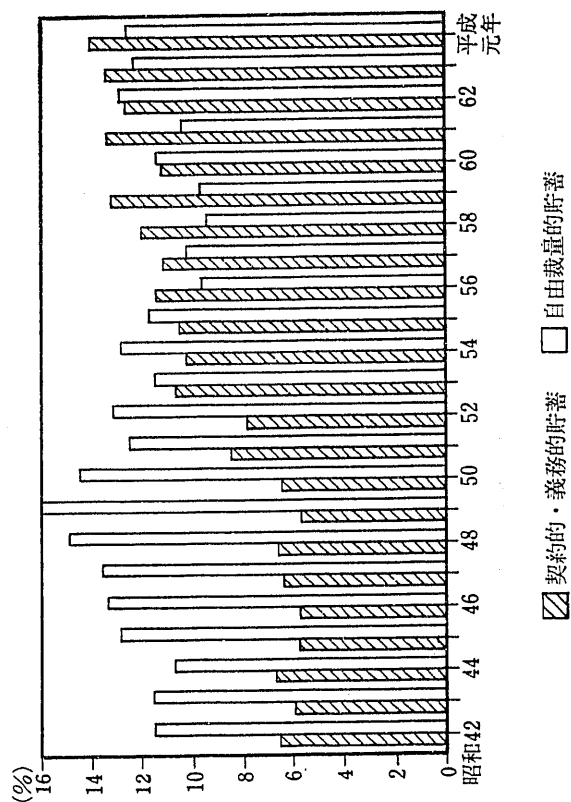
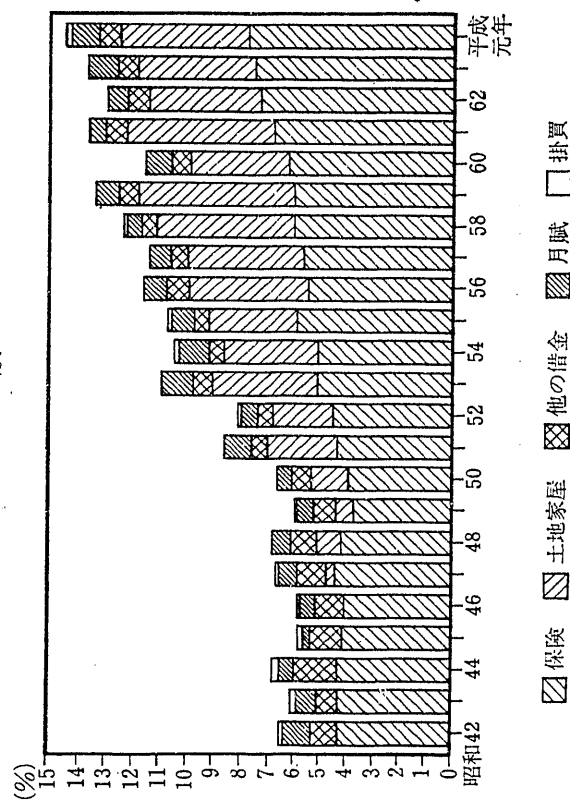
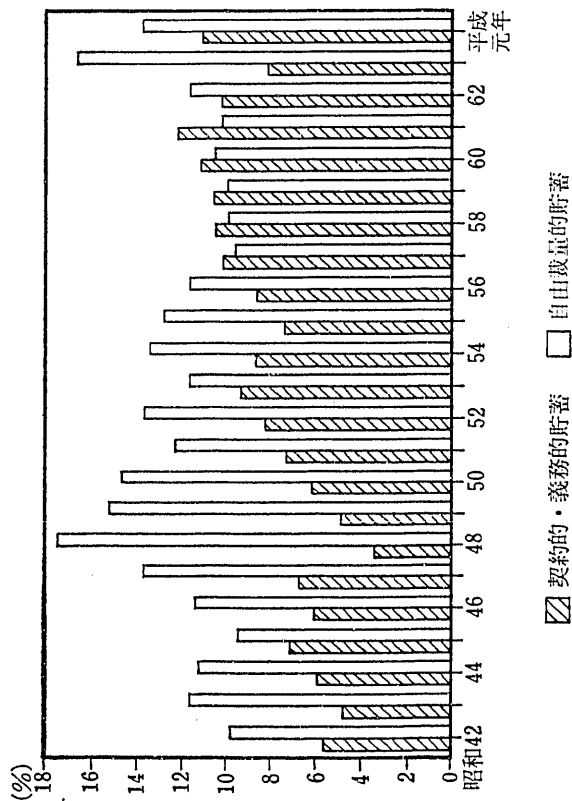
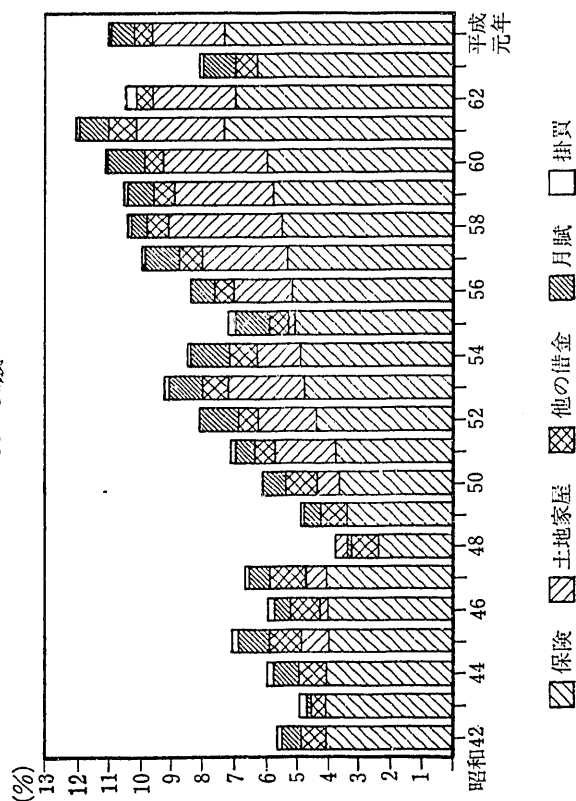
世帯主の年齢階級別
35～39歳契約的・義務的貯蓄の内訳
35～39歳世帯主の年齢階級別
30～34歳契約的・義務的貯蓄の内訳
30～34歳

図4—(2)

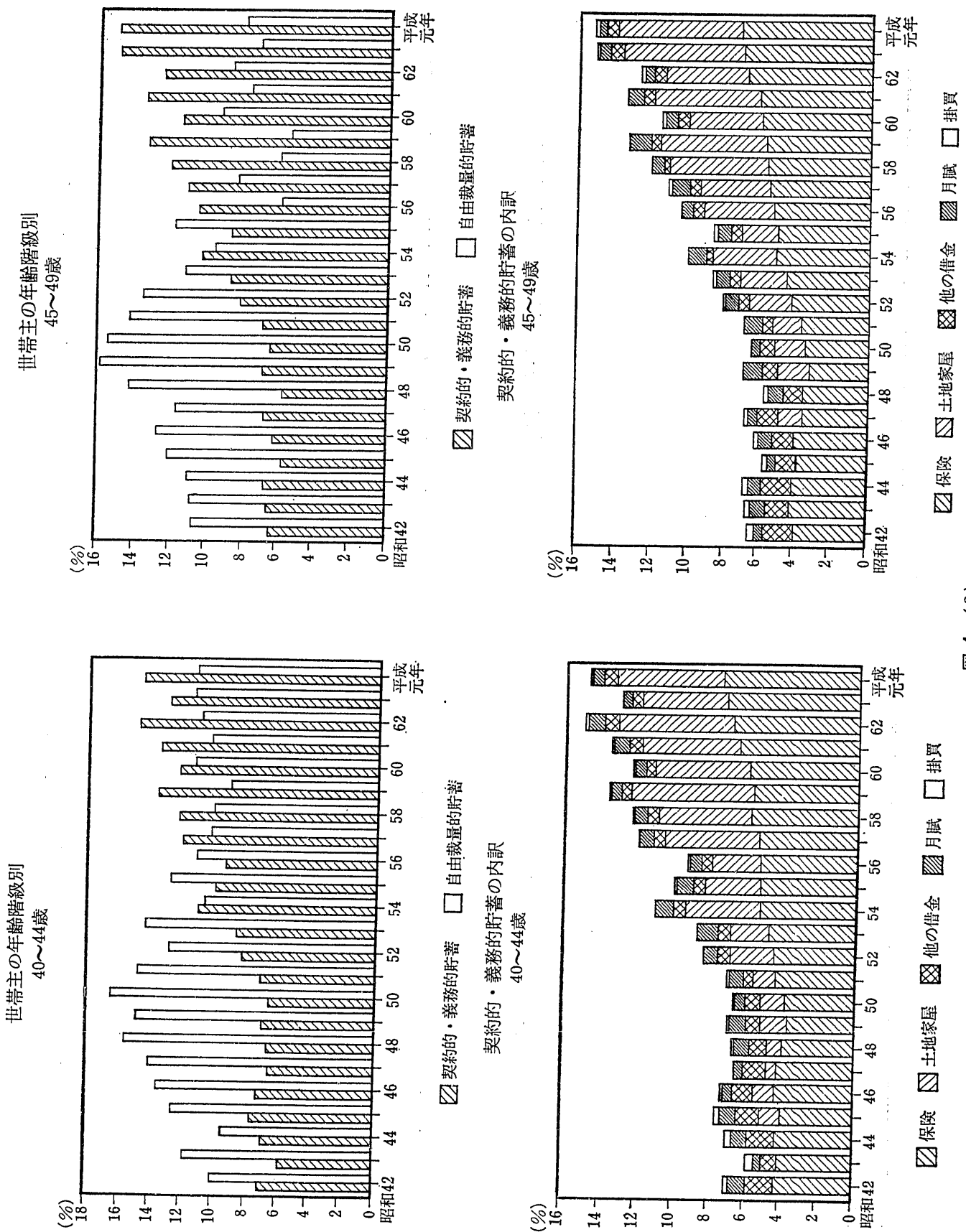
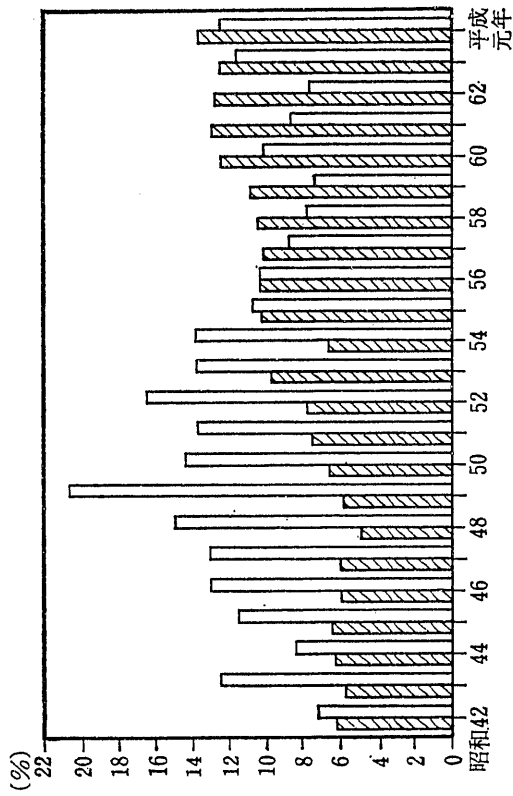


図 4- (3)

世帯主の年齢階級別
55～59歳



世帯主の年齢階級別
50～54歳

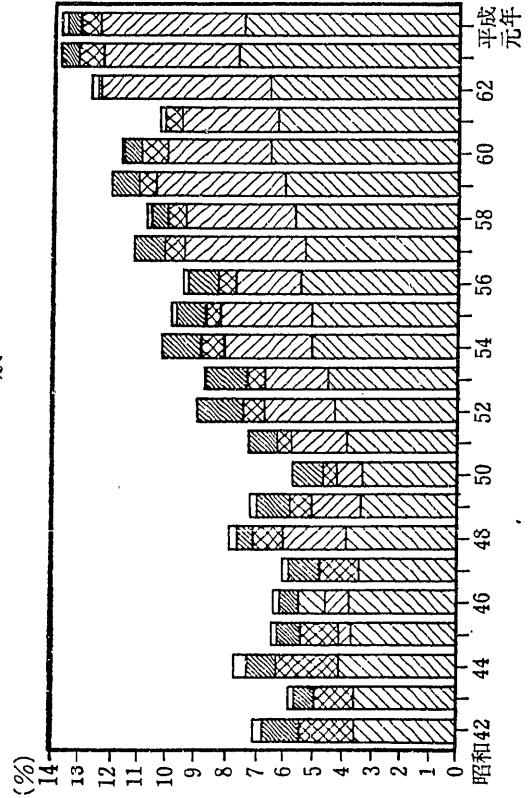
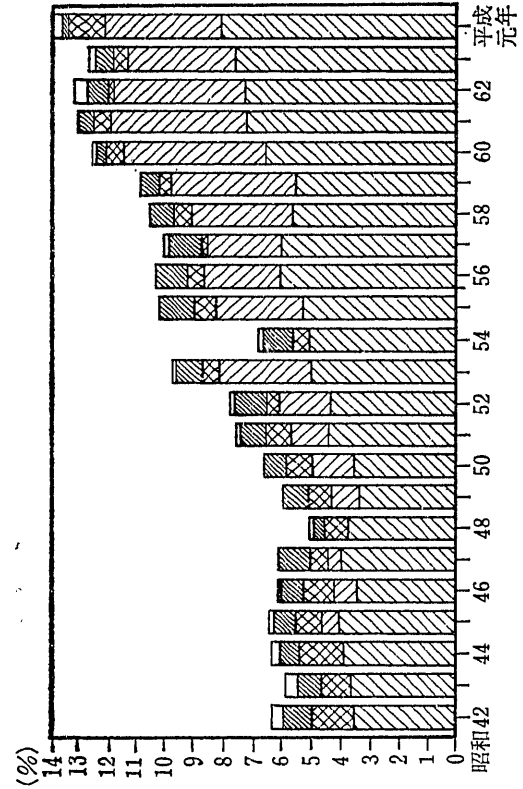
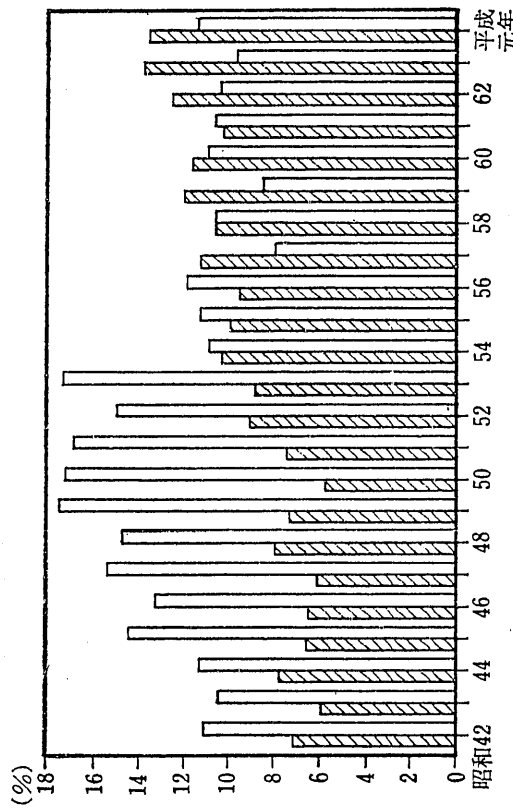


図 4—(4)

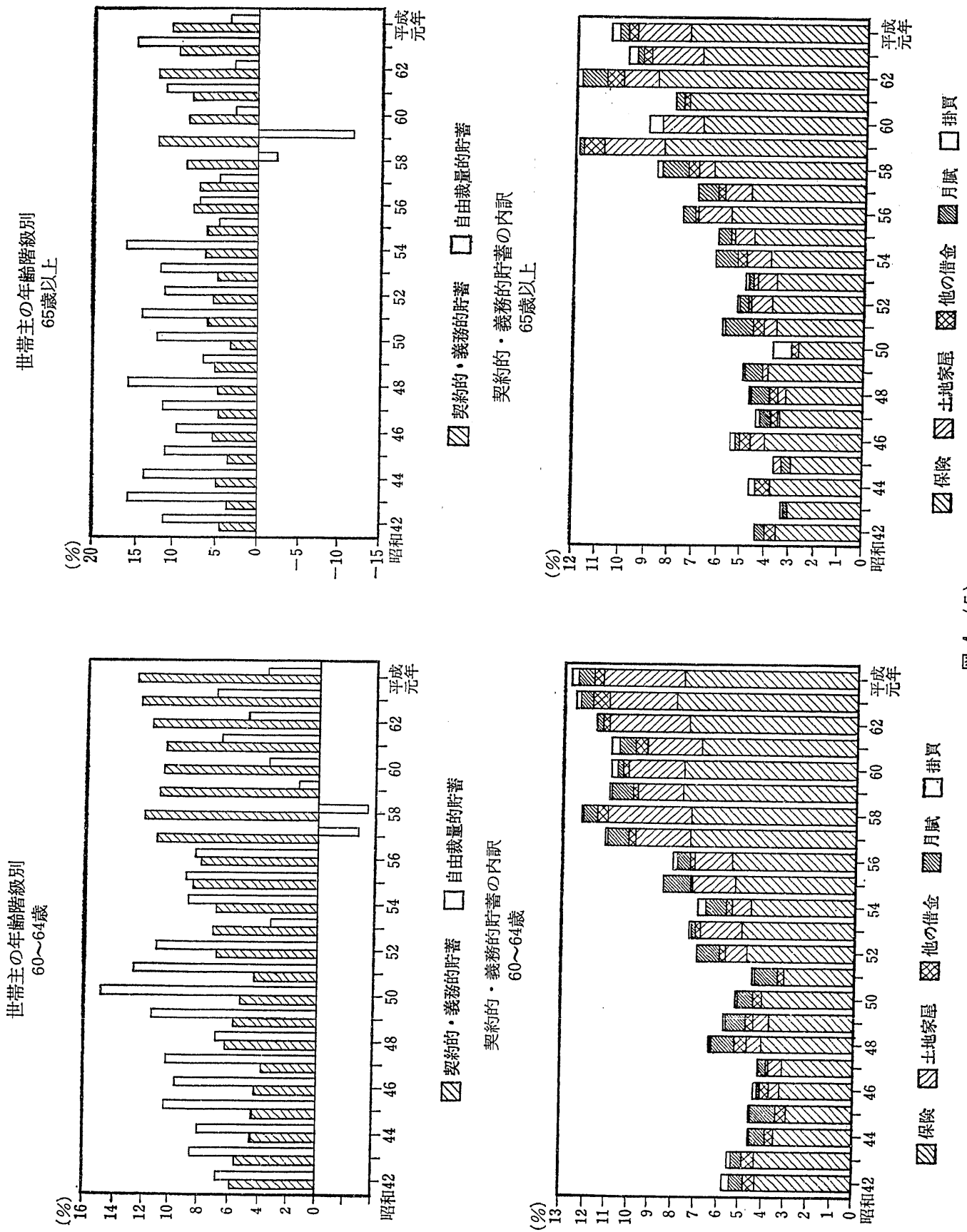


図 4—(5)

年齢階級別にみた契約的・義務的貯蓄と自由裁量の貯蓄
(ローン保有世帯、勤労者) (1989年)

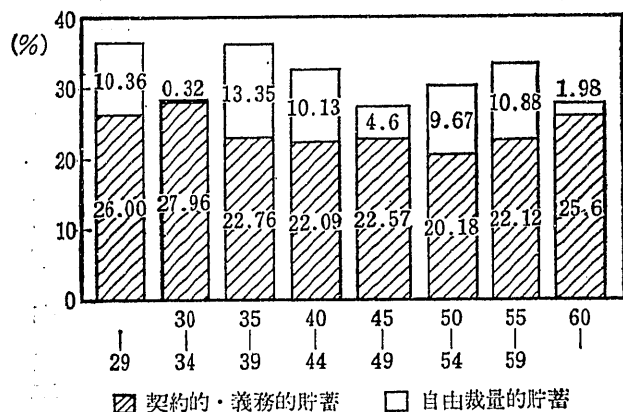


図 5

はこの年代は13%から14%の数字であり、非常に高い契約的・義務的貯蓄率であるといえる。

45～49歳にいたっては、契約貯蓄率が14.95%であるのに対して、自由裁量貯蓄は7.89%であり2倍前後の開きがある。何故この世代で契約的・義務的貯蓄率がこれほど高いかを説明することは容易である。すなわち日本人の人生における最大の買い物である土地住宅の購入による借入金の返済が多額であることによってもたらされている。40～44歳で住宅にまつわる貯蓄率が5.81%，45～49歳で6.87%という数字になっており、非常に高い貯蓄率になっていることがわかる。

上のことを確認するために、「家計調査」のサンプルのうち住宅ローン返済中の家計に限定して契約的・義務的貯蓄と自由裁量貯蓄の比較を行ってみよう。図5はそれを示したものである。その数字によると、29歳未満から60歳以上のすべての年齢階級において、契約的・義務的貯蓄率が20%以上を示しており、平均でも24%前後であるという事実から判断して、住宅ローンの返済による貯蓄のシェアがいかに高いかが明らかである。ここで面白い点は、先ほどの全家計のサンプルでは契約貯蓄率が年齢によってかなり高低に差があったが、サンプルを住宅ローン返済中の世帯に限定すると、年齢によって契約貯蓄率にそれほどの差がないことがわかる。そのサンプルによる差が生じた原因は、全家計のサンプルでは住宅を購入した家計と購入していない双方のサンプルが混合して

いたが、住宅ローン返済中の家計はいうまでもなく全サンプルが住宅を購入した家計であるからである。

第3に、60歳を超える年代について述べてみよう。「家計調査」はこの世代について引退しているのか、現役で働いているかの区別がはっきりせず、勤労者という限りここでのサンプルは全員が働いていると理解すべきである。60代を超えると契約的・義務的貯蓄率は低下傾向を示す。理由は簡単で、保険料の拠出が終了する年代であるし、住宅ローンの返済も完了する年代であるからである。しかし低下とはいえ、まだ10%を超える契約貯蓄率の高さであって、かなり多くの高齢者がまだ契約貯蓄にコミットしていることを示している。それよりも興味を引く事実、60代を超えると自由裁量の貯蓄率が3%台に急降下する点である。この世代になると引退間近なのでライフ・サイクル貯蓄仮説の教えるところによって負の貯蓄（すなわち資産の取り崩し）を行う家計がでてくることが、急降下の原因であると考えられる。しかし、正の自由裁量貯蓄を行っている家計も存在するわけで、単純なライフ・サイクル貯蓄に妥当しない家計がいることもこのデータは示している。

さらにこの年代は10%を超える契約貯蓄も続いていることからして、この貯蓄の原因となっている住宅と生命保険は、親の死後遺産として子供に残される可能性の高いことを示している。ここで遺産動機を含んだライフ・サイクル貯蓄仮説の現実妥当性が高いことを、家計調査は支持しているとみなすことができる。

生命保険について一言述べておくと、わが国では生命保険が遺産贈与の手段のひとつである。そしてごく最近では相続税対策の手段のひとつとして利用されるケースが多くなってきている。これは先ほど検証したように、保険にまつわる契約貯蓄率が50歳を超えしかも60歳代になっても7～8%の高い数字を示していることからもうかがえる。この年代は医療保険の需要が高いことも保険にまつわる契約貯蓄率の高いひとつの理由になっているし、若年や中年のときに契約した保険がこの年代まで続いている可能性もある。しかし、この年代

において生保の契約貯蓄率が高いことの大きな理由は、遺産ないし相続税対策としての生命保険需要を認める必要がある。そのことはわが国における遺産動機を含んだライフ・サイクル貯蓄仮説を保険の側面からみても現実妥当性の高い仮説であるということができる。

IV-2 時系列的変化について

年代別にみて、契約的・義務的貯蓄が過去から現在に至るまでどのような変遷をたどってきたかを簡単にみてみよう。前節において所得階級別にみて、おのおのの貯蓄率がどのような時系列変化をしてきたか検討してみたが、年代別にみたことと所得階級別にみたことと、さほど大差のない結果が得られているのでここでは詳しく論じること避けて、結果のみを簡単に述べることにする。第1に、すべての年代に共通していえることは、契約的・義務的貯蓄のうち、保険にまつわる貯蓄がほぼコンスタントに上昇していることである。ここでも日本人がすべての年齢に共通して、保険の需要が高まっていることがわかる。第2に、契約的・義務的貯蓄のうち、土地家屋にまつわる貯蓄よりも保険にまつわる貯蓄の方が常に高い額を示している。これはほぼすべての年代において共通である。わが国における契約的・義務的貯蓄で最も重要なものは、意外にも保険にまつわる契約貯蓄であったと結論づけられるのである。ただし、30代後半、40歳代、50歳代を中心にして、1980年代になって土地家屋にまつわる契約貯蓄が保険にまつわる契約貯蓄に肉薄してきており、現在では中・高年層において甲乙つけ難いほどの貯蓄率になっていることも指摘しておきたい。

契約的・義務的貯蓄率と自由裁量貯蓄率を比較してみると、次のようなことが明らかである。第1に、自由裁量貯蓄率の変動率の方が、契約貯蓄率の変動率よりもはるかに大きいことがわかる。特に1970年代においてそれが顕著であった。第2に、30代後半とそれより年をとった世代について関していうと、契約的・義務的貯蓄率が自由契約貯蓄率を上まわる時期がある。それは35～39歳で1980年頃、40～44歳で1981年前後、45～49歳で

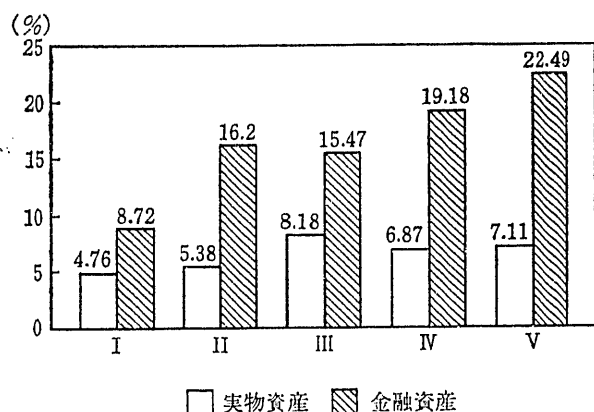
1980年前後、50～54歳で1981年頃、55～59歳で1981年頃となっている。1980年から81年頃にかけて多くの年代において契約貯蓄率が自由貯蓄率を上まわるようになっている。そしてそれ以降は自由裁量貯蓄の減少トレンドであるのに対して、契約貯蓄の方は増加トレンドにあることが図によって明らかである。

V 実物資産増加か、それとも金融資産増加のための貯蓄か

この節ではわが国の貯蓄が実物資産増加を目的としたものであるか、それとも金融資産増加を目的としたものであるか、「家計調査」を用いて検証される。「家計調査」によると、貯蓄の中身のうち、(2)土地家屋の借入金純減、(4)月賦純減、(5)掛買金純減、(8)財産純増、の4者は実物資産(土地家屋、耐久財、物品等)の購入によって生じる貯蓄であると考えられる。したがってこの4者を合計したものを実物資産保有動機に基づく貯蓄とみなす。一方、金融資産保有動機に基づく貯蓄は、(1)保険純増、(3)他の借入金純減、(6)貯金純増、(7)有価証券購入、の4者であると考えられる。この実物資産保有動機に基づく貯蓄と金融資産保有動機に基づく貯蓄を比較してみるのが本節の課題である。

これを所得階級別と年齢階級別に検討し、かつ時系列変化も調べてみよう。わが国の経済はストック経済に向かっているといわれる。本節ではその傾向が資産の保有動機とどう結びつくかデータをを用いて検証してみたい。

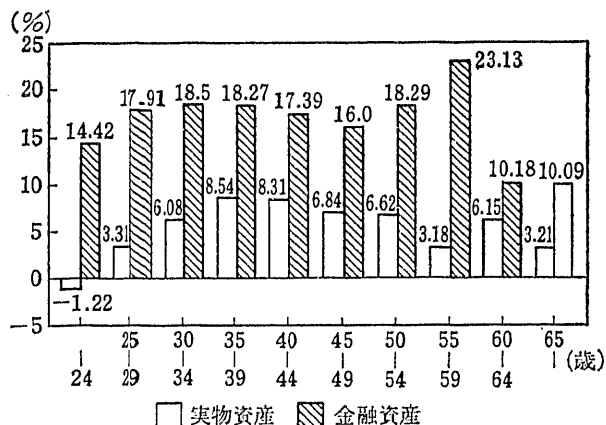
図6の数字は実物資産保有動機による貯蓄額と金融資産保有動機による貯蓄額と、その合計に対する実物資産動機保有の貯蓄比率を示したものである。最近時点のデータ(1989年)によって所得階級別に、実物資産保有動機の比率をみてみよう。全標本を用いたものによると第Ⅰ分位で0.35、第Ⅱ分位で0.25、第Ⅲ分位で0.35、第Ⅳ分位で0.26、第Ⅴ分位で0.24となっている。ストック経済化といわれているわりには、すべての所得階級において2割から3割強の比率でさほど高い比率ではない。

所得階級別にみた実物資産と金融資産、
および実物資産の割合(1989年)

<実物資産の割合>

—(実物資産)/(実物資産)+(金融資産)—

I	II	III	IV	V
0.35	0.25	0.35	0.26	0.24

年齢階級別にみた実物資産と金融資産、
および実物資産の割合(1989年)

<実物資産の割合>

—(実物資産)/(実物資産)+(金融資産)—

~24	25~29	30~34	35~39	40~44
-0.09	0.16	0.25	0.32	0.32
45~49	50~54	55~59	60~64	65~
0.3	0.27	0.12	0.34	0.24

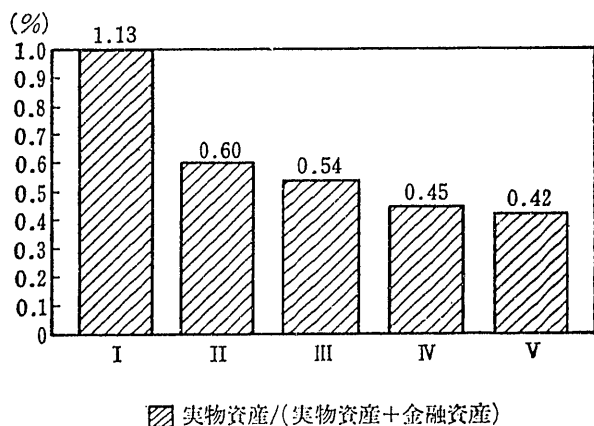
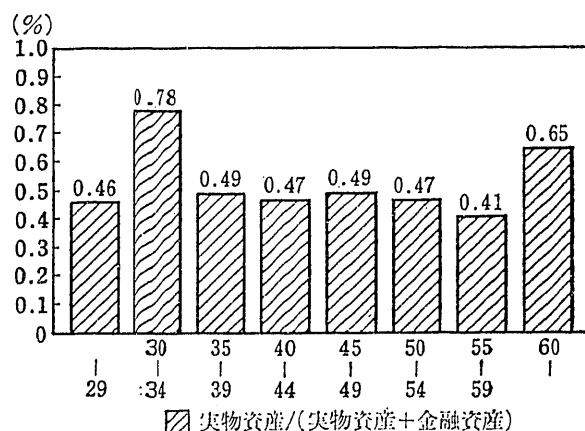
資産に占める実物資産の割合(1989年)
(ローン保有世帯、勤労者)資産に占める実物資産の割合(1989年)
(ローン保有世帯、勤労者)

図 6

金融資産保有動機によって貯蓄を行っている家計が多く、合計に対する比率は7割から8割で圧倒的な数字である。わが国では平均でみると現在でも、金融資産保有動機に基づいて貯蓄を行っているといっても過言ではない。

ところで、サンプルを住宅ローン返済中の家計に限定すると、結果は相当異なったものになる。すなわち、第I分位で1.13、第II分位で0.60、第

III分位で0.54、第IV分位で0.45、第V分位で0.42という比率になる。第I分位で数字が1.0より大きいのは、この階級で金融資産動機が負であることによる。この比率は全サンプルの数字よりもはるかに高く、住宅ローン返済中の家計は全貯蓄のうち実物資産保有動機の比率が非常に高い結果が示されている。興味を引く点は、低所得階級ほどその比率が高く、高所得階級になればその比率は

徐々に低くなる。高所得階級はたとえ住宅ローンをかかえていても、金融資産を多く保有したいという余裕があるが、低所得階級にはその余裕のないことを物語っているのである。もうひとつの興味を引く点は、住宅ローン返済中の家計であっても、契約的・義務的貯蓄のうち保険にまつわる貯蓄率は7~8%の大きさを示している点である。たとえ住宅ローンの返済中で家計は苦しくとも、全サンプルでみた保険にまつわる貯蓄率の大きさに差がないということは、保険を重要と思っている日本人の特色を物語っており、非常に興味深い。それに関して類推できることは、債務者の死亡によって住宅ローンの返済ができなくなることを恐れて、危険回避的な目的のため生保に加入するということがかなり貢献していることも忘れてはならない。

次に年齢別に実物資産保有動機による貯蓄率をみてみよう。平均して0.40~0.50の数字になっているが、30~34歳と60歳以上が0.78と0.65と突出して大きな値になっている。30~34歳の数字が高いことはこの年代に土地家屋の購入が増加してくるということと関係があるが、60歳以上の高齢者においても高い値を示している理由は明らかではない。

最後に、実物資産保有動機と金融資産保有動機の時系列的な変化をみてみよう。この変化は所得階級別や年齢別にみてもさほど差はないので、所得階級別や年齢別の差に注目しない。一般的な傾向だけを述べておくと次のようになる。1960年代後半から1970年代の半ばまでは、実物資産保有動機による貯蓄は低い水準にあった。しかし、1970年代の後半から1980年代の前半と半ばの時期にその水準は高いものとなった。この時期に日本人が土地や家屋の購入に熱心であったことがうかがえる。そして1980年代後半になってその比率がピークに達したことは、この時期に土地の価格が急騰したことが寄与している。しかしその後比率は低下に向かっているが、土地の価格が高くなりすぎた結果、一部の日本人が土地家屋の購入をあきらめはじめたことが原因になっているのではないかと考えられる。

VI ま と め

本研究で得られた結果をまとめると次のようになる。第1に、貯蓄を契約的・義務的貯蓄と自由裁量的貯蓄にわけた場合、過去二十数年間にわたって前者の伸びが大きい。過去においては後者が前者を上まわっていたが、現在は逆転が起きている。所得階級別にみると、契約的・義務的貯蓄が自由裁量的貯蓄を上まわっているのは第I分位から第IV分位までである。しかもその上まわりの程度は所得階級によってかなり異なる。最高所得階級の第V分位のみ自由裁量貯蓄が契約的・義務的貯蓄を上まわっている。第2に、契約的・義務的貯蓄のうち圧倒的なシェアを占めているのは保険と土地家屋にまつわる貯蓄であり、前者の方がより重要な地位を示している。保険にまつわる貯蓄は所得階級による差がなく、平均して7~8%の貯蓄率であるが、土地住宅にまつわる貯蓄は所得階級によって相当異なる。すなわち高所得階級の貯蓄率の方が低所得階級よりも土地住宅に関していえば高いのである。自由裁量貯蓄についても同様のことがいえる。住宅ローン返済中の家計に限って言えば、以上のことはより鮮明にあらわれている。低所得階級で住宅ローン返済中の家計は、自由裁量貯蓄がゼロに近いことも特筆されてよい。第3に、年齢別に契約的・義務的貯蓄と自由裁量貯蓄をみると、わが国において遺産動機を含んだライフ・サイクル貯蓄仮説の成立する可能性の高いことが確認された。第4に、貯蓄を実物資産保有動機と金融資産保有動機にわけてみた場合、前者のウェイトが高まってきたが、最近に至ってややその上昇傾向に歯止めがかかっている。しかし、両者の比重でみた場合には、金融資産保有動機に基づく貯蓄の方が実物資産のそれよりも高いということがわかる。わが国はストック経済化に向かっているといわれるが、その中身を資産保有動機の観点からみると実物資産保有動機によるストック経済化というよりも、金融資産保有動機によるストック経済化がより重要であるといえてよい。

以上本研究でわかった事実の経済的意味を最後

に述べてみよう。第1に、契約的・義務的貯蓄率のウェイトが高まったということは、この貯蓄率の変動幅が小さいだけに、全体でみた貯蓄率の変動幅が小さくなる傾向があることを示唆している。貯蓄率の変化率が小さくなるということは、消費性向の変化率も小さくなることを意味し、マクロ経済への影響は大きい。すなわちマクロの景気調整対策の効力が小さくなる可能性がある。それに関していえることは、将来貯蓄率の予想が以前よりも容易に行われうることを示している。第2に、契約的・義務的貯蓄率を規定する要因は生保に関していえば不確実性への対処、実物資産に関していえば土地住宅需要の動きと土地価格、遺産動機の強さ、インフレ率、人口構成の変化、等々である。それらの要因が具体的にどのような経済効果があるかに関しては本文中で明らかにしたので、ここで再述することを避ける。これらの諸要因が契約的・義務的貯蓄に与える影響力の強いことを認識する必要がある。第3に、貯蓄率を問題にする際に契約的・義務的貯蓄の意義と役割を念頭におきながら議論することも肝要である。第4に、契約的・義務的貯蓄のうち、保険にまつわる貯蓄と土地家屋に関する貯蓄ではその性格がかなり異なり、したがって経済的意味も異なることを認識する必要がある。

* 本稿は、(財)生命保険文化センターの研究助成を受けてなされたものである。同センターの大田弘子、藤田由紀子両氏との共同研究の一環としてまとめられたものである。本稿中の計算についても多大な援助を受けた。両氏に厚く御礼申し上げる。ただし、残された誤謬と意見に関する項目は著者の責任に帰するものである。

参考文献

- (1) 中馬宏之・伊藤 潔 (1991), 「日本における生命保険需要の決定因: マクロデータ分析」, 郵政研究所ディスカッションペーパー。
- (2) Hayashi, F. (1986), "Why is Japan's Saving Rate so Apparently High?" S. Fischer ed., NBER Macroeconomics Annu. MIT Press.
- (3) Hayashi, F., A. Ando, and F. Ferris (1988), "Life Cycle and Bequest Savings: A Study of Japanese and U.S. House-Holds Based on Data from the 1984 NSFIE and the 1983 Survey of Consumer Finances," *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol. 2, pp. 450-491.
- (4) Hayashi, F., T. Ito, and J. Slemrod (1988), "Housing Finance Imperfection, Taxation, and Private Savings: A Comparative Simulation Analysis of the United States and Japan," *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol. 2, pp. 215-238.
- (5) Horioka, C. (1990), "Why is Japan's Household Saving Rate So High? A Literature Survey," *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol. 4, pp. 49-92.
- (6) 成田淳司 (1991), 「コーホート・データによる消費のライフサイクル仮説の検証」, *The Economic Studies Quarterly*, Vol. 42, pp. 72-81.
- (7) Tachibanaki, T. and K. Shimono (1986), "Saving and The Life Cycle: A Cohort Analysis," *Journal of Public Economics*, Vol. 31, pp. 1-24.
- (8) 橘木俊詔・下野恵子 (1988), 「家計貯蓄と生命保険, 公的年金」生命保険文化研究所『文研論集』第82号, 23-58頁。
- (9) 橘木俊詔 (1989), 「経済学の視点—ライフ・サイクル—」蠟山昌一編『21世紀へのライフデザイン』, TBSブリタニカ, 233-252頁。
- (10) 橘木俊詔 (1990), 「ライフサイクルと資産選択」貯蓄経済研究センター編『人口の高齢化と貯蓄・資産選択』, ぎょうせい出版, 71-98頁。
- (11) Tachibanaki, T. and K. Shimono (1991), "Wealth Accumulation Process by Income Class," *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol. 5.
- (12) Tachibanaki, T. (1991), "Housing and Savings," forthcoming in Y. Noguchi and J. Poterba eds., *Economics of Housing*, NBER, University of Chicago Press.
- (13) 堤 伸子 (1989), 「家計の実態からみた豊かさ」貯蓄経済研究センター編『豊かな時代の暮らしと貯蓄』, ぎょうせい出版, 139-182頁。
(たちばなき・としあき 京都大学教授)

福祉支出の地域間格差

——市町村歳出決算の老人福祉費を中心として——

齊 藤 慎

中 井 英 雄

I はじめに

来るべき高齢化社会においては、とりわけ75歳以上の後期高齢者の増加により、寝たきりや痴呆など要介護老人の急増が予想されている。これに対処するため、1989年12月、「高齢者保健福祉推進十か年計画」が厚生・自治・大蔵3大臣の合意のもとで策定された。これを契機として、翌年6月には、老人福祉法など福祉関連8法が改正され、91年度からは高齢者保健福祉推進事業が施行されている。これらの一連の施策は、従来からの全国画一的な福祉ではなく、地理的条件、同居率、扶養意識、地縁・血縁など地域の実情にあった形の「地域福祉」をめざすものである。

地域の実情にあった福祉の確立は、国庫支出金を伴う補助事業の比重を引き下げ、地方単独事業の充実を図ることにつながる。だが、現実には地方団体間で深刻な財政力の格差があり、何らかの財源措置を講じない限り、福祉サービスに関する地方単独事業の新たな地域間格差を引き起こす危険性もある。また、わが国の地方財政制度はこれまで全国一律の行政サービスと地方税制をめざしてきたため、財政力の強い団体が独自に福祉サービスを充実したとき、隣接する団体の住民もそれと同等のサービス水準を要求する。このようなデモンストレーション効果が発生するならば、財政力の弱い団体は財政状況が逼迫する可能性がある。

このような視点から、本誌ではまず、一連の地域福祉施策を踏まえながら、平成元年度の決算データを用いて、市町村歳出決算の民生費、とり

わけ老人福祉費の地域間格差と財政力の関係を探ることにしよう。そして、東京都にみられる老人福祉費の突出ぶりが、デモンストレーション効果に起因しているかどうかを検証する。

II 市町村の老人福祉費の構造

1. 最近の地域福祉施策とその動向

「高齢者保健福祉推進十か年計画」は、1999年までの10年間で総事業費約6兆円、福祉関連分野のなかでは特に大規模な計画となっている。従来、わが国では「施設福祉」を中心にしてきた。実際、ホームヘルパーはほとんどの市町村で実施されているものの、ショートステイは8割、デイ・サービスは2割の実施率にすぎない。高齢者の多くは身体が不自由になっても、住み慣れた地域や家庭で過ごすことを望んでおり、「在宅福祉」の充実が求められている。

より具体的には、表1のように在宅福祉サービスを支援するため、「在宅介護支援センター」を中学校区に1つ、全国で1万ヵ所が計画されている。このセンターの目的は、現在の申請主義による福祉行政では的確に捉えにくい潜在的ニーズを掘り起こし、地域の実情にあった形の地域福祉を確立することにある。

また、地域福祉を支援するため、1990年6月には老人福祉法など福祉関連8法が改正され、住民に最も身近な市町村が在宅福祉と施設福祉サービスをきめ細かく一元化し、計画的に実施できる体制の確立が試みられている。これらにより、ホームヘルプ、ショートステイ、デイ・サービスとい

表 1 高齢者保健福祉推進十か年戦略の現状

項 目	平成元年度	平成2年度 (十か年初年度)	平成3年度(案)	「高齢者保健福祉推進十か年 戦略」による整備目標
〔在宅福祉対策の緊急整備〕 ホームヘルパー	(+4,300) 31,405人	(+4,500) 35,905人	(+5,000) 40,905人	平成11年度までに, 100,000人
ショートステイ	(+1,900) 4,274床	(+3,400) 7,674床	(+3,800) 11,474床	平成11年度までに, 50,000床
デイ・サービス センター	(+450) 1,080か所	(+700) 1,780か所	(+850) 2,630か所	平成11年度までに小規模も含め 10,000か所
在宅介護支援 センター	—	(創 設) 300か所	(+400) 700か所	平成11年度までに, 10,000か所
〔施設の緊急整備〕 特別養護老人ホーム	(+8,000) 元年度末 162,019床	(+10,000) 172,019床	(+10,000) 182,019床	平成11年度までに, 240,000床
老人保健施設	(+12,000) 元年度末 27,811床	(+20,000) 47,811床	(+22,000) 69,811床	平成11年度までに, 280,000床
ケアハウス	(創 設) 元年度末 200人	(+1,500) 1,700人	(+3,000) 4,700人	平成11年度までに, 100,000人
高齢者生活福祉 センター	—	(創 設) 40か所	(+40) 80か所	平成11年度までに, 400か所

注) 表内()は対前年増減数。
出所)『高齢化時代の地域福祉』。

った在宅福祉が市町村の「単独事業」として実施できることになった。同時に、町村部の特別養護老人ホームや身体障害者更生援護施設への入所決定事務は、これまで都道府県の福祉事務所が行っていたが、1993年4月からは町村に移譲され、町村部でも在宅と施設福祉の一元化が図られることになる。これらに伴い、都道府県と市町村は93年4月までに老人保健福祉計画を策定しなければならなくなった。

1991年度からの具体的施策には、「高齢者保健福祉推進事業」がある。これにより、市町村は地域の福祉を単独事業として実施でき、ハード面では「地域福祉推進特別対策事業」に地域総合整備事業債を許可し、元利償還金を後年度の地方交付税で措置するものである。また、ソフト面では「地域福祉基金費」2,100億円を91年度の地方財政計画に計上し、交付税の基準財政需要額に加算している。

2. 民生費における老人福祉費の位置づけ

市町村が行う広義の福祉を歳出面からみれば、

目的別分類決算の民生費だけにとどまらず、衛生費や労働費の一部もその範囲に加えるべきであろう。たとえば、衛生費に含まれる保健衛生費や労働費のなかの失業対策費等は福祉支出と考えてもよい項目である。だが、都市別あるいは都道府県別に衛生費や労働費の一部を分離することは資料上困難であるから、本稿では民生費に限定し、その内容を検討することにしよう。

人口1人当たりでみた都道府県別市町村計の1989年度民生費決算額は最高が高知の7万4,771円、第2位の東京7万3,864円、第3位の北海道6万6,486円に対し最低は埼玉の2万6,928円と比較的地域間格差が小さく変動係数でみても0.2646程度である。

決算統計上の民生費(款)は、社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費、災害復旧費の「項」に区分されている。全国都市計の決算では、表2が示すように災害復旧費を除くと、それぞれ20%以上の構成比を示している。

それぞれの事務・事業の内容をより詳細にみるには、「目」や「節」の項目まで遡る必要がある。

表 2 民生費の構成比

	A市の 構 成 比	A市の 項別構成比	全国都市計	特別区	特別区を除く 全国都市計
(1) 社会福祉費	31.76	100.0	23.78	22.92	23.92
1) 社会福祉総務費	5.93	18.7			
2) 障害福祉費	7.21	22.7			
3) 国民健康保険繰出金	10.56	33.2			
4) 医療福祉費	1.84	5.8			
5) 国民年金事務費	1.03	3.2			
6) 葬祭事業費	1.74	5.5			
7) その他	3.45	10.9			
(2) 老人福祉費	16.41	100.0	20.36	27.01	19.31
1) 老人福祉総務費	2.37	14.4			
2) 老人援護費	3.65	22.2			
3) 養護老人ホーム費	0.99	6.1			
4) 軽費老人ホーム費	0.47	2.9			
5) 老人保健繰出金	4.10	25.0			
6) 老人医療費	3.41	20.8			
7) その他	1.42	8.6			
(3) 児童福祉費	29.05	100.0	29.64	29.74	29.62
1) 児童福祉総務費	0.74	2.6			
2) 児童手当費	1.42	4.9			
3) 保育所費	14.65	50.4			
4) 児童措置費	4.03	13.9			
5) 母子医療費	0.92	3.2			
6) 児童育成費	1.32	4.6			
7) 児童福祉施設建設費	4.03	13.9			
8) その他	1.93	6.6			
(4) 生活保護費	22.78	100.0	26.19	20.31	27.12
(5) 災害復旧費	0.00	0.0	0.03	0.02	0.03
民生費計	100.00	100.0	100.00	100.00	100.00

決算統計の「基本表の作り方」によれば、社会福祉費の内容は、①社会福祉関係職員に係る事務費、②福祉事務所費、③身体障害者・精神薄弱者等の援護関係経費（障害福祉費）、売春防止法に基づく要保護婦人対策に要する経費、④国民年金証紙売捌き受託事務費、⑤同和対策費、⑥新生活運動費のような普遍的な社会福祉事務に要する経費、⑦国民健康保険・公益質屋・交通災害共済事業会計への繰出金または貸付金等となっている。

老人福祉費のなかには、①老人福祉関係職員に係る人件費、②老人福祉法に基づいて行う老人家庭奉仕等の老人福祉行政に要する経費（老人保護措置経費等）、③老人ホーム等老人福祉施設に係る経費、④老人保健医療事業会計への繰出金が含まれている。

児童福祉費は、①児童福祉関係職員に係る人件費、②児童福祉法に基づく措置費・児童館や保育

所等の児童福祉施設に要する経費、③青少年の非行防止に係る経費、④児童扶養手当事務費、⑤母子福祉資金の貸付け及び償還に要する経費、⑥児童手当のうち当該団体の職員以外の者に支給するもの、となっている。

これらの事業内訳の全国的な数値が得られないため、1つの事例としてデータの入手できたある市（以下A市とする）の決算統計からみてみよう。社会福祉費の中身は、半分以上が障害福祉費と国民健康保険への繰出金の合計で占められていることがわかる。老人福祉費は、老人ホーム費やホームヘルプ等の老人援護費、老人保健繰出金、老人医療費（65～70歳までを対象）の3項目でおよそ65%を占める。児童福祉費は保育所費が半分以上を占め、児童措置費がこれに次ぐといった構成になっている。注意すべき点は、この数値は大都市圏に位置するかなり豊かな都市の例であり、必ず

しも日本の都市の平均的な構成比ではないかもしれないことである。

3. 単独事業費と補助事業費

福祉支出に限らず地方団体の歳出は地方団体の判断で支出される単独事業費と国からの補助金等を受けた補助事業費に分類される。通常の補助事業費は国の定めたナショナル・ミニマムを達成するためなどに補助される事業であり、各地域で一般的に行われる支出に対するものである。これに対して単独事業は国からの補助金を受けないで地方団体が独自に支出するもので、その地域特有の財政需要に応じるもの、あるいは国が補助対象として認めていないが支出する必要があるものである。たとえば先駆的な福祉政策の例としてよく引用される岩手県沢内村の場合には、65歳以上の老人医療費を1960年から無料化していた。国の施策に先立つこと13年であり、村の単独事業としてスタートしている。また東京都武蔵野市での不動産を担保にする融資制度として有名な、いわゆる武蔵野方式もまた市の単独事業である。

ところで現在入手可能な地方財政関係の統計資料では福祉関係の支出は単独事業と補助事業に分けられていない。すでに説明してきたように、先進的な福祉支出はほとんど単独事業として始められているがこれらの動向を全国的規模の決算ベースで把握することができない。そこで、本稿の主要な分析ではやむを得ず決算統計の福祉支出として民生費（老人福祉費）の単独事業費と補助事業費の合計を用いてデータを分析する。

しかし、われわれはある府県（以下 B 県という）内市町村の福祉支出を単独事業と補助事業に分類した1990年度のクロスセクション・データを好運にも得ることができた。B 県は都市圏域に属する地域にあり、財政状態がかなり良好な都市・町村から構成されている。この資料を見る限りでは予想されるほど単独事業と補助事業の乖離は大きくなく、両事業は密接に関連しているといえそうである。B 県内の市町村の単独事業費を補助事業費で回帰したクロスセクション分析の結果が以下に示されている¹⁾。

$$(\text{民生費：単独分}) = 654.04 + 0.9240(\text{民生費：補助分}) \\ (19.11)^*$$

$$\text{自由度修正決定係数} = 0.8966$$

$$(\text{老人福祉費：単独分}) = 266.56 + 2.2388(\text{老人福祉費：補助分}) \\ (18.48)^*$$

$$\text{自由度修正決定係数} = 0.8902$$

以上の推定結果から示されるように、民生費の単独分は補助分と密接に関連しており、得られた係数は0.9240と比較的1に近い。一方、老人福祉費は、民生費に比べて、補助分の老人福祉費の係数が2.2388と大きく、これは単独事業のウェートが高いという現状を示している。将来的にも、地域福祉の充実が単独事業を通じて実施される公算が大きいため、単独事業を積極的に行う地方団体とそうでない団体の間の福祉地域間格差が問題となろうし、地方団体間で大きな格差が現実に生じた際には地域に住む住民がどの程度までの格差を是認するかの問題も生じてこよう。

III 市町村老人福祉費の府県別分析

1. 府県別格差と老人福祉費の決定要因

都道府県別市町村計の老人福祉費を人口1人当たり金額で示したのが表3である。これで見ると東京の金額が突出しており、1万8,622円となっている。第2位は北海道1万3,443円、最下位は埼玉の5,784円である。また全体としての変動係数は0.2402と民生費総額の変動係数より小さい。

直観的にも理解されるように、一般的な傾向として1人当たり老人福祉費は高齢化の程度に依存する傾向があり、図1が示すように島根、高知、鹿児島など地方部の高齢化の著しいところでは老人福祉費も多い。しかし、詳細にみれば老人福祉費は必ずしも高齢化の程度だけに規定されるわけではない。たとえば老人福祉費が最大の東京は高齢化率は41位であるし、第2位の北海道のそれは37位である。

すでに述べたように、地方団体の支出する老人福祉費を構成する大きな部分は老人医療費、老人保健医療事業会計への繰出と老人援護費である。老人医療無料化は1973年1月から実施され、これ

表3 都道府県別1人当たり老人福祉費
(市町村計目的別歳出決算)

コード	都道府県名	
13	東京	18,622
1	北海道	13,443
5	秋田	12,392
28	兵庫	11,741
44	大分	11,562
36	徳島	11,528
32	島根	11,245
39	高知	11,055
46	鹿児島	10,969
3	岩手	10,931
34	広島	10,917
45	宮崎	10,783
35	山口	10,439
27	大阪	10,092
42	長崎	10,065
17	石川	9,810
41	佐賀	9,781
31	鳥取	9,771
33	岡山	9,746
43	熊本	9,462
18	福井	9,430
20	長野	9,425
16	富山	9,329
6	山形	9,313
40	福岡	9,162
30	和歌山	9,085
26	京都	8,963
37	香川	8,958
23	愛知	8,892
29	奈良	8,532
38	愛媛	8,467
2	青森	8,373
7	福島	8,307
14	神奈川	8,257
19	山梨	8,245
24	三重	7,745
15	新潟	7,635
4	宮城	7,375
47	沖縄	7,205
10	群馬	7,042
21	岐阜	6,872
25	滋賀	6,818
22	静岡	6,738
8	茨城	6,469
9	栃木	6,015
12	千葉	5,827
11	埼玉	5,784

以降急増した老人医療費は1983年2月の老人保健法の施行後も増加を続けてきた。また、老人ホーム費やホームヘルプ等を中心とする老人援護費も

1970年代からの各種施策の充実とともに増加している。

そこで老人医療費、老人保健への繰出などの老人に対する医療費に関連する経費を代表するものとして老人保健拠出金を考え²⁾、これと老人福祉費との関連をみてみよう。都道府県別市町村計の金額ベースでみた両者の相関係数は0.91にもなる。さらに、この傾向から大きくはずれている東京を標本から除くと相関係数は0.96にもなり、老人保健拠出金が老人福祉費と密接な関連があることが理解される。老人人口1人当たり老人保健拠出金の大きいのは大阪、北海道、高知や福岡など医療費が高いといわれる地域である。

つぎに、老人援護費を代表するものとして老人ホームを取り上げ、人口千人当たりの老人ホーム定員数³⁾と老人福祉費の関連をみてみよう。老人援護費にはさまざまな費目があるため老人保健拠出金ほど密接な関連ではないが、やはり老人福祉費と老人ホーム定員数の間には関連があり、相関係数は0.42である。この場合にも全体と異なった傾向をとる東京を除くと相関係数は0.61になる。

2. 老人福祉費

以上の議論をもとにして、府県別1人当たり老人福祉費の方程式推定を行った。説明変数として自治体の財政状況を示す財政力指数、地域別の老人医療費の代理変数である1人当たり老人保健拠出金、地域人口の高齢化の程度を示す65歳以上人口割合³⁾、老人援護費の代理変数である65歳以上人口千人当たり老人ホーム定員数を採用した。得られた結果は以下の通りである¹⁾。

$$\begin{aligned}
 (\text{老人福祉費}) = & -16,091.51 + 10,168.4(\text{財政力指数}) \\
 & (3.84)^* \\
 & + 24,199.2(1人当たり老人保健拠出金) \\
 & (3.35)^* \\
 & + 887.283(65歳以上人口割合) \\
 & (4.62)^* \\
 & + 175.316(65歳以上人口千人当たり老人 \\
 & (3.08)^* \\
 & \text{ホーム定員数}) \\
 \text{SAMPLE: } & 47 \quad \text{自由度修正決定係数} \\
 & = 0.4355
 \end{aligned}$$

推定された係数はいずれも5%水準で有意であ

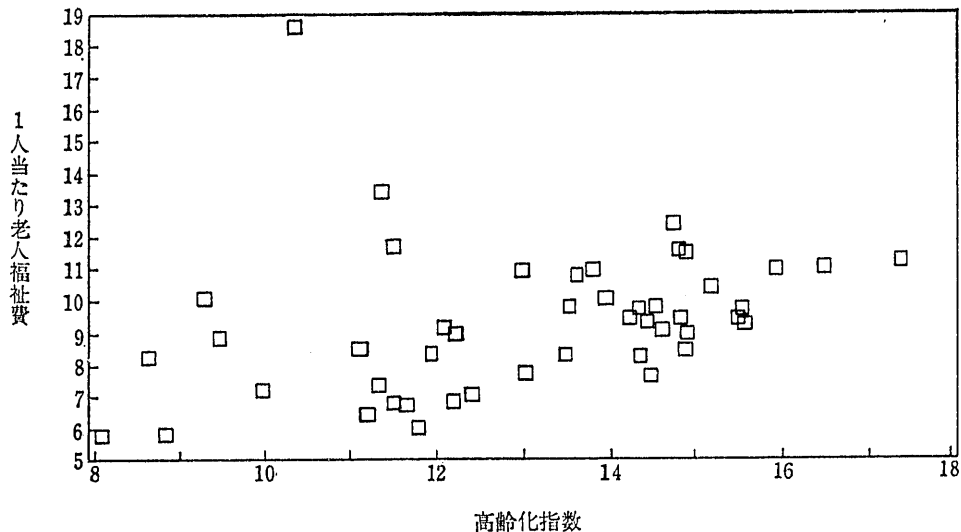


図1 高齢化と1人当たり老人福祉費

るが、決定係数がやや低い。これは1人当たり老人福祉費の説明に関して重要な変数が欠けている可能性を示唆しているが、入手し得る資料を用いてはこれ以上の改善はできなかった。また上記の方程式で有意となっている財政力指数の係数に関しては注意が必要である。他の説明変数を用いたときには財政力指数の係数が有意でなくなったり、あるいは負の係数が得られたこともあった。この点に関しては次の都市データを用いてより詳細に検討することにしてしよう。

IV 老人福祉費の都市別格差

1. 老人福祉費と自治体の財政力

老人福祉費は一般に、財政力の高い地方団体ほど財源に余裕があるから、地方単独事業を中心に増大する傾向にあるとされている。650都市（東京都特別区を除く）について、1985年国勢調査で65歳以上の老人1人当たり老人福祉費（1989年度決算）と財政力指数は、図2のような関係となっている。老人1人当たり老人福祉費の都市別平均は、9万8,800円であるが、最も高い都市は歌志内市（北海道）の40万5,445円、最も低い都市は館山市（千葉県）の4万2,529円で、両者の間にはほぼ10倍の開きがある。

また図2が示すように老人福祉費の高い都市はまず、財政力のかなり低い地域でみられ、○印の

北海道の都市は上位50市のなかで17市を数える。他方、財政力の高い地域では、○印の東京都下の都市が多く、上位50市のなかで14市を数えている。そこで、老人1人当たり老人福祉費を被説明変数とする回帰式において、北海道と東京都下のそれぞれの都市を1、これら以外を0とする2つのダミー変数を導入した。これに財政力指数の2次関数に65歳以上人口割合と人口1人当たり所得²⁾を説明変数とし方程式を推定すると、以下のような結果が得られた^{1,4)}。

(老人1人当たり老人福祉費)

$$= -181,703.9(\text{財政力指数}) \\ (-8.67)^*$$

$$+ 91,715.9(\text{財政力指数})^2 \\ (8.42)^*$$

$$+ 57,296.8(\text{北海道ダミー}) \\ (9.73)^*$$

$$+ 47,031.3(\text{東京都ダミー}) \\ (7.04)^*$$

$$- 2,983.8(65歳以上人口割合) \\ (-5.44)^*$$

$$+ 18.22(\text{人口1人当たり所得}) \\ (1.96)^*$$

$$+ 185,251.1 \\ (6.32)$$

$$\text{SAMPLE: 650} \quad \text{自由度修正決定係数} = 0.3697$$

この推定された回帰式では、財政力指数が0.99のとき、老人1人当たり老人福祉費は最小値を取り、他の説明変数を無視するならば9万5,000円

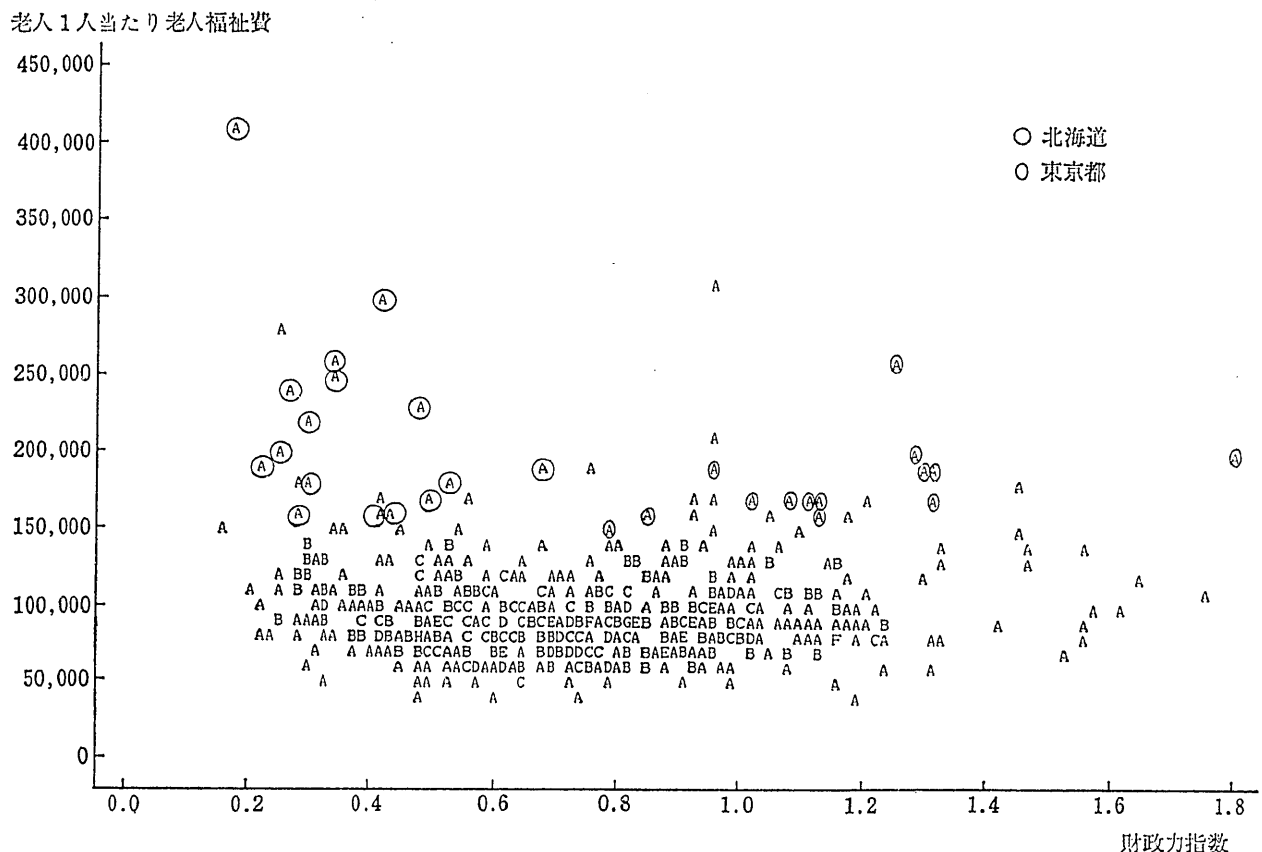


図2 老人1人当たり老人福祉費と財政力指数

と計算される。また、財政力指数が0.2のときには15万円、1.5のときには12万円という理論値が得られる。ただし、財政力指数の都市別平均値0.74のところでは10万1,000円、0.5では12万円である。したがって北海道や東京都を除くならば、都市間の老人福祉費格差が財政力に依存するのは5ないし10%程度であるから、この格差要因を過大評価すべきではないと考えられる。また、65歳以上人口割合の係数が負でかつ有意となっていることはすでに行った府県別1人当たり老人福祉費の推定結果と大きく異なっている。この説明として考えられるのは地方団体の財源面での制約がきいている可能性であるが本稿ではこれ以上詳しく検討しない⁵⁾。

2. 東京都下のデモンストレーション効果

老人1人当たり老人福祉費の都市別平均値を都道府県ごとにみるならば、北海道の16万7,552円に次いで、東京都（特別区を除く26市）が15万

3,260円と高い。首都圏の埼玉（40市）、千葉（28市）、神奈川県（19市）の都市別平均値は、それぞれ9万9,101円、8万7,489円、10万4,912円であるから、都下自治体がいかに突出しているかわかる。ちなみに、財政力指数の平均値は都下の1.10に対して、それぞれ0.88、0.94、1.18である。財政力指数は神奈川県の方が高いという実態にもかかわらず、都下自治体の老人福祉費はなぜ突出しているのだろうか。

わが国では1970年代前半に、財政力の高い1つの団体が豊かな財源を背景に老人医療無料化を行い、これを契機に無料化が全国に広がったという歴史をもっている。これは「デモンストレーション効果」とよばれている。

もとより、わが国では、全国一律の行政サービスと地方税制をめざしてきた。個人や法人の住民税を中心に財源が偏在化するとき、財政力の高い豊かな団体が福祉サービスの水準を引き上げれば、これに隣接する団体の住民も同じ地方税を負担し

表 4 被説明変数：老人1人当たり老人福祉費 (1979～89年)

都市名 (財政力指数)	定数項	前期の老人 1人当たり 老人福祉費	老人1人当たり老 人福祉費の東京都 下自治体の最大値	RRADJ
八王子市 (1.20)	6,958.5 (0.41)	0.4663 (1.70)	0.2031 (2.78)	0.6539
立川市 (1.28)	-5,410.3 (-0.19)	0.7042 (3.10)	0.2833 (2.25)	0.6765
小金井市 (1.12)	-34,178 (-1.07)	1.0510 (2.77)	0.2280 (1.83)	0.5532
小平市 (1.16)	24,428 (1.36)	0.4058 (1.36)	0.1737 (2.34)	0.5406
日野市 (1.25)	-111,654 (-2.67)	1.7667 (4.16)	0.3001 (1.62)	0.7321
東村山市 (0.93)	936.8 (0.04)	0.5022 (2.08)	0.3442 (2.57)	0.6957
田無市 (1.09)	7,554 (0.37)	0.7036 (2.91)	0.1481 (1.73)	0.6589
保谷市 (1.07)	12,260 (0.29)	0.2807 (1.24)	0.5517 (2.79)	0.4718

ているのだからという理由から、サービス水準の引き上げを要求する。これがデモンストレーション効果の構図である。

そこで、都下自治体の老人福祉費に関するデモンストレーション効果を検証するために、いま、第 i 地方団体の老人1人当たり老人福祉費を X_i とし、これが前期の値 X_{i-1} と、各年度の都下自治体 (n 団体) のなかでの最大値 $\{\max(X_1, \dots, X_i, \dots, X_n)\}$ で説明されるものとしよう。したがって、つぎのような推定式において、

$$X_i = \alpha_0 + \alpha_1 X_{i-1} + \alpha_2 \{\max(X_1, \dots, X_i, \dots, X_n)\} + u$$

第2項の α_2 が、正符号で統計的に有意な値をとるならば、この第 i 地方団体は老人福祉費の予算編成において、サービス水準の最も高い団体の影響を被ったことになる。

推定結果は表4が示すように、八王子、立川、小金井、小平、日野、東村山、田無、保谷市の8市において、第2項の α_2 が正符号で統計的に有意な値をとり、サービス水準の最も高い団体の影響を2ないし3割程度被っている。これらの団体の特徴は東村山市を除くと、すべて財政力指数が1を上回る不交付団体であり、しかもJR中央線に沿った形でほぼ隣接した自治体という地理的条件も兼ね備えている⁶⁾。

V む す び

全国の都市別データを用いた分析の結果、老人1人当たり老人福祉費は、通常説明変数として考えられる高齢者人口比率・人口1人当たり所得以外に財政力指数の2次関数を加えて説明できた。財政力に関してはU字形を示し、したがって交付団体では財政力の上昇に従って低下するが、不交付団体では超過財源を背景として増大する。財源の豊かな不交付団体で豊かな団体ほど老人福祉費が増大することは直観的にも理解可能であるが、交付団体で何故このような結果が得られたかについての詳細な検討は今後の研究課題としたい⁷⁾。しかし、かなりの団体では1人当たりの老人福祉費の格差は財政力の格差から予想されるほど大きくないため、財政力が老人福祉費に与える影響を過大評価すべきではない。

また、他の都市と明らかに異なる傾向を示す北海道と東京の都市については定数項ダミーを用いた。北海道の各都市は図2にも示されているように他の都市より1人当たり老人福祉費が飛び抜けて高く、本稿で用いた方程式では説明しきれなかった。北海道における老人福祉費が高い要因の1つは第IV節で説明された医療費に求められるが、それ以外のファクターについては今後の研究課題としたい。同じくダミーを用いて処理した東京に

については本稿でデモンストレーション効果の仮説をたて試論的な検証を行った。比較的財政状況がよく、かつ住民意識の高い地方団体間では近隣の自治体の施策が他の団体に影響を与えることはこれまでも指摘されており、特に福祉の分野ではこのような傾向が強いことは老人医療無料化がなされ始めた1970年代以降の経験からも理解されよう。

もしこのようなデモンストレーション効果が存在するとすれば、どのように評価すればよいのであろうか。ある地域で行われた住民にとって望ましい福祉施策が他の地域に波及するという点では望ましいと考えられようし、かりに当該施策がそれほど必要でない地域にまで波及するとすればバラマキ福祉との謗りを免れないであろう。さらにこの効果が施策の必要な地方団体に波及するのではなく、財政力の豊かな団体のみに影響を与えるとすれば、地方交付税を中心とする地方財源の現行配分方式を高齡化社会にふさわしいものに変えていく必要があるだろう。

注

- 1) 係数の下のカッコ内の数値は t 値を示し、*は 5%水準で有意であることを示す。
- 2) 資料上の制約から、データは昭和63年度のものを用了。
- 3) 平成元年10月1日現在推計人口による。
- 4) 都道府県別分析の際に利用可能であった、1人当たり老人保健拠出金、65歳以上人口千人当たり老人ホーム定員数の資料が都市別に得られなかったため、説明変数から除いている。

- 5) 塚原康博氏の行った先駆的な研究でも、やや定式化は異なるが、同様の結果が一部得られている。
- 6) なお、83年度から86年度までの老人保健拠出金は、老人福祉費に含まれていない。
- 7) 地方財政基本問題研究委員会が行った推計でも比較的小規模な人口10万人以上の都市について同様の結果を得ている。

参考文献

- 五十嵐富英『地域活性化の発想』、学陽書房、1988年。
 齊藤 慎『政府行動の経済分析』、創文社、1989年。
 齊藤 慎『国民健康保険と地方財政』『大阪大学経済学』(近刊)。
 塚原康博『社会福祉支出決定メカニズムの計量分析』『季刊・社会保障研究』第26巻2号、1990年。
 中井英雄『現代財政負担の数量分析』、有斐閣、1988年。
 永田幹夫『地域福祉論』、全国社会福祉協議会、1990年。
 『高齡化時代の地域福祉——平成2年度地方財政基本問題研究委員会報告書』、財団法人地方自治協会、1991年。

参考資料

- 『平成3年版 地方財政統計年報』、財団法人地方財務協会、平成3年。
 『市町村別決算状況調査』各年版、財団法人地方財務協会、平成3年。
 総務庁統計局『統計でみる県のすがた』、財団法人日本統計協会、平成2年。
 総務庁統計局『昭和60年国勢調査』。
 厚生省保険局調査課監修『医療費ハンドブック』平成2年版。
 厚生省保険局調査課監修『国民健康保険実態調査報告』、平成2年。
 週刊東洋経済臨時増刊『地域経済総覧 1991』、東洋経済新報社、1990年。

(さいとう・しん 大阪大学教授)

(なかい・ひでお 近畿大学教授)

個人年金需要の構造分析*

跡田 直澄

福重 元嗣

I はじめに

1961年に国民皆年金体制が確立されてから30年を経た今日、制度自身の成熟化とともに人口の急速な高齢化により、公的年金制度はさまざまな問題に直面している。なかでも、高齢者への年金給付の増大による年金財政の危機は間近に迫っており、これにどのように対処するかは最も緊急の課題である。政府は、収入面では不足財源を保険料の段階的な引き上げにより調達し、給付面では現在財政的に安定している厚生年金でも支給開始年齢を65歳に引き上げることににより、支出の削減を図ろうとしている。

賦課方式での運営を意図している公的年金制度は世代間の所得移転を伴うので、このような制度改革により移転規模や年金収益率は世代ごとに大きく変化する¹⁾。公的年金制度改革の影響については、近年、多くの研究が行われている。たとえば、世代別に年金給付と負担の関係を分析したものとしては、橋本・林・跡田(1989)、野口(1990)、高山・舟岡・大竹・関口・渋谷・上野・久保(1990)、麻生(1991)があり、さらに家計の貯蓄への影響をも分析したものとしては大竹(1990)がある。

これらの研究ではいずれも、世代別の移転規模や年金収益率は若い世代ほど低くなることが示されている。とりわけ、皆年金体制が確立された時点で20歳以下の世代、すなわち1940年以降生まれの世代の間にも大きな格差が発生することが明らかにされている²⁾。もちろん、高齢者の社会的扶養

システムと位置づけられている公的年金制度は移転規模や年金収益率といった指標だけで評価できるものではない。以前の世代は社会資本を形成し、後の世代はそれとともに経済成長の恩恵を受ける。これらの点も考慮した負担と便益の関係のなかで、公的年金制度ないしはその改革は評価すべきである。

改革のあり方を考えるうえでは、橋本・林・跡田(1989)が試みたように租税・社会保障のトータルな負担と便益の関係を世代間で比較することが必要であろう。しかし、トータルの負担・便益構造からみて改革がプラスに評価されたとしても、多くの研究が示すように、若い世代ほど移転規模や年金収益率は低くなるのであるから、公的年金が老後の所得のなかで占める相対的な役割は今後確実に低下することになる。したがって、それを補完する制度を整備・拡充することが今後の重要な課題である。そこで、本稿では公的年金を補完するひとつの手段である個人年金を取り上げ、その需要構造を明らかにし、それを踏まえて個人年金の整備・拡充のための方策を検討する。

個人年金は他の多くの金融資産と同様にすべての家計が保有する資産ではなく、特定の家計のみが保有する資産である。このような資産に対する家計の需要を考えると、そこには2段階の意思決定があると考えられる。第1段階は個人年金を保有するかどうかという選択であり、第2段階は個人年金をもつと決めた場合に、いったいどれくらいの額を需要するのかという選択である。もちろん、このような選択は厳密な意味で2段階に分離されているわけではなく、現実には2段階の選

択が同時に行われているであろう。しかし、家計の意思決定をこのように便宜的に2段階に分けて考えることによって、前者の選択には年齢や家族構成といった家計の属性が大きく影響を与えるであろうとか、後者の決定には貯蓄関数と同様に家計の収入金額が大きく影響するであろうといった分析を行うことが可能になる。そこで、本稿では家計の個人年金需要についてこのような2段階の意思決定を想定し、実証分析を試みることにした。

本稿の構成は以下の通りである。Ⅱ節では、『貯蓄動向調査』（総務庁）の年金貯蓄に関するデータを用いて、個々の家計が年金貯蓄を保有するかどうかという第1段階の選択行動について分析する。ここでは、ロジット・モデルを集計されたデータに当てはめ、診断的 (diagnostic) に年金貯蓄保有確率を決定する要因についての実証分析を試みる。Ⅲ節では、第2段階の選択行動である需要額ないしは需要量の決定について、保有確率との関係で発生する可能性のある切斷バイアスを考

慮しながら需要関数の推計を行う。Ⅳ節では、Ⅱ・Ⅲ節の実証結果にもとづいて保有確率と需要量それぞれの決定要因の相互関係を考察し、それを踏まえて、分析結果の政策的インプリケーションを検討する。最後にⅤ節では、むすびにかえて、分析上の問題で今後に残された検討課題を指摘しておく。

Ⅱ 年金貯蓄保有の決定要因

年金貯蓄は、すべての家計において普遍的に需要される金融資産ではない。たとえば、表1に示した1989年の『貯蓄動向調査』の年間収入階級別データで年金貯蓄保有率をみると、年間収入1,500万円以上のセルでも全世帯では30%強の家計しか年金貯蓄を保有していない。これは、定期性銀行預金などが90%以上の家計に保有されているのに比べ、家計の貯蓄手段としての年金貯蓄がまだ一般的ではないことを示している。

表1 年金貯蓄の現在高と保有率 (1989年)

年間収入 階級 (万円)	全 世 帯			勤 労 者 世 帯		
	平 均		年金貯蓄 保有世帯	平 均		年金貯蓄 保有世帯
	年金貯蓄 現在高 (万円)	年金貯蓄 保有率 (%)	年金貯蓄 現在高 (万円)	年金貯蓄 現在高 (万円)	年金貯蓄 保有率 (%)	年金貯蓄 現在高 (万円)
~100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
~150	8.3	5.1	62.1	0.0	0.0	0.0
~200	8.2	4.4	189.0	0.0	0.0	0.0
~250	8.3	10.1	82.4	3.5	5.1	68.7
~300	12.2	6.8	179.1	15.6	4.3	365.6
~350	12.5	9.8	127.4	3.6	7.8	45.8
~400	11.6	12.3	94.2	6.4	15.1	42.4
~450	20.4	15.8	129.1	9.9	17.7	56.2
~500	28.1	15.4	182.7	31.3	15.3	204.6
~550	17.1	19.7	87.2	16.3	20.0	81.3
~600	24.2	19.2	126.3	12.1	17.1	70.7
~650	14.4	13.8	104.9	13.1	14.5	90.5
~700	24.5	24.2	101.3	22.2	25.9	85.6
~750	52.3	27.4	191.1	50.5	26.2	192.6
~800	30.9	19.3	160.2	28.6	19.4	147.8
~900	31.0	21.1	147.2	30.9	22.5	137.5
~1,000	74.9	33.9	220.8	85.2	34.0	250.2
~1,250	44.6	26.9	166.2	46.8	29.2	160.0
~1,500	74.8	31.3	239.3	87.7	39.4	222.4
1,500~	113.1	31.0	365.0	193.8	45.7	424.4

資料出所：平成元年『貯蓄動向調査』、総務庁統計局。

このような一般的ではない貯蓄手段の需要分析を試みる場合、その需要額の決定要因だけでなく、保有するかもしれないかの確率、言い換えれば各年間収入階級のセルごとの保有確率がどのような要因によって決定されるのかを分析することも重要な問題である。

個人年金を保有するか否かのような個々の家計にとって、0-1タイプの選択行動を分析する計量経済学的方法としては、プロビット・モデルやロジット・モデルと呼ばれる質的選択モデルがある。具体的には、個人年金の選択確率を p 、それに影響を与えると考えられる年収や世帯属性などの変数を x とすると、モデルは、

$$\log \frac{p}{1-p} = x'\beta + u \quad (1)$$

と表せる。ただし、 β はパラミター、 u は攪乱項である。

このようなモデルによる分析に利用可能なデータとしては、1983年から89年までの『貯蓄動向調査』の年間収入階級別データがある。このデータでは、年間収入が20階級に区分されている。データの詳細については、補論1を参照していただきたい。しかし、このような集計データを用いて選択確率を推計する場合には、集計によるバイアスや誤差項の分散に注意を払う必要がある。本稿では、(1)式のロジット・モデルを想定誤差に敏感な最尤法を避け、最小カイ二乗法で推計することにした。なお、集計データによる推計の問題点については、補論2を参照していただきたい。

また、単年度ごとに保有確率を推計するにはデータ数が少ないので、本稿では7年分のデータをプーリングして推計した。プーリングの際には、年度ごとに定数項ダミーを加え、フィックス・エフェクトによる切片の変化を考慮した。さらに、クロス・セクションの各セルの誤差分散の不均一性を修正するために、集計世帯数をウェイトとして推計した。なお、各年・各セルの年間収入と年金貯蓄額は、年々の物価変動を考慮するために消費者物価指数を用いて実質化した。

選択モデルの推定結果

全世帯、勤労者世帯、および全世帯と勤労者世帯より計算した一般世帯のデータにもとづく(1)式のロジット・モデルの推計結果は、表2の通りである。まず世帯人員、有業者数、世帯主年齢、持ち家率、および年間収入を年金貯蓄の保有確率を決定する変数の候補として推計を行い、 t 値等を参考にしながらAIC基準で説明変数の選択を行った。

全世帯データでは、保有確率を決定するものとして有業者数、世帯主年齢、および持ち家率の3変数が選択された。これに対して、勤労者世帯では有業者数と持ち家率のみが選択され、一般世帯では世帯人員、有業者数、および世帯主年齢が選択された。これらの推計結果で第1に注目すべき点は、どのタイプの世帯においても説明変数として年間収入が選択されなかったことである。これは、年金貯蓄を保有するか否かの選択について、表1では年間収入と保有確率の間に正の関係が読み取れるにもかかわらず、世帯の他の属性を考慮すると年間収入(所得)が保有確率の決定要因となっていないことを示している。

第2の特徴は、勤労者世帯と一般世帯ではともに有業者数と保有確率の間に正の関係があり、特に勤労者世帯では有業者の増加による効果が一般世帯の約倍となっている点である。このことは、年金貯蓄を保有するか否かの選択に当たっては配偶者や子供等の世帯主以外に有業者がいるかどうか重要な決定要因となっていることを示している。

第3の特徴としては、勤労者世帯では、持ち家率の係数が正でしかも有意となっている点が指摘できる。これは、勤労者にとって年金貯蓄保有を行うかどうかにか家の購入が重要な役割を果たしていることを示している。この結果を家計の貯蓄行動という点からみると、勤労者世帯ではそのライフ・サイクルにおいて、まず家の購入のために貯蓄を行い、その購入が済んだ時点で、次に老後のための年金貯蓄の保有を開始すると考えられる。

第4には、一般世帯では、世帯主の年齢が説明変数として負でしかも有意となっている点が特徴

表 2 個人年金保有確率の推計

従属変数	全 世 帯		勤 労 者 世 帯		一 般 世 帯	
定 数 項	-3.8459 (3.44)	-3.4123 (8.99)	-4.6878 (3.37)	-5.0538 (21.23)	-2.7951 (2.43)	-2.7697 (2.55)
世 帯 人 員	0.0774 (0.33)		0.1310 (0.55)		0.2630 (1.31)	0.3101 (1.61)
有 業 者 数	0.9283 (3.35)	0.9346 (5.68)	0.8809 (2.13)	1.0013 (4.01)	0.3804 (1.76)	0.4409 (2.30)
世帯主年齢	-0.0348 (2.17)	-0.0402 (4.07)	-0.0199 (0.66)		-0.0364 (2.33)	-0.0319 (2.18)
持 ち 家 率	0.0124 (2.10)	0.0135 (2.60)	0.0097 (1.78)	0.0090 (2.47)	-0.0062 (0.93)	
年 間 収 入	-5.00E-5 (0.30)		-2.73E-4 (0.82)		-2.98E-5 (0.26)	
DUM 84	0.3556 (3.44)	0.3559 (3.47)	0.4870 (3.75)	0.4965 (3.85)	0.0130 (0.09)	
DUM 85	0.4153 (4.07)	0.4175 (4.13)	0.4123 (3.13)	0.4070 (3.12)	0.3292 (2.33)	0.3239 (2.78)
DUM 86	0.7812 (8.00)	0.7792 (8.08)	0.8575 (6.92)	0.8489 (6.89)	0.6127 (4.35)	0.6066 (5.23)
DUM 87	1.0120 (10.51)	1.0074 (10.71)	1.0004 (8.18)	0.9971 (8.22)	0.9541 (6.78)	0.9561 (8.33)
DUM 88	1.2648 (13.33)	1.2597 (13.61)	1.3097 (11.67)	1.3931 (11.85)	0.9523 (6.78)	0.9467 (8.18)
DUM 89	1.4294 (15.01)	1.4231 (15.45)	1.5157 (12.74)	1.5012 (12.85)	1.1302 (8.10)	1.1264 (9.79)
S. E.	.253535	.251767	.315149	.313817	0.373410	.372070
Adjusted R ²	0.840	0.842	0.779	0.781	0.670	0.675
D. W.	2.02	2.03	1.81	1.74	2.25	2.24
F-statistics	67.47	83.61	45.56	62.93	26.68	37.09
log likelihood	-263213	-368770	-30.7193	-31.7481	-54.4674	-55.0680

注：(1) 括弧内はt値を示している。

(2) S. E. は標準誤差, D. W. はダービン・ワトソン比。

的である。これは、世帯主の年齢が高くなるにしたがって保有確率が低くなるということであり、制度の整備が遅れたために高齢者の年金加入率が低いことや、制度的に高齢者の年金加入条件が比較的厳しいものであることによる結果と考えられる。

最後に、ダミー変数についてみれば、全世帯、勤労者世帯、および一般世帯のすべてについて年々その係数が大きくなっており、貯蓄手段としての年金貯蓄が徐々に定着してきたことを示している。

以上のように、年金貯蓄保有の決定要因は、勤労者世帯と一般世帯では基本的に異なっている。政策的な効果等を検討する場合には、勤労者世帯と一般世帯それぞれへの影響が異なる恐れがあるから、全世帯のデータによる結果のみを用いて単純にその効果を判断することは危険である。

III 個人年金需要量の決定要因

表1の『貯蓄動向調査』のデータは、年金貯蓄の保有確率と同様に、保有残高についても年間収入との間に正の相関があるようにみえる。しかしながら、真に正の相関があるのかどうかを調べるためには、他の変数の影響を考慮した年金貯蓄需要関数を推計する必要がある。そこで、保有確率の推計と同様に、『貯蓄動向調査』の年間収入階級別のデータを用いて、全世帯、勤労者世帯、および一般世帯のそれぞれについて1983年から89年までのデータをプーリングして、線形の年金貯蓄需要関数を推計した。

『貯蓄動向調査』では、全サンプルと年金保有世帯のそれぞれについて、年間収入階級ごとに世帯人員、有業者数、持ち家率等のデータが得られる。ここでは、それぞれについて年金貯蓄需要関

表 3-1 個人年金需要関数の推計（全世帯）

従属変数	平均保有額 (全体)	年金保有世帯 保有額				
	I	II	III	IV	V	
定 数 項	847.94 (2.82)	-673.11 (0.84)	-892.30 (0.85)	-808.39 (1.08)	-647.34 (1.19)	
世 帯 人 員	-217.02 (3.31)	27.633 (0.18)	37.583 (0.24)			
有 業 者 数	137.15 (1.76)	-513.40 (2.49)	-498.53 (2.36)	-458.87 (2.54)	-480.29 (2.88)	
世帯主年齢	-9.4153 (2.30)	33.449 (2.30)	33.154 (2.27)	34.301 (2.97)	34.676 (3.04)	
持 ち 家 率	1.0940 (0.72)	0.82573 (0.72)	0.90451 (0.22)			
年 間 収 入	0.03560 (6.94)	0.11261 (6.24)	0.11468 (5.98)	0.11514 (6.09)	0.11310 (6.40)	
λ			-40.100 (0.33)	-36.297 (0.31)		
DUM84	13.700 (0.64)	-55.056 (0.32)	-43.812 (0.25)			
DUM85	43.019 (1.99)	266.66 (1.57)	280.39 (1.59)	300.40 (2.12)	294.22 (2.11)	
DUM86	62.039 (2.85)	208.61 (1.30)	238.02 (1.29)	258.99 (1.81)	238.41 (1.87)	
DUM87	108.27 (4.88)	397.45 (2.54)	433.87 (2.26)	450.54 (3.03)	424.31 (3.45)	
DUM88	152.27 (6.80)	536.07 (3.55)	581.91 (2.82)	595.82 (3.74)	561.36 (4.87)	
DUM89	164.15 (7.30)	399.97 (2.68)	451.51 (2.08)	466.18 (2.75)	426.29 (3.78)	
S. E.	68.5819	412.215	413.707	409.076	407.623	
Adjusted R^2	0.737	0.511	0.508	0.519	0.522	
D.W.	1.73	2.02	2.02	2.03	2.03	
F-statistics	36.50	13.84	12.61	17.16	19.44	
log likelihood	36.5001	-1005.62	-1005.57	-1005.67	-1005.73	

注：(1) 括弧内は t 値を示している。

(2) S.E. は標準誤差，D.W. はダービン・ワトソン比。

(3) λ は， $E(u)$ のための調整項。

数を推計した。詳しくは補論3で述べるが，年金貯蓄保有世帯のみを対象とする推計においては切断バイアスを考慮する必要があるため、『貯蓄動向調査』から得られる実際の保有率を用いてそれを調整した。また，プーリングに際しては保有確率の推定と同様にフィクスト・エフェクトによる切片の毎年の変化を考慮するために，ダミー変数を導入した。セルごとの分散の不均一性についても，保有確率分析と同様に集計世帯数をウェイトとして調整を行った。

需要モデルの推計結果

全世帯のデータによる推計結果が表3-1であり，モデルⅠが全サンプルを用いた結果，モデルⅡ，

Ⅲ，Ⅳ，Ⅴが年金貯蓄保有世帯のサンプルを用いた結果である。特に，年金貯蓄保有世帯のみを用いた結果のなかでモデルⅤは， t 値を参考にしながら AIC 基準で説明変数の選択を行った結果である。同様に，表3-2は勤労者世帯，表3-3は一般世帯についての推計結果である。なお，表3-3ではモデルⅣが AIC 基準で説明変数を選択した結果である。

推計結果の特徴として，まず全世帯，勤労者世帯，および一般世帯に共通する点を指摘しておこう。第1に，年金貯蓄保有世帯の結果では AIC 基準によって選択された変数に年間収入が含まれており，また全サンプルの結果でも年間収入の係数は有意になっていることから，年金貯蓄保有額

表 3-2 個人年金需要関数の推計（勤労者世帯）

従属変数	平均保有額 (全体)	年金保有世帯 保有額				
	I	II	III	IV	V	
定 数 項	908.85 (1.75)	-445.10 (0.45)	-932.66 (0.64)	122.92 (0.25)	-89.297 (0.71)	
世 帯 人 員	-183.30 (2.20)	-213.73 (1.14)	-200.06 (1.05)			
有 業 者 数	143.28 (0.91)	367.16 (1.12)	391.13 (1.18)			
世帯主年齢	-16.711 (1.59)	20.122 (0.89)	22.098 (0.95)			
持 ち 家 率	0.52257 (0.27)	-2.6905 (0.61)	-2.6319 (0.59)			
年 間 収 入	0.06061 (4.53)	0.12294 (3.26)	0.12598 (3.28)	0.15236 (6.48)	0.15871 (8.56)	
λ			-75.705 (0.45)	54.149 (0.44)		
DUM 84	19.201 (0.53)	12.449 (0.05)	44.121 (0.17)			
DUM 85	32.255 (0.89)	170.13 (0.68)	193.44 (0.75)			
DUM 86	50.747 (1.41)	189.81 (0.82)	248.41 (0.93)			
DUM 87	68.107 (1.86)	206.85 (0.92)	277.46 (1.01)			
DUM 88	160.84 (4.36)	520.54 (2.41)	615.60 (2.04)	385.25 (2.58)	420.30 (3.34)	
DUM 89	174.42 (4.68)	387.66 (1.82)	491.67 (1.56)	248.84 (1.61)	290.44 (2.39)	
S. E.	114.779	560.552	562.826	556.409	554.597	
Adjusted R^2	0.526	0.402	0.398	0.411	0.415	
D. W.	1.66	1.65	1.64	1.65	1.65	
F-statistics	15.03	8.75	7.99	23.12	30.97	
log likelihood	-856.399	-985.426	-985.313	-988.226	-988.327	

注：(1) 括弧内は t 値を示している。

(2) S.E. は標準誤差，D.W. はダービン・ワトソン比。

(3) λ は， $E(u)$ のための調整項。

の決定には年間収入が大きな影響を与えていることがわかる。第2に，年間収入の係数を全サンプルと年金貯蓄保有世帯で比べると，後者の方が約2～3倍大きく，年金を保有していない世帯の影響が全サンプルの場合にはかなり大きいことがわかる。言い換えるならば，保有額ゼロの世帯を多数含む全サンプルを用いて推計を行った場合には，年金貯蓄需要に対する年間所得の限界貯蓄性向が過小評価されるのである。

次に，表3-2の勤労者世帯についての推計結果の特徴をまとめておこう。勤労者世帯の推計結果の第1の特徴は，AIC基準で選択された変数がダミー変数を除くと年間収入だけであり，その係数の符号は正となっている。このことは，年金貯蓄

を保有すると決定したならば，その保有額は年間収入の大きさでほぼ決定されているということを意味している。第2は，保有確率と需要関数の攪乱項の相関を示す λ の項の t 値が小さく，AIC基準では選択されない変数となっていることである。このことは，保有確率との相関による切断バイアスがほとんど発生していないことを意味しており，年金貯蓄保有世帯のみを分析対象とする場合には，保有確率とは独立に保有額を分析できるのである。第3に，年ごとのダミー変数については，1988年と89年のダミー変数のみが有意で，しかも係数の大きさは両年でかなり異なっている点が指摘できる。これは，1987年と88年の間，さらに1988年と89年の間で，家計の行動パターンになんらかの変

表 3-3 個人年金需要関数の推計 (一般世帯)

従属変数	平均保有額 (全体)	年金保有世帯 保有額			
	I	II	III	IV	
定 数 項	276.37 (0.78)	-158.84 (0.18)	2080.8 (1.80)	2458.9 (2.55)	
世帯人員	37.838 (0.55)	-238.68 (1.72)	-244.52 (1.82)	-264.50 (2.03)	
有業者数	-18.463 (0.24)	-159.32 (0.99)	-312.39 (1.90)	-263.92 (1.70)	
世帯主年齢	-5.9055 (1.28)	28.127 (1.90)	27.623 (1.92)	34.539 (2.70)	
持ち家率	-0.94037 (0.48)	7.1531 (1.37)	4.3252 (0.83)		
年間収入	0.01815 (4.10)	0.06864 (3.93)	0.05298 (2.99)	0.05035 (2.88)	
λ			437.41 (2.93)	502.47 (5.32)	
DUM 84	-6.7931 (0.18)	-113.75 (0.36)	-100.98 (0.33)		
DUM 85	66.461 (1.72)	412.16 (1.42)	295.19 (1.03)		
DUM 86	107.10 (2.68)	367.54 (1.33)	134.88 (0.48)		
DUM 87	206.90 (5.02)	686.18 (2.56)	370.59 (1.32)		
DUM 88	172.96 (4.18)	557.64 (2.10)	233.48 (0.83)		
DUM 89	189.50 (4.60)	437.24 (1.67)	25.864 (0.09)		
S. E.	119.846	739.338	717.626	715.467	
Adjusted R^2	0.454	0.226	0.271	0.275	
D. W.	2.14	1.82	1.79	1.71	
F-statistics	11.51	4.56	5.14	11.17	
log likelihood	-862.447	-1077.05	-1072.48	-1075.83	

注: (1) 括弧内は t 値を示している。

(2) S. E. は標準誤差, D. W. はダービン・ワトソン比。

(3) λ は, $E(u)$ のための調整項。

化があったことを示している。

一方, 表 3-3 の一般世帯の推計結果では以下のような特徴を指摘できる。第 1 は, モデル IV に示した AIC 基準にもとづいて判断すると, 年間収入のほかに世帯人員, 有業者数, および世帯主の年齢が需要額の決定に影響している点である。具体的には, 世帯人員および有業者数の係数は負となっているから, 世帯人員および有業者数の多い家計ほど年金貯蓄需要額が少ないということである。また, 世帯主の年齢の係数は正であり, 世帯主の年齢が高くなれば保有残高も大きくなる。第 2 には, λ の項の t 値が大きく有意である点を指摘できる。つまり, 保有確率と需要額を決定する関数の誤差項には相関があり, 年金貯蓄保有世帯

の推計では切断バイアスが発生しているから, 調整項を用いずに推計を行うと一致推定量が得られない。推計結果から予想される共分散 (ないし相関係数) の符号は負であるから, 需要関数の誤差項と保有確率の間には負の関係があると考えられる。第 3 には, 年ごとのダミー変数については, 全サンプルを対象にした場合および切断バイアス調整のための項をいれない場合には有意なものもあるが, 調整項 λ を入れた推計では AIC 基準によるといづれも選択されなかった点を指摘できる。この結果は, 1983年から89年までの間では基礎的な需要額の決定構造に変化がなかったことを示している。

以上のように, 個人年金需要の決定構造という

点では、勤労者世帯と一般世帯のどちらにおいても、年間収入の係数が有意であるという共通点もある。しかし、勤労者世帯では年間収入の係数以外に有意な係数がないのに対し、一般世帯では世帯人員、有業者数、さらには世帯主の年齢などが影響を与えており、基本的な行動パターンは異なっている。全世帯が勤労者世帯と一般世帯から構成されていることを考えれば、行動パターンの異なる世帯を集計したために全世帯についての推計結果において、年間収入以外に有業者数および世帯主年齢が選択されたり、年ごとのダミー変数について、1984年と85年の間および1986年と87年の間に大きな変化を示しているなどの結果が発生している。

IV 保有確率と需要量の関係： 政策的インプリケーション

II・III節の推計結果では、保有確率と需要額のどちらの決定においても、勤労者世帯と一般世帯でその行動パターンが大きく異なっていることが明らかにされた。そこで本節では、保有確率と需要量の決定構造の相関関係を勤労者世帯と一般世帯について別々に考察し、それを踏まえて政策的インプリケーションを検討する。

勤労者世帯では、 λ の項が有意でないことから明らかなように、基本的には年金貯蓄を保有するかしないかという選択行動と需要額の決定は無相関（独立）であると考えられる。説明変数についても共通する変数がなく、2つの意思決定の間には相関が全くないといえる。この結果は、家計の潜在的な年金貯蓄需要額は年間収入によって決定されているにもかかわらず、それが具体的な年金貯蓄保有として現れるのは、子供や配偶者が働くようになって家計内の有業者が増えたり、持ち家を購入した後になると解釈できる。つまり、勤労者世帯においては世帯主の年齢のような生物学的な要因ではなく、むしろライフ・サイクルのどの段階にきたかという社会的な要因によって年金貯蓄を保有するかしないかが決められ、保有額は年間収入によってのみ決定されることである。

これに対して、一般世帯では、まず λ の項が有意で保有行動と需要額の決定には相関があるという推計結果となっている。また、説明変数も世帯人員、有業者数、および世帯主年齢が共通な説明変数となっている。需要額に対して年間収入が正の影響を与えていることは勤労者世帯と同じであるが、ここで最も注目したいのは世帯人員、有業者数、および世帯主年齢が保有確率と需要関数で共に説明変数として選択され、しかもその符号が逆になっている点である。具体的には、勤労者世帯と同様に子供や配偶者が働くようになって有業者が増えたり、世帯人員が多くなると年金貯蓄の保有確率は高くなるが、需要額に対しては負の効果をもっている。これは、子供や配偶者が補助的な所得を得ることは世帯主の年金貯蓄保有動機を強めるが、半面就業可能な子供や配偶者の存在によって老後の扶養への期待等から需要額が低くなっていると解釈できる。また、世帯主の年齢についていえば、制度的な浸透の遅れや、ある程度の年齢になった後では年金に加入することが有利ではなくなるなどの理由から、年齢が高くなってからの新規加入者が少ないのに対し、若くして加入した人は一定年限加入を続けているため需要額が大きくなるので、このような逆の符号となっていると考えられる。

年金貯蓄の保有確率と需要量の決定構造が明らかになったので、以下ではこれを踏まえて、個人年金の整備・拡充策を検討しよう。現行では、財形貯蓄として住宅財形あるいは年金財形で限度額500万円までの非課税制度がある。これは、住宅取得時点までは住宅財形を促進し、取得後は年金財形を促進しようとする制度である。勤労者世帯の年金貯蓄保有確率が持ち家率に左右されている点からみると、現行の財形貯蓄システムは勤労者世帯のライフ・ステージでの選択行動にマッチしたものと評価できる。したがって、非課税限度額の引き上げなどにより財形貯蓄を一層魅力的な金融商品にすれば、勤労者世帯では持ち家取得の促進を通じて年金貯蓄保有の拡大を図ることは可能となる。しかし、一般世帯の場合には、持ち家率が保有確率に影響を与えないため、この施策では

年金貯蓄保有の促進効果を期待できない。むしろ、一般世帯ではその金利選好の強さゆえに、年金貯蓄もポートフォリオの一選択肢と考えられている可能性がある。したがって、年金貯蓄がより高い利回りの金融商品として売り出されなければ、その保有確率を高められないであろう。

一方、勤労者世帯では所得が年金貯蓄需要額の唯一の決定要因であるから、所得税制によりその需要額の拡大を図ることが可能である。現行では、個人年金の普及を目的として、支払い保険料を最高5万円まで生命保険料控除として所得控除できる。1990年に5,000円から5万円に引き上げられたが、今後の公的年金との役割分担を考えれば、個人年金では規模の拡大を図る必要があり、そのためには最高限度額の一層の引き上げが必要であろう。その第1段階としては、一般の生命保険料との区分を取り除き、一般の生命保険料と個人年金保険料の合計で限度額を10万円とすることも考えられる。また、一般世帯の年金貯蓄需要額の決定構造は勤労者世帯より複雑であるが、所得要因は有意であるから、このような税制上の優遇措置が実施されれば、一般世帯の個人年金規模も拡大できるであろう。

V む す び

本稿では、年金貯蓄の保有確率と需要額の決定構造を明らかにし、それを踏まえて公的年金を補完する個人年金の整備・拡充策を検討してきた。そこで、最後に今後の検討課題を指摘し、むすびにかえることにする。

第1に、本稿では年収階級別データのみを用いて分析を行ったが、『貯蓄動向調査』では他に年齢階級別や金融資産残高別の集計データが利用可能で、このようなデータも同時に利用して推計ができれば、さらに効率的な推計が可能となる。しかし、II節で用いたロジット・モデルは単純な線形モデルではなく、分散の不均一性を伴う複雑なモデルであり、さらにこのようなモデルに対して異なった集計データを同時に適用することは容易ではない。また、III節で用いた線形モデルでも、

調整項である λ を推計するに当たっていくつかの解決しなければならない問題がある。このように、現時点では簡単に異なった集計データを扱う方法がなく、今後の計量経済学的手法の開発を待たなければならない³⁾。

第2には、補論に詳しく述べたように、集計データを用いる限り分析結果はあくまでも近似的なものであり、推計値にはバイアスが発生している恐れがある。解決方法としては、新たにバイアスを調整するような計量経済学的手法を開発する方法と個票を入手する方法が考えられる。前者の方法については、国内外においてこのような手法への関心が薄く研究者の数も少ないので、その開発には今少し時間がかかるであろう。後者の方法も、わが国では個票を入手することが極めて困難な状況にあり、その利用も制限されているため、容易ではない。

第3には、本稿では年金貯蓄行動のみを分析対象としてきたが、もちろん年金貯蓄は家計の資産選択行動の一部であり、他の資産との代替性も考慮する必要がある。より包括的に家計の年金貯蓄保有行動を分析するためには、それを家計のポートフォリオ選択の一部として分析することも必要である。実際にこのような分析を行うには、データの制約や計量経済学的手法についていくつかの解決しなければならない問題がある。具体的には、個票データの入手もさることながら、家計の資産データ、特に実物資産の残高についての調査の実行、計量経済学的手法の開発が不可欠である。

【補論 1】 データについて

本稿では、『貯蓄動向調査』の各種世帯属性別1世帯当たり年金貯蓄現在高の年間収入階級別データを用いて推計を行った。このデータでは、全世帯と勤労者世帯それぞれについて、表1に示したように収入階級が20階級に分けられ、各階級ごとに世帯分布をはじめ世帯人員、有業者数、年間収入、年金貯蓄現在高等が報告されている。さらに、全サンプルと年金貯蓄保有世帯について別々にこれらの情報を利用できる。この全世帯と勤労

者世帯の各データとそれぞれの集計世帯数を用いれば、その差として一般世帯についてのデータが推計できる。

具体的には、各年間収入階級ごとに全世帯と勤労者世帯の集計世帯数の差 ($N_i - N^s_i$) を求めれば、それが一般世帯の集計世帯数 (N^j_i) となる。一方、一般世帯の平均年金貯蓄額を年間収入階級別に求める場合には、全世帯と勤労者世帯それぞれの年間収入階級ごとの平均年金貯蓄額に対応する集計世帯数を乗じて、各階級に対する全世帯の年金貯蓄総額 ($S_i N_i$) と勤労者世帯の年金貯蓄総額 ($S^s_i N^s_i$) を求める。この差は一般世帯の年金貯蓄総額となるから、対応する集計世帯数で除せば、平均年金貯蓄額 ($(S_i N_i - S^s_i N^s_i) / N^j_i$) が求められる。以下、同様な手法で有業者数、世帯人員、世帯主年齢、年間収入に関する一般世帯のデータを作成した。

【補論 2】 質的選択モデルと集計データ

本稿で扱っているような年金を買うか買わないかといった、数字で示すならば0または1と表されるような質的な選択行動を分析するモデルとしては、プロビット・モデルやロジット・モデルがある。これらのモデルは、ある財を買う確率 (P) を決定する分布関数をいくつかの説明変数を用いて $F(x'\beta)$ という形に特定化し推計するモデルである。分布関数に正規分布を用いるものを通常プロビット (またはノーミット) ・モデルと呼ぶのに対し、ロジスティック分布を用いるものをロジット・モデルと呼ぶ。推計方法としては、Berkson (1955) の最小カイ二乗法と最尤法の二種類あるが、推計されたパラミターの性質は漸近的には同じであることが知られている⁴⁾。

このようなモデルは、本来、生物学的な実験データや統計調査の個票データに直接適用するために考案されたモデルであり、『貯蓄動向調査』のような集計データに適用すると厳密には推定値にバイアスを発生させる恐れがある。以下では、この点を説明しておこう。

選択確率を p として推計しようとする関数を、

$$F^{-1}(p) = x'\beta + u$$

とする。ただし、 $F(\cdot)$ は分布関数を表し、 $F^{-1}(\cdot)$ はその逆関数を表している。ロジット・モデルの場合には、 $F^{-1}(\cdot)$ は、

$$\log \frac{p}{1-p}$$

である。このとき、たとえばあるグループについて集計すると、

$$\frac{1}{N} \sum F^{-1}(p) = \frac{1}{N} \sum x'\beta$$

となるのに対し、データから得られる選択確率は $(1/N) \sum p$ である。近似値ではあるが、厳密にはジェンセンの不等式によって、

$$E\left(\frac{1}{N} \sum F^{-1}(p)\right) \neq E\left(\frac{1}{N} \sum p\right)$$

であり、分布関数の形状からバイアスが発生する。換言するならば、集計されたデータを用いてロジット・モデルを推計した場合には近似式としての意味はあるが、厳密には推計されたパラミターにはバイアスが生じていることになる⁵⁾。

【補論 3】 切断モデルと集計データ

本稿のように、年金需要について2段階の意思決定を想定し、需要額について回帰分析を行う場合には、切断バイアスについて考慮する必要がある。この問題は、Tobin (1958) によって最初に包括的に分析され、トービット・モデルとして知られている問題である。たとえば、

$$y = \alpha + \beta x + u, \quad E(u) = 0$$

という回帰モデルを考えたとき、直接観測することのできない別の変数 z が、

$$z = \delta + \gamma w + \varepsilon, \quad E(\varepsilon) = 0$$

というモデルにしたがっており、この z が正の値をとった場合のみデータ (y, x) が観測されるとするならば、 z が正であるという条件付きで y についてのモデルを考える必要がある。

このとき、もし攪乱項 u と ε の間に相関があるならば、 z が正であるという条件のもとで、攪乱項 (u) の期待値がゼロではなくなり ($E(u|z > 0) \neq 0$)、回帰モデルの仮定が崩れ、パラミターの推計にバイアスが生じる。このようにして生じるバイアスを切断バイアスと呼ぶ。Amemiya (1985) は、これをタイプ2のトービット・モデルと呼ん

でいる。

このようなモデルでも、 y を決定する回帰式に u の期待値を加えて、

$$y = \alpha + \beta x + E(u|z > 0) + u^*, \quad E(u^*) = 0$$

という形のモデルで推計すれば、一致推定量が得られる。具体的には、直接観測できない変数 z の代わりに z^* という変数を導入し、

$$z^* = 1 \quad \text{if} \quad z > 0$$

$$z^* = 0 \quad \text{if} \quad z \leq 0$$

という z^* に関する質的選択モデルを想定し、 $P(z > 0)$ と $E(u|z > 0)$ の関係から $E(u|z > 0)$ を推計する。たとえば、 z^* に関するモデルがロジット・モデルの場合には、 $p = P(z > 0)$ として、

$$\begin{aligned} E(u|z > 0) &= (\sqrt{6\sigma^2/\pi})\rho \times [p/(1-p) \cdot \log p \\ &\quad + \log(1-p)] \\ &= \lambda(p/(1-p) \cdot \log p + \log(1-p)) \end{aligned}$$

となる。ここで、 σ^2 は ε の分散、 ρ は u と ε の相関係数である⁶⁾。

もちろん、 z^* に関する質的選択モデルと y に関する回帰モデルを最尤法を用いて同時に推計する方法も可能であるが、本稿では補論2で指摘したように、ロジット・モデルの部分が近似式であり、また『貯蓄動向調査』のような集計データの場合には、

$$p/(1-p) \cdot \log p + \log(1-p)$$

の部分についてもジェンセンの不等式の問題が生じるため、想定誤差に対して敏感な最尤法を避け、各セルの年金保有確率から $E(u|z > 0)$ の λ 以外の部分を推計して、2段階の推計方法を用いた。なお、 λ はこの回帰モデルのパラミターとして推計した。

注

* 本稿作成に当たっては、平成3年度文部省科学研究費 No. 02630053、および社団法人信託協会から資金援助を受けた。ここに記して感謝の意を表します。

1) たとえ公的年金制度が高齢者を社会的に扶養するシステムであろうとも、次世代に制度存続のインセンティブを全く失わせてしまうような改革を行えば、将来的には制度崩壊の危機に直面するかもしれない。

改革によるメリット・デメリットを客観的かつ経済的に正しく評価しておくことは、改革論議の質的向上、さらにはよりよい改革の実現のために不可欠である。

- 2) 1940年以前と以降生まれの世代間には一層大きな格差があるが、以前の世代にとっては制度が確立されていなかったことや寿命の長期化に伴う問題がまだ社会的にも認識されていなかった点を考慮すれば、ある程度は許容されよう。
- 3) 異なった集計データを同時に扱う方法としては Fukushima and Hatanaka (1991) を参照のこと。
- 4) Amemiya (1985) を参照のこと。
- 5) この問題については、Train (1986) を参照のこと。
- 6) Dubin and McFadden (1984), Train (1986) を参照のこと。

参考文献

〈日本語文献〉

- 麻生良文 (1991), 『厚生年金制度による世代間所得移転』, 郵政研究所 DPS, 1991-03。
大竹文雄 (1990), 「公的年金資産と家計の資産行動」『人口の高齢化と貯蓄・資産選択』貯蓄経済研究センター編, ぎょうせい。
高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・渋谷時幸・上野 大・久保克行 (1990), 「人的資産の推計と公的年金の再分配効果」『経済分析』第118号。
野口悠紀雄 (1990), 『老後保障における公私負担』, 経済政策研究所。
橋本恭之・林 宏明・跡田直澄 (1989), 『人口の高齢化と税・年金制度——コーホート・データによる制度改革の影響分析』, 帝塚山大学経済学部 DPS, J-010 (経済研究掲載予定)。

〈外国語文献〉

- Amemiya, Takeshi, (1985), *Advanced Econometrics*, Harvard University Press; Cambridge.
Dubin, Jeffery A., and Daniel L. McFadden, (1984), "An Econometric Analysis of Residential Electric Appliance Holdings and Consumption," *Econometrica*, 52, No. 2, pp. 345-362.
Fukushige, Mototsugu and Michio Hatanaka, (1991), "Estimation of a Regression Model on Two or More Sets of Differently Grouped Data," *Journal of Econometrics*, 47, pp. 207-226.
Tobin, James, (1958), "Estimation and Relationships for Limited Dependent Variables," *Econometrica*, 26, pp. 24-36.
Train, Kenneth, (1986), *Qualitative Choice Analysis: Theory and Econometrics, and an Application to Automobile Demand*, The MIT Press; Cambridge.

(あとだ・なおすみ 帝塚山大学助教授)
(ふくしげ・もつつぐ 神戸商科大学専任講師)

人口高齢化と公的年金*

岩 本 康 志
加 藤 竜 太
日 高 政 浩

I 序 論

わが国において今後進展する人口構造の高齢化は、経済・社会的側面において、さまざまな影響をもたらすものと考えられる。とくにマクロ経済に対する重要な含意は、国民貯蓄に対する影響に関して現れてくる。人口構造の高齢化は、寿命の伸長と出生率の低下の2つの側面にとらえられる。貯蓄のライフサイクル仮説によれば、退職期間の伸長は貯蓄率を上昇させ、出生率の低下は貯蓄率を低下させる方向へ作用すると考えられる。日本の貯蓄率の将来予測をおこなったいくつかの研究によれば、高齢化の進展により、今後わが国の貯蓄率は低下していくことが指摘されている¹⁾。

この部分を人口高齢化の貯蓄への直接的な効果とすれば、このほかに公的年金を通じた間接的な効果が存在する。わが国の公的年金制度では、高齢者への年金給付の財源の多くの部分が、若年・壮年層の納める年金保険料の世代間移転によって調達されている。したがって、人口構造の変化は年金財政に直接的な影響を与えることになる。

人口構造の高齢化にともなう公的年金の財政悪化は、まず年金部門の貯蓄の減少を通して、直接的に国民貯蓄を低下させる効果をもつ。これに加え、もし財政条件の変化にともなう政策の変更（年金給付の引き下げ、年金保険料の引き上げ、年金積立金の増加など）がとられた場合には、年金政策が民間貯蓄に影響を与えて、それが間接的に国民貯蓄に影響を与える効果が発生する。

以上をまとめると、人口高齢化が国民貯蓄へ与

える総合的な影響は、

(1) 人口高齢化の民間貯蓄への影響

(2) 人口高齢化の、公的年金制度を通しての国民貯蓄への影響

の2つの部分から構成され、(2)については、さらに、

(2の前半部) 人口高齢化の公的年金政策への影響

(2の後半部A) 年金部門の貯蓄が変化する影響

(2の後半部B) 年金政策の民間貯蓄への影響のような形に分類できる。

さらに、(2の後半部B)における、公的年金の家計への影響は、民間部門の貯蓄行動、私的年金の整備状況などの条件に依存している点が、議論を複雑にしている。そのなかでも、遺産の存在が、公的年金の経済的効果を大きく左右する重要な要素である。なぜなら、遺産は公的年金とは逆の方向への所得移転の役割を果たすからである。また、消費者が遺産として残すための資産をある程度の期間にわたって蓄積している場合には、遺産の増加は民間貯蓄を増加させる効果がある。このため、遺産が存在する場合の、人口高齢化のマクロ経済的影響は非常に複雑になる。

本稿は、以上のような議論を踏まえ、人口高齢化が国民貯蓄に与える影響に、公的年金制度および遺産の存在がどのようにからみあっているのかを考察することを目的とする。本稿では、本間他(1987)、岩本(1990)で用いられた多世代共存型のライフサイクル一般均衡モデルに、Abel(1988)、Abel and Warshawsky(1988)等によって考察さ

れた joy of giving 型の遺産動機を導入して、遺産動機の強さと年金政策の環境によって、人口高齢化の帰結がどのように異なってくるかを検討する。

シミュレーションの主要な結論は、2つある。第1は、これまでの研究とは違って、人口の高齢化にともなって、貯蓄率は上昇するという結果が得られることである。これは、寿命の伸長の要素が人口データに取り入れられたことと、遺産の存在が民間部門の資産形成で重要な役割を果たしている、という2つの理由による。第2は、遺産動機が強くなるほど、また年金保険料率が高いほど、貯蓄率の反応の度合いが大きくなることである。

本稿の構成は以下の通りである。まず、Ⅱ節では、人口高齢化の影響を、2世代共存モデルを利用して、理論的に整理する。Ⅲ節では、遺産の存在が公的年金と貯蓄の関係にどのように影響を与えるのかを考察する。Ⅳ節では、本間他(1987)、岩本(1990)の研究を発展させたライフサイクル一般均衡モデルを用いて、人口高齢化が貯蓄率に与える影響を、いくつかの遺産動機と年金政策のもとで検討する。Ⅴ節では、結論が要約される。

Ⅱ 人口高齢化と貯蓄

家計の消費・貯蓄行動は家計の生涯にわたる資源に依存して決定されるとする、ライフサイクル仮説は、現在の貯蓄理論の中心的な位置にある²⁾。この理論では、人口構造の違いが国民経済の貯蓄行動に重要な影響をもつことが示される。

この点を説明するために、ここでは簡単なライフサイクル成長モデルを援用することにしよう。消費者は2期間(若年期と老年期)生存し、若年期に稼得した労働所得で若年期と老年期の消費をまかなう。労働供給は固定されており、賃金率と利率は一定と仮定する³⁾。

モデルでは賦課方式の公的年金が運営されており、若年期の労働者から定額の保険料を徴収し、その全額を老年の消費者に年金給付として分配するものとする。以上のようなモデル構造は、Samuelson(1975)のモデルで利率・賃金率を固

定したものと同等であると思なすことができる。家計の効用関数を、

$$U = \log c + \frac{1}{1+\rho} \log e \quad (1)$$

で特定化し⁴⁾、予算制約式は、

$$c + \frac{1}{1+r}e = w - \tau + \frac{1+n}{1+r}\tau \quad (2)$$

で表されるとする。ここで、 U は効用、 c は若年期の消費、 e は老年期の消費、 r は利率、 w は労働所得、 $\tau(\geq 0)$ は年金保険料、 n は人口成長率を表すものとする。(2)式の右辺の最後の項は、老年期の年金給付の現在価値を表す。

賦課方式の年金のため、年金部門は貯蓄をおこなわないから、家計の貯蓄がそのまま国民貯蓄となる。家計が老年期の消費のために蓄積する資本ストックは、

$$(1+n)k = w - \tau - c \quad (3)$$

で表される。ここで、 k は若年層人口あたりの資本ストックを表す。

以上のようなモデルのなかで、人口構造の高齢化は、若年層と老年層の人口比率 $1+n$ の低下として表現できる。したがって、人口成長率の低下が貯蓄に与える影響を以下で分析しよう。斉一成長経路上での貯蓄は、 nk で表されるが、 n の変化の影響は、

$$\frac{dnk}{dn} = k + n \frac{dk}{dn} \quad (4)$$

で表される。(4)式の右辺第1項は、資本労働比率一定のもとで、人口成長率の低下にともなって資本蓄積速度が低下し、貯蓄が減少する効果を表す。第2項は、資本労働比率が変化することによって、貯蓄が影響を受ける効果を表す。

(1)、(2)式で表される家計の効用最大化問題を解き、(3)式を用いて k の解を求めたあと、 n で微分すると、

$$\frac{dk}{dn} = -\frac{1}{1+n} \left[k + \frac{1+\rho}{2+\rho} \frac{\tau}{1+r} \right] \quad (5)$$

が得られる。(5)式は n の低下にともなって、 k が上昇することを示している。(5)式を用いて、(4)式をさらに展開すると、

$$\frac{dnk}{dn} = \frac{1}{1+n} \left[k - \frac{1+\rho}{2+\rho} \frac{n\tau}{1+r} \right] \quad (6)$$

が得られる。

(5)式と(6)式の結果を用いて、典型的なケースをいくつか議論しよう。まず、公的年金が存在しない($\tau=0$)場合の結果は、ライフサイクル仮説の主張に対応している。まず、(5)式より、人口成長率の低下は、資本労働比率を上昇させている。これは、資産を保有している老年層の人口比率が上昇するためである。また、追加的な計算をおこなえば、資産所得比率も上昇することがわかる。一方、(6)式より、貯蓄額は減少することがわかる。これは、(4)式の右辺第1項の蓄積速度低下効果が第2項の効果よりも大きいことを意味している。

(6)式は、公的年金の保険料率が大きくなると、貯蓄の低下効果は弱められることを示している。 τ が十分に大きければ、(6)式の符号は、ライフサイクル仮説の主張とは逆転することが起こり得る。

そのひとつの例として、消費者が老年期の消費をすべて公的年金給付でまかなっている場合($k=0$)を考えよう。この場合は、(4)式右辺第1項の効果が消滅するとともに、賦課方式年金の内部収益率が悪化することにより、家計が若年期の消費を減少させて、私的貯蓄を増加させる。したがって、国民貯蓄は増加する⁵⁾。

このように、人口成長率の変化が貯蓄に与える影響は、公的年金政策の水準に依存していることが、ここでのモデルにおいて示された。これは、公的年金の存在が、民間貯蓄の意思決定を攪乱する働きをもち、人口成長率の変化が年金の内部収益率を変化させて、経済に影響を与えるという効果をもつためである。

ただし、ここで留意しておきたいのは、こうした公的年金の影響は、公的年金の経済的効果がどのようなものであるのかに決定的に依存する。たとえば、ここでのモデルで、積立方式の年金が運営されていた場合には、人口成長率の低下は公的年金の水準とはまったく無関係に国民貯蓄を減少させる。これは、Samuelson (1975) によっても示されている通り、積立方式の年金は消費者の老後のための資産蓄積を同額だけ減少させて、国民貯蓄にはまったく影響を与えない。

この積立方式と賦課方式の経済的効果の違いは、

有名なものであるが、モデルに複雑な要素を取り入れると、年金の貯蓄への影響は違った要素が現れてきて、複雑なものになる。それにとまって、人口構造の変化の影響も複雑になってくる。Ⅲ節では、この問題を考察する⁶⁾。

Ⅲ 公的年金の経済的効果と遺産の存在

Ⅱ節のモデルは、ライフサイクル仮説の骨子を簡明に表現したものとして、広く利用されているものである。しかし、このモデルで無視されている要素で、年金の経済的効果に対して重要な影響をもつものがいくつか存在する、そのなかでも、とくに重要なものが遺産の存在である⁷⁾。なぜなら、遺産は、年金とは逆に、老年世代から若年世代への所得移転であり、年金の影響を相殺する効果をもつからである。人口高齢化は子供の数の相対的な減少を意味し、高齢者が同額の遺産を残しても、相続人1人当たりの遺産額は上昇する。この所得効果は、年金の内部収益率の減少とは、まったく逆方向に作用する。

遺産の影響は、Ⅱ節のモデルにおいて、 τ が負のケースを考えればいかにのように見えるが、注意しなければならないのは、遺産額は消費者の行動によって内生的に決定されることである。したがって、人口高齢化によって、相続人1人当たりの遺産額が変化するとすれば、その影響を考慮しなければならない。もし、遺産額が増加すれば、その所得効果によって、資産蓄積額が増加し、貯蓄を増加させる効果が働くかもしれない。したがって、貯蓄への影響を考察する際には、家計の遺産行動を把握する必要がある。

どのようなメカニズムによって、遺産が発生するのかについては、さまざまな説明が与えられている。ここでは、4種類の説明を、Ⅱ節のモデルからの拡張という形でとらえて、議論をおこなう。

(1) 利他的動機

遺産が発生する第1の説明として、Barro(1974)によって考察された、消費者が子孫の効用を自分の効用として感じる利他的動機によるものが考え

られる。この場合は、賦課方式と積立方式の年金はともに、国民貯蓄に影響を与えることはないという結果が導き出される。積立方式の年金の影響は、純粋なライフサイクル仮説と同様であるが、賦課方式の場合は、年金部門がおこなう世代間の所得分配を、民間部門の利他的動機にもとづく所得分配が相殺して、何も影響をもたないという結果が導かれる。したがって、年金政策のスタンスは、人口高齢化の貯蓄への影響にはまったく無関係である。この場合、資産所得比率は、Ⅱ節の場合とは異なって、変化せず、貯蓄は、人口成長率の低下にともなって低下する。

(2) 贈与動機

第2の説明は、子孫の効用ではなく、遺産額そのものが効用関数に含まれるとする考え方であり、Abel (1988), Abel and Warshawsky (1988) 等によって議論されており、彼らは遺産から発生する効用を *joy of giving* と呼んでいる。この考え方のもとでは、賦課方式の年金の影響が(1)の場合とは異なってくる。この場合は、遺産の変化は単に年金による所得効果によってのみ生じる。したがって、利他的動機の場合と同様な、完全な相殺が必然的に起こるとはいえない。したがって、賦課方式の年金の場合には、資本労働比率が上昇する効果が発生する。

(3) 寿命の不確実性

第3の考え方は、寿命の不確実性によって遺産が発生するというものである。Abel (1985) は、消費者が第1期の終わりに死亡する危険がある、2世代共存モデルを考察した。このモデルでは、消費者が早期に死亡した場合には、老後に備えて蓄積していた資産が遺産の形で、後世代へ移転される。Abel (1985) は、年金加入者が死亡したときの資産の分配をその世代の生存者に分配しなおすという形で、保険数理上正当な収益率をもたらす積立方式の年金は、個人の資産形成を減少させて、資本形成を後退させる効果があることを示した⁸⁾。

しかし、ここで注意しなければならないのは、もしも民間の年金市場が存在すれば、公的年金の保険機能をすべて民間市場で代替することが可能

であり、公的年金資産は私的年金資産を1対1で代替するだけで、国民全体の資産形成に影響を与えないという結果が得られる。したがって、重要な含意は、公的年金の効果は、私的年金の利用可能性によって左右されるということである。また、完全な私的年金市場が存在する場合には、消費者は老後の消費のための資産をすべて年金資産として保有するので、遺産は発生しなくなるという性質がある。

(4) 贈与動機と寿命の不確実性の混合

(2)と(3)を混合した形態を考えたときには、私的年金が整備されている場合にも、遺産の存在を考慮することができる。この定式化は、Abel (1988) で議論されている。この場合は、完全な私的年金市場が存在すれば、老後に自分が消費する資産については私的年金で、子孫に遺産としてのこす部分は、一般の金融資産で保有するという資産配分を消費者は選択することが示される。この状況での保険数理上正当な積立方式の年金の導入は、資本形成には影響を与えないことになる。しかし、賦課方式の年金は、(2)と同様に国民貯蓄に影響を与えることになる。

以上のように、遺産の振る舞いは、モデルに依存してさまざまである。理論的な分析はここまでにとどめて、次節では、(4)の立場に立ったシミュレーションモデルによって、遺産の存在と人口高齢化のマクロ経済的影響がどのような関係にあるのかを分析しよう。

Ⅳ 遺産を考慮したライフサイクル一般均衡モデル

1. 貯蓄率の将来予測

わが国の人口高齢化の関心の高まりにともない、すでに多くの研究者によって、将来の貯蓄率への影響が議論されている。表1には、人口構造の変化が貯蓄率に影響を与えることに着目して、貯蓄率の将来推計をおこなった代表的な研究を4つ紹介している。

Horioka (1989) の研究は、年次データを用いた

表 1 日本の貯蓄率の将来予測

年	家計貯蓄		民間貯蓄	国民貯蓄
	Noguchi (1989)	経済企画庁 (1985)	Horioka (1989)	Auerbach et al. (1989)
1990	5.9	18.2	13.3	21.6
2000	2.9	16.7	6.8	n. a.
2010	0.5	14.0	-3.6	12.1
2020	-3.2	13.1	n. a.	n. a.
2030	n. a.	13.5	n. a.	1.8

注) 貯蓄率の数値はパーセント。

出所) Noguchi (1989), Table 4, $m=0.4$.

経済企画庁 (1985), 図 3-26, 65歳支給。高貯蓄ケース。

Horioka (1989), Table 5, column (7).

Auerbach et al. (1989), Table 7, open economy case.

貯蓄関数の時系列推計によるものであり、説明変数に、老年者人口比率と年少者人口比率を加えている。彼の推計では、両人口比変数は貯蓄率に有意な負の影響をもち、人口予測データを用いた外挿によれば、貯蓄率は1990年から2010年にかけて、約17%ポイントも低下すると予測される。

経済企画庁 (1985) がおこなった家計貯蓄率の将来推計は、各年齢での家計の所得と消費パターンをクロスセクションデータを用いて求めたあと、そのプロファイルを各世代にあてはめ、各世代の人口比データを用いて、毎年家計貯蓄を推計したものである。これによれば、1985年から2020年にかけて、8.4%ポイントの貯蓄率の低下が予測されている。Noguchi (1989) の推計も、原理的には経済企画庁のそれと同様の考え方にもとづいている。

Auerbach 他 (1989) は、Auerbach and Kotlikoff (1987) のライフサイクル一般均衡モデルを拡張して、日本経済に適用したものである。この研究が他の研究と異なる点は、最適化行動に立脚して経済主体の行動を導出していることと、一般均衡モデルになっていることである。また、この研究では joy of giving による遺産動機を導入して、遺産の存在を明示的に考慮している。

以上のように、どの研究においても貯蓄率の低下が観測されていることが見てとれる。しかし、この結論はロバストなものであろうか。II節とIII節の議論から、公的年金と遺産の存在はライフサイクル仮説の主張する命題を修正する可能性をもつことが示された。われわれは、こうした問題意

識から、年金政策のスタンス、遺産行動の変化によって、人口高齢化のマクロ経済的影響が異なってくるのかどうかを調べたい。

2. 一般均衡モデルの特徴

われわれのモデルは、上記の4研究のなかでは、Auerbach 他の研究の流れに属するものである。彼らの研究は、家計のライフサイクル貯蓄行動を一般均衡モデルに取り入れたものであり、基本的な構造は、II節で説明した2世代共存モデルと同等である。ただし、モデルの時間の基本単位を1年として、家計の寿命を75歳と考えて、21歳からの家計の行動を考えるので、55世代共存モデルとなっている。このような膨大な構造のモデルは、計算機によるシミュレーションにたよらなければならない。こうした Auerbach and Kotlikoff (1987) 流のアプローチは、本間他 (1987) によって最初に日本経済に適用された。

われわれの研究もこのラインのなかにあるが、いくつかの点で従来の研究からの拡張がなされている。まず、家計の貯蓄行動の拡張が図られている。本間他 (1987) では、純粋な形のライフサイクル仮説に依拠していたが、岩本 (1990) では、寿命の不確実性を導入して遺産を明示的に考慮することをおこなった。Auerbach 他 (1989) では、joy of giving による遺産動機を導入して遺産の考察をおこなっている。ここでのシミュレーションモデルでは、寿命の不確実性と遺産動機の2つを同時に考慮にいて貯蓄行動を定式化している。このような定式化を採用した研究としては、生命保険や私的年金の需要を分析した Fischer (1973), Friedman and Warshawsky (1988, 1990) 等が存在するが、これらは一般均衡モデルではない。

また第2の特徴は、本間他 (1987), 岩本 (1990) が非常に人工的な人口データを想定したのに対し、ここでは厚生省人口問題研究所の推計人口データを用いていることである。人口構造の影響を調べることを目的とするからには、将来に起こり得る姿にできるだけ近い人口データを用いることが望ましい。この事実は非常に当たり前のことであるが、この種のモデルにおいては、寿命の不確実性

を導入しなければ実現不可能である。Auerbach 他 (1989) では、消費者は 75 歳で確実に死亡すると仮定されているため、完全に人口データを再現することはできなかった。人口構造の変化がもっとも主要な関心である以上、人口データが不正確な形でしか再現できないことは、深刻な問題である。また、Auerbach 他 (1989) の定式化では、寿命の伸長という、人口高齢化のもうひとつの側面をとらえることができない。そのため、Modigliani and Brumberg (1954) の含意のひとつである、退職期間の増加が貯蓄率を上昇させるという効果を取り入れられていないことになる。

ここで用いるモデルでは、寿命の不確実性を導入することによって、厚生省の人口推計データを正確にトレースすることを可能にしている。人口データは以下のような手順で作成される。まず、厚生省人口問題研究所の『日本の将来推計人口 (昭和61年12月推計)』から、出生数 (の男女別出生数の低位推計値)、生存確率 (1985 年から 2025 年まで 5 年おきの男女別・年齢別生存確率。生存確率が利用可能でない年は、直近の値を使用)、1985 年の男女別年齢別人口構成をまず得る。生存確率については、資料では 90 歳以上のデータが得られないので、1986 年の『簡速静止人口表』 (厚生省) から、90 歳から 100 歳までの男女別・年齢別生存確率を得て、すべての年にあてはめた。以上のデータから、1985 年から 100 年間にわたる毎年の人口構成のデータを作成したあと、男女計の形で、生存確率のデータを作成した。これは、モデルでは男女の区別がないためである。

3. モデルの構造

説明の簡単化のため、モデルの説明は岩本 (1990) から拡張がなされた部分に関してのみおこなうことにする。本稿で説明されなかった部分に関しては、岩本 (1990) を参照されたい。

時間は離散形で 1 年を基本単位とする。各家計は、21 歳で意思決定主体として経済に登場後、最長で 100 歳まで生存するものの、この間に、每期ある確率で死亡する危険があると想定する。 $j+20$ 歳の家計が $j+21$ 歳にも生存している条件付き

確率を $q_{j+1,j}$ とすると、21 歳の家計が $s+20$ 歳まで生存する確率は、

$$p = \sum_{j=1}^s q_{j+1,j} \quad (7)$$

で表される。

各家計の効用は、自分自身の消費水準に加えて、自分が残す遺産水準にも依存しているとしよう。

$s+20$ 歳での家計の期待効用は、

$$U = \sum_{s=1}^{80} p_s (1+\delta)^{-(s-1)} [u_s + (1-q_{s+1,s})\theta v_{s+1}] \quad (8-A)$$

$$u_s = \frac{c_s^{1-1/\gamma}}{1-1/\gamma} \quad (8-B)$$

$$v_{s+1} = \frac{A_{s+1}^{1-1/\gamma}}{1-1/\gamma} \quad (8-C)$$

で与えられ、 c は消費、 A は家計が残す遺産額、 δ は時間選好率、 θ は遺産動機の強さのパラメータ、 γ は異時点間の代替の弾力性を表すものとする。

家計は、通常想定される安全資産に加えて、民間の年金市場で私的年金を自由に購入することができるとする。この年金は、各年齢の家計ごとに、資産をプールして、1 期後に生存者のみに利子元本を分配するものである。購入者の側から見れば、死亡した場合には何も受け取れないかわりに、生存している場合には安全利子率よりも高い収益率が期待できる。私的年金の収益率は保険数理上正当なものであるとし、保険会社は利潤をあげないと仮定する。このとき、 $s+20$ 歳での家計の予算制約式は、

$$\begin{aligned} A_{s+1} + B_{s+1} = & (1 + (1-\tau_y)r/q_{s+1,s})B_s \\ & + (1 + (1-\tau_y)r)A_s + (1-\tau_y-\tau_p)we_s \\ & + b_s + a_s - (1+\tau_c)c_s \end{aligned} \quad (9)$$

で表される。ここで、 B は私的年金の保有額、 A は安全資産の保有額を表す。 A は、家計が死亡した場合に、子孫に残される遺産となる。 r は安全利子率であり、4% と置いた。 e は労働の効率性を表す尺度であり、家計の年齢により労働の効率性が異なると考える⁹⁾。また、技術進歩をモデルに導入するために、労働の効率性は各年齢について平等に、毎年 3% の率で成長するものとする。ここでは、議論を単純化するために、労働供給は

弾力的であるとともに、一度退職したならば、その後は労働供給はゼロであると仮定する。 w は効率単位当たり賃金率である。税体系はすべて比例税であり、 τ_y は所得税率、 τ_p は公的年金保険料率、 τ_c は消費税率を表す。 b は公的年金給付額、 a は相続する遺産額を表す。ここでは、遺産は、死亡した家計の保有する資産が50歳の家計に手渡されるものとする。

政府部門は、所得税と消費税を徴収し、一般政府支出をおこなう狭義の政府部門と年金部門の両者から構成される。年金の給付開始年齢を $R+20$ 、標準報酬年額を H 、年金給付率を β 、退職年齢を $IR+20$ とすると、

$$b_s = \beta H \quad (s \geq R) \quad (10)$$

$$b_s = 0 \quad (s < R)$$

$$H = \sum_{s=1}^{IR} w e_s / IR \quad (11)$$

となる。年金部門は、毎年の保険料収入と給付額が一致するように、保険料率もしくは給付率が内生的に決定されているとする。狭義の政府部門は国債を発行せず、年金部門は積立金を保有しないと仮定する。これは、国民貯蓄の変化がすべて民間貯蓄の変動によって生じるようにしたいためである。

4. シミュレーションの手順

シミュレーションは、以下のような手順によって進められる。まず、1985年を初期時点として、この年の人口構成と生存確率が每期繰り返されるとして、ひとつの仮想的な定常状態を構成した。この定常状態の想定は、遺産相続額の初期値を求める目的でおこなわれる。定常状態で得られた消費および資産プロファイルを、1985年に生存している各年齢の家計に適用したあと、それ以降の人口データをもとに、85年以降の家計の行動を計算していく。各家計は、将来の年金保険料と年金給付額、遺産相続額を予想して、消費計画を立てていく。これらの変数は、将来期において内生的に決定されるので、適当な初期値を与えたあと、家計の予想値と実現値が一致するまで、経済の時間経路全体の収束計算をおこなう。この結果、家計

が合理的期待をおこなう解経路が求められる。

本稿では、人口データの用い方から、長期均衡ではなく、移行過程が分析の主眼となることが、岩本(1990)の分析と大きく違う点である。さらに重要なことは、人口成長率一定のスムーズな人口ピラミッドを用いた本間他(1987)では、移行過程の解経路は定常状態からスムーズに離れていくのに対して、本稿のシミュレーションでは、移行過程の計算の初期値に若干のぶれが発生することが避けられない点である。これは、シミュレーションの出発期も移行過程の一時点であり、初期定常状態の想定は初期値のひとつの与え方にすぎないからである。このため、シミュレーションの時間経路は、計算をはじめて5年後の1990年からの値を報告することにする¹⁰⁾。

政策変数の初期値は、 τ_y が12%、 τ_c が3%と置かれた。年金の給付開始年齢は65歳、家計の退職年齢は60歳とした。

5. シミュレーション結果

表2は、遺産動機の強さを表す θ の値の変化の影響を調べたものである。ここでは、年金給付率を60%で固定して、保険料率を毎年変化させて、年金収支を均衡させている。まず、遺産動機が非常に小さい($\theta=1$)場合には、貯蓄率は、1990年の4.70%から5年後まで減少したあと、上昇に転じていく。ピークの2025年では、1990年と比較し

表2 遺産動機の感度分析

	$\theta=1$	$\theta=100$	$\theta=1000$
1990年	4.70	3.32	-3.10
1995	4.29	3.69	-1.47
2000	4.39	4.69	1.46
2005	5.35	6.57	5.54
2010	6.57	8.68	9.84
2015	7.57	10.44	13.52
2020	7.98	11.38	15.83
2025	8.12	11.69	16.68
2030	8.04	11.39	16.10
2035	5.92	9.04	13.25
2040	3.63	6.55	10.33
2045	3.47	6.16	9.58

注) パラメータ値は、 $r=0.04$ 、 $\gamma=0.3$ 、 $\delta=-0.04$ 、 $\beta=0.6$ 、 $\tau_y=0.12$ 、 $\tau_c=0.03$ 、 $IR=40$ 、 $R=45$ として与えられた。貯蓄率の数値はパーセント。

て約 3.4% ポイント高い水準になる。 θ の値を大きくした場合にも、貯蓄率の変動傾向は同様の動きを示すが、 θ が大きくなるほど、貯蓄率の上昇の度合いが大きくなることが注目される。

表 2 では、いずれも将来の貯蓄率の上昇が観察されている。この事実は、1 項で紹介した研究のいずれもが、日本の貯蓄率の低下を予測しているのと、好対照である点で、非常に興味深い。これは、ここでの枠組みでは遺産の存在が家計の資産形成に重要な役割を果たしているからであり、家計は、将来の遺産相続を期待して、若年期にあまり貯蓄をしない傾向にある。Ⅲ節でも述べた通り、人口の少産化は、相続人 1 人当たりの遺産額を増加させる効果をもっている。さらに、退職後の生存確率が上昇することから、消費者は退職後の消費をより重要視するために、老後のための貯蓄を増加させる。以上の 2 つの効果が、貯蓄を上昇させる方向へ働いたと考えられる。

つづく表 3 のシミュレーションは、年金政策の変化の影響を見るためにおこなわれた。左側の 3 欄は、時間を通じて固定される年金保険料率の水準を 1%、10%、20% とした場合の解を示している。下から 2 番目の欄には、シミュレーション期間中の給付率の最大値と最小値が示されている。保険料率の水準の違いは、それぞれのシミュレー

ションの貯蓄率の水準に影響を与えるが、貯蓄率の変化の大きさはどれも似たようなものとなっている。しかし、保険料率が高いほど、貯蓄の上昇幅は若干大きくなっている。この事実は、Ⅱ節での議論と整合的である。

右側の 3 欄は、給付率を時間を通して固定した場合の結果を示している。固定される給付率は、20%、60%、80% が想定された。一番下の欄には、内生的に決定される保険料率の最高値と最低値が表示されている。示された結果は、左側の給付率固定のシミュレーションと似通っている。しかし、興味深いのは、給付率 60% の場合が、変動幅が一番大きく、その両側で変動幅が小さいことである。

表 2 と表 3 から、遺産動機が強い場合と、保険料率が高い場合には、貯蓄率の上昇幅が大きくなることが示された。人口の高齢化が進む場合には、遺産は正の所得効果を年金は負の所得効果をもたらす。これがともに同じ方向に貯蓄を変化させるのは、遺産が退職前に受け取られて、家計の保有資産を増加させる方向に働くのに対して、年金給付の低下にそなえて、家計は老後の資産を増加させようとするからである。

表 3 年金政策の感度分析

	年金保険料率			年金給付率		
	1%	10%	20%	20%	60%	80%
1990年	10.78	4.39	-4.21	8.93	-3.10	0.19
1995	11.10	4.92	-3.38	9.22	-1.47	0.59
2000	11.95	6.08	-1.78	10.05	1.46	1.66
2005	13.64	8.07	0.64	11.85	5.54	3.64
2010	15.53	10.24	3.19	13.72	9.84	5.83
2015	17.08	12.05	5.35	15.34	13.52	7.69
2020	17.87	13.08	6.71	16.20	15.83	8.69
2025	17.95	13.38	7.32	16.33	16.68	9.09
2030	17.56	13.10	7.22	15.99	16.10	8.85
2035	15.50	10.85	4.69	13.83	13.25	6.37
2040	13.37	8.45	1.91	11.61	10.33	3.71
2045	12.96	8.04	1.48	11.12	9.58	3.33
給付率の範囲	4.36~5.54%	43.59~55.39%	87.17~110.78%			
保険料率の範囲				3.61~4.59%	10.83~13.77%	14.44~18.35%

注) パラメータ値は、 $r=0.04$ 、 $\gamma=0.3$ 、 $\delta=-0.04$ 、 $\tau_y=0.12$ 、 $\tau_c=0.03$ 、 $IR=40$ 、 $R=45$ として与えられた。貯蓄率の数値はパーセント。

V 結 論

本稿では、人口高齢化の国民貯蓄に与える影響について、公的年金と資産の存在に留意して分析してきた。本稿でおこなわれた理論的整理では、人口高齢化の貯蓄への影響は、公的年金がどのような水準にあるか、また公的年金がどのような影響をもつか、遺産行動がどのようなものであるかによって、さまざまな影響があり得るというものである。

本稿では、パラメータの感度分析を中心にこうした影響がどの程度まで重要であるかを検討してきた。その結果、遺産の存在によって、人口の高齢化にともなって、貯蓄率が上昇する可能性が示唆されている。この事実、貯蓄行動および遺産行動に関して、今後くわしい研究がなされること、人口高齢化のマクロ経済的影響を考察する際に、本質的に重要であることを示している。

本稿で提示したシミュレーションモデルは、現状ではまだ開発途上のものである。これらのモデルのもつ残された課題を述べて、本稿を閉じることとしたい。第1に、Auerbach 他 (1989) では、20歳以下の子供の消費も考慮されていたが、本稿では依然子供の消費は無視されている。Horioka (1989) では従属人口の比率も過去の貯蓄率の決定に重要な役割を果たしていることが示されていることから、子供の存在を考慮することは重要な課題である。第2に、本稿では、公的年金は報酬比例型を考えているが、国民年金のみに加入している個人は無視できない比重を占めている。第3に、本稿で用いた人口データは約5年前に推計されたもので、その後の出生率の実績値は、この推計を大きく下回っている。この研究がされた時点では利用可能ではなかった、厚生省人口問題研究所のあらたな将来人口推計データを用いた再計算が必要とされよう。最後に、シミュレーション結果を解釈する際に、消費者の厚生への影響については、ここでは一切立ち入っていないことに注意すべきである。ここでのモデルでは、貯蓄率と経済厚生との間に正の関係があるとは保障されない

ので、貯蓄率を上昇させる年金政策がかならずしも望ましいことを意味しているわけではない。年金政策の経済厚生への影響については、われわれは別稿で議論する予定である。

注

- *) 本稿の最終稿は、岩本がロチェスター大学滞在中に作成された。本間正明教授には計算機利用と日米間の連絡に関する便宜を、大垣昌夫助教授にはオフィス利用の便宜を図っていただいた。大日康史助手からは、賃金プロファイルの未発表研究成果を提供していただいた。また、本研究は財団法人日本経済研究奨励財団からの助成を受けている。記して感謝の意を表したい。
- 1) Auerbach, Kotlikoff, Hagemann, and Nicoletti (1989), Horioka (1989), 経済企画庁 (1985), Noguchi (1989)。
- 2) ライフサイクル仮説は、Modigliani and Brumberg (1954) によって、はじめて展開された。ライフサイクル仮説のその後の展開と文献については、Modigliani (1986) が有用である。
- 3) 小国の開放経済を想定していると解釈すればよい。この仮定は制限的ではなく、生産可能性フロンティア上を賃金率と利子率に変化すると想定しても、適当な安定条件のもとで、以下の議論は同様に展開できる。
- 4) これは、説明の簡単化のための特定化である。より一般的な家計の効用関数を想定しても、以下の議論にはほとんど影響がない。
- 5) 本文では、貯蓄率ではなく、貯蓄額について議論をおこなっている。これは計算の簡単化のためで、ここでの議論の目的にそれほど影響はない。貯蓄率を議論する際には、貯蓄額を国民所得 $w + rk$ で割る必要がある。 k の増加は所得を増加させるので、貯蓄額が減少する場合は、かならず貯蓄率も同時に減少する。貯蓄額が小幅に上昇する場合には、貯蓄率は貯蓄額とは反対に減少することがあり得る。
- 6) 以上の議論では、人口成長率は外生変数として取り扱われた。最近の内生的成長理論では、人口成長率を内生的に決定するメカニズムが議論されている。Lapan and Enders (1990), Wildasin (1990) では、賦課方式の年金は、人口成長率を低下させて、資本労働比率を上昇させることが主張されている。
- 7) 貯蓄理論における遺産の重要性の議論については、本間・岩本 (1988), 岩本 (1990) を参照。
- 8) Abel (1985) の研究のもうひとつの主眼は、遺産の多寡による資産分配の不平等であるが、ここではこの側面には深く立ち入らない。
- 9) 賃金プロファイルについては、昭和60年の『賃金構造基本調査』(労働省) のデータを用いて、あらたに推定し直された。このプロファイルの推定は、大日康史氏の未発表研究成果による。
- 10) これは、ここでの初期定常状態が、実現されるこ

とのない仮想的なものであるという事実によって生じている。なぜなら、1985年の人口ピラミッドから、同年の出生数と生存確率を適用して計算した翌年の人口構成は、1985年のそれとは異なったものとなるからである。初期定常状態では、この事実を無視して、1985年の人口ピラミッドがまた翌年に再生されると想定されている。これは、定常状態を同一の人口ピラミッドが繰り返される状態と解釈したからである。

参考文献

- Abel, A. B. (1985), "Precautionary Saving and Accidental Bequests," *American Economic Review*, Vol. 75, No. 4, September, pp. 777-791.
- (1988), "The Implications of Insurance for the Efficacy of Fiscal Policy," NBER Working Paper No. 2517, February.
- , and M. Warshawsky (1988), "Specification of the Joy of Giving: Insights from Altruism," *Review of Economics and Statistics*, Vol. 70, No. 1, February, pp. 145-149.
- Auerbach, A. J. and L. J. Kotlikoff (1987), *Dynamic Fiscal Policy* (Chicago: The University of Chicago Press).
- , —, R. P. Hagemann, and G. Nicoletti (1989), "The Economic Dynamics of an Aging Population: The Case of Four OECD Countries," *OECD Staff Papers*, No. 62, January.
- Barro, R. J. (1974), "Are Government Bonds Net Wealth?" *Journal of Political Economy*, Vol. 82, No. 6, November/December, pp. 1095-1117.
- Fischer, S. (1973), "A Life Cycle Model of Life Insurance Purchases," *International Economic Review*, Vol. 14, No. 1, February, pp. 132-152.
- Friedman, B. M. and M. Warshawsky (1988), "Annuity Prices and Saving Behavior in the United States," in Z. Bodie, J. Shoven, and D. Wise eds., *Pensions in the U.S. Economy* (Chicago: University of Chicago Press).
- , and — (1990), "The Cost of Annuities: Implications for Saving Behavior and Bequests," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 105, Issue 1, February, pp. 135-154.
- 本間正明・跡田直澄・岩本康志・大竹文雄 (1987), 「年金：高齢化社会と年金制度」浜田宏一・堀内昭義・黒田昌裕編『日本経済のマクロ分析』, 東京大学出版会, 6月, 149-175頁。
- ・岩本康志 (1988), 「サプライサイド経済学：展望」『郵便貯金に関する経済理論 (第三巻)』, 郵政省貯金局, 2月, 91-150頁。
- Horioka, C. Y. (1989), "The Determinants of Japan's Saving Rate: The Impact of the Age Structure of the Population and Other Factors," Osaka University, ISER Discussion Paper No. 189.
- 岩本康志 (1990), 「年金政策と遺産行動」『季刊・社会保障研究』第25巻第4号, 3月, 388-411頁。
- 経済企画庁 (1985), 『経済白書 昭和60年度版』, 大蔵省印刷局。
- Lapan, H. E. and W. Enders (1990), "Endogenous Fertility, Ricardian Equivalence, and Debt Management Policy," *Journal of Public Economics*, Vol. 41, No. 2, March, pp. 227-248.
- Modigliani, F. (1986), "Life Cycle, Individual Thrift, and the Wealth of Nations," *American Economic Review*, Vol. 76, No. 3, June, pp. 297-313.
- , and R. Brumberg (1954), "Utility Analysis and the Consumption: An Interpretation of Cross-Section Data," in K. Kurihara ed., *Post-Keynesian Economics* (New Brunswick: Rutgers University Press).
- Samuelson, P. A. (1975), "Optimum Social Security in a Life-Cycle Growth Model," *International Economic Review*, Vol. 16, No. 3, October, pp. 539-544.
- Noguchi, Y. (1989), "Macroeconomic Implications of Population Aging," presented at the NBER-JCER Meeting on Economics of Aging, Tokyo.
- Wildasin, D. E. (1990), "Non-Neutrality of Debt with Endogenous Fertility," *Oxford Economic Papers*, Vol. 42, No. 2, April, pp. 141-423.
- (いわもと・やすし 京都大学経済研究所助教授)
(かとう・りゅうた 大阪大学大学院生)
(ひだか・まさひろ 山口大学助手)

新種保険としての社会保険

庭 田 範 秋

I 保険学における新種保険の把握

保険学もその一つであろうが、およそ通俗的・世俗的に“実学”とされる諸学にあっては、理論の追究と把握ならびに構成が一部においてどうしても甘くなりがちらしい。それというのもそこでの実学とは事業に携わり、企業を経営する資本体、そして企業家や経営者にとって剰余や利潤をより多くもたすための手法や技法を発見し、考案し、よりよく活用するための学問を実学としがちであって、いうならば経営と利益のための学理の考究であって、したがってこのことに直接関連しなかったり、直接作用しないような学理部分はとかく軽んじられて、そのことの結果がその学問全体の理論構造で手の抜かれた部分が出たり、厳密を欠くような現象が生じたりもするのである。

その学問の一部分において力の配分が薄くなる事情は、実学の避けんとして避け難い宿命の一種であろう。だがその分だけ“実効”の実現と達成においては優れてくるということである。確かに実学は社会内の多くの人々の生活にとって、よりよく役に立つ学問であろう。これを拡大して、今日では国民福祉に有効・有益とまで及ぼすかもしれない。役に立つということは、それが当面であれ、将来であれ、そのこと自体において拒否されたり、忌避されたりする事柄ではない。そうみれば、経済学のおおかたは実学たりうるであろう。まして保険学は実学中の最たるものといわれても、決して過分ということにはならない。まことに「保険学は実学の一種」、「実学の一部としての保

険学」なのである。そしてそのような把握されやすいことが別の思わざる影響を保険学そのものにもたらすこともあるのである。それは社会保険を保険学の理論で分析・整理・統合・把握することへの抵抗の発生これである。社会保険は個人的な生活問題の解決に努めつつ、そのことを契機にしての企業利益の追求に尽くす実学たる保険学のよくなじみうるところでない、社会保険に関する学理は実学のそれより高次元のものにして、社会保険学は実学に著しく片寄った学的姿勢の保険学の領域をあまりに多くはみ出している。

社会保険は保険でなく、社会保険学は保険学でないということであろう。かかる立場と見解は、今日でも支持者を多く擁している。社会保険の学者や研究者の少しく度の過ぎた純粋性追求姿勢、そして学問への偏狭性が禍をもたらしたとされもするが、保険学側にも大いに反省するところがあるであろう。保険企業の側からする学問・学理にあまりになりすぎて、場合によっては「保険会社あつての保険であり、保険企業のための保険学」と揚言して憚らない長老学者も確かにあつた。現在でも、若手学者のなかにも「保険業界と保険会社の不為になるような言説は、これを一切しない。業界と会社の不利益に触れることは極力慎む」の姿勢の者、これ決して少なくはない。だからといってこれを過度に批判・非難してはならないと思う。保険はその情報のほとんどを業界と企業の側から与えられるのであり、その流出してくるコック・蛇口を締められては、そもそも研究すら遂行できなくなるほどのだから。それに保険学者は社会的活動の場が狭い。業界と企業を別しては

とんど働き場がないのであるから、みだりに抵抗姿勢をとったり、分離関係に立つことなど学者的生命の存続にもかかわってしまうほどだからである。そして実学としての保険学そのものにも社会的効用は大きく存し、保険学の実学理論の有効性は否定すべくもないのである。

在来の保険学、そこでの学理のおおかたは業界側と企業寄りのそれであった。まさにこのことに実学性が結集されている。保険学の用語のほとんどは保険業界と保険企業の立場から作成・制定されたものにして、いうなれば供給者側・提供者側、つまり保険者側の文言なのである。これを国民大衆・一般庶民が読んだり、聞いたりするのであるから、保険学理の理解はなかなかもって容易でない。需要者・利用者、または消費者などの側からの理論や説明でなく、被保険者・契約者・加入者の側からの発想に基づいて作られた部分は極少である。加えて保険はあまりに特殊な制度である。そこで「保険は好かれない女神」(モーリス・フォーク著、木村栄一・高木秀卓共訳『保険』3頁、1953年5月、白水社)とか、「きらわれる保険学」(佐波宣平著『保険学講案』の「序文」1頁、昭和33年11月、訂正版、有斐閣)とか、Emanuel Herman, "Die Theorie der Versicherung vom Wertschaftlichen Standpunkte" (I Aufl.) では「保険学は経済学の継子である」("Das Versicherungswesen ist das Stiefkind der Volkswirtschaftslehre.")と記述されているほどなのである。ひと昔前の保険ならびに保険学への批判的文書ではあるものの、現在でもなにがしかは生きており、それよりもまず考えさせられるかつての指摘であったろう。この保険と保険学の皮殻を破り、皮質を崩すものがあるとすれば、それがここでの新種保険ならびに新種保険論であろう。新種保険論はまさに在来の保険学を変革する使命をもって登場してきたものと思えるのである。そしてそれは新時代的に、未来思考型に社会保険とかわるであろう。

新種保険の研究は、概して新進気鋭の学者によって推し進められてきた。新種保険が時代の推移と要請を保険の場においてもっとも敏感に反映するからである。そして当今では新種保険への考察

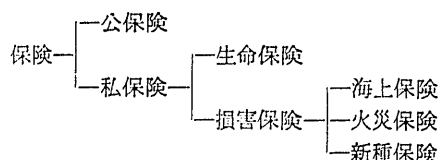
と努力なくしては、保険事業も保険学も成り立たなくなってきたまでの段階に到達した。ところがここに至って、新種保険という用語が少しく色薄れた感がある。新種保険が保険事業内で重要性を増すごとに、新種保険なる用語が使われなくなってしまいつつある。つまり重要度の増加において、新種保険が新種保険でなくなってきた。と同時に、いわゆる新種保険の研究分野は、主として業界在籍や業界出身の学者ならびに研究者によって、その開発を進められだすに至った。新種保険の事業が先行し、学理が後を追う過程で、業界系の研究者・学者が、しかも在来の新種保険の発想と検討の枠を超えつつこれを手掛ける傾向が強まってきたのである。従来の規格に比較的忠実にして、本来の路線を慣性的踏襲しがちな人々では、新種保険のさらに新しい研究はなしにくいのであろうか。

間違いなしに新種保険論は、保険学にとって新しい研究分野である。あたかも一時期前に社会保険論がそうであったように。保険学は新種保険論において社会保険論をその内部において超えるかもしれない。かほどの研究上の重要性が生じ、与えられつつあるこの分野に、社会保険側からほとんど積極的関心を示されなかったのは、やや理解に苦しむところである。もともと社会保険と保険の接触するところの研究は、保険側からこそなされたものの、社会保険側からは試みられたことはまったくといってよいくらいなかったのである。新種保険は両学問分野にとって、等しく魅力ある分野となった。保険における新しさはここに集約され、それは社会保険に大きく、広く、深くかわりをもつであろう。

さてこの新しい研究分野としての新種保険の学理においても、なお保守性と革新性をもつ学者が分別できる。斬新さにおける自重派と飛躍派の存在であろう。また進歩追求の過程での在来理論踏襲型と規範打破型の存在とされる。保険学界で今や重鎮とされ、とりわけ新種保険の研究では脚光を浴びている学者の記述に示されるところ、「新種保険とは私保険であって、海上保険、火災保険および生命保険に属さない分野の危険を保障する保

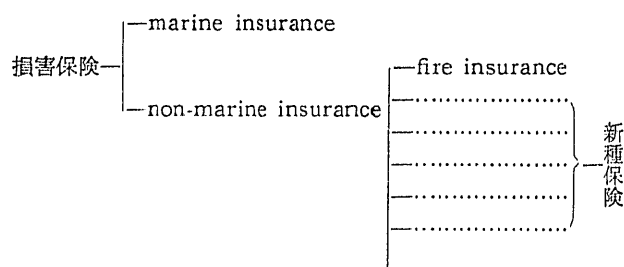
險である。また、新種保険は海上保険および火災保険以外の損害保険であるといってもよい。生命保険の領域でも新種保険という語が使用される場合もあるが、これは新しい型の生命保険という意味であって、言葉の正しい意味での新種保険ではない」（亀井利明稿「新種保険」98頁。これは木村栄一・庭田範秋編『保険概論』の一部、昭和51年6月、有斐閣）。

そして新種保険とはイギリスの accident insurance, アメリカの casualty in insurance に相当するもので、むしろそれは災害保険と訳されることが多いと指摘しているのである。新種保険は海上保険や火災保険より遅れて発達した損害保険一般を包括するものであると記している。



このようにもっともオーソドックス、それなるがゆえに保守的ともみられる新種保険の定義と位置づけに対し、最近では弾力性をもたせて新種保険を把握する。「ひと口に新種保険といってもいかなる意味を持つものであるのか、これに定義を与えることは殆ど不可能である。なぜならば、新種保険は火災保険とか海上保険などの如く、単一の保険或は系統的、論理的な保険の集団ではなく、種々雑多な保険の集団に対し普通に用いられる総括的な名称に過ぎないからである。簡単にいえば火災・海上以外の損害保険ということになるが、最近における各種新保険の出現はこのような区分すらも不明確なものとするに至っている。のみならず、……いわゆる non-marine 一本化の現象は新種保険という分野を一体的に把握することの意義をも急速に失わしめつつあるということが出来よう」（『新損害保険実務講座 第8巻 新種保険(上)』1頁、東京海上火災保険株式会社編集、昭和44年7月、改訂再版第3刷、有斐閣）とあるのである。

この『新損害保険実務講座』の前身である『損害保険実務講座』にあっては、その「第6巻」では「各種保険」なる文言を用いているのである。



それでいてその「総説」（上杉幸重稿）においては、依然として新種保険という用語を用い、以下ことごとくの章とその筆者は新種保険で統一している。なにがゆえの各種保険なる文言の使用なるかは不明で、疑問の残るところである。

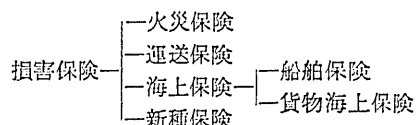
「ひと口にいえば新種保険とは、火災保険および海上保険（船舶、貨物海上および運送保険を含む）以外の各種の損害保険の総称である」。そして「機械の発明による社会的経済的環境の変化は数多くの新たな災厄を生み、その危険を担保するものとして種々の保険が生れ発展したのである。産業構造の高度化、社会生活の複雑化は今なお進行しつつあり、これに対応して新しい保険が生れつつある」（大林良一・水沢謙三編集代表『保険辞典』279頁の「新種（損害）保険」、昭和37年4月、有斐閣）。しかしてこの部分の最後のところに「『雑種保険』『災害保険』とあるのである。「雑種保険〔英〕miscellaneous insurance 火災、海上以外の各種の損害保険を広く意味する語として、わが国保険業界間で屢々用いられた。現在の新種保険と同義語であるが、現在では殆んど用いられていない」（同辞典211頁）。また「災害保険〔英〕casualty insurance 米国 casualty insurance の邦訳として現われた語であって、わが国では、火災、海上以外の各種の損害保険の総称として用いられている。新種保険と同義語」（同辞典198頁）と。ここで新種保険、各種保険、雑種保険、災害保険なる文言が実は一体的な概念のものであるということになる。

「新種保険〔英〕casualty and surety insurance ④わが国では、火災保険、運送保険、貨物海上保険、船舶保険以外の比較的近時に創設された各種の損害保険を総称して新種保険といっている。業務上慣用されていることばで注典上のことばではない」（横尾登米雄・青木延一改訂版編集代表『保

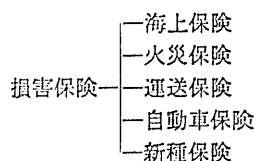
『新種保険』の424頁, 1971年4月, 保険研究所)。これといった目新しい定義ではないが, 実はこの項目の記述の最終部分のところで, 「㊤生命保険の『新種保険』については→『生命保険分野の新種保険』(426頁)とあるところこそ, 注意を払っておくべき記述である。



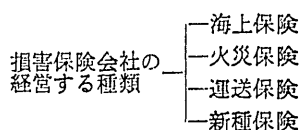
「新種保険……火災, 運送, 海上(船舶・貨物海上)の3種以外の損害保険を総称する名称」(ダイヤモンド社『保険小辞典』の「新種保険」100頁, 昭和47年8月)。もっとも通常にして簡略な新種保険の定義。



「新種保険から自動車保険を独立させ, 両者(運送保険, 自動車保険)を別個の種目とすることが多い」(木村栄一編『損害保険論〔第2版〕』の「第一章 損害保険総論」20頁, 1978年5月)。



「わが国では以上(海上, 火災, 運送, 信用, 汽罐機関, 自動車, 傷害, 盗難, 硝子, 航空, 風水害, 競走馬, 労働者災害補償, 保証の各保険——庭田注)各種の種類のうち, 海上, 火災, 運送の三種類以外のものを総称して, 新種保険と呼んでいる」(印南博吉著『保険経済〔改訂第3版〕』の22頁, 昭和32年9月, 白桃書房)。



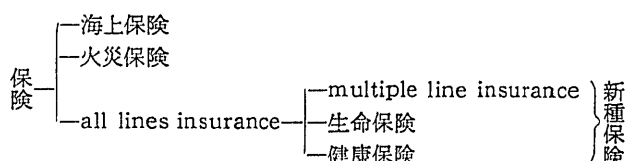
「生命保険業界では, 障害給付金, 入院給付金の給付内容を見直した新種災害保障特約を1969年に発売した」。「新種企業年金……新種企業年金登場の背景……新種商品の体系」。そして「新企業年金保険」なる文言を用いて「個人市場の変遷と商品の歴史」ならびに「法人市場と商品政策」を論述している編書(生命保険新実務講座編集委員会『生命保険新実務講座・4・マーケティングII』の7頁, 223頁, 231頁, 1990年10月, 有斐閣)があるが, これなどは生命保険における新種保険または新種保険的保険へと大きく接近, さらに踏み込んだ見解とされるであろう。生命保険でも新種保険, 新種年金, 新種特約などの発想・思想をいよいよ必要としだしたのでであろう。

新種保険は各種保険, 雑種保険, 災害保険などと呼ばかえられることはすでに述べた。そのほかノン・マリンとされたり, 特殊保険または兼営保険などとも呼びかえられているのである。かくのごとく各種の名称を付せられているところに, 新種保険の複雑性, 多面性, 多種性, 多岐性そして斬新性や創造性がうかがえるわけである。

「わが国においては海上保険, 火災保険以外の保険種目を総括して新種保険と称しているが, これは各種目の発売順序による分類であって, 必ずしも理論的に統一された新種保険独自の分類体系が存在する訳ではない。わが国で最初に発売されたのは, 海上保険(明治12年, 1879年)次いで火災保険(明治21年, 1888年)であるが, それ以外の種目はかなり遅れて発売されており, 各種の被保険利益を担保する多種多様な保険が続々と開発されるに及んで, これらの新規発売種目を総括して新種保険と称するにいたった」(大正海上火災保険(株)・火災新種業務部編『新種保険論』1頁, 1989年10月, 損害保険事業研究所)。かくて新種保険とは発売順序によって定義されたものとなり, きわめて漠然たる概念で定義され, それなるがゆえにきわめて幅広く包括されて, その中には公的な社会保険と同名なものも多数含まれ, かつまた社会保険を補足・補完, 場合によっては代替・代行をすら求められかねない保険が発見できるのである。新種保険が大分社会保険に近寄ってきた。

「新種保険……業務上慣用されていることばで、法典上のことばではない」(前掲『保険辞典』保険研究所, 424頁)。これだからこそ社会保険にも接近可能なのである。

新種保険に相当する外国語 casualty insurance (米), accident insurance (英)は徐々にすたれつつあり、これに代わって multiple line insurance が用いられた。これは生命保険および健康保険を除いた保険を意味するものとして、アメリカの保険法からきた用語である。この用語と並んで all lines insurance なる用語も存在し、これこそ multiple line insurance と生命保険および損害保険を総括したものとなっている。



「新保険ということなんでしょうけれども、これは、もちろん新種保険を含めまして、比較的新しい保険という意味でございます」(田辺康平・石田満編『損害保険双書・3・新種保険』312頁, 昭和50年10月, 文真堂)。「生命保険において新種保険という語が使用されることもあるが、これは新しい型の生命保険という意味であって、言葉の正しい意味での新種保険ではない」(須田暁『新種保険論講義(第2版)』1頁, 昭和54年10月, 保険研究所)。どうやら“新しい保険”または“新しい型の保険”と新種保険はかわるらしい。ここで注意すべきことは、新しい保険とは新しいリスク・危険に対応する保険ということであり、新しい型の保険とは新様式保険ということになる点である。さらにいいかえれば保険業界の用いる新保険商品と新契約方式の保険ともされるであろう。一般には新種保険とは新種商品=新種損害保険商品のことを指すがごとくにして、しかも随所に、そして散見的に新様式保険をも新種保険に取り込まざるをえなくなった事情・趨勢がある。

とにかく新種保険とは“新しい”保険でなければならないであろう。それが時間的にも、商品(種類)としても、タイプ(型・新契約方式・新様式)としても。そして「損害保険の中で新種保

険がどの程度に伸展しているかはその国の保険産業の発展度を示すバロメーターであるといわれる」(前掲『新損害保険実務講座』1頁)。一応は損害保険分野にのみ帰属する概念とされながらも、損害保険と生命保険の両分野の性格ならびに活動領域が接近または重複しだすにつれ、そして“第三の保険分野”と呼ばれる保険集団が相次いで登場・充実されだすに及び、生命保険分野でも新種保険なるものが検討されるに至ってきたのである。まさに時代の保険における流れであり、うねりであるといえる。「生命保険分野の新種保険〔生命保険における新種の意味〕新種保険の語は、生命保険の分野においても、広く慣用語として用いられているが、……一般に『新しい型(種類)の保険』の意」(前掲『保険辞典』保険研究所, 455頁)とあるのである。続いて「各社独自の経営体制の樹立という要請のなかに、新種保険の積極的な開発ということが強調されているので、この傾向は、ますます強まって、昭和40年頃から各会社競って創立工夫をこらした新種保険を発売し、まさに百花繚乱の姿である」(455頁)。そして生命保険における新種保険の事例として、年金保険(個人年金保険)はもとより、災害保障特約そして企業退職年金保険(適格年金, 調整年金)などを挙げている。社会保障を補完すべく現在社会で位置づけられた企業年金保険もまた生命保険における新種保険とされているのである。しかも新種保険は生・損両保険分野を問わず〈新しい〉そして各種保険や保障の〈総合化〉の図られたものとしても把握されているのである。総合化も新種保険への一つの道である。

新種保険の概念さらには性格までが雑然として不整理状態にあることこそ、新種保険の発展途上にあって、さらに領域を拡大、内容を豊富にしていることの証拠とされる。それゆえに新種保険が生命保険をも取り込みつつ社会保険へと接近を速めることができるのである。そもそもこのところの保険でいう“第三の保険分野”“保険の第三分野”なる概念には、①損害保険と生命保険の中間にあるもの、または両保険の性格や機能をそれぞれに備えるものとの把握の仕方に加えて、②私的

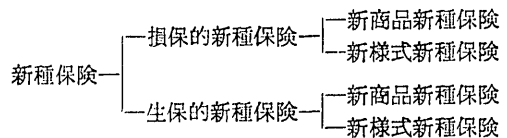
保険と公的保険の間にあるもの、または両保険の性格や機能を多少の別はあれ内蔵しているものとの把握の仕方もあったのである。当初から第三の保険分野、これすなわち新種保険は、各種の公的保険・社会保険と無縁・無関係には考究されもせず、誕生もしていなかったのである。だからこそ私的保険と公的保険、個別保険と社会保険はその相互間において補足・補完、代替・代行を追求しえたのであった。この両分野の捕捉、性格、機能において共通するところがあるからこそ、補足から代行までの関係が生じ、保ちうるのであろう。

- ① 人身に関する保険 (Insurance of the person)
……傷害保険、疾病保険、労災保険等
- ② 財物に関する保険 (Insurance of property)
……機械保険、航空保険、盗難保険、ガラス保険、家畜保険、風水害保険等
- ③ 責任に関する保険 (Insurance of liability)
……労働者災害補償責任保険、自動車損害賠償責任保険、原子力損害賠償責任保険、船客傷害賠償責任保険等
- ④ 利益に関する保険 (Insurance of interest)
……信用保険、保証保険、利益保険等

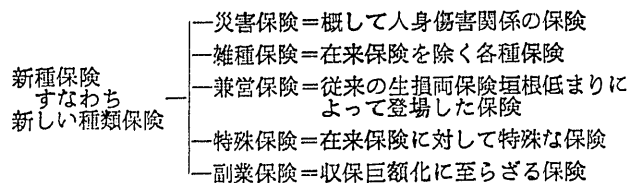
ここに掲示の新種保険分類図は、わが国の損害保険業界が一般的に使用しているものである。そして「新種保険の個々の保険種目をとってみると以上の四種類中の数種類を包括した形となることがある」(木村栄一・庭田範秋編『保険概論』99頁、昭和51年6月、有斐閣)。〈包括〉も新種保険への道である。「ある種の新種保険は、以上の種類の二つを結合したものである場合があり、また、三つ以上を包含する場合もある」(前掲『損害保険実務講座』2頁)。このあとに新種保険のことを雑種保険、兼営保険などとも称すとあるのである。もっとも業界では収保巨額化したものを新種保険の種目から外す傾向があり、その代表が自動車保険とされている。そうすると新種保険は見ようによっては発展途上の保険となる。収保を巨大化できない段階にある保険。「資本主義が不安の創造主になるとともに、保険が保障の創造主の役割を担うこととなった」(前掲『損害保険論〔第2版〕』11頁)。「危険なくして保険なし」の保

険学的格言から“危険あるところ保険あり”，さらには“危険あるところ新種保険あり”とされようか。

二つないしそれ以上の保険を総合化する場合があるということから、新種保険は新様式の保険でもある。世間では新様式の保険に対してさして高い評価を与えていない。新種危険に対する新種保険をこそ評価するが、これは一種の偏見であろう。新種商品であるためには、あるからには、しばしば新様式を取らざるをえないのである。また新様式の保険であってこそ新種保険としてよりよい現代的機能を発揮できるであろう。在来保険ではほとんど新様式は採用できえず、また新様式の保険にして在来保険ということはまずありえぬことであろう。“ニュー・タイプの保険=新しい型の保険”は新種保険そのものである。それは損害保険のみならず、生命保険にも登場してきたものである。第三の保険分野、第三分野の保険の登場と発展をまっけて、新種保険は新しい分類も可能となった。

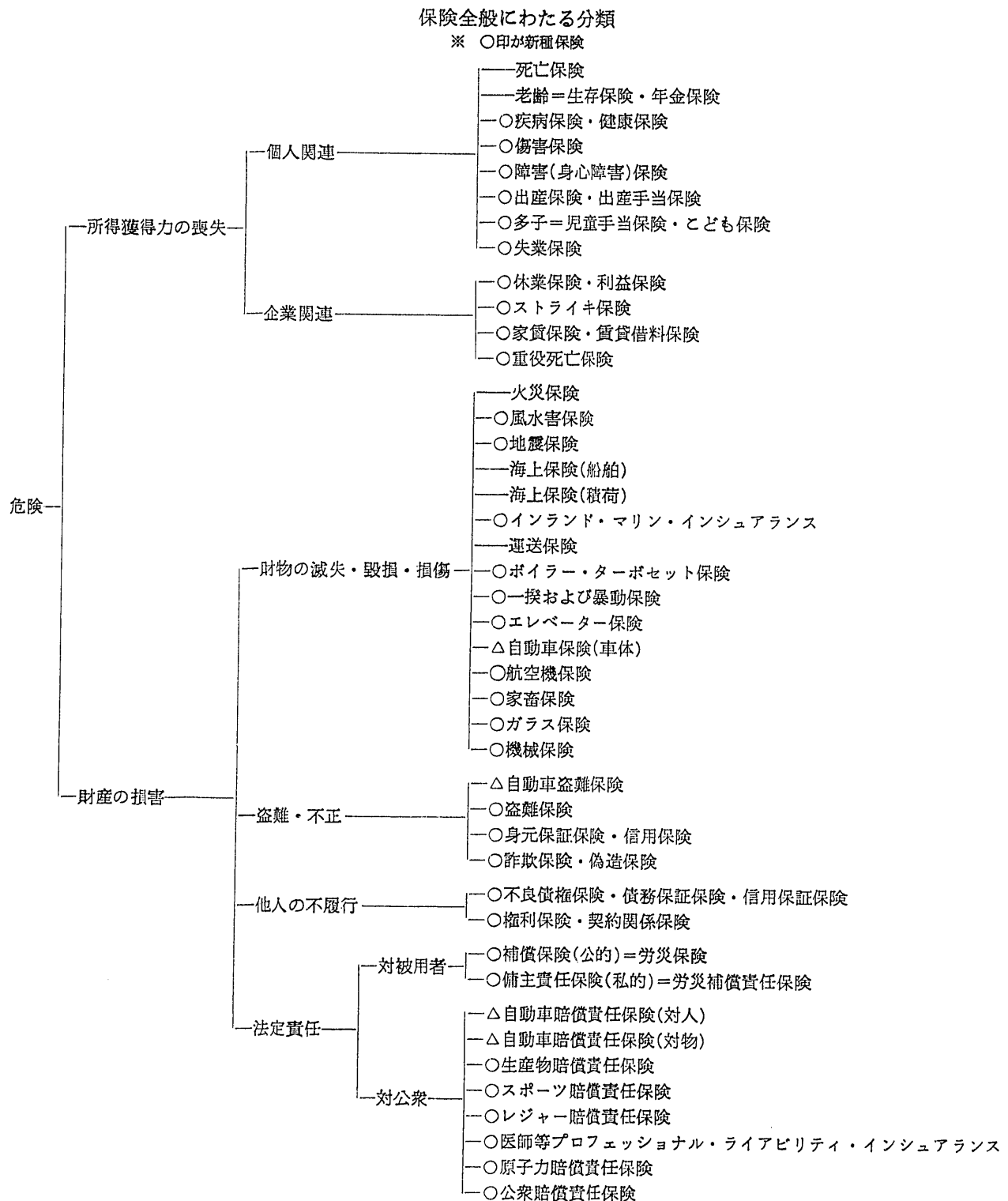


すでにしばしば本稿でも触れたごとく、新種保険には幾通りかの別称があって、その意味するところや印象は少しく異なるようである。



※ 本表は天野一馬講述・下島恒夫増補『新種保険』9～10頁(昭和38年3月、損害保険事業研究所)の表に庭田が加筆訂正したもの。

新種保険論の研究において、過去にあってもっとも注目すべき文言は、以下に掲げるそれであろう。「十分の経験をへてない危険(新種危険または特殊危険)は、保険の対象としては、概して gefährlich (危ない)であり、民間の営利保険は、これをきらって中々とり上げない。しかるに、経済は却って新しい危険を含みつつ発展するものであって新種危険または特殊危険への対処を怠ることは許されない。もしこのような危険が単に営利



の対象として好ましくないとの理由のみで保険から全くかえりみられないとすれば、企業者はこうした危険をふくむ事業を忌避または敬遠することにならぬでもなく、したがって危険は文字通りの危険としてとどまり、経済発展の契機をつみとることにもなる。未踏の世界をきりひらく個別経済

としては、少しでもより確実な地歩によりたい。危険または不確実をふくむ『新しい結合』(neue kombination) にこそ利潤が蔵されているのだと云えないこともないが、できることならば、石橋もたたいて渡りたい。期待する利潤の大きい反面、被る損失も非常に大きいという不確実はできるだ

損害保険の分類

●火災保険 普通火災保険 住宅火災保険 住宅総合保険 ○店舗総合保険 ○団地保険 月掛火災保険 火災相互保険 ○建物更新保険 ○長期総合保険 ○満期戻総合保険 ○店舗休業保険 ○積立(型)団地保険 ○地震保険 ●海上保険 船舶保険 貨物海上保険 ●運送保険 △●自動車損害賠償責任保険	●自動車保険 △自家用自動車保険 ○自家用自動車総合保険 △一般の自動車保険 ○自動車運転者損害賠償責任保険 ●傷害保険 ○普通傷害保険 ○家族傷害保険 ○交通事故傷害保険 ○旅行傷害保険 ○ファミリー交通傷害保険 ○こども総合保険 ○つり保険 ○自転車総合保険 ○所得補償保険 ○積立普通傷害保険 ○積立家族傷害保険 ○積立ファミリー交通傷害保険	○積立女性保険 ○積立こども総合保険 ○財形保険 ○傷害相互保険(普通・交通) ●動産総合保険 ○動産総合保険 ○ヨット・モーターボート総合保険 ○コンピュータ総合保険 ○金融機関包括補償保険 ○積立動産総合保険 ●賠償責任保険 ○施設所有(管理)者賠償責任保険 ○請負業者賠償責任保険	○生産物賠償責任保険 ○個人賠償責任保険 ○旅館賠償責任保険 ○ゴルファー保険 ●費用・利益保険 ○費用・利益保険 ○医療費用保険 ○●航空保険 ○●機械保険 ○●信用保険 ○●保証保険 ○●原子力保険 ○●建設工事保険 ○●風水害保険 ○●労働者災害補償責任保険 ○●ボイラ・ターボセット保険 ○●ガラス保険 ○●盗難保険 ○●動物保険 ○●船客傷害賠償責任保険 ○●情報化保険 ○●年金型損害保険各種など
--	--	---	--

※ ○印が新種保険

生命保険の分類

	個人保険	団体保険
主	・養老保険 ・定期保険 ・終身保険 ○・定期付養老保険 ○・定期付終身保険 ○・物価スライド定期保険 ○・生存給付金付定期保険 ○・こども保険 ○・貯蓄保険 ○・海外旅行保険 ○・医療・介護保険 ○・医療保障保険(個人型) ○・個人年金保険 ○・変額保険	・団体定期保険 ・団体養老保険 ・団体終身保険 ○・団体信用保険 ○・企業年金保険 ○・厚生年金基金(連合会)保険 ○・財形貯蓄積立保険 ○・財形年金積立保険 ○・財形住宅貯蓄積立保険 ○・財形基金(給付金)保険 ○・医療保障保険(団体型)
特約	○・災害割増特約 ○・傷害特約 ○・災害入院特約 ○(・災害保障特約) ○・入院医療特約 ○・成人病入院特約 ○・年金特約 ○・特別条件特約 ○・団体扱特約 ○・事業保険扱特約 ○・集団扱特約 ○・口座振替扱特約	○・団体定期保険災害割増特約 ○・団体定期保険傷害特約 ○・団体定期保険災害保障特約 ○・団体定期保険交通災害特約 ○・団体定期保険労働災害保障特約 ○・遺族年金特約

※ ○印が新種保険

け避けたい。新種危険・特殊危険といえども、それ相当の経験とそれにもとづく或る程度の類推とをもってするならば、これを保険の領域にひき入れられないでもない。ただし、これを民間の営利保険に期待することは必ずしも常に可能なことなく、国家が強大な財政力にたのんでこれを保険の対象にとり入れるのが、しばしば望ましい。そして、なお相当の試験期を経て資料がよりよく整備するに至れば、これを民間保険企業の経営にまかせる。つまり、国営企業は橋わたしの役をするのである」(前掲『保険学講案』132頁)。まことに卓見とされるべく、とくに後段の主張は見事にして、適切そのものといえよう。ここにこそ国営の新種保険があるのであり、しかもそれは事情に応じて漸次民営の新種保険に移行させられる可能性がある。

ここに若干例を示してみよう。労災保険は公的でなければなかなか行えず、公営の労災保険として存在を続けつつ機能発揮(労働者の生活保障と事業主の賠償責任の遂行)をなしてきたが、昨今では民営私的な労災保険が登場し、そのあり方を変化・拡大しつつあるのである。疾病保険とて同じことで、公的公営の健康保険がありながら、最近では民営私的な各種医療保険が登場している。ま

た別の例を示せば、失業保険こそ社会保険としてしか遂行し難いようにもいわれ続けてきたが、その後損保業界に所得補償保険なるものが作られて、これなどは幅広く捉えられた一種の失業保険的保険として、新種保険の一角を成すものと指摘されている。まだまだ例示すれば沢山あり、a. 公的保険から私的保険に移されてきた新種保険、b. 私的な存在が公的なその登場を促したとされる新種保険。かくて新種危険に対応する新種保険は、私的と公的な両領域を行き交う現象を呈しだす。

II 保険の発達と新種保険

新種保険の発展を促すものには、数多くの要因が挙げられるであろう。新種保険は時代の進歩と進化、発展と向上につれて、ほとんど必然的かつ運命的に登場してくるとされるものではあるが、それと同時に新種保険を生み出すための諸努力なくしては決して創作されえないものでもあるのである。しかも新種保険は保険経営にとって黒字・利益をもたらすものでもありながら、時として逆に赤字・損失を生み出す種目ともなりかねない。ここが微妙なところである。たとえば、保険経営の金銭的な収支計算では赤字となることを覚悟しながらも、その他の面での効用が見込まれることで新種保険の創造と発売に踏み切ったり、新種保険の扱いを継続させるといった事例もしばしばである。収支計算をある程度まで無視し、ある限度まで忍耐しながら新種保険を運営するというところに、新種保険の福祉性と社会保障性などが盛り込まれ、認識される。そこにはしばしば“ノーロス・ノープロフィット”なるスローガンが掲げられるのである。

〔新種保険の登場を促す要因〕

④ 社会経済的要因

- (1) 高度技術化社会への歩みを続けるなかで、各種の新しいリスク・危険が発生し、これが新種保険の考案を刺激した。
- (2) 社会経済の複雑化、とりわけ人間関係のそれで新しい＝物的な域を超えた新しいリ

スク・危険、たとえば賠償責任の発生のごときものが出だしてきて、それが新種保険を生み出させた。労災保険もしかり。

- (3) 社会の万物がスピーディーに動き、流れるようになってきて、そこに新しいリスク・危険が生まれてきた。例示すれば航空機やロケットの開発などで、これが新種保険発生の土壌となった。
 - (4) “目に見えないもの・不可視物”のごとき従来の科学水準と生活内容からは想像できなかった“もの”をめぐって、新種リスクから新種保険へと事態が展開していった。たとえば電波をめぐっての新種保険。
 - (5) 外国との物流と人流、そしてその他の流れの活発化で、新種リスクが激増し、新種保険が増加した。たとえば輸出保険、海外旅行ならびに在住の保険。
- ⑤ 社会生活上の変化要因
- (1) 社会生活が豊かとなって、新種リスク・危険への対策が可能となり、そこに新種保険が必要されだした。
 - (2) 教育の普及・向上、知識の高度化と広域化によって保険への理解が深まり、新種保険も作られやすく、作られれば普及しやすくなった。
 - (3) 社会各人の生活の向上化しつつの平均化で、平均人対象の新種保険が登場をみるに至る。
 - (4) 情報化社会ということで人々が、また企業が新種リスク・危険への反応が敏感となり、新種保険がそれだけ創造そして流布しやすくなった。
 - (5) 社会生活の複雑化、人間生活面での関係煩雑化のなかで、これに備えるべく新種保険が登場する。それは単なる物的生活面だけでなく、教育面とか、夫婦面とか、レジャー面、はては冠婚葬祭などをめぐっても新種保険は作られてくる。
 - (6) 女性の社会進出と経済力の強化、子女への、社会的な存在者としての子供の生活福祉の尊重、高齢者の生活とそこでの福祉の

重視などで、それに関係しての新種保険が生み出されてくる。

- (7) 実物経済と貨幣経済の重みが拮抗するようになり、ここに金融リスクという新しい企業リスクならびに生活リスクが発生し、金融をめぐる新種保険が出だしてきた。
- (8) 国民の間に広く権利意識、福祉意識、自立意識などの発生と増大が見られ、つまり意識革命が進行するなかで各種の新リスク・新危険が注目を受け、それに目覚めだし、新種保険が作られた。

◎ 保険業界・保険企業における要因

- (1) なんといっても在来保険（海上保険・火災保険そして生命保険のなかの養老保険など）の需要に対し供給が満杯となって、新しい保険種目でより営業成績の向上を図らなければならなくなったことであろう。
- (2) 生保と損保の社会的な趨勢としての垣根の低まり、さらに撤廃ということで新種保険が作りやすくなり、新種保険をもって相互に参入を図るようになってきた。
- (3) 外国の保険資本・保険会社が日本上陸を図り、その際日本にない新種保険を日本市場参入・乱入への武器とした。たとえばガン保険などはその代表。
- (4) 他業界とりわけ金融業界の諸企業が保険市場への参入を図り、同時に保険企業も他業界への参入に努め、その際に金融商品と保障商品の結合がそれぞれ図られて、そこで新種保険が多数登場した。
- (5) 保険業界の発展に発展を続け、保険企業が拡大に拡大を遂げる過程で、資金力の面からしても新種保険を手がける余力・実力がついてきた。
- (6) 保険経営において、その技術が向上し、さらにそれを社会的な統計資料の充実が下支えして、そこに新種保険を取扱商品の一部に組み込むことが可能となってきた。ここでいう技術とは新種保険組成に関する技術と同時に、新種保険を取り込んだ保険経営の技術をもいうのである。

- (7) 保険組成・形成、保険提供・販売などをめぐる新様式の諸手法・諸技法が考案・開発され、ここに新様式型新種保険が多数登場してきた。
- (8) 社会的要請（主として新種リスク・危険の激増に基づいて）が保険業界に新種保険の開発と発売を強い、これに応ずべく新種保険に業界・企業が乗り出した。
- (9) 公的にして、ある意味・ある点では社会保険とされる諸保険が財政的な行き詰まりで、その果たしえない機能の一部を私的保険に求めるようになり、ここに公的性格の強い私的新種保険が多数登場することになった。そこには行政当局による要請だけでなく、強制に近い場合もあるのである。原子力保険、自賠責保険、地震保険、個人年金保険、企業年金保険、医療保険、介護保険等々。

新種保険はかくのごとく多角的要因・要請、必要などの事情よりして相次いで登場してきた。それをここでさらに大きく整理してみると、およそ次のごとくになるであろう。

〔新種保険の登場における潮流〕

- ① その発展段階での保険の技術によって、社会的に発生したリスク・危険の新種保険化が可能たること。リスク・危険の激増こそ新種保険を生み出す基盤。保険に付けられるもの、すなわち被保険利益・insurable interest さらに担保危険の何であるかによって新種保険が形成されてくる。そこには「原子力保険から鶏保険まで」（東京海上火災保険株式会社編『損害保険実務講座 7 新種保険(上)』、3頁、1989年4月、有斐閣）、そして“宇宙衛星保険から子供三輪車保険まで”、さらに“地球環境関係保険からペット保険まで”となる。あたかも“ゆりかごから墓場まで”、または“妊娠から埋葬まで”のごとし。
- ② それぞれの保険の扱う複合的なリスク・危険を切り離して単独危険を担保する単品保険を作ったり、単独危険の単品保険を組み合わせ

せて総合化保険を作ったりする。単品化も総合化も新種保険を生み出し、組成する保険的テクニックである。

- ⑩ 新様式の考案で新種保険の開発が刺激され、おおかた新種保険は新様式の活用を待ち望んだり、受け入れるものである。新様式保険は新種保険である。新種保険は近頃とみに新様式保険に接近し、それになりつつある。
- ⑪ 〈私的・私営保険——公的・私営保険——私的・公営保険——公的・公営保険〉と、保険といってもさまざまである。私的・私営の保険つまり純粹の個別保険（反対極が社会保険）以外の保険の多くは新種保険に組み込み可能であろう。社会的発想に基づき、社会的危険に社会的対応を実施するものとしての社会保険各種も、私的発想の私的危険に対する私的対応としての私的保険の側から見れば、やはり一種の、あるいは異種の、そして独特の新種保険というであろう（その妥当であるかどうかの判断を別して）。発想の多角化がとにかく保険をめぐるそこにある。“個人生活と個人生活福祉”に個人保険で備えるという方途もあれば、“社会生活と社会生活福祉”に社会保険で備えるという方法もありうるというわけである。
- ⑫ 人間的生活と社会福祉への評価ならびに希求が強まるにつれて、経済的保障のための保険が急速に重視されだしてきた。公的保険・社会保険が発展を遂げ、私的保険・個人保険も向上を続ける過程で、両者の接近・接触、交錯・交流の諸現象が見られ、ここに“社会保険的新種保険”もあれば、“新種保険的社会保険”も生じ出すことであろう。もとよりここでの新種保険には私的ならびに個別的保険の色彩や要素が含まれていることは否めない。“私的新種保険的社会保険”は決してありえないことではない。
- ⑬ 生損両保険間、保険と諸金融事業の間での相互市場参入を契機として、それぞれの業界と企業にあって、各種機能の組み合わせと総合化で新種保険が作り出されてくる。“保険

の本来的・第一義的機能は保障、派生的・第二義的機能は金融”との定義・公理は新種保険の登場によって徐々に崩され、通用しなくなるであろう。

保険の歴史は資本主義の経済ならびに社会の歴史でもある。新種保険の発生と発展を含め、保険は社会経済とともに生成・成長を続けていくからである。保険の側から社会経済の進歩・向上を推進する実態もなくはないが（最近ではこれが非常に多くなってきた）、やはりどちらかという社会経済の高度化や展開につれて、それとの関連で保険が発展を遂げてきたとのコースのほうが主となろう。当然かかる発展過程で新種保険もその歴史を捉えられなければならない。

〔社会経済・保険・新種保険の歴史〕

（一）初期資本主義時代（商業資本主義時代）

この時代は個人保険業者の形態で発生した保険が株式会社の企業形態のそれに移行しつつ、発展を続けていったところに特色があり、保険種目としてはまず海上保険、次いで火災保険の開発をみた。新様式保険としては予定保険が早々とこの時期にみられる。損害保険のなかの在来保険が形態を調べて完成に近づいた時代である。

（二）中期資本主義時代（産業資本主義時代）

この時代は保険の種目が調って、しかもそれぞれが大いに発展を見つつ基礎を強化し、株式会社形態の私的・私営保険が社会的地位を確立したのであった。近代的保険が一応の開花期を迎えたのである。そもそも相互扶助の共済の方式で誕生・成育を早々とみていた制度が、生命保険として近代的保険化されて登場してきた。この生命保険は順調な発展の過程で在来保険・旧来保険へと繰り込まれていった。

昔から原形的に存在した社会保険の各制度がこの時期にいよいよ本格的な社会保険に成育、そして機能発揮をしいしたのである。そこには新様式も考案され、さらに新種保険としても開発されたのであった。この事実に着目す

れば、ただ単に新種保険が社会保険を刺激して発展させたというだけでなく、社会保険の側からも新様式保険ならびに新種保険を誕生・向上・拡大させたともなされ、それがこの時代においてとくに顕著であったとされるのである。私的保険は技術の面で社会保険の先達（先輩）であり、社会保険は理念の面で私的保険の先師（先導）である。

新様式保険として忘れてならないのは簡易保険（簡易年金保険も含め）の登場である。小口保険、無診査保険、週払い・月払い保険料の保険としての分割払方式保険、集金制保険などの新様式保険の特徴をこれにおいて開発し、体現した。そして簡易保険は第二の社会保険的保険、社会化保険としての性格においても新様式的であり、従来の養老保険に対してはまさに新様式的な新種生命保険なのであった。国営保険としても民営・私営のそれに対して特徴的である。

損害保険においても新様式保険の登場は顕著である。そこには新価保険（復旧保険）、総合保険（総括保険）、弱体保険などが代表として挙げられる。これらはおおかた新種保険的である。

資本主義経済は高度技術化への道を歩むもので、そこにリスク・危険の増加がもたらされて、新種保険が続々と登場したのであった。これこそ新種保険の発展を促す主因とされるであろう。ただたくさんの新種保険のなかで保険経営的にも採算があって長く以後も存続しえたものと、商品として開発されはしたものの、その後はさして販売面で力を入れられず、ただ名のみ留めている新種保険もある。さらに儲かるということで新種保険が保険企業によって扱われている事例に対し、採算を度外視し、儲けを忘れて新種保険を扱う場合もあって、それにて社会的な福祉に協力するというイメージアップ、評価引き上げを図ることになるのである。かかる新種保険は社会保険的保険とか福祉性保険などと性格把握されている。

(三) 後期資本主義時代（金融資本主義時代）

この時代こそ新種保険の花盛りといえるであろう。と同時にそれは在来保険・旧来保険の業績上におけるシェア圧縮・低落の時代でもあった。新種保険の新たに本格的な時代の到来とされるのは、まず自動車保険の誕生と発売、次いで各種賠償責任保険のそれ、続いて傷害保険のそれ、さらに各種医療保険のそれ、ついには女性保険と年金払式保険・損保型年金保険の創出と推進と展開するのである。

生命保険部門では、なんといっても団体保険方式なる新様式保険の流行である。それに新種保険としての年金保険の各種が絡み、ここに企業年金保険の最盛期を迎えた。そこには人口構成の高齢化現象が大きくかかわっている。企業年金とは別に各種の工夫の凝らされた個人年金保険があり、それらは新様式であったり、新種であったり、新様式型新種保険商品でもあったりする。

生命保険でも、そして当然に損害保険でも、そこには保障の総合化現象がみられ、それは保障機能間のみならず、保障機能と貯蓄機能、保障機能と現物給付行為、保障機能と保障以外の諸サービス等との間での総合化であったりもする。とりわけ資産運用活動を重視して財テク機能との結合を図る新種保険、資金運用の成果を踏まえての変額保険・変額年金保険が現れて、これらの多くは新種保険そのものとされるのである。損保業界における長期保険や積立型保険などは、財テク損保であったり、貯蓄型損保でありもして、そのおおかたは新種保険と位置づけられる。

社会保険においても、社会保険としての新種保険が発見できる。農業者年金（年金保険とみるならば）、地域型と職能型の国民年金基金（年金保険とみるならば）、国民年金内付加年金（年金保険とみるならば）、これである。また社会保険のあるもの、ある仕組みのものは、私営私的な保険と類似することによって新種保険とみられうる。総じて社会保険といえども、“保険方式か、税方式か”など

の問いかけがなされる以上、完全に保険の原理や技術と無縁化されているわけではない。してみると私的私営保険、私的公営保険、公的私営保険の場合に準じて、そこでの保険のあるものは新種保険としようのである。まして保険ならびに年金資金の自主運用・自家運用の問題まで絡みだすと、もはやそれらはごく幅広く捉えられたところの新種保険とされうであろう。社会保険の著書・文献では個人保険・個別保険に関する論述がほとんどの場合みられないが、保険学の著書・文献にあってはすべてこれ社会保険に触れるところがある。よって保険一般の立場・視角からすれば、社会保険、社会保険のあるものは新種保険とされうであろう。

III 社会保険への新種保険論適用の効用

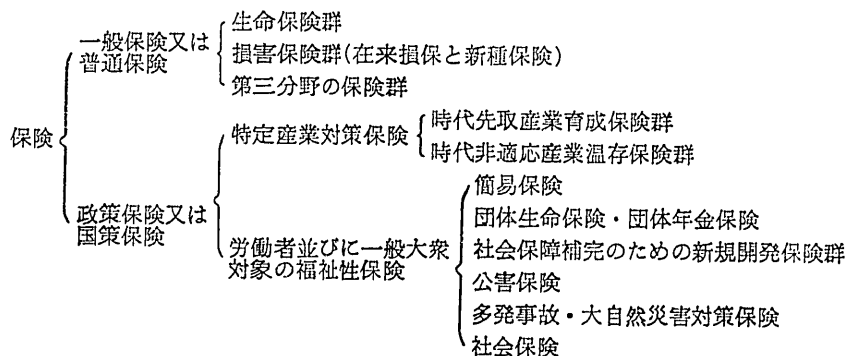
「新種保険」という項（章、節に続く項）を起こして、そこで「18世紀にドイツに形成された公法的火災保険は、19世紀の初めにはオーストリア、スイスにも出現し、19、20世紀を通じて新設や保険部門の拡張を見た例が少なくない。又新価保険及びスライド式新価保険の採用も公法上の火災保険施設によって始まったと言われる」（大林良一著『保険理論 第2版』43頁、1975年6月、春秋社）。これによると新価保険、インフレ・スライド保険、そして公法上の保険のなかの保険、これらが新種保険に組み込まれている。

同じく「新種保険の発達」なる項を起こして新種保険を論じ、新種保険として“簡易保険”“標

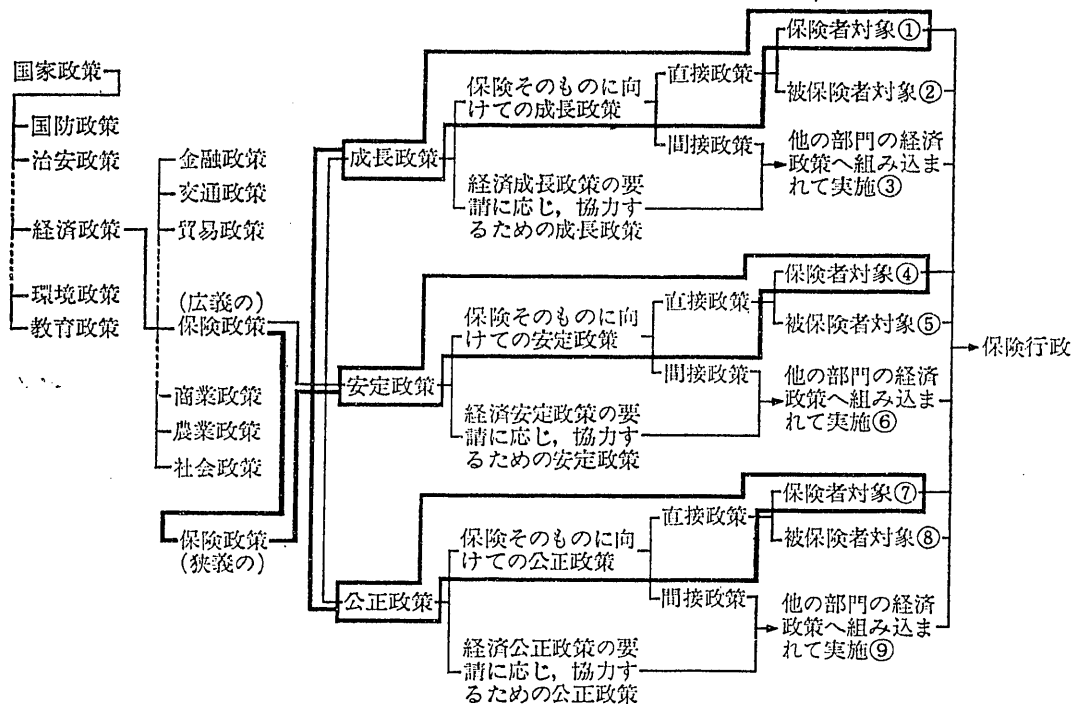
準下体保険”“廃疾給付付保険”を挙げて解説を加えているが、これだと生命保険にも新種保険が多々あることを主張する結果の文献ということになるであろう（大林良一稿「生命保険の発達」46～49頁。これは「生命保険実務講座」刊行会編『生命保険実務講座 第1巻 総説編』（昭和32年9月、有斐閣）に含まれている）。

保険そのものの分類の一例をここに示そう。そこには政策保険または国策保険なるエリアがあって、そのなかに社会保険が位置づけられるであろう。社会保険そのものを新種保険とするというよりは、新しいリスク・危険（在来の海上危険・火災危険、従来からの死亡危険・生存危険以外の）と新しい様式で組まれ、扱われる保険を新種保険とするのであり、それならば生命保険のエリアにも、損害保険のエリアにも新種保険は存するであろうし、社会保険のあるもの、社会保険類似のあるもののなかにも、新種保険はありうることになるのである。

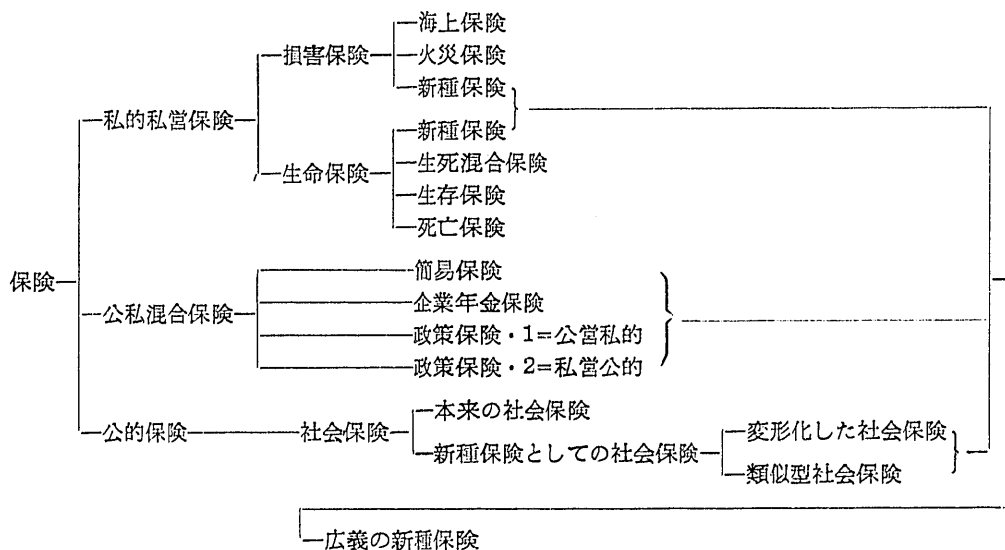
社会保険に新種保険の概念を適用したり、性格を敷衍しようと努めることには、いかなる意味ならびに効用が発見できるであろうか。もとよりこれから新たに作られる保険を新種保険に組み込むことは当然としても、今まであるものをも新種保険に送り込むことによって、実は保険としての位置づけを確固たらしめ、在来保険からの離脱や分立を可能ならしめるのである。新種保険とされることで、俗にいう“保険としての市民権の確立”につなげるのである。便宜的にとある社会保険の種目に付け加えられて実施をみていた経済的保障のあるものを、新種保険と公認されつつそこに位



※ 庭田範秋稿「生命保険論」101頁。これは庭田範秋編『保険学』（1989年10月、成文堂）に収録。



※ 庭田範秋稿「保険政策論——その“外なる環境”と“内なる課題”の社会学——」81頁。これは慶應義塾大学商学会『三田商学研究・第32巻第6号』（平成2年2月，慶應通信）に収録。



※ 庭田作成図

置づけられることで、いよいよ保険となりうるのであって、保険的合理性をもって仕組み直され、実施に踏み切ることができる。新種保険とすることで、本来・在来・旧来の社会保険の“新しくも珍しい”部分（それは追加されたり、上乘せされたりの）をして、一人前の保険制度たらしめるのである。

新種保険となることで、それが在来社保からの

脱皮だけでなく、飛躍となる場合が結構多いのである。保険的理論武装・保険的制度化への途が新種保険化で開かれてくる。とかく種々なる要素や手法を混入させがちな社会保険本体をして、簡明化させるわけである。世界各国共通の現象であるが、各種の社会保険はあまりに複雑・混乱そして便宜的無軌道の存在でありすぎる。それぞれの部分を切り離し、本体と切り離された部分で内

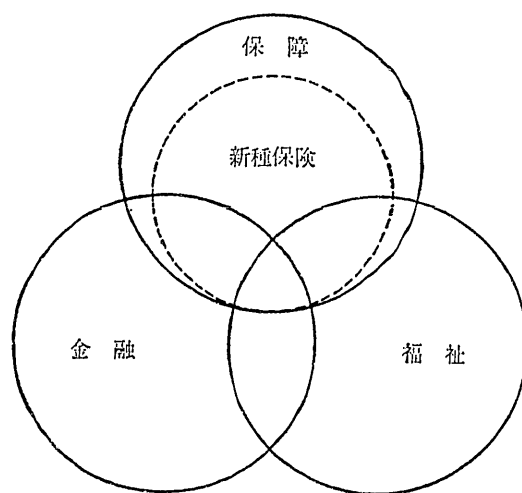
容や機能を整理しつつ、より近代的な保障機能の発揮を遂げるためにも、切り離されるべき部分の新種保険化は適切な措置といえよう。おそらく新種保険としての分離でなければ、切り離された部分・制度の機能は、合理的・効率的そして近代的なものたることはできまい。新種保険は一面において在来保険の整理をなし、他面において新しく整理された保障分野を生み出すのである。社会保険は現段階でもっとも整理を必要とされる制度であろう。

新種保険の存在と発展は、それなりに新しい意義・意味をもたらすものである。それというのも新種保険が在来保険に対し新種なるがゆえに、新しい（時代即応の）原理と新しい（進歩順応の）技術を生み出して、使いこなすからである。保険の発展はそこにおいても可能である。こうなると新種保険の誕生はまさに積極性をもたらすものとされる。新種保険の意味や効用の“前向き”な把握である。やむをえず、時代の要請に推されて新種保険が誕生することはもちろんある。しかし新種保険の意識的な創造で新しい保障が開発されるのである。そこには発想の転換もありうるであろうし、原理や技術の向上を意味する変化・変転もみられるであろう。そして社会保険こそ発想の拡大・転化を必要とし、原理や技術の革新・飛躍を回避できなくされている。新時代の新社会保険、新しい流れのなかでの新しいあり方を求められる新社会保険であれば、新種保険に大きく歩み寄る必然性を含む。

社会保険の財政窮迫・財政危機の発生・到来を契機に、その保険性の確認を行ったり、保険原理の尊重を図ったり、保険技術の活用に努めたり、試みを展開・実施するに際しては、必ず扶養論・扶助論そして福祉論の側からの反発が生ずる。それはそれで“弱者の救済”とか“社会政策の実現”などの点よりしてまことに妥当とされるところであろうが、そろそろ年金水準の抑制とか医療給付の節約などがいわれだした折柄、現役勤労者の税負担ならびに社会保険料負担の軽減要求が本格化していることにも照らして、“費用節減”は避けて通れない道であり、社会保険そのものをこ

こで保険として検討し直し、組み方を考究することの意義は少なくないであろう。その際、在来保険の枠を超えて、万事により弾力性のある新種保険の原理・技術・あり方・機能展開などを社会保険の上に射影してみる。場合によっては導入してみることは、試みて無駄な結果とはなるまい。各界・各立場からの反発を、それでも希薄化させたり、なにがしかは回避しうるであろう。

総じて新種保険には保険的合理性がある。と同時に在来保険からの脱皮と離脱もある。それでいて保険としての制度的な有利な点をもち続けることも可能である。いかに福祉のための社会保険とはいっても、保険と完全に手を切ることはあまりに危険であり、冒険でありすぎる。財政問題・財政事情からして、たとえば制度間財政調整という手法がこのところしばしば採られるが、これとても本来ならば再保険の制度を通じて行われる方がより妥当であり、そもそも小さく分立してしまっていて、保険や年金を円滑に実施し続けるためには小規模な保険団体に過ぎてしまったものを、実は各制度・各保険団体を解体して一挙に大規模制度・大規模保険団体に組み替えるのを回避したり、後送りするための事態遷延・状況つなぎの手段としての財政調整でもあるのであろう。だからこそ年金制度ならびに医療保険の一元化・一本化の構想が必ず付随して生ずるのであり、やはりそこには保険における収支処理の方途の見え隠れするところがある。新種保険としての合理性追求の方が、



あるいは本格的にして早道なのかもしれない。

保険という制度が貨幣操作の特殊金融機関であることは、古くから認められているところである。それが最近では資金量の増大につれてますます本来の金融機関に接近しつつある。それに人口構成の高齢化現象の進行につれて、私的私営の保険のところでは採算を度外視することのないまでも、なお福祉関連の事業にも触手を伸ばしつつあり、ここに“保険における業務範囲の見直し・拡大”が論議されだしてきたのである。具体的には金融業務や貯蓄（推進・引き受け）業務ならびに投資運用（代行）業務などをも実施するようになり、さらに現物給付活動（老人ホーム紹介・経営、介護人や派出婦紹介、各種介護関連事業の代行等）をも併せて行うようになり、かかる保障以外の機能を兼ねることによって、その保険が新種保険へと成長していくのである。社会保険においてもそこでの資金を利用して諸福祉事業を遂行したり、蓄積された資金を自主運用・自家運用しつつ、そこからの成果を保険数理に反映させていくようになるに従い、本来の、または純粋の、それなりの在来の社会保険の性格から、私的性格をも加味しつつ新種保険のそれへと移行していくようになる。社会保険が新種保険的に扱われたり新種保険へ性格転換を進めることを、あたかも社会保険の後退とか、墮落とかだけで把握してはならないであろう。

私的私営の保険（とりわけ年金保険）と公的公営なる社会保険（とりわけ年金保険）とでは、その〈収支＝財政〉のあり方で相違するところがあ

保険の収支・財政のあり方

	個別保険	社会保険
長期的	厳格な数理計算	一種の“目安”的計算
短期的	配当で適宜調整	財政再計算ごとに〈改正〉による修正

る。

やはりこの両者は運営手法と手段で相違している。だからといって完全に別なものというわけではない。たとえば私的私営保険＝個別保険でも変額保険・変額年金が出だしたし、古くは物価指数保険もあるのである。今後は各種のユニバーサル保険が開発・登場・販売されだすのであり、もはや従来の保険数理の固い姿勢だけでは解しきれなくなってきたのである。同様に社会保険でも数理の厳密性・厳格性はそれほどいわれなくなってきた。どちらかという社会保険は保険数理の結果に弾力的に臨みがちである。おおかたの社会保険は国営（または公営）にして、国営保険には“倒産・破産”という事態発生の考え方はなく、したがって原則的には再保険は不必要とされているのである。保険数理に対する姿勢に弾力性が生じたり、自由変化が可能化されたりというところに、いかにも新種保険の特徴の一端が現れているのではないか。結局、新種保険は金融事情・数理計算事情・数理計算基礎率そしてリスク・危険変動性などが、あまりに急速にして、正確把握の範囲を超えるやもしれない現代にあって、やむをえずか、積極的対応のためかの別はあれ、新種保険の発想で乗り切ろうというところが多分である。ゆえに新種保険の興廃常ならずはその宿命である。新種保険はその時代の“申し子”であったり、“風雲児”であったりする。社会保険といえどもこの圏外にはあり続けまい。

※ 保険組成に際し、1人1人・1件1件と危険を考えて選んでいくところという個別保険，社会的規模でみて社会的危険として社会的対応を考えての保険という、それがここでの社会保険で、この分類方法は保険学には古くからあった。

（にわた・のりあき 慶應義塾大学教授）

人口の高齢化とドイツの年金保険の改正

足立正樹

I 人口の高齢化と年金保険

高齢化社会もしくは高齢社会への移行に伴って急増する高齢者の社会的な生活保障や介護の問題は、今日すべての先進諸国にとって緊急の課題となっている。この点、世界最古の社会保険の伝統を有するドイツにおいても例外ではなく、むしろ深刻さにおいては他国にまさる諸問題を抱えている。そして戦後のかなり早い時期から、こうした問題の重要性が指摘され、それをめぐる論議が盛んに行われてきた。政治や社会科学の広い分野において早くから必要な対策についての考察が集中的に行われてきたという事情は高く評価されねばならないが、それが具体的な施策に結実するまでに長い時間がかかり、しかも抜本的改革には至らず微調整に終わったこともまた、長い歴史をもつドイツの社会改革に伝統的なことであった。

高齢化を促進する原因としては各国に共通した要因があげられる。平均寿命の伸びと出生率の低下である。ドイツの平均寿命は、わが国よりやや短く、ほぼ EC の平均にあるが、ここではとくに出生率の低下が著しい。合計特殊出生率は1989年では1.39という低い水準であり、1.29のイタリアについて先進国中最低の水準にある。出生率の低下の一因として、ドイツ人の若人の結婚観が非常に消極的になっていることがある。子供の両親がそろっていたほうがいいから結婚しただけで、これが必要ならば結婚する気はなかったという言葉はしばしば聞かされることである。他国と比してもかなり高い水準の児童手当も出生率の回復には

結びつかず、かえって子沢山の外国人労働者の生活保障になり、彼らの帰国促進を妨げるという皮肉な結果になっているのもよく知られている。

ドイツの年金保険の歴史は1800年代後半のビスマルク社会保険三部作にさかのぼる。1889年、三部作の最後に廃疾保険とあわせて実現された老齢年金保険の特徴として以下の点をあげることができる。疾病保険と労災保険は、保険原則の純粋な適用のもとにおかれ、ビスマルクの当初の意図に反して当事者の自主管理にゆだねられた。このようにこれら二つにおいては支出のほとんどを拠出金によっていたが、老齢年金には初めから給付への公費の導入が盛り込まれていた。つまり被保険者と雇主の負担に加えて、一般財源が年金保険の財政の一部を賄うという方式がとられていたのであり、これをもとに政府が年金保険の運営に介入するとともに、保険原則と社会的調整の原則の二つの原則が盛り込まれることになった。つまり被保険者と雇主の負担によって、稼得生活との連続した年金生活の保障を目指すとともに、公費負担によって低所得者の年金の引き上げを図ろうとしたのである。イギリスや北欧に比してドイツの社会保障の特徴は、能力主義にあることがしばしば指摘され、確かに保険加入期間と所得水準によって年金水準には極めて大きな格差があるが、他面では初めから低所得者を優遇する原則が盛り込まれていたものであり、今日でもそれらの両立が模索されているのである。

ドイツの年金保険の歴史における最も大きな変革は1957年の年金改革であった。東西分裂が事実として確定し、自由経済としての戦後の体制の基

礎づくりが終わり、経済が順調に発展の軌道に乗り始めるにつれて、人々の関心は社会問題の解決に向けられるようになった。この年金改革は、こうした状況をうけて包括的な社会改革を求める論議が高まるなかで、それへの対応として実行されたものであり、包括的社会改革からはほど遠いものであったが、社会政策論者シュライバーの構想になる改革案をそのまま実行する形をとり、それまでの年金保険を二つの点で修正するものであった。つまり、一方では年金の実質価値を維持するために年金のスライド化が実施された。完全自動スライド制ではなく、その都度議会で年金調整法として承認されなければならなかったが、これによって年金は高齢者の生活保障に実質的に大きな役割を果たすことができるようになる。だがこれを達成するためには財源調達方式が変更されなければならなかった。ビスマルク以来原則として積立方式によって運営されてきたが、拠出と給付が一致するため保険数理的には望ましいこの方式では、スライドの実施による財政負担の増加を賄うことができないのは明らかであり、この改革を実現するためには賦課方式に移ることが避けられなかったのである。今日の年金保険制度では当たり前と思われ多くの国に導入されている方式であるが、当時のドイツではこれは社会保険の原則を否定するものとして、激しい論議を呼んだ。この方式を支える原則は立案者シュライバーによって世代間契約 (Generationenvertrag) と呼ばれた。すなわち現在の被保険者は、保険料を拠出し、その保険料が年金として年金生活者に支給されることによって稼得生活から引退した人々の生活を支えるが、やがて成長してくる次の世代に自らの老後の扶養を期待するのである。このような扶養・被扶養の関係が無限に続いていくことによって世代間契約は実現されていく。だが、この世代間契約という言葉はあくまで比喻にすぎず、次の世代はこの契約に納得して署名しているわけではない。次の世代による契約拒否の可能性は、常に残されているのである。そして、彼らが受け入れることができるためには、いうまでもないが、人口が増大しつづけるか、少なくとも人口構造が安定してい

なければならない。若い世代が相対的に減少すれば、彼らの肩には大きな負担がかかり、この契約が実現できなくなるからである。そして人口構造を安定に保つためのなんらかのメカニズムが、この年金システムに組み込まれていない限りにおいて、この世代間契約のシステムは大きな危険を内蔵していたといわなければならない。この問題は当然当時においても自覚されており、1970年頃に年金の山がくることも予想されていた。しかし、年金の山は一時的な現象にとらえられ、比較的樂觀的に考えられていたことは否定できない。

人口の高齢化とその原因としての出生率の低下に注目されるようになったのは、1970年代半ばのことであり、その政策構想化に貢献したのは、わけでも「新しい社会問題」の存在を指摘したCDUの代議士ガイスラーであり、この問題意識を「多元社会論」の視点から展開したヘルダー・ドルナイヒをはじめとする一連の論者であった。よく知られているように、ガイスラーは、疾病保険の費用爆発と隠れた貧困層の増大についての二つの報告書を提出し、一方における社会保障費用の爆発的な増大と他方における老人や子沢山女性の間での貧困者の増大という逆説的な事実を指摘し、これを労働と資本の対立からくる古い社会問題に対して新しい社会問題として定式化した。社会政策が、これら古い社会問題に焦点を当てている限り、この新しい社会問題の解決は不可能であり、社会政策の方向転換を要請したのである。そしてこのような見方はさらに一般化され、新しい社会問題は、多元社会における統御の構造的欠陥の現れとして位置づけられるに至った。すなわち、今日の西側先進社会では、多数の有力な利益団体が形成され、その行動が経済のみならず政治をも動かすに至っているという意味において、多元社会化が本格的に進んでいる。そこでは個々人は独立の主体としてよりも、まず何らかの利益団体の成員として、その団体の利益に沿う方向で行動するようになっているのである。このような社会においては、組織をもつことができるか否かが、自らの利害を貫徹するうえで決定的に重要になってくる。組織をもてないか、もつことができてもそ

の組織が弱体なままの人々は、このような利害獲得競争のなかではたえず取り残されていく傾向をもっている。そして新しい社会問題は、まさにこのような利害獲得競争による公的費用の増加と、その競争に取り残された人々の貧困という形で顕在化してくるのである¹⁾。そしてこの視点からすれば、出生率の低下は、利害貫徹力をもたない母性の多元社会の諸システムに対する合理的な反応であることがわかる。出産や育児が年金その他の支配的制度によっては評価されず、その負担がほとんどもっぱら当事者にのみ押し付けられるのであれば、子供を産まないほうがはるかに有利となるからである。そしてこのような態度が一般化すれば若い世代の育成が進まず、年金制度のみならず社会のシステム全体が崩壊の危機に瀕してくるのはいうまでもない²⁾。こうして、出産・育児の期間を、年金システムに組み込む必要性が、新しい政策構想として登場してくる。コール政権のもとで作成されたベイビーヤールの構想がそれであった³⁾。しかし多元社会においては、まさにかかる利害を貫く力が存在しないことこそが最大の問題であったから、このような政策構想がスムーズに実現されるわけはなかった。問題がさらに深刻の度を増し、多くの人によってその重要性が認識されるまで、ベイビーヤールの構想は、実現のための社会力学をもたなかったのである。70年代半ばの構想以来、次に述べる1986年改革でのその部分的実現が達成されるまでほとんど10年を要したのである。

II ドイツの年金保険の基本構造

ここで、ドイツの年金保険の構造を簡単に見ておこう。ドイツの社会保険の各制度は、長い歴史のなかで、対象人員ならびに給付種類を徐々に拡大して今日に至っているが、年金保険も同様であり、このためにかなり複雑な構成となっている。主要な制度としては労働者年金保険と職員年金保険があり、ほかに鉱業従業員年金保険、手工業者年金保険、専門的職業者団体年金保険、農業者老齢扶助などがあり、官吏については社会保険の方

式をとらずに全額公費負担の公務員年金制度がおかれている。さらに企業年金や民間の私的年金も、第1の柱たる公的な年金制度を補完する第2の柱、第3の柱として、今日重要な役割を果たすようになっている。

年金保険の運営機関は、労働者年金保険については18ヵ所の州保険事務所、連邦鉄道保険事務所、海員金庫であり、職員年金保険については連邦職員保険事務所、鉱業従業員年金保険については連邦鉱業従業員組合、農業者老齢扶助については19ヵ所の農業老齢金庫であり、手工業者年金保険については州保険事務所が業務を引き受けている。

公的な年金保険は、リハビリテーションのための給付、死亡一時金などの給付も行うが、活動の圧倒的な部分をなしているのは年金の給付であり、これは、①稼得能力の減退に伴う年金、②老齢年金、③遺族年金、④離婚後の年金、の4種類からなる。①はさらに稼得能力の50%以下への低下に対する「職務不能年金」と、ほぼ完全な能力喪失に対する「稼得不能年金」にわかれ、③は寡婦・鰥夫年金と孤児年金、④は離婚寡婦・鰥夫年金と養育年金にわかれる。②の老齢年金も、モデル的には男性65歳、女性60歳から支給されることになっているが、後にも触れるように現在ではさまざまな早期受給の可能性があり、また受給年齢を繰り延べ年金額を引き上げる可能性も認められている。

個々の年金水準は、次の算式に従って計算される。

$$R = (P \times B) / 100 \times (J \times St) / 100$$

R は個人の年金額である。 P は個人的算定基礎であり、被保険者が労働生活において稼得した賃金と全被保険者の平均賃金との比率であって、最高は200%と決められている。 B は一般算定基礎であり、毎年絶対額で決定される。これは前年の一般算定基礎を前年の全被保険者の総平均所得の前々年の水準に対する伸び率に比例して引き上げる形で決められる。1989年においては、その年の総平均所得の75%となっていた。 J は「待ち期間」と呼ばれる保険加入期間であり、所得があって保険料を拠出した期間に加えて、例えば失業、職業訓練、疾病の期間、そして後述のように1986

年からは一定の育児期間が含まれる。 St は、保険加入期間に対する加算率であり、老齢年金の場合は1.5である。

ドイツの年金保険が能力主義といわれる所以は、先にも触れたように個々の年金水準の決定に当たって P と J が大きく影響することにある。これは、退職に伴う生活水準の大幅の切り下げは、限りない苦痛をもたらすのであり、退職以前の生活水準と年金生活のある程度の連続性を確保しようとする考えに立っている。しかしその結果、過去における稼得水準と保険加入期間に応じて、年金額は極めて個人差の大きいものとならざるをえない。とくに女性の場合、一般にこのいずれもが男性に比して少なく、年金を低水準に押し下げる要因になっている。

公的年金の財政は、基本的には保険料と連邦政府からの補助金によって賄われている。政府の援助は、これまでのところ給付サイドの一般算定基礎に対応させる形で決められている。保険料については、すでに述べたように1957年の改革以来賦課方式が導入されたため、必要な年金給付総額から連邦政府の補助を差し引いた分を被保険者に負担させる形をとっている。したがって保険料率は、年金受給者数と被保険者数の比率ならびにグロスの賃金と年金水準の比率、連邦政府の援助の割合に応じて決まってくる。ただしここでの年金給付額のなかには、年金生活者の加入する疾病保険への保険料の支払い分が含まれている。つまり年金生活者の疾病保険に関しては、被用者の雇主負担分にあたる半額部分を年金保険機関が負担し、残る半額を年金生活者自身が負担するのである。

III 年金保険の1986年改革

1985年11月西ドイツ（当時）の議会において、「遺族年金の改正ならびに年金保険における児童養育期間の承認に関する法律」が制定され、1986年1月1日から施行された。この名称からわかるように、この法律は二つの部分からなり、前半部分は遺族年金における男女の平等の取り扱いを実現し、後半部分は児童の養育を行った者に一定期

間の保険加入ならびに保険金拠出を認定することによって、児童養育の負担を社会的に調整しようとするものである。

連邦憲法裁判所は1975年の判決で、遺族年金における男女の異なった取り扱いをただちに憲法違反とはしなかったが、平等な取り扱いのすみやかな実現を求めていたが、この1985年の法改正の前半部分はこの要請に応えるものであった。つまりそれ以前においては、妻は夫が死亡すると自動的に夫の年金の60%を遺族年金（寡婦年金）として受け取ることができ、妻が自己の年金を受け取っていてもそれにはまったく手がつけられなかった。これに対して、夫は妻が死亡した場合には自動的に遺族年金を受け取るわけではなく、鰥夫年金を受給するためには、「生前に妻が主として生計を支えていた限りにおいて」という特別の前提を満たさなければならなかった。一般的に夫が唯一の家計の支持者であるという1911年の遺族年金制度の導入時点に想定されていた状況が崩れて、妻の稼得活動への参加が進み、夫婦共同で家計を支えているケースが多くなっている現在においては、このような夫にのみ課せられる特別の前提はほとんど意味を失ってきている。それゆえこの改正以後は、夫は妻の死亡の場合、妻が夫の死亡の際に寡婦年金を受け取るのと同様に、自動的に鰥夫年金を受け取ることができるようになった。これは、遺族年金を新たな夫婦の在り方に適用させようとするものであり、ひとつの家族政策的措置と見ることができる。

ただしこの措置によって当然併給のケースが多くなり、ここからくる財政負担の増加を緩和するために、寡婦年金、鰥夫年金ともに新たな制限が設けられた。つまり遺族年金はこれまで同様配偶者の受け取っていた年金の60%であるが、自己の年金を含む所得が月額900マルクを超えるならば、超えた部分の40%が遺族年金から差し引かれるのである。改正当時の寡婦年金の平均が676マルクであったから、これが完全に停止されるのは2,590マルク以上の自己所得がある場合ということになる。この900マルクの境界は年金の一般算定基礎にあわせてスライドされ、また自己の所得

が減少すれば当然この遺族年金の休止部分は再び支給される。

この制限規定は、寡婦年金について従来はなかったため、急激な損失を緩和するため10年の移行措置がとられた。つまり夫が1986年1月1日から1995年1月1日の間に死亡した寡婦にあっては900マルクを超える所得の割引率が、1年目ゼロ、2年目10%、3年目20%と引き上げられ、5年目から40%が適用されるのである。

この改正の後半部分はさらに大きな家族政策的意図をもっている。つまりドイツ国内で子供を養育して1986年以降に65歳になる（したがって1921年以後の誕生の）母親（養母、継母、育ての母を含む）は、子供1人につき1年の法定年金保険加入期間を認定されるのである。夫婦が合意すれば、この期間を父親の保険加入期間とすることができる。この法律の発効の際にすでに障害年金や早期老齢退職年金を取得している妻もしくは夫に対しては、その次の保険事故による年金裁定の際に、少なくとも満65歳までにこの養育期間が算入される。またこの規則の発効の際に、満65歳の直前にいる人で、保険加入期間が老齢退職年金に必要な期間に満たない人には、その不足分を自由意思によって拠出する可能性が認められている。1984年1月1日から老齢退職年金の請求権獲得のための保険加入期間が、それまでの15年から5年に引き下げられたので、例えば2年間だけ稼得活動をして退職し、3人の児童を養育した女性は、これによって5年の最低保険加入期間を満たしたことになる。1986年からは自分の年金を受け取ることができる。

児童養育期間中は、常に平均稼得の75%が取得されていたものと算定される。このことは、改正当時の年金水準では児童1人につき月額25マルクの引き上げとなる。したがって例えば、10年間年金保険に加入し、常に全被保険者の平均稼得の75%を取得してきた女性は、1986年に65歳になり年金を受け取る場合には、旧法の場合月額250マルクの年金となるが、彼女が3人の子供をもちそれぞれ出産後1年間稼得を中断していたとすれば、これからはそれぞれの子供につき1年の保険加入

期間を算入され、その期間中も平均稼得の75%を取得していたものと見なされるから、それぞれ25マルクを加算され、彼女の年金額は325マルクとなる。稼得活動を一切行わず、したがって年金保険に拠出を行わず、育てた子供が4人以下の場合、児童養育期間の承認だけではいまだ自己の年金請求権を獲得することができないが、不足分を自由意思によって拠出することによって5年の最低条件を満たすことができる。しかもこの場合、法定最低拠出相当額を納付すればよいのであり、例えば3人の子供を育てた女性は、約2,000マルクの任意拠出によって、月額90マルクの年金請求権を取得することができる。これを育児期間の算入なしに任意の拠出のみで獲得するためには約1万6,300マルクが必要となる。

この児童養育期間の算入が、どれほどの効果をもったかは必ずしも明瞭ではない。1986年と87年に新たに支給された女性への年金の65%、70万件が養育期間の算入を含んでいた。改正の時点ですでに65歳以上になっている女性に対しては、この法律は適用されないが、これはもっぱら財政的制約によっていた。すべての女性に児童養育期間の算入を認めると年間50億~60億マルクの財源が必要となり、あまりにも年金保険の財政を圧迫すると見なされたからである。100年以上にわたって無視されてきた育児活動を、少なくとも現在以降は年金において評価していこうというのが当初の政府ならびに議会の意図であった。しかし、これは世論において極めて不評であり、不公平と感じられた。それゆえに事後的に「1921年以前に誕生した母親の育児に対する法定年金保険の給付に関する法律」いわゆる「育児給付法」が制定された。これはたしかに年金保険機関の手によって支給されるが、年金ではない。年金と並行して支払われる独自の給付と見なされている。支給額は、平均稼得の75%を取得した場合の年金と同額であり、コストは連邦が年金保険機関に払い込む形をとる。約410万人がこの給付の請求権をもつと推定された⁴⁾。

こうした措置がただちに出生率の回復に結びつくものでないことは明白である。しかし、世代間

契約の実現にとって不可欠の要素が初めて年金保険に組み込まれたことの意義は極めて大きいといわなければならない。自らをやがて扶養することになる世代を育てる労苦が、システムのなかで明示的に承認されたのであり、次の世代は、その母親を通して多元社会において自己を主張する道を開かれたのである。

IV 年金保険の1992年改革

1989年11月9日、東西ドイツを厳しく分かってきたベルリンの壁が崩壊したちょうどその日に連邦議会で議決された1992年年金改正法は、人口の高齢化の急速な進展を背景にしてみず第一に年金財政の安定化の確保を目標とするものであった。つまり財源調達の方法や年金の算定方式が現行のままで放置されるならば、保険料率は36～42%といった高い水準となり、現在の倍以上に上昇すると予想されたのである。年金保険の財政状況は極めて多くの要因によって左右されてくる。老年人口指数、これと深く関連する将来の出生率、高年齢者や女性の労働力率、さらには一般的な経済状況等をどのように想定するかによって、保険料率の将来の予想には、このように大きな幅が生じてくる。が、いずれにせよこのような高い水準はとうてい被保険者によって受け入れられうるものではなく、またこれが逆に国民経済的にも大きな影響を与えると予想された。

しかも現役の被用者は年金保険の保険料だけではなく、疾病保険の保険料や所得税を納めなければならず、名目所得に占めるこれら社会的負担の比率はたえず上昇してきた。他方、年金生活者はほとんどの場合疾病保険料を支払うだけであり、ネットの所得では両者の差が減少しつつある。これが過度に進むならば、いっそう現役被用者による高い負担を説得することが困難になり、すでに触れた世代間契約の実現を危うくすると予想されたのである。

このような事実を前にして、1992年年金改正法は、これまでのドイツ年金保険の基本的構造に抜本的変更を加えることなしに、財政危機に対する

処方箋を探ろうとした努力の結果である。つまりすでに述べた、一方での保険原則と他方での社会的調整原則を二本の柱とするという年金保険の基本構造は、そのまま保持されることとなった。かつてイギリスでベヴァリジが追求したフラット制による最低年金への移行の議論もあったが、多くの支持を集めることはなかった。これまで長年にわたって大きな成果を上げてきた路線を維持することが、この制度に対する国民の信頼をとりよせ、制度を安定的に機能させるために有効だと有力政党が判断したためであろう⁵⁾。

1992年年金改正法は、以下のような主要な改正点を含んでいる。

(1) 年金調整の基準のグロス所得からネット所得への変更ならびに「自動調整メカニズム」の導入

従来年金調整と呼ばれている年金のスライドは、税や社会保険料込みのグロスの所得にあわせて行われてきたが、この改正以後はこうした負担を引いたネットの手取り所得の変化にあわせて行われる。これは先に述べたように被用者の手取り所得は大きく減少しているのに対して年金がこうした負担をあまりうけないため両者の差が減少するという不満を避けるためであり、また、保険料収入はグロスの所得に応じて変化するが、年金をネットの所得に応じて変化させることによって、保険財政の負担を軽減することを目指している。またすでに触れたように、1957年のスライド制の導入以来年金の調整はその都度「年金調整法」という形で議会の承認を経て実行されてきたが、この改正によって自動的に調整されるようになった。つまり年金水準をネットの所得と一定の関係に保ち、年金支給額の1ヵ月分という最低支払準備額を確保するという目的を前提にしたうえで、保険財政に決定的な影響力をもつ保険料率、年金調整率、連邦補助金が一定の数式で結びつけられ、それぞれの間に整合的な関係が成立するように配慮されたのである。この数式を適正と判断する限り、政府の裁量の入る余地はなくなり、年金水準は自動的に調整されていくことになる。こうして年金保険の構造が透明にされ、個々の変数の決定が一定

の方式に従うことによって、年金がこれまでしばしば見られたような短期的な政治的取引や不合理的な選挙戦術から遠ざけられることになる。議会が、裁量の多い方法に戻るように決定することも可能ではあるが、それが説得力をもつためには、詳細な理論的武装が必要になるだろう。

(2) 退職年齢および部分年金

1972年に弾力的年金受給年齢制度が導入されて以来、労働生活からの早期の引退を求める人々が急増し、高齢者の労働力率は急速に低下した。それとともに年金受給開始年齢も顕著に低下している。例えば男子労働者の場合1973年には平均61.7歳であったものが83年には57.9歳に、女子労働者の場合には61.8歳から59.7歳に低下したのである。早期退職は被保険者にとって、保険加入年数が減少することに伴う年金額の減少というマイナスしかもたず、その繰り上げ期間分年金を長期間受給できるというメリットが多く、多くの被保険者をして早期退職を選択させる結果となった。このため年金財政にとっては、拠出は減少し、給付は増大するというネガティブな影響が与えられることになる。1992年年金改革法は、2001年から2012年にかけて段階的に現在の早期退職を撤廃することを目指している。早期退職はもちろん可能であるが、今後は1ヵ月受給を繰り上げると0.3%年金が減額されるという犠牲を払わなければならない。移行期間の終了後の最も早い年金受給は62歳であるが、この場合65歳の年金に対し10.8% ($0.3 \times 12 \times 3 = 10.8$) が減額される。受給の繰り下げは、現在2年間であり年間7.2%の割り増しを受けることができるが、今後はこの制限はなくなり、年間割増率は6%へ引き下げられる。1ヵ月当たり0.5%というわずかの割増率がどの程度の労働力率引き上げへの誘因となるかは、所得よりも自由時間を高く評価し労働生活からの退出を求める人々が多いことからして、当然疑問視されてよい。

もちろん障害に伴う早期年金受給の場合には、この0.3%の減額は行われない。これには、既述のように稼働能力が50%以上減少した場合の就業不能年金と完全に近い喪失の場合の稼働不能年金があるが、近年、障害をきっかけに年金生活に入

る高齢者の比率が増大している。こうした趨勢がさらに続く限り、この改正が追求している効果は削減されることになる。

この1992年改革ではさらに、年金の一部を受け取る部分年金の可能性が承認された。これによって高齢者は、完全就業か完全引退かの二者択一を避け、部分的に就業しながら、徐々に就業時間を減少させていくことができる。加齢に伴う労働能力の衰退には個人差が大きいから、個別的なニードに対処するうえで、このような改正のもつ意味は大きいということができる。

1992年年金改革法においては、1986年に導入された育児期間の年金保険加入期間への算入の政策がさらに推進され、児童1人につきそれまでの1年から3年に延長された。これは、年金財政にとっては明らかに負担の増加をもたらすが、1986年の改正が国民に支持され、その拡充が求められてきたことを意味する。ただし、この算入の条件として、依然としてその期間の稼働生活からの退出がおかれているが、就業の有無を問わずに算入を認めるべきだとの声が、各層から提出されている。育児負担の社会化という点からすれば、就業の有無は問題ではなく、各人に平等に支給されるべきだということになるが、育児を主に家族で行い、それを社会的に援助するという家族政策的な視点からは少なからぬ差異が生じてくることにもなる。

V おわりに

人口高齢化は初めにも述べたように、すべての先進諸国にとって深刻なさまざまな問題を投げかけている。これらに対処するためには、さまざまな政策領域の相互の調整が不可欠である。例えば最も密接に関係しているものを挙げると、家族政策、労働市場政策、年金政策、健康保障政策等の統合もしくは結合が必要となっているのは誰の目にも明らかである。ところが、こうした部分領域についての政策は、ドイツにおいてもさまざまな管轄官庁によって独立に実行されているのであり、また連邦制のもとでの各州の強い自治によって地域間の調整も不十分にしか行われていない。戦後、

社会政策論の再出発にあたって、従来の経済社会政策が過度に分立してしまったことへの反省から、すべての個別政策領域の統合を求める声が「総合社会政策論」として提唱されたことがあった。賛同する論者が多かったわりに、現実的・技術的な諸困難からこの構想はやがて背景に退いていったが、今や、実践的な課題の面からかかる総合社会政策が求められているのである。その必要性は誰もが承認するところであるが、実現の困難さもまた計り知れないほど大きい。

1992年年金改革によって、2010年までの年金財政の安定化は確保できたとされている。しかしドイツにおける人口構造の変化が本格化するのにはまさにそれ以後のことであり、この改革も暫定的なものにすぎない。そしてわが国についても同様であるが、出生率が回復しないかさらに低下するならば、年金をめぐる情勢はさらに厳しくなるであろう。

ドイツにおいては「人口政策」という言葉が、ナチス時代の悪夢から今なおタブーに近い取り扱いをうけていることも、問題の解決を困難にする要因となっている。せいぜい家族政策について語られるにとどまり、出生率に対する施策も、すでに存在する子供への願望を実現するように援助することを目指しているにすぎない。つまり一般に政策課題として承認されているのは、もともと存在する個人的願望の実現のための枠条件の整備だけなのである。確かに将来における望ましい家族像を政治的に確定し、これを強制的に押し付けることは論外である。しかし、逆にある領域をタブー視することは、問題の所在そのものを隠すことであり、解決の努力からも遠ざけることにほかならない。東方からの若い労働力人口の流入に期待

を寄せる声が聞かれるが、これはいわばカンフル注射のようなものであり、彼らが高齢になるまで、問題を先送りにするだけのことである。

高齢化社会が年金保険と並んで、あるいはこれ以上に介護の問題を投げかけているのも周知の事実である。年金保険にこの課題をも負わせるか、あるいは独自の制度を創設すべきかが、現在、激しく論議されている。いかなる政策が実施されるかは、わが国の将来を考えるうえでも興味深いことであろう。

注

- 1) これについて詳しくは、拙稿「古い社会問題と新しい社会問題」『国民経済雑誌』第146巻第4号（昭和57年10月）を参照。
- 2) Vgl. W. Dettling (hrsg.): *Schrumpfende Bevölkerung, Wachsende Probleme?* München-Wien, 1978.
- 3) 出産・育児と年金を結びつけようとするこの構想は、連邦政府のみならず多くの団体によって作成された。ヘルダー・ドルナイヒは13の改革案を数え上げている。Ph. Herder-Dorneich: *Sozialstaatskrise und Soziale Ordnungspolitik*, in: ders. u. a. (hrsg.): *Überwindung der Sozialstaatskrise*, Baden-Baden, 1984, S. 59.
- 4) Vgl. H. Kaltenbach: *Die Situation der Frauen innerhalb der Alterssicherungssysteme*, in: *Die Angestelltenversicherung*, 35 Jg. H. 7/8 (1988).
- 5) Vgl. W. Schmähl: *Finanzierung sozialer Sicherung bei einer alternden Bevölkerung in Deutschland*, in: *Aus Politik und Zeitgeschichte*, B3-4, 1991. このような現行の原則を守る方向に対して、理念の領域にまで立ち入って改革すべきだという声も聞かれる。これについては例えば次のものをみよ。G. Rolf u. G. Wagner: *Alterssicherung und sozialer Wandel in Deutschland-Defizite der Rentenreform 1992*, in: *WSI Mitteilungen* 8/1990.

(あだち・まさき 神戸大学教授)

社会保険法判例

堀 勝 洋

併給調整条項により支給停止された年金の支払いを求める訴えが原告の死亡によって終了したとされた事例
(本村訴訟第1審及び控訴審判決)

札幌地方裁判所民事第5部平成元年5月31日判決(昭和58年(ワ)第98号老齢年金支給請求事件)『判例時報』1333号,平成2年3月1日,146頁,『判例タイムズ』708号,平成元年11月15日,161頁,札幌高等裁判所第2部平成3年6月26日判決(平成元年(ネ)第199号平成2年(行コ)第7号老齢年金支給請求控訴,同参加事件)

I 事実の概要

1 原告Xは,国民年金の障害福祉年金を昭和34年11月の制度発足当初から受給していたが,昭和36年4月以後60歳になるまでの間,国民年金の保険料を納付した¹⁾。Xが65歳に達した後の昭和54年6月15日,Xは社会保険庁長官に対し,老齢年金の受給権の裁定の請求をしたところ,同長官は昭和57年10月20日付で,Xが昭和54年7月以後の老齢年金の受給権を有する旨の裁定をした。

しかし,国民年金法(昭和60年法律第34号による改正前のものをいい,以下「法」という。)20条の規定により,障害福祉年金と老齢年金は併給調整されることとされていたが,Xはこのいずれかの年金の選択の申出書を提出しないでいた。このため,老齢年金の裁定権者である社会保険庁長官と同長官の委任を受けて障害福祉年金の事務を行う北海道知事は,より高い方の年金(昭和54年7月及び昭和55年7月を除き,障害福祉年金額の方が老齢年金額を上回っていた。)を選択したものとみなし,低い方の年金を支給停止する措置を採った²⁾。

2 これに対しXは,併給調整を定めた法20条

及びこれに基づいて行われた上記支給停止の措置は,憲法25条,14条,29条及び31条の各規定に違反するものであり無効であるとして,昭和54年7月分から昭和57年5月までの間にXに支払うべきであった未支給の老齢年金額合計106万6,933円の支払いを国に求めて,昭和58年1月25日札幌地方裁判所に出訴した。

3 しかし,Xは訴訟継続中の昭和63年4月27日死亡した。このため,Xの養女で相続人であるA(控訴人,参加人)は,本件訴訟の原告の地位を当然承継したと主張した。しかし,本件訴訟の第1審判決(札幌地裁平成元年5月31日判決・判時1333号146頁,判タ708号161頁)は,平成元年5月31日,訴訟の対象たる権利又は法律関係が一身専属的なもので相続の対象とならないなどとして,「本件訴訟は,昭和63年4月27日原告の死亡により終了した。」と判示した。

4 これに対して,Aは,平成元年6月7日,札幌高等裁判所に原判決の取消しを求めて控訴するとともに,本件訴訟への参加を申し立てて,被控訴人国に対し金106万6,933円の支払いを請求した。これに対し,控訴審判決(札幌高裁平成3年6月26日判決)は,次のII判旨に示すとおり判示して,本件控訴を棄却するとともに,本件参加申

立てを却下した。

Aは、これを不服として、平成3年7月9日、最高裁判所に上告した。

II 判旨（控訴審判決）

1 (1) 「訴訟の当事者が死亡した場合において、当該訴訟の対象たる権利又は法律関係が当該当事者に一身専属的なものであって、相続の対象とはならず、当事者の死亡によって紛争そのものが全面的に解決されてしまうことになるか、あるいは、なんらかの紛議が遺されるとしても、それが性質又は態様を異にした別個の権利又は法律関係をめぐる争いに転化したものであるようなときにおいては、当事者の死亡によって当該訴訟は当然に終了するのであって、そこに訴訟の当然承継が生じる余地はないものと解するのが相当である（最高裁判所昭和42年5月24日大法院判決・民集21巻5号1043頁，同昭和45年7月15日大法院判決・民集24巻7号804頁，同昭和51年7月27日第3小法院判決・民集30巻7号724頁，同昭和53年6月16日第2小法院判決・裁判集民事124号123頁参照）。」

(2) 「法24条は、同法による給付の目的が国民が老齢、障害又は死亡により所得の喪失又は減少の危機に瀕する場合において共同連帯に基づきこれを防止し、国民生活の安定とその向上を図ることにあることに鑑みて、年金給付が真に受給権者の利益のために用いられるべきものとし、また、年金給付は受給権者の生存中に支給してはじめてその意義を全うすることができるものであることに照らして、基本権についてはもとより、支分権たる年金請求権についても、原則として、これを譲り渡し、担保に供し又は差し押えることができないものとして、いわゆる権利の移転性を否定し、これを受給権者の帰属上の一身専属権としているのであって、このことの結果として、これらの権利は、民法896条但し書の規定により、相続財産の範囲には属しないことになるものといわなければならない。」

(3) 「このことは、既に支給期間を経過して

いながら支給期月（法18条3項参照）が未到来であるために未支給である年金あるいは既に支給期月が到来しているにもかかわらずなんらかの事由によって未支給のままとなっている年金（これらの年金を以下「未支給年金」という。）の請求権（本件訴訟の対象たる権利である前記老齢年金請求権は、法20条の規定が違憲、無効であるとする原告の主張に従えば、右にみたような意味での未支給年金の請求権に当たることになる。）についても、等しく妥当するところであって、受給権者が未支給年金を遺して死亡した場合においては、受給権者の死亡によって未支給年金の請求権も当然に消滅し、それが相続の対象となる余地はないものである（この点については、生活保護法による保護受給権に関する前掲最高裁判所昭和42年5月24日大法院判決の判旨がそのまま当てはまることである。）」

2 「法19条1項の規定は、……受給権者の死亡を法律要件のひとつとして受給権者と生計を同じくする一定の範囲の遺族に対して未支給年金の請求権を付与しているに過ぎないものであって、右一定の範囲の遺族は右請求権を右規定により直接自己固有の権利として取得するものであり、これを遺族の包括的承継と同様にみなすことはできない。」

3 (1) 「控訴人は、原審においては控訴人の民事訴訟法73条による参加の可否について判断されていない旨主張するが、本件記録によるも控訴人が原告において民事訴訟法73条に基づく参加を申立てたことは認められない。

記録によれば、控訴人は原審において、昭和63年5月16日付けで、亡Xが昭和63年4月27日に死亡し、相続人である控訴人が訴訟手続を受継したのでその申立てをする旨記載した『受継申立書』を提出していることが認められるが、民事訴訟法73条による参加の申立ては、その性質は訴えの提起であり、同条及び同法71条に定める手続を踏んでなされなければならない、右受継申立書の提出をもって民事訴訟法73条の参加の申立てをしたもの、あるいは右申立てに参加の申立てが含まれているものとみなすことはできない。

したがって、原審が参加の可否につき判断しなかったとしても何ら違法ではない。」

(2) 「民事訴訟法73条に基づく参加は他人間の係属中の訴訟に対して参加するものであるが、前記のとおり亡Xの提起した本件訴訟は同人の死亡により終了したものである。そして、控訴人は、法19条1項による未支給年金請求権の取得を主張するものであるが、法19条1項に基づく請求権は年金給付の受給権者が死亡した場合に遺族の中の一定の者に付与される請求権であり、控訴人は亡Xの死亡により右請求権を取得した旨主張する者である。しかし、亡Xの提起した本件訴訟は同人の死亡により終了したものであるから、控訴人は右訴訟に参加する余地はなかったものであり、したがって、原審裁判所が控訴人に対して同条に基づく参加について釈明しなかったからといって、何ら釈明義務に違反するものではなく、この点についての控訴人の主張も理由がない。」

4 (1) 「控訴人は当審において民事訴訟法73条に基づく参加を申し立てたが、同条は係属中の他人間の訴訟に参加する場合を定めているものであるところ、控訴人は自己を一方当事者とする訴訟に参加を申し立てるものであるから、これは不適法である。」

(2) 「もっとも、控訴人は、亡Xが有し、同人が提起した訴訟において請求していた未支給年金の老齢年金債権を法19条1項に基づき亡Xから特定承継したものであることを主張して、民事訴訟法73条に基づく参加を申し立てるものであるから、むしろ亡Xの提起にかかる訴訟に対して参加申立てする趣旨であると解されるが、そうであるとしても、右訴訟は第1審に係属中の昭和63年4月27日同人の死亡により終了したことは前記のとおりであるから、本件参加の申立ては右訴訟の終了後になされたものであって不適法である。」

5 「よって、亡Xの提起した本件訴訟につき、亡Xの死亡による終了を宣言した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、控訴人の当審における参加申立ては不適法であるから、これを却下し、……主文のとおり判決する。」

III 解 説

1. はじめに

本件訴訟は、障害福祉年金を受給していたXが、国民年金の保険料を納付し、65歳になって老齢年金の受給権を取得したにもかかわらず、法20条の併給調整条項に基づいて老齢年金の支給が停止されたため、その支払いを求めて提起したものである。

公的年金の併給調整をめぐる争いは、過去幾つもの訴訟が提起された。堀木訴訟（障害福祉年金と児童扶養手当）、岡田訴訟（老齢福祉年金と増加非公死扶助料）、宮訴訟（老齢福祉年金と普通恩給）、森井訴訟（老齢福祉年金と障害福祉年金）、中村訴訟（同）などであり、堀木訴訟の第1審判決（神戸地裁昭和47年9月20日判決・行集23巻8・9号711頁）を除いて、いずれも併給調整条項は憲法25条、14条1項等に違反しないと判示された。このうち堀木訴訟、岡田訴訟及び森井訴訟は最高裁まで争われ、併給調整条項は違憲でないと判示され、これで判例として確立したものと考えられる³⁾。（堀木訴訟及び岡田訴訟の上告審判決については、堀〔6〕で解説したので参照されたい。）

本件訴訟も併給調整条項をめぐる争いであるが、従来の訴訟と違って憲法25条、14条1項及び13条だけでなく、財産権を保障した憲法29条に違反すると主張した点に本件訴訟の特色がある。従来の訴訟はすべて無拠出制の給付の併給調整をめぐる争いであるが、本件訴訟は拠出制の老齢年金との併給調整をめぐる争いであり、保険料を納付することによって得られた年金受給権について併給調整することは、憲法29条1項の「財産権は、これを侵してはならない。」に違反するかどうか争われた。第1審においては、公的年金の受給権がそもそも憲法29条1項にいう財産権に当たるかどうか、併給調整をすることが財産権の侵害に当たるかどうかなどについて、弁論がなされたようであるが、結局原告Xの死亡によって、これらについての裁判所の判断は示されなかった。

社会保障に係る訴訟中に原告が死亡した例とし

ては、朝日訴訟、第2次藤木訴訟及び宮訴訟がある。このうち、朝日訴訟上告審判決及び第2次藤木訴訟の控訴審判決と上告審判決は相続人による訴訟の承継を認めず、宮訴訟控訴審判決は相続人による訴訟の承継を認めた。前者の朝日訴訟及び第2次藤木訴訟は生活保護法に係る行政処分又は不服申立てに対する裁決の取消訴訟であるのに対して、後者の宮訴訟は国民年金法の併給調整条項によって支給停止された年金の支払いを求める訴訟であり、訴訟類型としては本件本村訴訟は後者と同じである。しかしながら、本件訴訟の第1審判決も控訴審判決も、前者に対する判決と同様に、社会保障受給権の一身専属性を理由に、相続人による訴訟の承継を否定した。

本件訴訟の最大の争点はXが提起した訴訟をAが引き継ぐことができるかということであるが、その根拠についてAは次のような主張をした。

- (1) AはXの死亡により、Xの財産に属した権利義務を承継した。本件訴訟の対象たる権利又は法律関係は既に受給権の裁定を受け一般債権化した具体的な老齢年金請求権であるので、Aはこれを相続し、本件訴訟における原告たる地位も当然承継した。
- (2) 仮に上記(1)の主張に理由がないとしても、Aは法19条1項の規定により、Xの未支給年金の請求権を取得した。本件訴訟におけるXの請求の成否とAのこの未支給年金の請求の成否とは、いずれも法20条の併給調整に関する規定の違憲性という争点を全く共通にし、紛争の全面的、一回的解決という訴訟上の利益にも合致するから、Xの原告たる地位はAに当然承継される。
- (3) AはXの訴訟の目的である権利を相続によって取得したのであるから、民事訴訟法73条の規定に基づく特定承継をした。

以上の問題につき、以下の2～4の各節で上記の順序で解説する。

2. 年金受給権の相続による訴訟の承継

本節では、Xの老齢年金の支払いを求める訴訟の原告たる地位を、Aが相続により当然承継でき

るかどうかという問題について論ずる。民事訴訟法208条1項は、訴訟が裁判所に係属中に当事者が死亡したときは、相続人、相続財産管理人その他法令により訴訟を続行すべき者は訴訟手続を受け継ぐことを要すると規定している。原告Xの相続人Aは、この規定に基づき、本件訴訟の原告たる地位を当然承継したと主張した。

これに対し、被告・被控訴人国は、老齢年金は年金受給権者の生存中に本人に対して支払われるところに意義があるのであって、相続に親しまない一身専属権であり、したがってXによって提起された訴訟は同人の死亡によって終了し、Aはこの訴訟を承継することはできないと主張した。そして、年金受給権が一身専属権である根拠としては、①法29条が老齢年金の受給権は受給権者の死亡によって消滅すると規定していること、②法24条が受給権を譲り渡し、担保に供し又は差し押えることを禁止していること⁴⁾、③法19条は一定の要件を満たす者に未支給年金を自己の名で請求できることとしているが、これは法が未支給年金についても一身専属権として相続を認めていないことを意味することなどの理由を挙げた。

この問題について、本控訴審判決は、Ⅱ判旨1の(1)～(3)に引用したように、Aによる承継を否定した。この判旨について、以下若干の解説を加える。

まず、判旨1の(1)に引用した部分は、訴訟の対象たる権利が一身専属的なものである場合は、その権利主体たる訴訟当事者が死亡すれば、当該訴訟は当然に終了し、訴訟の承継の余地のないことを判示している。そして4つの最高裁判決を引用するが、そのうちの1つは朝日訴訟上告審判決である。これらの最高裁判決のほか、第2次藤木訴訟上告審判決⁵⁾も相続による訴訟の承継を認めなかったとは前述したとおりであり、結論として承継を認めた宮訴訟控訴審判決も一般論として一身専属権に係る訴訟の承継を相続人に認めていない⁶⁾。このように、訴訟物が一身専属的であれば相続人に訴訟が承継されないとするのは、確立した判例となっており、また学説上も通説といえる。民法896条が「相続人は、相続開始の時から、被

相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。但し、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。」と規定していることからみても、この判旨は正当である。

次に、Ⅱ判旨1の(2)では年金受給権については基本権だけでなく支分権についても一身専属権であるとし⁷⁾、Ⅱ判旨1の(3)では未支給年金についても相続の対象とならないと判示している。毎月毎月支払期日が到来する年金受給権の支分権のうち未支給の年金については、相続を認めるべきかどうかは問題となり得る。この問題については立法上の手当てがなされ、法19条1項は「年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。」と規定している。

この規定の性格をめぐっては、Aと国との間で解釈が分かれた。Aは、この規定は年金受給権に相続性があることを前提としたうえで、相続人の範囲及び順位に関する特則を定めたものにすぎないと主張した。これに対し国は、この規定は年金受給権は相続されないことを前提に、例外的に未支給年金を一定の親族に支給する特別の規定を設けたものだとして主張した。

これに対し、本件訴訟の第1審判決も控訴審判決も国の主張を支持し、Ⅱ判旨1の(3)で特に朝日訴訟上告審判決を引用して、その判旨がそのまま当てはまると判示した。これは、同判決中の「被保護者の生存中の扶助ですでに遅滞にあるものの給付を求める権利についても、……それは当該被保護者の最低限度の生活の需要を満たすことを目的とするものであって、法の予定する目的以外に流用することを許さないものであるから、当該被保護者の死亡によって当然消滅し、相続の対象となり得ない」とする判示部分を指しているものと考えられる。

これに対し、年金受給権は保険料納付に対する反対給付的な財産権の性格があり、全額公費負担

の生活保護受給権と同一には論ぜられないとする主張も成り立ち得よう。しかし、年金受給権といえども、高齢者などの生活の保障のための公的な給付として設けられたものであり、法はそれを一身専属権として、例外的に法19条1項で一定の親族に未支給年金の請求を認めたものと解すべきである。したがって、この法19条1項の規定は、年金受給権の相続性の否定を前提としたものであると解すべきである。

以上のとおり、年金受給権の相続を理由とするAによるXの原告たる地位の当然承継を否定した本控訴審判決は、正当である。

3. 未支給年金の請求権に基づく訴訟の承継

法19条1項は前記のように一定の親族に未支給年金の請求権を与えるが、この規定によってAはXの未支給年金の請求権を取得し、これに基づきXの原告たる地位を承継したと主張した。これに対し、本控訴審判決は、Ⅱ判旨の2に引用したように、法19条1項に基づく未支給年金の請求権の法律関係は、相続による遺産の包括的承継とは全く別個の法律関係であるとして、これを根拠とするAによるXの訴訟の当然承継をも否定した。

しかし、Xが裁判で求めた老齢年金の未支給年金の請求とAの法19条1項に基づく未支給年金の請求は、法20条の併給調整条項がXの主張するように違憲で無効であるとすれば、全く同一であり、訴訟経済等を考えると、AにXの提起した訴訟の原告たる地位の承継を認めようとする考えも、一応は成り立ち得よう。宮訴訟控訴審判決は、このことを根拠に控訴人の妻に控訴人たる地位の承継を認めた⁸⁾。

本件訴訟の第1審判決の評釈である佐藤〔4〕390頁も、「訴訟承継の問題を、当事者の保護や訴訟経済というような実質的考慮の上に立って、必ずしも実体法上の権利関係の移転にこだわらずに認めようという見解もある（青山善充「会社法上の訴えにおける当事者の死亡と訴訟承継」続民事訴訟法判例百選 153頁等）」と述べた上で、「宮訴訟控訴審判決のような立場も実務的には十分理解できるのではないと思われる。」と述べている。

なお、朝日訴訟及び第2次藤木訴訟や本判決が引用している最高裁の諸判決に係る訴訟は、いずれもこの問題とはかかわりない。この問題は、法19条1項の未支給年金の特則とかかわる本件訴訟特有の問題である。

この問題について、筆者は以下のように考えている。法19条1項の未支給年金の支給は、支給を受けるべき者の請求により、行政庁の処分によって行われる。すなわち、未支給年金の受給権が得られるためには、①行政庁への請求と、②行政庁の支給決定処分が必要であり、このような手続きを経ない段階での法19条1項の請求権は抽象的・観念的なものとどまる。すなわち、未だ請求権にすぎず、行政庁の裁定を受けた受給権ではないのである。行政庁が支給決定をするには、未支給年金の請求者が年金受給権者と生計同一関係にあったかどうか（実際は、XとAは同居していなかった）、先順位者（法19条5項）であるかどうか等の実質的判断が必要であり、この判断は第1次的には行政庁が行うものである。このような手続きを経ず未支給年金の支給決定を受けていないAには法19条1項の受給権があるとはいえず、もし裁判所がAにこの受給権があることを前提にXの訴訟の原告たる地位の承継をAに認めるとすれば、行政庁が行うべき第1次的判断を裁判所が行ったに等しいことになる。しかも、この法19条1項の給付に関する処分については、法101条に基づいて社会保険審査官に対する審査請求を経、社会保険審査会に対する再審査請求の裁決を経た後でなければ訴訟が提起できないとする不服申立て前置主義が採られている（法101条の2）。したがって、これらの手続きを経ないで、AにXの原告たる地位の承継を認めることは、法が定めた101条及び101条の2の規定の趣旨を逸脱するものであり、許されないと解すべきである。以上のような趣旨は本件訴訟の第1審判決でも判示されているところであり、Aによる承継を認めないとする控訴審判決の結論は正当である。

4. 相続人による訴訟への参加

民事訴訟法73条は、「訴訟ノ繫属中其ノ訴訟ノ

目的タル権利ノ全部又ハ一部ヲ譲受ケタルコトヲ主張シ第七十一条ノ規定ニ依リテ訴訟参加ヲ為シタルトキハ其ノ参加ハ訴訟ノ繫属ノ初ニ遡リテ時効ノ中断又ハ法律上ノ期間遵守ノ効力ヲ生ス」と規定している。Aは、控訴審において、この規定に基づいて、次の2つのことを主張した。

- (1) 第1審判決は民事訴訟法73条の特定承継の可否について実体上の判断をしていないから、この点について控訴審裁判所が自ら判断するか、あるいはその点の審理を尽くさせるために本件を原審に差し戻すべきである。
- (2) Aは控訴審において民事訴訟法73条による参加を申し立てることとし、被控訴人は控訴人に金106万6,933円を支払うべきである。

これに対して、本控訴審判決は、Ⅱ判旨の3及び4に引用したように、いずれもこれらのAの主張を退けた。

まず、Aによる上記(1)の主張に対しては、本控訴審判決は、Ⅱ判旨3の(1)で、Aは民事訴訟法73条に基づく参加を申し立てたことは認められないとし、したがって原審が参加の可否につき判断しなかったとしても違法ではないと判示した。更に、Ⅱ判旨3の(2)では、Aの訴訟参加を根拠づける未支給年金の請求権はXの死亡により生じたものであるが、Xの死亡によりその訴訟は終了したものであるから、Aが参加する余地はないと判示した。これらの判旨はいずれも正当である。

次に、Aによる上記(2)の主張に対し、本控訴審判決は、Ⅱ判旨4の(1)で、民事訴訟法73条の参加は他人間の訴訟への参加を規定しているのであるのに、Aは自己を一当事者とする訴訟に参加を申し立てるもので不適法であると判示した。更に、Ⅱ判旨4の(2)では、Aによる参加の申立てはXの提起した訴訟への参加を申し立てたと解し得るが、それはXが死亡し訴訟が終了した後に申し立てたものであるから不適法であると判示した。これらの判旨も正当である。

5. 結 論

本控訴審判決は、Ⅱ判旨5に引用したように、原判決の取消しを求めたAによる本件控訴につい

ては棄却し、Aによる控訴審への参加申立ては却下した。

注

- 1) 障害福祉年金の受給権者も国民年金法の被保険者とされ、だが保険料の法定免除者とされたので（法89条1号）、保険料を納付する義務はなかった。しかし、国民年金法制定時の障害福祉年金の額は月額1,500円であったのに対し、老齢年金の月額は25年加入で2,000円、40年加入で3,500円とされたため、保険料を納付して老齢年金の受給資格を得ようとする者がかなりいた。
ところが、現在では、40年加入しても老齢基礎年金の月額は5万8,550円であるのに、障害基礎年金の月額は2級がこれと同額であり、1級はその1.25倍の7万3,192円であるため（平成3年度）、かつての障害福祉年金に相当する障害基礎年金の受給権者が国民年金の保険料を納付する意義は少なくなった。このため従来国民年金法の保険料を納付してきたこれらかつての障害福祉年金の受給権者らに、納付した保険料の合計額を基準とした特別一時金を支給することとした（昭和60年法律第34号附則94条）。
- 2) 法20条は「二以上の年金給付……の受給権者には、その者の選択により、その一を支給し、他の支給を停止する。」と規定し、選択をしない場合のことは規定されていなかった。社会保険庁長官及び北海道知事は、この規定を合理的に解釈して、より高い方の年金を支給することとしたのであるが、問題がないわけではない。障害福祉年金は課税されないのに、老齢年金は課税されるからである（法25条）。
昭和60年法律第34号によってこの20条は改正され、二以上の年金給付を受けることができるときはいったんすべての年金給付の支給が停止され（法20条1項。厚生省年金局〔2〕14頁及び津村〔5〕99頁参照）、1つの年金給付について支給停止の解除を申請することとされた（同条2項）。結果的には改正前と同じく受給権者の選択により1つの年金給付しか支給されないのであるが、支給停止解除の申請をしない場合には、法律的にはいずれの年金給付も支給停止され続けることになる。しかし、実際には、従来支給されていた年金給付が支給され続ける取扱いになるものと思われる。
- 3) 堀木訴訟上告審判決（最高裁昭和57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235頁）の併給調整条項を合憲とする判示部分は、次のとおりである。
「一般に、社会保障法制上、同一人に同一の性格を有する二以上の公的年金が支給されることとなるべき、いわゆる複数事故において、そのそれぞれの事故それ自体としては支給原因である稼働能力の喪失又は低下の程度が必ずしも事故の数に比例して増加するといえないことは明らかである。このような場合について、社会保障給付の全般的公平を図るため公的年金相互間における併給調整を行うかどうかは、さきに述べたところにより、立法府の裁量の範

囲に属する事柄と見るべきである。また、この種の立法における給付額の決定も、立法政策上の裁量事項であり、それが低額であるからといって当然に憲法25条違反に結びつくものということとはできない。

以上の次第であるから、本件併給調整条項が憲法25条に違反して無効であるとする上告人の主張を排斥した原判決は、結局において正当というべきである。」

「本件併給調整条項が上告人のような地位にある者に対してその受給する障害福祉年金と児童扶養手当との併給を禁じたことが憲法14条及び13条に違反するかどうかについて見るのに、憲法25条の規定の要請にこたえて制定された法令において、受給者の範囲、支給要件、支給金額等につきなんら合理的理由のない不当な差別的取扱をしたり、あるいは個人の尊厳を毀損するような内容の定めを設けているときは、別に所論指摘の憲法14条及び13条違反の問題を生じうることとは否定しないところである。しかしながら、本件併給調整条項の適用により、上告人のように障害福祉年金を受けることができる地位にある者とそのような地位にない者との間に児童扶養手当の受給に関して差別を生ずることになるとしても、さきに説示したところに加えて原判決の指摘した諸点、とりわけ身体障害者、母子に対する諸施策及び生活保護制度の存在などに照らして総合的に判断すると、右差別がなんら合理的理由のない不当なものであるとはいえないとした原審の判断は、正当として是認することができる。また、本件併給調整条項が児童の個人としての尊厳を害し、憲法13条に違反する恣意的かつ不合理な立法であるといえないことも、上来説示したところに徴して明らかであるから、この点に関する上告人の主張も理由がない。」

- 4) 有泉・中野〔1〕59頁は、法24条の規定に関し、「この給付が、真に受給権者の利益となるよう、……給付を受ける権利の移転性を封じ、これを、受給権者についてのいわゆる一身専属権として保護したのが本条である。」「一身専属権とされるから、民法896条ただし書の規定により相続の対象からも除かれる」と述べている。

また、行政解釈である小山〔3〕157頁も、法24条の規定に関し、「年金給付を受ける権利は、本法によって設定された公法上の権利であり、……その権利は受給権者の一身に専属するものであるとされている。それゆえ、民法第896条ただし書……の規定により、受給権者が死亡した場合においても、相続の対象とならないこととされる。」と述べている。

- 5) 第2次藤木訴訟上告審判決については、堀〔6〕277頁以下で解説したので、参照されたい。
- 6) この宮訴訟控訴審判決のこの該当部分の判旨は、次のとおりである。

「右年金受給権は、法24条により譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができないとされており、一身専属権と解すべきであるから、民法896条但し書により相続の対象とはなり得ないものであり、したがって、亡Xの相続人らは、本件の訴訟物であ

る右年金受給権にかかる亡Xの法律上の地位を承継するに由ないものといわざるを得ないから、同人の相続人の故をもって、本件訴訟の控訴人たる地位を承継した者ということができないことは明らかである。」

- 7) 有泉・中野〔1〕59頁は、法24条の「『給付を受ける権利』には、いわゆる基本権のみならず、支分権も含まれる……。したがって、各支払期において年金の支払いを受ける権利も、他人に譲り渡すことはできない。」と述べている。

また、行政解釈である小山〔3〕156頁も、法24条の「年金給付を受ける権利とは、基本権たる受給権のみならず、その支払を受ける支分権までも含めた広い意味に解すべきである。」と述べている。

- 8) 官訴訟控訴審判決の該当部分の判旨は、次のとおりである。

「法19条は、年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であってその者と生計を同じくしていたものは、右順序に従って、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求できると定めているから、もし亡Xの主張する老齢福祉年金請求権がその主張どおり存在するとすれば、右請求権は、同人の死亡により、同人と生計を同じくしていたことに争いがなく、かつ、法

定の第1順位に当る同人の妻Bが法19条に基づいて取得すべきものである。そうとすれば、亡Xがその主張する老齢福祉年金の支払いを求めて提起した本件訴訟における同人の当事者としての資格はBに移転したと解するのが相当であり、本件訴訟の控訴人たる地位は、同人において承継したものとすべきである。」

引用文献

- 〔1〕 有泉 享・中野徹雄編『国民年金法 全訂社会保険関係法2』、日本評論社、昭和58年。
〔2〕 厚生省年金局『三訂国民年金厚生年金保険改正法の逐条解説』、中央法規出版、平成3年。
〔3〕 小山進次郎『国民年金法の解説』、時事通信社、昭和34年。
〔4〕 佐藤道明「未支給となっている国民年金法に基づく老齢年金の支払を求める訴訟が、原告の死亡により終了したとされた事例」『判例タイムズ 平成元年度主要民事判例解説』No. 735、平成2年10月25日。
〔5〕 津村和正『新年金制度の詳細解説』、社会保険広報社、昭和61年。
〔6〕 堀 勝洋『社会保障法判例 近年の動向と解説』、中央法規出版、平成2年。
(ほり・かつひろ 社会保障研究所研究部長)

書 評

金森久雄・伊部英男編『高齢化社会の経済学』（東京大学出版会，1990年）

正村公宏著『福祉社会論』（創文社，1989年）

石 弘 光

1

高齢化社会の到来は、わが国の経済社会に、種々な影響を与えるにちがいない。とりわけ重要なのが福祉であろう。人口高齢化と福祉はまさに密接不可分な関係にあり、これから高齢化社会のなかで福祉をどのような水準、形態で維持すべきかきわめて重要な課題といえる。高齢化社会が目前に迫ってきた今日、いくつもの学問分野で本格的な分析が待たれている。

このような状況の下で、『高齢化社会の経済学』、『福祉社会論』の2冊が世に問われたことはまことに喜ばしい。前者は十数人からなる研究グループの論文をもちよる形でまとめられたもので、高齢化を共通のキーワードに種々な経済学の分野からの接近が試みられている。政策論あり理論的な分析あり実証研究あり、バラエティーに富んだところが、この書物の特徴であろう。これに対し後者は、正村氏の単独の書き下ろしの書物である。福祉社会とは何かに歴史的、規範的、経済体制論的な視点をふまえ、真正面から取り扱った本格的な研究書である。氏の重厚な学風がいかに発揮されており、この分野でじっくり腰をすえて読むべき代表的な書物といえよう。

以上のごとく、2つの書物は分析の狙いも手法も性格を異にしている。両者を比較対照しつつ、書評を行うことは困難であるうえに、あまり意味がない。そこで以下、スペースを2つに分け、各々の書物の内容の紹介、コメントを別々に行いたいと思う。

2

『高齢化社会の経済学』は、編者の1人である金森氏が座長となり日本経済研究センターで行った研究会の成果を、前述のごとくまとめたものである。人口高齢化に絡む問題は従来、どちらかといえば社会福祉論の接近からのが多く、経済学的な分析によるものは比較的少ない。この点欧米にくらべてもかなり見劣りするので、この遅

れを取り戻したいとするのが本研究会の狙いであったようだし、本書にもこの意気込みがうかがえる。

本書は、13章から構成されており、2つの章を除くと、高齢化問題を直接に論じている。高齢化の現象とこれまであまり結びつけてこられなかった消費パターン、就業・労働能力あるいは住宅などの問題にも言及され、いくつか新しい視点が提出されている。しかしながら研究会の報告がベースになっているだけに、個々の執筆者の関心を反映し、各章バラバラで1冊の書物としての統一性はない。事柄の性格上この点に問題はないが、ただ研究書としてみると章ごとの質的なレベルの差があまりにありすぎるような気がする。本格的な分析をふまえた学術論文から、やや“やっつけ仕事の”な論文にいたるまでかなりのカテゴリーに分けられる。それだけに多彩な興味ぶかい論文集といえようが、正直いって玉石混淆の感がしないではない。

序章「高齢化問題の課題」（金森久雄）は、本書をまとめるにあたっての問題意識を述べ問題設定を行った箇所である。文学作品にまで言及されきわめて読みやすい。ここで金森氏は高齢者を65歳以上でなく70歳以上と定義し直すと、高齢者問題は当面世間で心配されるほど深刻でないと指摘している。つまり高齢者問題が深刻にみえるのは、一部は不適切な定義に振り回されているためであると問題を提起されているが、この点は非常に重要であると思う。残念なことに、この問題提起が後に続く各章の議論にはほとんど登場していない。

第1章「高齢化社会と人口」（岡崎陽一）は、われわれに人口の変動パターンの推移から高齢化のイメージを与えてくれる。かかる点、本書の優れた導入部となっている。とりわけ1974年までわが国の合計特殊出生率は2.0を維持しており、きわめてノーマルな状況であったという点の指摘は興味ぶかい。ただ近年の出生率の低下傾向が将来是正されると楽観的な見通しになっているが、直近の公表数字をみると果たしてそうなのかちょっと気に

かかるところである。

第2章「政府の役割」(宮島洋)は、高齢化社会における高齢者生活保障を支えるため家族の役割を重視している。これは通常いわれる自助努力による市場ルート、公的年金による政府ルートの両者の選択という問題でなく新たに家族を加え私的ルートと政府ルートの併用を考えたものである。著者自身、疑問を提示するだけという自己限定的な議論の立て方をしているが、高齢化社会の問題を考えるにあたり新しい重要な視点を示唆していると思う。暗黙のうちに行き過ぎた「小さな政府」志向へ警鐘を鳴らしているようだ。

第3章で「高齢化社会と地方自治体の政治・行政」(加藤富子)が論じられている。前半で臨場感溢れた視点からこれまでの福祉対策に対する政府の取り組みの遅れを批判し、後半でスウェーデンの医療福祉の実態を2、3の調査を紹介する形で検討している。議論自体、面白く追えるが全体として分析の軸がないだけに高齢化社会における地方自治体の姿が、もうひとつ明確に浮かび上がってこない。とりわけ日本の地方自治体に対する体系的な分析がないのがおしまれる。

第4、5章は、日本を代表する2人の労働経済学者の手による高齢化と労働問題の分析である。ファクト・ファインディングスを基礎にし、きわめて説得的な議論が展開されており、今後の労働政策に重要な指針を与えている。第4章「高齢者の就業問題」(橘木俊詔)は丹念な実証研究により、今後の日本経済において高齢者の役割が重要であると主張しその制度的な裏付けの具体策にも言及している。一方、第5章「高年者の労働能力」(小池和男)では、高齢者の労働能力が落ちるという定説に対し客観的データにより反証している。そして企業はその知的熟練を活用すべしと熱っぽく説いている。労働能力の質を問うという難しい仕事を、アンケート調査を中心に行っているが現場に精通した著者の独壇場ともいえる。いずれにしろ、この2つの関連した章は、従来ほとんど光をあてられなかった分野に分析のメスを加えたという点で、高く評価されよう。

第6章「高齢者消費の実態」(鈴木玲子)は、データ制約に苦しみつつ高齢者の消費行動パターンの解明に挑戦したものである。将来、現在以上に注目を集めると予想されるシルバー・マーケットの一端が明らかにされている。分析の結果は、リッチな高齢者の存在とまたこのグループ内での格差問題を明らかにしている。本章はこの種の分析としてあまり前例がないだけに興味ぶかい。このような議論を契機に、各省庁とも高齢者の行動を十分

に分析できるだけのデータの整備に今後努力してもらいたいと思う。

第7章「高齢化社会の医療保障システム」(藤井良治)は、医療費高騰の要因、その抑制の含意を各国の実態もふまえたモデル分析もまじえ行っている。それなりに興味ぶかく読むことができる。しかし医療費全体とかわる分析はさておき、高齢化社会との接点が弱いのが気にかかる。高齢化の医療問題として重要なターミナル・ケアあるいは高額医療費の問題などについて、著者の見解を聞いてみたい。

第8章「医療需要の価格弾力性に関する予備的考察」(小椋正立)において、医療保険の金銭コスト比率と医療需要関数の2つが推計されている。この種の推計は、今後の医療費上昇に歯止めをかける方策を探るためにも必要な作業である。ただ残念なことに、「予備的考察」とされているように本格的な作業が行われていない。推計結果の一部が陳列されているだけで、ごく少数の専門的な関心をもつ人以外にはとっつきにくい内容となっている。政策的含意をまじえた本格的な分析結果を待ちたいと思う。

第9章「個人年金保険の限界と公的年金制度」(井口直樹)は、ライフ・サイクル・モデルを拡大して個人年金の限界と公的年金のメリットを理論的に分かりやすく説明したものである。公的年金制度の役割・機能について、基本にさかのぼって検討・整理してみたいという著者の狙いは成功しているようだ。ただもう一歩立ち入って、部分的積立方式といった修正モデルにも分析を拡大して欲しかった気がする。

第10章「高齢社会と家族援助——政策税制の再検討」(都村敦子)において、ソーシャル・ポリシーのなかでの介護家族の援助およびその実態と、それに対する政策的対応のあり方の2つが吟味されている。内容が盛り沢山すぎ、若干整理が悪いこともあって議論の展開にわかりにくいところもあるが、その結論は明確である。福祉のため政策税制つまり租税支出を用いるのではなく、直接に支出サイドを充実させるべきだとする主張は説得的である。

第11章「高齢化社会と住宅」(早川和男)は、一貫して高齢者の福祉にとって良質な住宅確保が不可欠という点を強調している。アンケート調査をふまえ、また数多くの実例も紹介しつつ、日本において住宅の現状が高齢者に劣悪な状況であることを明確にし、その改善を訴えている。住環境が医療にも重要なことが沢内村の実態にも触れて言及されており、われわれに改めて高齢化と住

宅問題とのかかわりの重要性を認識させてくれる。経済学者が従来、あまり問題にしなかった論点だけに、評者は本章から新鮮な刺激を受けた。

第12章「生活の質」(鶴野公郎)は、高齢化とは直接に関係しないが生活の質を測定しようとする困難な仕事に挑戦している点、注目に値する。いくつかある接近方法のなかで、NNW方式に依拠し余暇、環境汚染、都市化に伴う損失などの数量化を企てている。GNPが市場取引を核に構築され概念上、比較的整合性を保持しているが、NNWはその恣意性にどうしても全幅の信頼がおけない気がする。推計の結果を高齢化社会と関係づけ、積極的な政策提言を行って欲しかった。今後の著者の努力に待ちたいと思う。

最後の第13章では、「高齢化社会のメリットとデメリット」(伊部英男)と題して本書のまとめが行われている。高齢化社会の一般的な現象が整理されているのは有用だが、メリット・デメリットの基準から議論が展開されているわけではない。率直に言って期待外れの感は免れない。

以上、各章ごとにごく簡単にコメントを加えてきた。本書全体を通して気になることを、最後に2点だけ付け加えることにする。第1に、「個人貯蓄率」を取り扱った章がない点である。高齢化社会へ移行したら貯蓄率はどうなるのか、日本経済の将来像を描くのに欠かせない要素である。画竜点睛を欠いたという感じもする。第2に、各章末の注と参考文献の挙げ方がバラバラで利用しにくい。また「高齢化社会」と「高齢社会」、あるいは「高齢者」と「高年者」といった用語が併存して用いられている。区別する意味がないなら統一すべきであろう。

3

次に『福祉社会論』に目を転じよう。一般に福祉というとわれわれは、公的年金・医療制度や公的扶助を連想しがちである。しかしながら正村氏の目指したものは、このような狭義の福祉ではない。通常の保健・医療、社会保障給付、年金はもとよりのこと、教育、就業と職場生活、地球環境、家族と人間、都市問題などわれわれの生活に直接・間接にかかわる社会・経済問題を広く取り上げている。このような広義の福祉概念から、現代の福祉社会の核心に触れようとしている。

本書は、3部6章から構成されている。第I部「福祉社会の諸前提」は、歴史的および理論的に章を分け福祉社会のそもそもの成立過程が分析されている。マル経・

近経の双方の理論に精通し、優れた歴史観をもつ氏の真骨頂が、いかんなく発揮されている個所である。ここで本書全体を貫く、福祉国家から福祉社会への移行の必然性とその含意が幅広い視野から説明される。

これを受けて第II部「福祉社会の諸制度」で、「就業と職業生活」、「所得の分配と再分配」、「保健・医療と社会福祉」の3つの章が続く。いわば各論の部分であり、先述の広義の福祉をマクロ・ミクロ両側面に触れつつ、その内容が検討される。その着想の豊かさと独創性に感心させられるとともに、多数の示唆を与えられる。そして第III部「福祉社会の諸条件」で、最後に第6章として「都市・家族・人間」が本書全体のまとめの役割を果たすことになる。福祉社会を単に関連する全体の制度・施策の組み合わせとみるのではなく、それを個々に構成する人間の本質、生活空間、家族といったものにまで分解して議論が展開される。

一読して、地球意識にまで言及したその広大な体系に圧倒される。「福祉」という概念ひとつとっても、イギリスとアメリカではその受けとめ方が根本的に異なる。したがって、福祉社会の核心に触れるには通常の経済学の枠を大きく超える視野からの接近を必要としている。ただ読んだ印象としては、取り扱う論点が多岐にわたりすぎ、福祉社会との結びつきが弱く著者の意図を容易に理解できない個所も多い。この広大な体系から、氏の描こうとする福祉社会の全体像が鮮明に浮かび上がってくると考えるか、それともいまひとつ不明瞭だと考えるか、評価は読者によって異なってくることだろう。

議論の正確さを期するためであろう。全体として「・・・・」の使用が多く、また概念規定もいささか煩わしい。また氏の好みかと思われるが、図表の使用が極力抑えられている。マクロ・ミクロの理論がかなり用いられているだけに、文章による叙述に加えもう一工夫あると理解しやすいと思われる個所も多い。

正直いって、この野心的な労作を著者と同じレベルに立ってコメントできる力量を評者はもち合わせていない。著者が本書を通じて投げかけてくる問題提起を、受けとめるのが精いっぱいといえよう。本書は現代において福祉とは何か、それを基盤とする社会システムとはどんなものかといった問題に関心をもつ読者に、種々な解決の糸口を与えてくれる。そして考える題材を豊富に提供してくれる。じっくり腰をすえて読むべき代表的な書物のひとつであると、自信をもって推薦したい。

(いし・ひろみつ 一橋大学教授)

平成元年度 社会保障給付費

社会保障給付費は、ILO の基準に従い、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算をもとに推計したものである。この推計は厚生省の委託を受けて本研究所が実施した。
(社会保障研究所)

I 社会保障給付費の範囲

1. 社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILO では、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

- ① 制度の目的が、治療的または予防的医療を提供するもの、所得保障を行うもの、あるいは扶養家族に対して補足的給付を提供するものであること。
- ② 制度が法律によって定められ、それによって特定の個人に権利が付与され、あるいは公的、準公的、もしくは独立の機関に特定の責任が課せられるものであること。
- ③ 制度が公的、準公的、もしくは独立の機関によって管理されていること。

ただし、業務災害補償は、その責任が直接事業に課せられているので、上記③を満たさないが社会保障に含める。

上記の基準に従えば社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険や労働者災害補償保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

注）ILO に対する報告は3年毎に行っている。
直近では、平成元年9月に昭和59～61年度分を報告した。

2. 社会保障給付費の「医療」、「年金」、「その

他」別分類は次のとおりである。

「医療」には、医療保険、老人保健の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核、精神その他の公費負担医療、保健所等が行う公衆衛生サービスに係る費用等が含まれる。

「年金」には、厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給及び労災保険の年金給付等が含まれる。

「その他」には、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種の手当、施設措置費等社会福祉サービスに係る費用、医療保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、雇用保険の失業給付等が含まれる。

II 平成元年度社会保障給付費 推計結果の概要

1. 平成元年度の社会保障給付費の総額は、44兆6,404億円であり、これを「医療」、「年金」及び「その他」の部門別構成割合でみると、「年金」が社会保障給付費の50.9%を占め、前年度に比べさらに増大した。
 - (1) 国民1人当たり社会保障給付費は36万2,200円であり、1世帯当たりでは112万3,900円と、100万円を超える社会保障給付がなされている。
 - (2) 部門別社会保障給付費をみると、「医療」が17兆3,713億円(38.9%)、「年金」が22兆7,231億円(50.9%)、「その他」が4兆5,459億円(10.2%)である。
 - (3) 平成元年度社会保障給付費の対前年度伸び率は5.6%であり、対国民所得比は14.02%で

表 1 部門別社会保障給付費の前年度との比較

社会保障給付費	昭和63年度	平成元年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	422,777 (100.0)	446,404 (100.0)	23,627	5.6
医 療	165,303 (39.1)	173,713 (38.9)	8,410	5.1
年 金	212,107 (50.2)	227,231 (50.9)	15,125	7.1
そ の 他	45,367 (10.7)	45,459 (10.2)	92	0.2

(注) () 内は構成割合である。

表 2 部門別社会保障給付費（対国民所得比）の前年度との比較

社会保障給付費	昭和63年度	平成元年度	対前年度増加分
計	14.12 %	14.02 %	△0.100 %ポイント
医 療	5.52	5.46	△0.065
年 金	7.09	7.14	0.053
そ の 他	1.52	1.43	△0.087

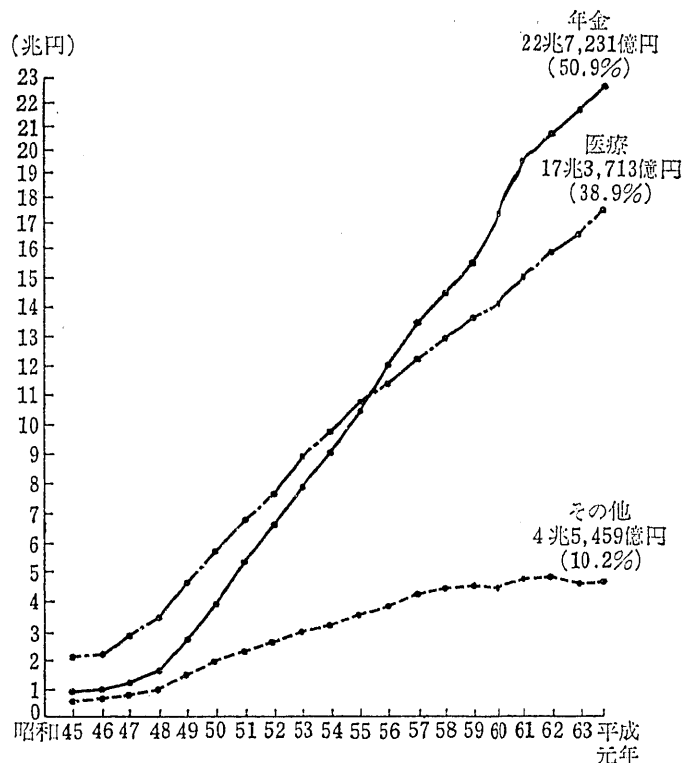


図 1 社会保障給付費の部門別推移

あった。

表 3 1人（世帯）当たり社会保障給付費の前年度との比較

社会保障給付費	昭和63年度	平成元年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
1人当たり	344.3 千円	362.2 千円	17.9	5.2
1世帯当たり	1,074.9	1,123.9	49.0	4.6

2. 年金保険給付費、老人保健（医療分）給付費、老人福祉サービス給付費を合わせた高齢者関係給付費は、平成元年度は26兆1,474億円となり、その伸び率8.2%は社会保障給付費の伸び率5.6%を上回っている。

表 4 高齢者関係給付費の前年度との比較

	昭和63年度	平成元年度	対前年度伸び率
社 会 保 障 給 付 費	422,777 億円	446,404 億円	5.6 %
年 金 保 険 給 付 費	187,219 億円	202,638 億円	8.2 %
老人保健(医療分)給付費	49,824	53,730	7.8
老人福祉サービス給付費	4,569	5,106	11.8
計	241,612 (57.1)	261,474 (58.6)	8.2
60歳以上人口	2,011 万人	2,088 万人	3.9 %
65歳以上人口	1,378	1,431	3.8
70歳以上人口	917	941	2.6
75歳以上人口	548	575	4.9

(注1) () 内は社会保障給付費に占める割合である。

(注2) 老人福祉サービス給付費は、老人保護関係給付費及び在宅福祉サービス関係給付費からなる。

参考 社会保障給付費の国際比較

表 5 社会保障給付費、租税・社会保障負担率等の国際比較

(単位：%)

国名	社会保障給付費 の対国民所得比	老年人口比率 (65歳以上 人口比率) 1986年	租税・社会保障負担の対国民所得比 1986年		
			租税負担	社会保障負担	計
日本	1986年	10.6%	25.0%	10.7%	35.7%
	1989年	11.6	27.9	10.8	38.7
アメリカ	15.2	12.1	25.7	10.1	35.8
イギリス	25.0	15.3	41.5	11.4	52.9
旧西ドイツ	29.1	15.1	30.0	22.4	52.4
フランス	36.1	13.1	33.6	27.8	61.4
スウェーデン	39.7	18.1	53.2	19.0	72.2

(単位：%)

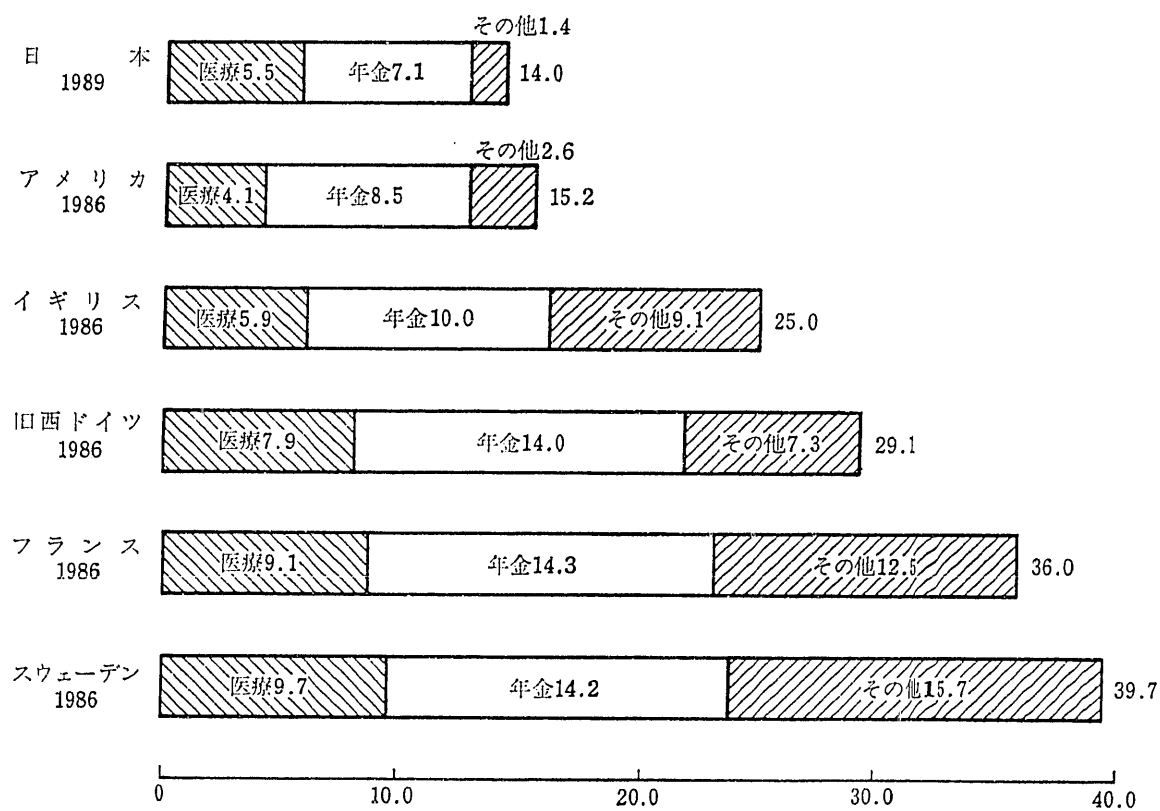
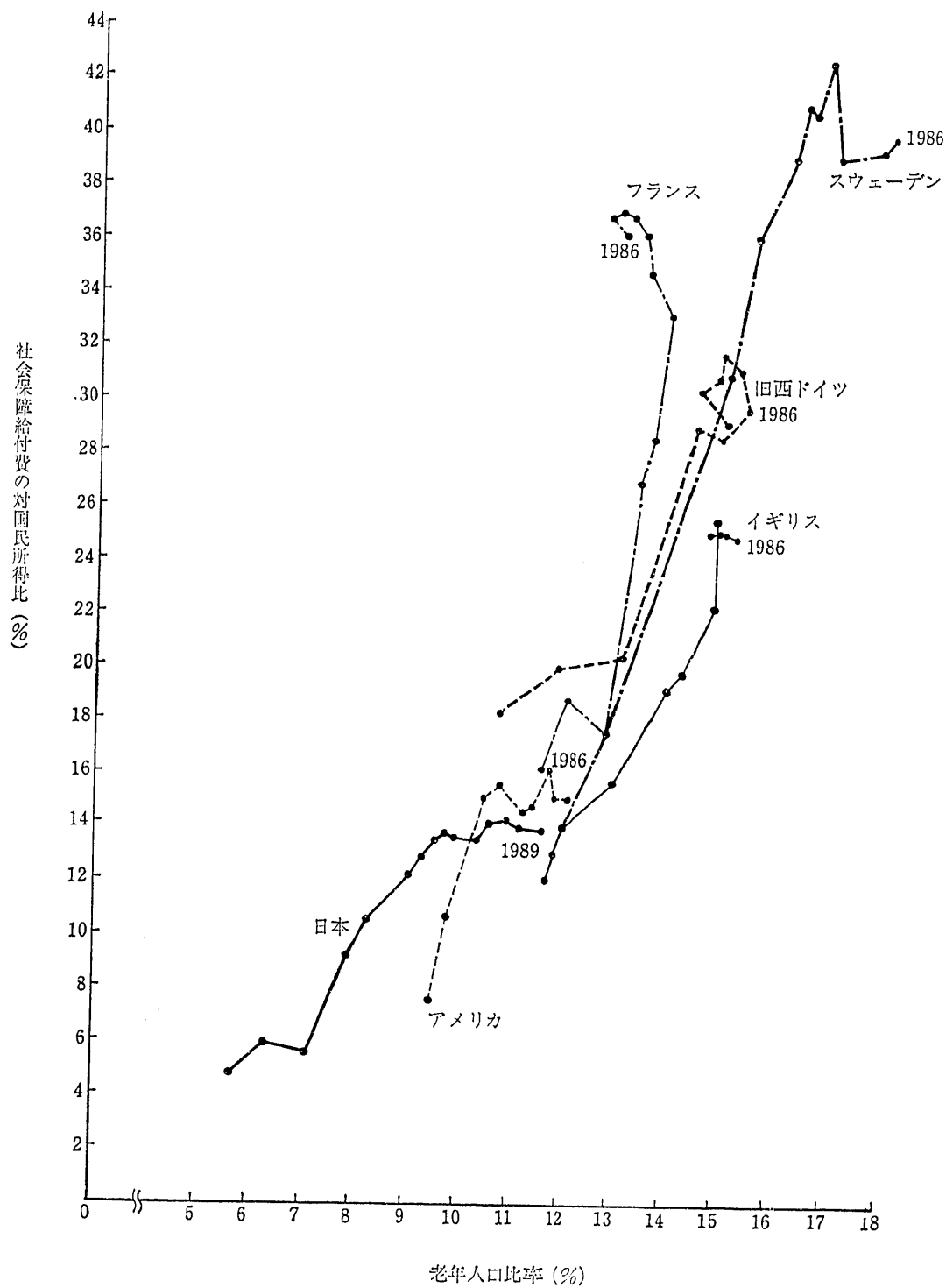


図 2 社会保障給付費（対国民所得比）の部門別構成割合の国際比較



Ⅲ 統 計 表

第1表 社会保障給付費の部門別推移

年 度	社 会 保 障 給 付 費					国民所得		
	総 数 (億円)	医 療 (億円)	構 成 割 合 (%)	年金・その他 (億円)	構 成 割 合 (%)	(億円)		
昭和25(1950)	1,261	646	51.2	615	48.8	…		
26(1951)	1,571	804	51.1	768	48.9	44,346		
27(1952)	2,194	1,149	52.3	1,046	47.7	52,159		
28(1953)	2,577	1,480	57.5	1,096	42.5	60,015		
29(1954)	3,841	1,712	44.6	2,129	55.4	65,917		
30(1955)	3,893	1,919	49.3	1,974	50.7	69,733		
31(1956)	3,986	2,018	50.6	1,969	49.4	78,962		
32(1957)	4,357	2,224	51.0	2,133	49.0	88,681		
33(1958)	5,080	2,099	41.3	2,981	58.7	93,829		
34(1959)	5,778	2,523	43.7	3,255	56.3	110,421		
35(1960)	6,553	2,942	44.9	3,611	55.1	134,967		
36(1961)	7,900	3,850	48.7	4,050	51.3	160,819		
37(1962)	9,219	4,699	51.0	4,520	49.0	178,933		
38(1963)	11,214	5,885	52.5	5,329	47.5	210,993		
				年 金 (億円)	構 成 割 合 (%)	そ の 他 (億円)	構 成 割 合 (%)	
39(1964)	13,475	7,328	54.4	3,056	22.7	3,091	22.9	240,514
40(1965)	16,037	9,137	57.0	3,508	21.9	3,392	21.2	268,270
41(1966)	18,670	10,766	57.7	4,199	22.5	3,705	19.8	316,448
42(1967)	21,644	12,583	58.1	4,947	22.9	4,114	19.0	375,477
43(1968)	25,096	14,679	58.5	5,835	23.3	4,582	18.3	437,209
44(1969)	28,732	16,974	59.1	6,583	22.9	5,174	18.0	521,178
45(1970)	35,239	20,758	58.9	8,562	24.3	5,920	16.8	610,297
46(1971)	39,670	22,498	56.7	10,167	25.6	7,005	17.7	659,105
47(1972)	48,937	27,938	57.1	12,341	25.2	8,658	17.7	779,369
48(1973)	61,152	33,726	55.2	16,728	27.4	10,698	17.5	958,396
49(1974)	88,894	46,918	52.8	26,740	30.1	15,236	17.1	1,124,716
50(1975)	116,726	56,881	48.7	38,865	33.3	20,981	18.0	1,239,907
51(1976)	144,828	67,862	46.9	53,430	36.9	23,535	16.3	1,403,972
52(1977)	168,462	75,755	45.0	65,993	39.2	26,715	15.9	1,557,032
53(1978)	197,213	88,661	45.0	78,538	39.8	30,014	15.2	1,717,785
54(1979)	219,066	97,115	44.3	89,987	41.1	31,964	14.6	1,822,066
55(1980)	246,044	106,582	43.3	104,709	42.6	34,753	14.1	1,995,902
56(1981)	273,578	114,424	41.8	120,616	44.1	38,539	14.1	2,097,489
57(1982)	299,489	122,982	41.1	134,115	44.8	42,391	14.2	2,193,918
58(1983)	319,016	129,931	40.7	144,966	45.4	44,120	13.8	2,308,057
59(1984)	335,794	134,335	40.0	155,567	46.3	45,891	13.7	2,436,089
60(1985)	356,440	141,550	39.7	170,170	47.7	44,720	12.5	2,595,898
61(1986)	385,886	150,702	39.1	188,806	48.9	46,378	12.0	2,693,947
62(1987)	406,546	158,573	39.0	201,331	49.5	46,643	11.5	2,817,375
63(1988)	422,777	165,303	39.1	212,107	50.2	45,367	10.7	2,993,566
平成元(1989)	446,404	173,713	38.9	227,231	50.9	45,459	10.2	3,183,424

(注) 四捨五入の関係で総数に一致しない場合がある。

資料 国民所得は、昭和29年度以前は、経済企画庁「昭和53年版国民所得統計年報」、昭和30～44年度は、同「長期週及推計国民経済計算報告」、昭和45年度以後は、同「平成3年版国民経済計算年報」による。

第2表 社会保障給付費(対国民所得比)の部門別推移

(単位: %)

年 度	社 会 保 障 給 付 費			
	総 数	医 療	年金	その他
昭和25(1950)	...	...	...	...
26(1951)	3.54	1.81	1.73	
27(1952)	4.21	2.20	2.00	
28(1953)	4.29	2.47	1.83	
29(1954)	5.83	2.60	3.23	
30(1955)	5.58	2.75	2.83	
31(1956)	5.05	2.56	2.49	
32(1957)	4.91	2.51	2.41	
33(1958)	5.41	2.24	3.18	
34(1959)	5.23	2.28	2.95	
35(1960)	4.86	2.18	2.68	
36(1961)	4.91	2.39	2.52	
37(1962)	5.15	2.63	2.53	
38(1963)	5.31	2.79	2.53	
39(1964)	5.60	3.05	1.27	1.29
40(1965)	5.98	3.41	1.31	1.26
41(1966)	5.90	3.40	1.33	1.17
42(1967)	5.76	3.35	1.32	1.10
43(1968)	5.74	3.36	1.33	1.05
44(1969)	5.51	3.26	1.26	0.99
45(1970)	5.77	3.40	1.40	0.97
46(1971)	6.02	3.41	1.54	1.06
47(1972)	6.28	3.58	1.58	1.11
48(1973)	6.38	3.52	1.75	1.12
49(1974)	7.90	4.17	2.38	1.35
50(1975)	9.41	4.59	3.13	1.69
51(1976)	10.32	4.83	3.81	1.68
52(1977)	10.82	4.87	4.24	1.72
53(1978)	11.48	5.16	4.57	1.75
54(1979)	12.02	5.33	4.94	1.75
55(1980)	12.33	5.34	5.25	1.74
56(1981)	13.04	5.46	5.75	1.84
57(1982)	13.65	5.61	6.11	1.93
58(1983)	13.82	5.63	6.28	1.91
59(1984)	13.78	5.51	6.39	1.88
60(1985)	13.73	5.45	6.56	1.72
61(1986)	14.32	5.59	7.01	1.72
62(1987)	14.43	5.63	7.15	1.66
63(1988)	14.12	5.52	7.09	1.52
平成元(1989)	14.02	5.46	7.14	1.43

第3表 社会保障給付費と国民所得の対前年度伸び率の推移

(単位: %)

年 度	社 会 保 障 給 付 費				国民所得
	総 数	医 療	年 金	その他	
昭和25(1950)	...	...	...	...	...
26(1951)	24.6	24.4	24.8	...	...
27(1952)	39.7	42.9	36.2	...	17.6
28(1953)	17.4	28.9	4.8	...	15.1
29(1954)	49.1	15.6	94.2	...	9.8
30(1955)	1.4	12.1	△7.3	...	5.8
31(1956)	2.4	5.1	△0.3	...	13.2
32(1957)	9.3	10.2	8.3	...	12.3
33(1958)	16.6	△5.6	39.8	...	5.8
34(1959)	13.8	20.2	9.2	...	17.7
35(1960)	13.4	16.6	10.9	...	22.2
36(1961)	20.6	30.9	12.2	...	19.2
37(1962)	16.7	22.0	11.6	...	11.3
38(1963)	21.6	25.2	17.9	...	17.9
39(1964)	20.2	24.5	15.3	...	14.0
40(1965)	19.0	24.7	14.8	9.7	11.5
41(1966)	16.4	17.8	19.7	9.2	18.0
42(1967)	15.9	16.9	17.8	11.1	18.7
43(1968)	16.0	16.7	18.0	11.4	16.4
44(1969)	14.5	15.6	12.8	12.9	19.2
45(1970)	22.6	22.3	23.8	22.3	17.1
46(1971)	12.6	8.4	18.7	18.3	8.0
47(1972)	23.4	24.2	21.4	23.6	18.2
48(1973)	25.0	20.7	35.5	23.6	23.0
49(1974)	45.4	39.1	59.9	42.4	17.4
50(1975)	31.3	21.2	45.3	37.7	10.2
51(1976)	24.1	19.3	37.5	12.2	13.2
52(1977)	16.3	11.6	23.5	13.5	10.9
53(1978)	17.1	17.0	19.0	12.3	10.3
54(1979)	11.1	9.5	14.6	6.5	6.1
55(1980)	12.3	9.7	16.4	8.7	9.5
56(1981)	11.2	7.4	15.2	10.9	5.1
57(1982)	9.5	7.5	11.2	10.0	4.6
58(1983)	6.5	5.6	8.1	4.1	5.2
59(1984)	5.3	3.4	7.3	4.0	5.5
60(1985)	6.1	5.4	9.4	△2.6	6.6
61(1986)	8.3	6.5	11.0	3.7	3.8
62(1987)	5.4	5.2	6.6	0.6	4.6
63(1988)	4.0	4.2	5.4	△2.7	6.3
平成元(1989)	5.6	5.1	7.1	0.2	6.3

第4表 1人当たり社会保障給付費と1人当たり国民所得の推移

年 度	1人当たり 社会保障給付費		1人当たり 国民所得	
	実 額 (千円)	指 数 (48年=100)	実 額 (千円)	指 数 (48年=100)
昭和25(1950)	...	...	...	...
26(1951)	1.9	3.4	52.5	6.0
27(1952)	2.6	4.6	60.8	6.9
28(1953)	3.0	5.4	69.0	7.8
29(1954)	4.4	7.9	74.7	8.5
30(1955)	4.4	7.9	78.2	8.9
31(1956)	4.4	7.9	87.6	10.0
32(1957)	4.8	8.6	97.6	11.1
33(1958)	5.5	9.8	102.3	11.6
34(1959)	6.2	11.1	119.2	13.6
35(1960)	7.0	12.5	144.5	16.4
36(1961)	8.4	15.0	170.6	19.4
37(1962)	9.7	17.3	188.1	21.4
38(1963)	11.7	20.9	219.5	25.0
39(1964)	13.7	24.5	247.6	28.2
40(1965)	16.3	29.1	273.2	31.1
41(1966)	18.7	33.4	319.6	36.4
42(1967)	21.4	38.2	375.0	42.7
43(1968)	24.5	43.7	431.7	49.1
44(1969)	28.0	50.0	508.7	57.9
45(1970)	33.7	60.2	586.0	66.7
46(1971)	37.4	66.8	621.7	70.7
47(1972)	45.5	81.3	724.9	82.5
48(1973)	56.0	100.0	879.1	100.0
49(1974)	80.4	143.6	1,018.1	115.8
50(1975)	104.3	186.3	1,108.7	126.1
51(1976)	128.1	228.8	1,242.4	141.3
52(1977)	147.6	263.6	1,364.7	155.2
53(1978)	171.2	305.7	1,492.2	169.7
54(1979)	188.6	336.8	1,569.6	178.5
55(1980)	210.2	375.4	1,706.1	194.1
56(1981)	232.0	414.3	1,780.1	202.5
57(1982)	252.2	450.4	1,848.9	210.3
58(1983)	266.9	476.6	1,931.9	219.8
59(1984)	279.1	498.4	2,026.0	230.5
60(1985)	294.5	525.9	2,145.9	244.1
61(1986)	317.2	566.4	2,215.3	252.0
62(1987)	332.5	593.8	2,305.7	262.3
63(1988)	344.3	614.8	2,439.6	277.5
平成元(1989)	362.2	646.8	2,584.3	294.0

第5表 高齢者関係給付費の推移

年 度	年金保険給付費	老人保健（医 療分）給付費	老人福祉サ- ビス給付費	計			社会保険給付費	
					対前年度 伸 び 率	給付費に 占める割合		対前年度 伸 び 率
	億円	億円	億円	億円	%	%	億円	%
昭和48(1973)	10,769	4,289	596	15,654	...	25.60	61,152	...
49(1974)	19,231	6,652	877	26,760	70.9	30.10	88,894	45.4
50(1975)	29,045	8,666	1,164	38,875	45.3	33.30	116,726	31.3
51(1976)	40,820	10,780	1,489	53,089	36.6	36.66	144,828	24.1
52(1977)	50,984	12,872	1,798	65,654	23.7	38.97	168,462	16.3
53(1978)	61,392	15,948	2,060	79,400	20.9	40.26	197,213	17.1
54(1979)	70,965	18,503	2,306	91,774	15.6	41.89	219,066	11.1
55(1980)	83,766	21,269	2,560	107,595	17.2	43.73	246,044	12.3
56(1981)	98,011	24,280	2,822	125,113	16.3	45.73	273,578	11.2
57(1982)	110,187	27,450	3,129	140,766	12.5	47.00	299,489	9.5
58(1983)	120,905	32,660	3,306	156,871	11.4	49.17	319,016	6.5
59(1984)	131,459	35,534	3,467	170,460	8.7	50.76	335,794	5.3
60(1985)	145,729	40,070	3,668	189,467	11.2	53.16	356,440	6.1
61(1986)	164,008	43,584	4,075	211,667	11.7	54.85	385,886	8.3
62(1987)	176,218	46,638	4,278	227,134	7.3	55.87	406,546	5.4
63(1988)	187,219	49,824	4,569	241,612	6.4	57.15	422,777	4.0
平成元(1989)	202,638	53,730	5,106	261,474	8.2	58.57	446,404	5.6

第6表 ILO 基準による平成元年度社会保障費用

(単位: 百万円)

	収 入									
	拠 出		社会保 障特 別税	国庫負担	他の公費負担	資産収入	そ の 他	小 計	他制度から の移転	収 入 合 計
	被保険者	事業主								
社 会 保 険										
1. 健康保険	2,032,372	2,053,247	—	710,749	—	19,825	18,208	4,834,400	1,767	4,836,167
(A) 政府管掌健康保険	1,713,318	2,272,053	—	12,510	—	163,229	236,152	4,397,261	—	4,397,261
(B) 国民健康保険	2,637,463	—	—	2,539,913	416,645	—	347,591	5,941,613	549,005	6,490,617
2. 国民健康保険(再掲)	299,586	—	—	—	—	—	—	299,586	549,005	848,591
3. 老人保健	—	—	—	1,084,312	539,896	—	—	1,624,208	3,799,933	5,424,140
4. 厚生年金保険	5,245,497	5,245,497	—	1,730,296	—	3,915,945	27,618	16,164,853	1,819,436	17,984,289
5. 厚生年金基金等	452,015	1,270,673	—	560	—	1,455,416	34	3,178,699	—	3,178,699
6. 国民年金基金	1,284,127	—	—	1,526,858	—	216,988	870,052	3,898,026	4,390,333	8,288,359
7. 農業者年金基金	72,796	—	—	102,947	—	32,386	—	208,130	—	208,130
8. 船員保険	28,767	66,980	—	9,226	—	2,286	1,089	108,347	—	108,347
9. 農林漁業団体職員共済組合	89,545	89,545	—	37,083	—	87,828	4,368	308,368	26,865	335,233
10. 私立学校教職員共済組合	114,794	112,231	—	21,962	7,191	95,455	422	352,055	29,021	381,076
11. 雇用保険	659,284	1,079,999	—	249,766	—	108,004	9,752	2,106,804	—	2,106,804
12. 労働者災害補償保険	—	1,377,715	—	1,307	—	—	691,191	2,070,213	—	2,070,213
家族手当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13. 児童手当	—	104,818	—	34,800	14,984	—	35,411	190,013	—	190,013
公 務 員										
14. 国家公務員等共済組合	458,810	1,046,395	—	74,356	—	341,817	3,639	1,925,017	136,925	2,061,942
(A) 国家公務員共済組合	234,056	944,778	—	—	—	126,697	935	1,306,467	117,354	1,423,821
(B) 旧公共企業体職員等共済組合	1,279,982	2,852,423	—	—	178,734	1,074,978	6,891	5,393,007	268,935	5,661,942
15. 地方公務員等共済組合	—	2,286	—	19,911	—	85	—	22,281	—	22,281
16. 旧令共済組合等	—	10,346	—	—	—	—	—	10,346	—	10,346
17. 国家公務員災害補償	—	22,854	—	—	—	3,628	786	27,267	—	27,267
18. 地方公務員等災害補償	—	7,752	—	—	—	—	—	7,752	—	7,752
19. 旧公共企業体職員業務災害	855	110,848	—	1,117	—	—	—	112,819	—	112,819
20. 国家公務員恩給	—	175,769	—	—	—	—	—	175,769	—	175,769
21. 地方公務員恩給	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公衆保健サービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22. 公衆衛生	—	—	—	518,278	232,574	—	—	750,852	—	750,852
公的扶助及び社会福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23. 生活保護	—	—	—	1,034,488	344,677	—	—	1,379,166	—	1,379,166
24. 社会福祉	—	—	—	1,157,550	849,654	—	—	2,007,204	—	2,007,204
戦争犠牲者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25. 戦傷犠牲者	—	—	—	1,821,211	—	—	—	1,821,211	—	1,821,211
総 計	16,303,680	18,840,207	—	12,689,200	2,584,356	7,644,568	2,254,140	60,322,149	11,139,573	71,461,722

(単位: 百万円)

第6表 つづ き

	支 出									
	給 付					そ の 他				
	疾病・出産		業 務 災 害		失 業 年 金	家 族 手 当	医 療 以 外 の 現 物	現 金	計	
	医 療	現 金	医 療	現 金						
社 会 保 險										
1. 健康保険	3,038,626	253,910	—	—	—	—	—	18,052	3,310,588	
(A) 健康保険	2,264,459	183,726	—	—	—	—	—	16,029	2,464,214	
(B) 国民健康保険	4,135,492	47,786	—	—	—	—	—	16,404	4,219,682	
2. 退職者医療制度(再掲)	844,037	—	—	—	—	—	—	—	844,037	
3. 老人年金基金	5,373,028	—	—	—	—	—	—	—	5,373,028	
4. 厚生年金基金	—	—	—	—	9,628,350	—	—	—	9,628,350	
5. 厚生年金基金	—	—	—	—	555,224	—	—	—	555,224	
6. 国営業者年金基金	—	—	—	—	4,416,437	—	—	—	4,416,437	
7. 船員年金基金	—	—	—	—	241,921	—	—	—	241,921	
8. 船員年金基金	34,615	6,151	7,533	3,733	4,788	9,393	—	1,012	67,226	
9. 農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—	218,797	—	—	—	218,797	
10. 私立学校教職員共済組合	68,407	4,753	—	—	82,291	—	—	1,178	156,629	
11. 雇用保険	—	—	—	—	—	980,355	—	—	980,355	
12. 労働者災害補償保険	—	—	230,074	427,460	212,373	—	—	—	869,907	
家族手当	—	—	—	—	—	145,437	—	—	145,437	
13. 児童手当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
14. 国家公務員等共済組合	197,278	10,298	—	3,293	—	—	—	3,867	1,406,478	
(A) 国家公務員等共済組合	98,845	5,258	—	8,547	1,191,743	—	—	1,243	1,265,554	
(B) 旧公共企業体職員等共済組合	571,444	33,730	—	5,442	2,744,563	—	—	10,690	3,365,869	
15. 地方公務員等共済組合	145	1,430	—	—	15,504	—	—	—	17,079	
16. 旧令共済組合等	—	—	4,360	4,379	1,506	—	—	—	10,245	
17. 国家公務員災害補償	—	—	6,656	11,173	2,944	—	—	—	20,773	
18. 地方公務員等災害補償	—	—	104	7,616	32	—	—	—	7,752	
19. 旧公共企業体職員業務災害	—	—	—	—	111,702	—	—	—	111,702	
20. 旧国家公務員恩給	—	—	—	—	175,769	—	—	—	175,769	
21. 地方公務員恩給	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
22. 公衆衛生保健福祉	530,958	88,756	—	—	—	—	2,105	—	621,819	
23. 生活福祉	767,201	167	—	—	—	—	—	578,303	1,345,671	
24. 社会福祉	18,367	—	—	—	—	301,069	1,474,419	98,678	1,932,531	
25. 戦争犠牲者	3,740	—	—	—	1,717,539	—	1,806	88,269	1,811,353	
総 計	17,122,606	635,966	248,727	471,642	22,251,501	446,506	1,478,331	773,724	44,640,394	

第6表 つづき (単位: 百万円)

社会保険	支			出		収 支 差
	管理費	その他	小 計	他制度への移 転	支出合計	
1. 健康保険						
(A) 政府管掌健康保険	57,243	92,461	3,460,292	1,160,029	4,620,321	215,847
(B) 組合管掌健康保険	104,645	391,039	2,959,897	1,115,627	4,075,524	321,738
2. 国民健康保険	198,466	265,603	4,683,751	1,611,020	6,294,770	195,847
退職者医療制度(再掲)	—	—	844,037	—	844,037	4,554
3. 老人保健	—	20,001	5,393,029	—	5,393,029	31,111
4. 厚生年金保険	39,541	147,332	9,815,224	3,563,797	13,379,021	4,605,268
5. 厚生年金基金	47,777	886	603,886	—	603,886	2,574,812
6. 国民年金基金	119,876	45,868	4,582,182	2,379,137	6,961,319	1,327,040
7. 農業者年金保険	3,872	2,341	248,134	—	248,134	△40,004
8. 船員保険	2,662	19,706	89,595	18,205	107,799	548
9. 農林漁業団体職員共済組合	2,670	386	221,854	67,276	289,130	46,103
10. 私立学校教職員共済組合	2,983	618	160,230	76,456	236,685	144,390
11. 雇用保険	67,264	576,625	1,624,243	—	1,624,243	482,561
12. 労働者災害補償保険	37,751	149,575	1,057,233	—	1,057,233	1,012,980
家族手当						
13. 児童手当	6,879	4,988	157,303	—	157,303	32,710
公務員						
14. 国家公務員等共済組合						
(A) 国家公務員共済組合	3,138	3,720	1,413,336	274,080	1,687,415	374,526
(B) 旧公共企業体職員等共済組合	1,555	1,853	1,268,962	128,791	1,397,753	26,068
15. 地方公務員等共済組合	19,583	752	3,386,204	737,717	4,123,921	1,538,021
16. 旧令共済組合等	274	4,865	22,218	—	22,218	63
17. 国家公務員災害補償	—	101	10,346	—	10,346	—
18. 地方公務員等災害補償	1,493	55	22,322	—	22,322	—
19. 旧公共企業体職員業務災害	—	—	7,752	—	7,752	—
20. 国家公務員恩給	1,117	—	112,819	—	112,819	—
21. 地方公務員恩給	—	—	175,769	—	175,769	—
公衆保健サービス						
22. 公衆衛生	2,364	126,669	750,852	—	750,852	—
公的扶助及び社会福祉						
23. 生活保護	33,495	—	1,379,166	—	1,379,166	—
24. 社会福祉	20,838	153,832	2,007,204	—	2,007,204	—
戦争犠牲者						
25. 戦災犠牲者	9,858	—	1,821,211	—	1,821,211	—
総計	785,345	2,009,276	47,435,015	11,132,133	58,567,148	12,894,574

注 1) この表は ILO 事務局による「社会保険費用調査」の基準に従って算出したものである。

2) 「老人保健」は医療、特定療養費の支給及び老人保健施設施設療養費の支出に関するもののみ計上されており、これらを除く保健事業に関するものは「公衆衛生」に計上されている。

3) 国民年金には福祉年金及び基礎年金を含む。

4) 公衆衛生には結核医療等の公費負担を含む。

5) 家族手当には、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。

6) 四捨五入の関係で計に一致しない場合がある。

7) 0 は百万円単位に四捨五入するとゼロであることを示す。

備考 社会保険費用の項目説明

1. 収入項目

(1) 資産収入——利子、利息、配当金、施設利用料、賃貸料、財産処分益、償還差益等

(2) 他制度からの移転——政府管掌健康保険が組合管掌健康保険及び国民健康保険から受ける日雇拠出金、国民健康保険が医療保険各制度から受ける退職者医療分にかかる療養給付費交付金、老人保健が医療保険各制度から受ける医療費拠出金、国民年金が年金保険各制度から受ける基礎年金拠出金、年金保険各制度が国民年金から受ける基礎年金交付金等

(3) その他の収入——受取延滞金、損害賠償金、手数料、補助金、分担金、繰入金、繰越金、雑収入等

2. 支出項目

(1) 管理費——業務取扱費、事務費、事務所費、総務費、基金運営費、業務委託費、組合会費、旅費等

(2) 他制度への移転——医療保険各制度から日雇特別、退職者医療及び老人保健への拠出金、年金保険各制度の国民年金に対する基礎年金拠出金、国民年金の年金保険各制度に対する基礎年金交付金等

(3) その他の支出——支払基金事務費、施設整備費、保健施設費、福祉施設費、営繕費、組合費、保険料等還付金、負担金等

第7表 制度別社会保障給付費の推移

区分	年度	昭和45(1970)											平成元 (1989)
		50 (1975)	55 (1980)	56 (1981)	57 (1982)	58 (1983)	59 (1984)	60 (1985)	61 (1986)	62 (1987)	63 (1988)		
給付費 (百万円)	総計	3,523,908	24,604,398	27,357,797	29,948,900	31,901,628	33,579,394	35,643,986	38,588,557	40,654,610	42,277,669	44,640,393	
	医療保険	1,781,093	9,361,325	10,129,332	10,697,372	8,804,681	8,885,286	9,142,289	9,717,554	10,227,432	10,625,134	11,057,150	
	老人保健	—	—	—	226,647	3,297,053	3,594,625	4,056,844	4,419,219	4,733,700	5,057,697	5,457,648	
	年金保険	476,592	8,376,552	9,801,123	11,018,737	12,090,526	13,145,893	14,572,857	16,400,763	17,621,834	18,721,928	20,263,772	
	雇用保険	162,944	965,764	1,117,634	1,245,298	1,312,458	1,363,194	1,121,380	1,210,499	1,207,652	1,055,817	989,748	
	業務災害補償	126,975	592,388	632,947	790,210	812,130	845,141	869,174	892,712	894,803	903,452	912,410	
	家族手当	4,578	355,990	378,954	410,878	436,512	454,445	461,676	460,428	457,425	449,985	446,506	
	生活保護	274,293	1,155,310	1,236,304	1,336,779	1,400,891	1,462,479	1,502,711	1,471,032	1,432,475	1,367,435	1,345,671	
	社会福祉	128,778	1,421,711	1,530,922	1,608,068	1,151,925	1,189,280	1,258,579	1,341,193	1,369,816	1,416,025	1,531,464	
	公衆衛生	180,210	484,048	496,630	506,367	505,108	536,070	539,924	543,904	534,344	531,002	537,199	
恩給	319,993	1,700,853	1,834,593	1,909,317	1,905,024	1,887,569	1,902,298	1,914,670	1,935,588	1,899,800	1,865,089		
戦争犠牲者援護	68,452	190,457	199,358	199,227	185,320	215,412	216,254	216,583	239,541	249,394	233,736		
構成割合 (%)	総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	医療保険	50.5	38.0	37.0	35.7	27.6	26.5	25.6	25.2	25.2	25.1	24.8	
	老人保健	—	—	—	0.8	10.3	10.7	11.4	11.5	11.6	12.0	12.2	
	年金保険	13.5	34.0	35.8	36.8	37.9	39.7	40.9	42.5	43.3	44.3	45.4	
	雇用保険	4.6	3.9	4.1	4.2	4.1	4.1	3.1	3.1	3.0	2.5	2.2	
	業務災害補償	3.6	2.4	2.3	2.6	2.5	2.5	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	
	家族手当	0.1	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	
	生活保護	7.8	4.7	4.5	4.5	4.4	4.4	4.2	3.8	3.5	3.2	3.0	
	社会福祉	3.7	5.8	5.6	5.4	3.6	3.5	3.5	3.5	3.4	3.3	3.4	
	公衆衛生	5.1	2.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.6	1.4	1.3	1.3	1.2	
恩給	9.1	6.9	6.7	6.4	6.0	5.6	5.6	5.0	4.8	4.5	4.2		
戦争犠牲者援護	1.9	0.9	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5		

(注) 1. 老人保健には医療を含む保健事業すべてが計上されている。

2. 家族手当には児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。

平成元年度社会保障給付費（概要）

概 要

社会保障給付費は44兆6,404億円

- ▷ 平成元年度社会保障給付費は、44兆6,404億円であり、対前年度伸び率は5.6%で、前年度の4.0%を上回っている。
- ▷ 社会保障給付費の対国民所得比は14.0%であり、前年度の14.1%より若干減少している。これは、国民所得の対前年度伸び率が6.3%を示し、社会保障給付費の伸び率5.6%を上回ったことによる。
- ▷ 国民1人当たりの社会保障給付費は362.2千円で、対前年度伸び率は5.2%となっている。

「年金」の構成割合、引き続き増大

- ▷ 社会保障給付費を「医療」、「年金」、「その他」に分類して、部門別にみると、「医療」が17兆3,713億円で対国民所得比5.5%、「年金」が22兆7,231億円で対国民所得比7.1%、「その他」が4兆5,459億円で対国民所得比1.4%である。
 - ▷ 社会保障給付費の部門別の構成割合をみると、「医療」が38.9%、「年金」が50.9%、「その他」が10.2%であり、「年金」の構成割合が前年度の50.2%から引き続き増大し、「医療」、「その他」の構成割合は、各々、前年度の39.1%、10.7%から若干減少している。
 - ▷ 「年金」の構成割合が増大した背景には、年金受給者数が前年度に比べ伸びていることにくわえ、平成元年度は、財政再計算に伴い厚生年金の標準報酬月額が再評価されたこと、及び、基礎年金単価が引き上げられたこと等が考えられる。
 - ▷ 「その他」の構成割合が減少した背景には、好景気により、失業率や保護率が下がり、雇用保険費や生活保護費などが減少していること等による。
- (注) 「その他」は、生活保護、児童手当、失業給付、社会福祉等からなる。

資 料

社会保障給付費の推移

年 度	社会保険給付費 (1)	対前年度 伸び率	国 民 所 得 (2)	対前年度 伸び率	(1)/(2)
昭和50年度	11兆6726億円	31.3%	123兆9907億円	10.2%	9.4%
55	24兆6044億円	12.3	199兆5902億円	9.5	12.3
60	35兆6440億円	6.1	259兆5898億円	6.6	13.7
61	38兆5886億円	8.3	269兆3947億円	3.8	14.3
62	40兆6546億円	5.4	281兆7375億円	4.6	14.4
63	42兆2777億円	4.0	299兆3566億円	6.3	14.1
平成元	44兆6404億円	5.6	318兆3424億円	6.3	14.0

1人当たり社会保障給付費の推移

年 度	1人当たり 社会保険給付費(1)	対前年度 伸び率	1人当たり 国民所得(2)	対前年度 伸び率
昭和50年度	104.3千円	29.7%	1,108.7千円	8.9%
55	210.2	11.5	1,706.1	8.7
60	294.5	5.5	2,145.9	5.9
61	317.2	7.7	2,215.3	3.2
62	332.5	4.8	2,305.7	4.1
63	344.3	3.5	2,439.6	5.8
平成元	362.2	5.2	2,584.3	5.9

社会保障給付費の部門別構成割合の推移

年 度	医 療	年 金	そ の 他
昭和50年度	48.7%	33.3%	18.0%
55	43.3	42.6	14.1
60	39.7	47.7	12.5
61	39.1	48.9	12.0
62	39.0	48.5	11.5
63	39.1	50.2	10.7
平成元	38.9	50.9	10.2

関 連 指 標

年 度	完 全 失 業 率	保 護 率 (人員)	年金受給者数 対前年度伸び率	年金スライド率
昭和60年度	2.6%	1.18	5.3%	3.4%
61	2.8	1.11	4.5	2.7
62	2.8	1.04	4.0	0.6
63	2.4	0.96	3.6	0.1
平成元	2.2	0.89	3.7	6.2

概 要

高齢者関係給付費は8.2%の伸び

- ▷ 高齢者関係給付費は 26兆1,474億円で、対前年度伸び率は 8.2%であり、前年度の 6.4%を上回っている。また、高齢者関係給付費の対前年度伸び率8.2%は、社会保障給付費の前年度伸び率5.6%を上回っている。
- ▷ 高齢者関係給付費の社会保障給付費に占める割合は58.6%であり、前年度の57.2%から増大し、引き続き増加傾向にあることを示している。
- (注) 高齢者関係給付費は、年金保険給付費、老人保健給付費（医療のみ）、老人福祉サービス給付費（老人保健関係給付費、在宅福祉サービス関係給付費）を合計したものである。

(参考) 欧米諸国との比較

- ▷ 我が国の社会保障給付費の対国民所得比14.0%は、アメリカ15.2%、イギリス25.0%、旧西ドイツ29.1%、フランス36.0%、スウェーデン39.7%に比較して低い水準にある。
- これは、主に、我が国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）がこれら欧米諸国と比較して低い水準にあることによると考えられる。
- ▷ 社会保障給付費の部門別構成割合において、「その他」の構成割合がこれら欧米諸国と比較して低くなっている。
- ▷ 「その他」の構成割合がこれら欧米諸国と比較して低くなっている背景として、
 - ① 我が国の場合、これら欧米諸国に比較して失業率が低いことを反映して、失業給付の規模は小さいものとなっていること、
 - ② 「その他」に含まれる給付は、各国の社会保障の構成により異なり、我が国に比べて、家族給付や公的扶助等の規模が大きい国があること、

(注) 社会保障給付費の欧米諸国との比較は、基本的に「The Cost of Social Security (ILO)」によっている。この資料は3年に一度、3年分をまとめて公表されており、また、公表時期が少し遅いこと等の事情により、我が国の最新の数値と同一年度で比較したりとか、毎年度、最新の数値に置き換えて比較することができない。今回、欧米諸国については1986年の数値を使用して、比較しているのは、このような事情による。

資 料

高齢者関係給付費の推移

年 度	高 齢 者 関 係 給 付 費 (1)	対前年度 伸び率	社 会 保 障 給 付 費 (2)	対前年度 伸び率	(1)/(2)
昭和50年度	3兆8875億円	45.3%	11兆6726億円	31.3%	33.3%
55	10兆7595億円	17.2	24兆6044億円	12.3	43.7
60	18兆9467億円	11.2	35兆6440億円	6.1	53.2
61	21兆1667億円	11.7	38兆5888億円	8.3	54.9
62	22兆7134億円	7.3	40兆6546億円	5.4	55.9
63	24兆1612億円	6.4	42兆2777億円	4.0	57.1
平成元	26兆1474億円	8.2	44兆6404億円	5.6	58.6

社会保障給付費の対国民所得比の国際比較 (1986年)

	社会保障給付費 の対国民所得比				高齢化率
	医 療	年 金	そ の 他		
日 本	14.0%	7.1%	1.4%	11.6%	
ア メ リ カ	15.2	8.5	2.6	12.1	
イ ン グ リ ス	25.0	10.0	9.1	15.3	
旧 西 ド イ ツ	29.1	14.0	7.3	15.1	
フ ラ ン ス	36.0	14.3	12.5	13.1	
ス ウ ェ ー デ ン	39.7	14.2	15.7	18.1	

(注) 日本は1989年度の数値である。

失業給付・家族手当・公的扶助等の対国民所得比の国際比較 (1986年)

	失業給付	家族手当	公的扶助等
日 本	0.3%	0.1%	0.2%
ア メ リ カ	0.5	...	1.0
イ ン グ リ ス	0.7	1.7	6.1
旧 西 ド イ ツ	2.5	0.9	0.9
フ ラ ン ス	2.8	3.4	4.3
ス ウ ェ ー デ ン	1.0	6.1	0.2

(注) 日本は1989年度の数値である。

編集後記

本号は、「社会保障の経済分析」というテーマで特集を組みました。収録した論文のテーマは、広範囲にわたっていますが、多くの論文は、人口の高齢化が、「年金」、「医療」、「地域福祉」といった社会保障施策を通じて国民生活や国民経済にいかなる影響を及ぼすのかを解明しようというものです。

人口の高齢化という避けて通れない現象を前に、近年、社会保障の経済分析が盛んに行われるようになりました。とはいえ、高齢化社会において、どのような社会保障施策が望ましいかについて、コンセンサスが得られているとはいいがたいのが現状だと思います。『季刊・社会保障研究』が、そのような問題に関する議論をたたかわす場となり、よりよき高齢化社会を考えるための参考となることを期待したいと思います。

次号は、「階層構造と社会政策」を特集する予定です。

(塚原)

編集委員長 宮澤健一 (社会保障研究所長)

編集委員 稲上毅 (法政大学教授)

郡司篤晃 (東京大学教授)

小山路男 (社会保障研究所顧問)

地主重美 (駿河台大学教授)

島田晴雄 (慶応義塾大学教授)

袖井孝子 (お茶の水女子大学教授)

高藤昭 (法政大学教授)

都村敦子 (日本社会事業大学教授)

野口悠紀雄 (一橋大学教授)

三浦文夫 (日本社会事業大学教授)

宮島洋 (東京大学教授)

貝塚啓明 (東京大学教授)

庭田範秋 (慶応義塾大学教授)

堀勝洋 (社会保障研究所研究部長)

塚原康博 (社会保障研究所研究員)

織田輝哉 (社会保障研究所研究員)

武智秀之 (社会保障研究所研究員)

編集幹事

季刊

社会保障研究 Vol. 27, No. 3, Winter 1991

(通巻114号)

平成3年12月25日 発行

定価 2,060 円 (本体 2,000 円)

編集・発行所

社 会 保 障 研 究 所

〒107 東京都港区赤坂2丁目19番8号

赤坂2丁目アネックスビル内

電話 (3589) 1381

製作・発売

財団法人 東京大学出版会

〒113 東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 (3811) 8814 振替東京 6-59964

印刷・製本 三美印刷株式会社